

滑川町告示第30号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項及び第102条第2項の規定に基づき、次のとおり第226回滑川町議会定例会を招集する。

令和3年2月22日

滑川町長 吉 田 昇

記

- 1 招 集 日 令和3年3月2日
- 2 招集場所 滑川町議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（13名）

1 番	瀬	上	邦	久	議員	2 番	高	坂	清	二	議員
3 番	松	本	幾	雄	議員	5 番	上	野	葉	月	議員
6 番	井	上	奈保子		議員	7 番	紫	藤		明	議員
9 番	北	堀	一	廣	議員	10 番	宮	島	一	夫	議員
11 番	菅	間	孝	夫	議員	12 番	内	田	敏	雄	議員
13 番	吉	野	正	浩	議員	14 番	阿	部	弘	明	議員
15 番	上	野		廣	議員						

不応招議員（なし）

令和3年第226回滑川町議会定例会

令和3年3月2日（火曜日）

議事日程（第1号）

開会及び開議の宣告

- 1 会議録署名議員の指名
 - 2 会期の決定
 - 3 追悼の式
 - 4 文教厚生常任委員会の委員長の選出
 - 5 小川地区衛生組合議会議員の選挙
 - 6 諸般の報告
 - 7 行政報告並びに施政方針
- 町長提出議案の一括上程、説明
- 8 議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度滑川町一般会計補正予算（第7号））
 - 9 議案第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度滑川町一般会計補正予算（第8号））
 - 10 議案第 3 号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度滑川町水道事業会計補正予算（第5号））
 - 11 議案第 4 号 滑川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 12 議案第 5 号 滑川町一世紀長寿祝金支給条例の一部を改正する条例の制定について
 - 13 議案第 6 号 滑川町手話言語条例の制定について
 - 14 議案第 7 号 滑川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
 - 15 議案第 8 号 滑川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
 - 16 議案第 9 号 滑川町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について
 - 17 議案第10号 滑川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 18 議案第11号 滑川町企業誘致条例の一部を改正する条例の制定について
 - 19 議案第12号 第5次滑川町総合振興計画基本構想の一部を改定することについて

- 2 0 議案第 1 3 号 令和 2 年度滑川町一般会計補正予算（第 9 号）の議定について
- 2 1 議案第 1 4 号 令和 2 年度滑川町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）の議定について
- 2 2 議案第 1 5 号 令和 2 年度滑川町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）の議定について
- 2 3 議案第 1 6 号 令和 2 年度滑川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）の議定について
- 2 4 議案第 1 7 号 令和 2 年度滑川町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）の議定について
- 2 5 議案第 1 8 号 令和 2 年度滑川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 4 号）の議定について
- 2 6 議案第 1 9 号 令和 2 年度滑川町浄化槽事業特別会計補正予算（第 2 号）の議定について
- 2 7 議案第 2 0 号 令和 2 年度滑川町水道事業会計補正予算（第 6 号）の議定について
- 2 8 議案第 2 1 号 令和 3 年度滑川町一般会計予算の議定について
- 2 9 議案第 2 2 号 令和 3 年度滑川町国民健康保険特別会計予算の議定について
- 3 0 議案第 2 3 号 令和 3 年度滑川町介護保険特別会計予算の議定について
- 3 1 議案第 2 4 号 令和 3 年度滑川町後期高齢者医療特別会計予算の議定について
- 3 2 議案第 2 5 号 令和 3 年度滑川町下水道事業特別会計予算の議定について
- 3 3 議案第 2 6 号 令和 3 年度滑川町農業集落排水事業特別会計予算の議定について
- 3 4 議案第 2 7 号 令和 3 年度滑川町浄化槽事業特別会計予算の議定について
- 3 5 議案第 2 8 号 令和 3 年度滑川町水道事業会計予算の議定について
- 3 6 議案第 2 9 号 町道路線の廃止について
- 3 7 議案第 3 0 号 町道路線の認定について
- 3 8 議案第 3 1 号 滑川町農業委員会の委員の任命について
- 3 9 議案第 3 2 号 滑川町農業委員会の委員の任命について
- 4 0 議案第 3 3 号 滑川町農業委員会の委員の任命について
- 4 1 議案第 3 4 号 滑川町農業委員会の委員の任命について
- 4 2 議案第 3 5 号 滑川町農業委員会の委員の任命について
- 4 3 議案第 3 6 号 滑川町農業委員会の委員の任命について
- 4 4 議案第 3 7 号 滑川町農業委員会の委員の任命について
- 4 5 議案第 3 8 号 滑川町農業委員会の委員の任命について
- 4 6 議案第 3 9 号 滑川町農業委員会の委員の任命について
- 4 7 議案第 4 0 号 滑川町農業委員会の委員の任命について
- 4 8 議案第 4 1 号 滑川町農業委員会の委員の任命について
- 4 9 議案第 4 2 号 滑川町農業委員会の委員の任命について
- 5 0 議案第 4 3 号 滑川町農業委員会の委員の任命について
- 5 1 議案第 4 4 号 滑川町農業委員会の委員の任命について

5.2 議案第45号 指定管理者の指定について
総括質疑

出席議員（13名）

1番	瀬上邦久	議員	2番	高坂清二	議員
3番	松本幾雄	議員	5番	上野葉月	議員
6番	井上奈保子	議員	7番	紫藤明	議員
9番	北堀一廣	議員	10番	宮島一夫	議員
11番	菅間孝夫	議員	12番	内田敏雄	議員
13番	吉野正浩	議員	14番	阿部弘明	議員
15番	上野廣	議員			

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町長	吉田昇
副町長	柳克実
教育長	馬場敏男
総務政策課長	吉野徳生
税務課長	篠崎仁志
会計管理者兼 会計課長	木村俊彦
町民保険課長	岩附利昭
健康福祉課長	小柳博司
健康づくり課長	武井宏見
環境課長	関口正幸
産業振興課長兼 農業委員会事務局長	服部進也
建設課長	稲村茂之
教育委員会事務局長	澄川淳
水道課長	會澤孝之
監査委員	稲葉一正

本会議に出席した事務局職員

議会事務局長	木村晴彦
書記	田島百華
録音	関静

○議会事務局長（木村晴彦） ご起立願います。

相互に礼。よろしく願います。

ご着席願います。

◎開会及び開議の宣告

○議長（上野 廣議員） 皆さん、おはようございます。

議員各位には、大変ご多用のところ、第226回滑川町議会定例会にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから第226回滑川町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（上野 廣議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、議長において指名します。

10番 宮 島 一 夫 議員

11番 菅 間 孝 夫 議員

12番 内 田 敏 雄 議員

以上、3名の方をお願いします。

◎会期の決定

○議長（上野 廣議員） 日程第2、会期の決定を議題とします。

本件につきましては、議会運営委員会でご審議いただいておりますので、議会運営委員会委員長に報告をお願いします。

議会運営委員会、宮島一夫委員長、お願いします。

〔議会運営委員長 宮島一夫議員登壇〕

○議会運営委員長（宮島一夫議員） おはようございます。10番、宮島一夫です。議長の命により、議会運営委員会の報告を申し上げます。

本定例会の運営に関わる議会運営委員会は、去る2月24日午前10時から開催しました。出席者は、議長をはじめ議会運営委員4名、執行部から町長、副町長、総務政策課長に出席をいただき、付議されます案件等について説明をいただき、慎重に審議しました。

その結果、会期は本日から3月11日までの10日間とし、本日は追悼の式、文教厚生常任委員会の

委員長の選出、小川地区衛生組合議会議員の選挙、諸般の報告、行政報告並びに施政方針、町長提出議案の一括上程、説明、総括質疑、予算審査特別委員会を設置し、予算議案の付託まで行います。

3日は、午前10時から一般質問を5名行います。4日は休会といたします。5日は休会とし、午前10時から全員協議会を開催します。6日、7日は、休日休会とします。8日、9日は、午前9時から予算審査特別委員会を開催し、付託事項を審査します。10日、11日は、午前10時から議案審議を行い、全議案審議、全日程終了次第、閉会とすることと決定しました。

なお、会期日程につきましては、お手元に配付した会期予定表のとおりでございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

以上をもちまして議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（上野 廣議員） ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本定例会の会期は、本日から3月11日までの10日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上野 廣議員） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月11日までの10日間に決定いたしました。

ここで、日程第3に入る前に、故服部幸雄議員のご遺族が議場に入場いたします。

暫時休憩します。

休 憩 （午前10時06分）

再 開 （午前10時07分）

○議長（上野 廣議員） 再開します。

◎追悼の式

○議長（上野 廣議員） 日程第3の追悼の式を執り行わせていただきます。

故服部幸雄議員におかれましては、去る1月26日にご逝去されました。ここに、謹んで哀悼の意を表します。

ご報告申し上げ、故服部幸雄議員のご冥福をお祈りし、1分間の黙祷をささげたいと思います。

○議会事務局長（木村晴彦） ご起立願います。

黙 祷。

〔黙 祷〕

○議会事務局長（木村晴彦） お直りください。

ご着席願います。

○議長（上野 廣議員） ここで、瀬上副議長と交代いたします。

〔議長、副議長と交代〕

○副議長（瀬上邦久議員） 議長に代わりまして、議事を進めさせていただきます。

続きまして、ご逝去されました故服部幸雄議員に向けて、追悼の辞を賜りたいと思います。

初めに、上野議長よりお願いいたします。

〔議長 上野 廣議員登壇〕

○議長（上野 廣議員） 哀悼の辞。

滑川町議会を代表し、謹んで故服部幸雄議員の御霊に哀悼の辞をささげます。

故人におかれましては、今年1月5日に緊急入院し、1月26日に突然ご逝去されました。大変残念至極でございます。

故服部議員は、昭和24年に山田に生を受け、昭和48年に東洋大学を卒業後、40年以上にわたり、教諭として奉職し、平成29年6月に町議会議員に初当選されました。

以来3年半にわたり、議員として滑川町の発展と振興に全力を傾注し、昨年には、可燃ごみ処理のあり方等調査特別委員会の委員長として、滑川町のごみ処理行政に大変ご尽力いただきました。大変ありがとうございました。

また、文教厚生常任委員会委員長として、教育、福祉の分野において、その政治手腕を遺憾なく発揮しておりました矢先、突然、不帰の人となられましたことは、誠に痛恨の極みであり、残されたご遺族の方々の悲しみはいかばかりかと拝察いたします。ただただ哀悼痛惜の念に堪えません。

温厚篤実なお人柄で、地元の皆様にも愛され、明るくスポーツ好きなそのお姿がほうふつとして眼前によみがえってまいります。

故人が町政発展のためにささげられた尊い精神と功労は、とこしえに滑川町議会史にとどめられることと確信しております。

突然のお別れに接し、現在の思いを十分語り尽くせませんが、ここに私たち議会議員一同は、衷心より惜別の言葉をささげ、ご冥福をお祈りいたします。

最後となりましたが、ご家族の皆様の前途に限りないご加護を賜りますよう切にお願い申し上げ、哀悼の辞といたします。

滑川町議会議長、上野廣。

○副議長（瀬上邦久議員） 続きまして、吉田町長よりお願いいたします。

〔町長 吉田 昇登壇〕

○町長（吉田 昇） 議長の指名をいただきましたので、故服部幸雄議員の追悼の言葉を申し上げます。

本日、ここ滑川町議場におきまして、故服部議員の追悼の式を行うことは無念の極みでございます。故人の無念さを思うとき、慰めの言葉も見つからず、本当に残念でなりません。謹んで、追悼の言葉を申し上げます。

故服部議員におかれましては、平成29年、滑川町議会議員に当選されました。以来、文教厚生常

任委員会委員長及び同副委員長、議会運営委員会委員、町議会を代表し小川地区衛生組合議会議員の要職を務めてこられました。さらには、健康づくり推進員、水道審議会委員、介護保険運営協議会委員、公民館運営審議会委員、社会教育委員として滑川町の発展と町民生活の向上に尽力をされました。

町議会議員としてご活躍される以前は、公立小学校助教諭及び公立小中学校教諭、公立小中学校教頭、公立小学校校長を歴任されました。長きにわたり教育の道を歩まれてきた功績から、正七位瑞宝双光章を受賞されました。

故人の今後におけるより一層のご活躍を期待していた矢先、突然の訃報に接し、ただただ驚きと無念の思いが込み上げてまいりました。

今こうして順調に町政を推進することができておりますのは、故人から多大なるご指導、ご支援を賜りましたおかげであること、心から感謝申し上げます。町政運営に当たりましては、まだまだ課題も多々ございますが、故人の町づくりにかける熱い思いをしっかりと心に刻み、滑川町発展のため、より一層邁進してまいりますことを改めてお誓い申し上げます。

今はただ、心から御霊のご冥福をお祈り申し上げ、ここに哀悼の意を表します。

令和3年3月2日、滑川町長、吉田昇。

○副議長（瀬上邦久議員） ありがとうございます。以上で追悼の式を終わります。

ご遺族の方が議場より退場いたします。

〔遺族退場〕

○副議長（瀬上邦久議員） 議長と交代いたします。

〔副議長、議長と交代〕

◎文教厚生常任委員会の委員長の選出

○議長（上野 廣議員） 日程第4、文教厚生常任委員会の委員長の選出を行います。

本日開催されました文教厚生常任委員会において、互選により正副委員長が選出されましたので、ご報告いたします。

文教厚生常任委員会委員長、菅間孝夫委員、副委員長、上野葉月委員。

以上のとおりであります。

暫時休憩します。議員各位におかれましては、議員控室にお集まりください。再開は10時25分といたします。

休 憩 （午前10時20分）

再 開 （午前10時25分）

○議長（上野 廣議員） 再開します。

◎小川地区衛生組合議会議員の選挙

○議長（上野 廣議員） 日程第5、小川地区衛生組合議会議員の選挙を行います。

現在、小川地区衛生組合議会議員2名のうち1名欠員となっておりますので、これより小川地区衛生組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、慣例に基づきまして指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上野 廣議員） 異議なしと認めます。

よって、選挙は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上野 廣議員） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

議長より指名いたします。

小川地区衛生組合議会議員に菅間孝夫議員を指名いたします。

お諮りします。ただいま指名いたしました菅間孝夫議員を小川地区衛生組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上野 廣議員） 異議なしと認めます。

よって、小川地区衛生組合議会議員に菅間孝夫議員が当選されました。

会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

◎諸般の報告

○議長（上野 廣議員） 日程第6、諸般の報告を行います。

議長より報告させていただきます。

初めに、本定例会の会期予定、議事日程及び議案等につきましては、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、本日は、稲葉一正代表監査委員にご出席いただいておりますので、ご了承願います。

次に、監査委員から令和2年12月、令和3年1月及び2月実施の例月出納検査の結果報告がありました。報告書は事務局に保管してありますので、随時閲覧願います。

次に、本職宛て提出のありました寄附報告書をお手元に配付してありますので、ご了承願います。

次に、お手元に滑川町教育大綱及び第3期滑川町教育振興基本計画が配付してありますので、ご了承ください。

次に、本職宛て提出のありました陳情第1号 安心安全の医療介護の実現と国民のいのちと健康を守るため国へ意見書の提出を求めることに関する陳情書の写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承ください。

次に、閉会中に議長が出席しました会議等につきましては、報告書を配付していますが、この場において幾つかご報告させていただきます。

12月19日、1月29日、大河ドラマ「鎌倉殿の13人」比企市町村推進協議会は、吉田町長が会長でございまして、私が幹事として参加しております。滑川町を新たな視点でアピールできるチャンスと考えて、頑張りたいと思います。詳しいことは、吉野議員の一般質問でお願いします。

2月17日、埼玉県後期高齢者広域連合議会が開催されました。埼玉県町村議長会副会長のときに議員になり、今回が最後の議会になりました。コロナウイルス関連で条例の一部改正や令和2年度予算の補正予算、令和3年度の一般会計及び特別会計予算などの審議がなされ、可決決定されました。

これからの大きな問題は、後期高齢者の医療費窓口負担について、国の方針では2割負担の対象を単身世帯で年収200万円以上、夫婦とも75歳以上の世帯で年収320万円以上とし、約370万人、30%の高齢者が該当するそうです。埼玉県後期高齢者医療広域連合議会では、後期高齢者の医療費窓口負担の現状維持を求める意見書を国に提出するなど、現状維持活動をしていくとのことでございます。

次に、埼玉県町村議長会の各種研修会、会議等は、新型コロナウイルス感染拡大が収まらず中止になっていますが、埼玉県知事と埼玉県議会議長への政策要望については、昨年9月議会で報告いたしました滑川町議会からは町村共通要望として、故服部幸雄議員から大水害に備え、災害は為政者の最大の責務であることを踏まえ、県内中小河川の点検と対策を実施すること、それから個別要望として、これは町村1件のみなのですが、(仮称)嵐山小川インターチェンジ・熊谷間広域幹線道路の整備促進についての2件について、県から回答がありました。

河川の点検については、定期的に点検実施してきているが、出水期前点検や出水や地震後の状態把握を行い、河川の適正な機能の維持を管理していくとともに、市町村との情報の共有化、ハード、ソフト両面から対策を講じていくとのこと。また、水位計、河川監視カメラなど危険箇所を把握して設置していく、ちなみに昨年は、危機管理型水位計、計20か所、簡易型河川監視カメラ21か所増設しているとのこと。

個別要望の滑川町北部道路ですけれども、県では嵐山小川インターチェンジの開通に合わせたアクセス道路として、県道熊谷小川秩父線バイパスの整備を実施しており、滑川町が要望している路線については、周辺の交通状況や土地利用の動向を踏まえ、道路整備の在り方について見極めてま

いますとのことです。

なお、上野葉月議員の町村共通要望で少人数学級については、既に国が35人学級で動いているので、県からの具体的な回答はなかったのではないかと予想しています。

以上、議長からの報告といたします。

次に、比企広域市町村圏組合議会の報告を松本幾雄議員にお願いします。よろしくお願いします。

〔3番 松本幾雄議員登壇〕

○3番（松本幾雄議員） 皆さん、おはようございます。3番、松本幾雄です。議長の命により、令和3年第1回比企広域市町村圏組合議会定例会の報告を申し上げます。

開会及び会議の宣言後、新嵐山町長の紹介及び挨拶、会議録署名議員の指名が行われ、本定例会は2月4日午前10時に招集され、会期は1日限りと決定されました。

それでは、提出されました17議案について報告申し上げます。

議案第1号 専決処分について（比企広域市町村圏組合一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について）、議案第2号 監査委員の選任について、東松山市の梶田美佐子氏が就任される。議案第3号 比企広域公平委員会委員の選任について、東松山市の上原唯司氏が就任される。議案第4号 比企広域市町村圏組合特殊勤務手当の条例の一部を改正する条例の制定について、議案第5号 比企広域市町村圏組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、議案第6号 比企広域市町村圏組合消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第7号 埼玉西部地域消防指令事務の協議会の設置について、議案第8号 比企広域市町村圏組合東松山斎場指定管理者の指定について、議案第9号 令和2年度比企広域市町村圏組合一般会計補正予算（第2号）について、議案第10号 令和2年度比企広域市町村圏組合消防特別会計補正予算（第3号）について、議案第11号 令和2年度比企広域市町村圏組合斎場及び霊きゅう自動車事業特別会計補正予算（第2号）について、議案第12号 令和2年度比企広域市町村圏組合介護認定及び障害者区分審査会特別会計予算（第2号）について、議案第13号 令和3年度比企広域市町村圏組合一般会計予算について、議案第14号 令和3年度比企広域市町村圏組合消防特別会計予算について、議案第15号 令和3年度比企広域市町村圏組合斎場及び霊きゅう自動車事業特別会計予算について、議案第16号 令和3年度比企広域市町村圏組合介護認定及び障害者区分審査会特別会計予算について、議案第17号 令和3年度比企広域公平委員会特別会計予算について、全て原案のとおり可決いたしました。

なお、一般質問に、東松山市議鈴木健一議員から1番、救急搬送について、2番として自然災害の対応については取り下げました。

なお、関係書類につきましては議会事務局に保管してございますので、御覧いただければと思います。

以上で、令和3年第1回比企広域市町村圏組合議会定例会の報告といたします。

○議長（上野 廣議員） ありがとうございます。

ここで、瀬上副議長に交代いたします。

〔議長、副議長と交代〕

○副議長（瀬上邦久議員） 議長に代わりまして、議事を進めさせていただきます。

小川地区衛生組合議会の報告を上野廣議長、お願いいたします。

〔15番 上野 廣議員登壇〕

○15番（上野 廣議員） 2021年2月18日、小川地区衛生組合定例議会報告をいたします。15番、上野廣です。

議長の命により、小川地区衛生組合議会令和3年度第1回定例議会の報告をいたします。

議会開始前に、小川地区衛生組合議会議員として、約3年間ご活躍いただきました服部幸雄議員のご功績をしのび、小川地区衛生組合議会議員で1分間の黙祷を捧げました。

本定例会は、2月18日午前10時より、小川町役場で1日の会期で開催されました。提出議案は、議案第1号 令和2年度小川地区衛生組合一般会計補正予算（第3号）と議案第2号 令和3年度小川地区衛生組合一般会計予算の2件でした。

議案第1号の補正予算は、コロナの影響と思われ、手数料収入が1,400万円減収によりまして、歳入歳出総額を14億6,655万6,000円とするものでございます。

議案第2号は、令和3年度の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億4,179万9,000円とするものです。令和2年度と比べ減額予算になっています。本年度で最後になります燃焼炉の修理費を最小限にとどめたためと思います。両議案ともに、全員賛成で可決決定されました。

一般質問は、小川町の3名の議員から、今後のごみ処理行政についていろいろな角度から質問がありました。可燃ごみ処理の長期的な検討については、来年から始まる民間委託の実績を踏まえて、長期的にはどうしたらいいのか、方向性を探っていく予定とのことでした。

来年から始まる委託業者の選定は、昨年12月25日に開催いたしました可燃ごみ処理の今後の対応についての報告会で示したとおり、プロポーザル方式で行い1月から募集を開始し、2月、3月で候補者を選定し、4月に協定が締結される予定とのことでございます。

以上、報告といたします。

○副議長（瀬上邦久議員） 議長に交代いたします。

〔副議長、議長と交代〕

○議長（上野 廣議員） これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告並びに施政方針

○議長（上野 廣議員） 日程第7、行政報告並びに施政方針を行います。

吉田町長より一般行政報告並びに施政方針をお願いします。

〔町長 吉田 昇登壇〕

○町長（吉田 昇） 町長の吉田でございます。議長のお許しをいただきましたので、3月定例会の開会に当たりまして、一般行政報告並びに令和3年度施政方針を申し上げます。

本日は、第226回滑川町議会定例会を招集させていただきましたところ、年度末という何かとご多忙の中、議員各位にご出席を賜り開会できますことに厚く御礼申し上げます。

さて、本定例会は令和3年度一般会計予算の議定をはじめ、全45議案の審議をお願いするものでございます。慎重審議を賜りまして、原案どおり可決、決定いただきますようお願い申し上げます。

初めに、2月13日夜に福島県沖で発生した地震は、10年前の東日本大震災の恐怖を思い起こさせました。そして、今もなお大変な生活を強いられている被災者の生活再建が一日も早く実現することを望んでいる次第でございます。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、政府は本年1月7日に1都3県に対して2度目の緊急事態宣言を発令しました。13日には7府県を加え、対象は11都府県に拡大しました。国民の協力もあり感染者は減少しているものの、今なお全国各地で相次いで感染者の報告がなされております。

新型コロナウイルスのワクチン接種も始まり、感染症が終息に向かい、国民が安心できる生活に一日も早く戻れることを心から願うばかりです。町でも、ワクチン接種の円滑な推進と町民への迅速かつ的確な接種を実施するため、新型コロナワクチン予防接種対策チームを立ち上げ、万全を期しております。

ここで、一般行政報告を申し上げます。

1月10日、コミュニティセンターにおいて134名の新成人を迎え、新型コロナウイルス感染症対策を徹底し、成人式を挙行いたしました。次代を担う若い方の姿を拝見し、大変心強く感じたとところでございます。このほか、新年賀詞交歓会等は、コロナ禍の中、開催を見送りいたしました。

表彰関係におきましては、滑川町議会議員として地方自治の発展に多大な貢献をなされた小久保達雄さんと荒井重壽さんが旭日単光章を受章されました。昨年9月にご逝去された故金井恭市さんが、従六位を受章されました。昨年10月にご逝去された故金井塚徳一さんが、旭日単光章を受章されました。そして、今年1月にご逝去された故服部幸雄さんが、正七位瑞宝双光章を受章されました。

また、長きにわたり食育活動に貢献された、はあとキッチンがシラコバト賞を受賞されました。

また、冒頭で申し上げました新型コロナウイルス感染症に対しましては、感染拡大を阻止すべく町民に対して、手洗い、うがいを推奨し、密閉空間、密集場所、密接場面を避ける行動をお願いする中、町主催の様々なイベントや行事、会議の中止、施設の使用制限措置など、町民に対しまして大切な人や家族等を守るため、感染予防行動にご協力をお願いしてまいりました。

現在、本町において新型コロナウイルス感染症の陽性者は、県の公表によりますと、通算24名の

報告がございます。陽性者は出ておりますが、住民一人一人が自ら感染予防に取り組んでいただいていることに関しましては、住民各位に感謝申し上げるところでございます。

今後も感染拡大防止について、適正な情報収集と情報発信に努め、町民の皆様が安心して生活できるよう、ワクチン接種をはじめとする必要な対策を講じてまいりますので、町民皆様、関係各位のご理解、ご協力を心よりお願い申し上げます。

今年度も余すところ1か月を切りました。事業も最終段階を迎え、完了に向けて職員一同、鋭意努力しているところでございます。心を引き締めて、職員が一丸となって住民とともに町づくりに努めてまいります。

以上、簡単でございますが、開会に当たっての挨拶と一般行政報告とさせていただきます。よろしく申し上げます。

続きまして、令和3年度の滑川町の行政運営とその施政方針を申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症による混乱が依然として続いており、全国各地で感染拡大防止対策の最中においても、経済活動や社会活動との両立の中で、数多くの感染患者が報告されています。そして、重傷者の方も数多く、尊い命が失われております。亡くなられた方のご冥福を心からお祈り申し上げますとともに、罹患された皆様及び関係者の皆様に、心よりお見舞い申し上げます。そして、一日も早い回復を願っております。

また、新型コロナウイルス感染症防止のために、多くの規制の中で感染者と向き合う医療現場をはじめとして、全国各地のあらゆる現場で対策に取り組んでおられる方々へ、敬意と感謝を申し上げます。

また、町民一人一人が大切な人や家族のために感染予防に取り組んでいただいていることに関しましては、感謝を申し上げます。

新型コロナウイルスのワクチン接種が開始された中、感染症が終息に向かい、東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けて、国民が安心できる生活に一日も早く戻れることを心から願うばかりです。

さて、滑川町の将来を見据え、その実現に向けた施策や事業を位置づけた総合振興計画・後期基本計画が、総合戦略を一体とした計画として令和3年度にスタートいたします。職員が一丸となって、議員各位のご協力を賜りまして、住民とともに本計画に基づく施策の推進を図ってまいりますので、よろしくお願いいたします。

現在の町の状況についてご説明申し上げます。

現在の本町は、国営武蔵丘陵森林公園に代表される自然豊かな町として、また首都近郊、交通利便な立地にかかわらず、豊かな里山の姿を残す首都圏のオアシスとして高い評価をいただいております。特に全国的に人口の減少、少子化が社会問題となっている昨今、昨年1年間で268人もんの人口が増加し、令和3年1月1日現在の人口は1万9,562人で、人口2万人まで500人を切りました。

出生率でも、全国平均、埼玉県平均を大きく上回り、常に埼玉県内のトップクラスに位置をしております。将来を展望するに、誠に喜ばしい状況となっております。これもひとえに議員各位をはじめ、町民皆様の町政に対するご協力のたまものと感謝しております。

令和3年度も、学校給食費の無償や18歳までの子ども医療費の無料を中心とした子育て支援を実施し、引き続き子育て世代を応援してまいります。

さて、今年の夏、いよいよ東京オリンピック・パラリンピックが開催されます。国民の期待も高まり、スポーツへの関心が集まる中、町民一人一人の健康づくりに対する意識も高まっております。健康づくりについて、町では生涯を通じて健康で安心して生活を送るために、町民、企業、グループ、地域、行政が一体となって取り組んでいくこととしております。そして、滑川町健康づくり行動計画により、健康増進事業、食育推進事業に取り組むほか、地域包括支援センターでは高齢者を対象とした多種多様な内容の教室を開催し、高齢者に外出の機会を提供しております。

こうした健康づくりの取組が、子どもから高齢者まで幅広い世代に浸透し、将来大きな成果となって現れてくることを期待しております。今後も町民と地域、保健、医療、福祉が一体となり、長期的な視野でみんなが健康で長寿の町を合言葉に取組を続けてまいります。

昨年度も異常気象に見舞われ、様々な災害が発生しました。7月に熊本県を中心に、九州や中部地方などで発生した集中豪雨により、大きな被害が広範囲に及びました。近年多発する自然災害を前に、町民の防災、減災に対する意識は年々高まっております。町では、いつ起きるか分からない自然災害に対し、今後も自主防災組織、関係機関との連携強化を図り、地域防災力を高め、町民の生命、財産を守るため、安心・安全なまちづくりにより一層取り組んでまいります。

町の基幹産業である農業につきましては、農用地の基盤整備を継続するほか、担い手の確保に取り組む、農業振興に努めてまいります。また、町の特産品である谷津田米、ころ柿、ぼろたん栗の宣伝を広く実施し、多くの人に特産品を認知していただき、消費していただくための活動に取り組んでまいります。さらには、古くから伝わる町のため池、稲作農法の農業遺産認定に向けた取組を継続してまいります。

教育分野におきましては、昨年度から開始した幼稚園での預かり保育事業を継続してまいります。また、教育の現場に情報通信技術を取り入れるなど、町の将来を担う子どもたちのための学習環境の整備を図ってまいります。

青少年を取り巻く問題は、いじめ問題や少年犯罪等、家庭、学校だけでなく、地域社会が一丸となってともに関わる重要な問題です。関係団体との連携を図りながら、未来の財産である青少年の健全育成に努めてまいります。

平和授業におきましては、さきの大戦で多くの人命が失われ、また我が国の戦後の平和と繁栄がこのような多くの犠牲と、国民のたゆみない努力によって築かれたものであることを忘れずに、戦後生まれの人々にもこのことを正しく伝えていくことが大切です。

町では、悲惨な戦争の記憶を風化させないよう、戦争と平和を考えるパネル展や平和を見つめるピースバスツアーを実施してまいりました。これらの取組に加え、将来的には森林公園駅北口周辺の整備開発や、関越自動車道、嵐山小川インターチェンジから町内を通過して熊谷市へつながるアクセス道路の整備を目指してまいります。

続きまして、令和3年度予算案についてご説明申し上げます。

今日における地方自治体の財政状況は、新型コロナウイルス感染症の影響により、税収の安定的な確保は非常に困難な状況の中、医療費を中心とした社会保障費の急増や少子高齢社会の対応、高水準での公債費の推移など、地方財政は厳しい状況が続いております。

滑川町における令和3年度予算編成に当たっては、給食費無償をはじめ、高齢者等の医療費に対する社会保障、子育て支援策など、大幅な伸びが予想されることから、第5次滑川町総合振興計画・後期基本計画に基づき、安全・安心なまちづくり推進のための諸施策を展開するとともに、重点事業である健康づくり事業をさらに進めるほか、道路整備事業、教育施設整備事業に取り組んでいかなければなりません。厳しい財政状況ではありますが、職員一人一人が創意工夫によりコスト削減の意識を持ち、効率的で効果的な行財政運営に積極的に取り組むこととして、財政の健全化と重要施策への積極的配分を図る予算として編成をいたしました。

一般会計予算の総額を61億300万円と定め、昨年より2億4,800万円、率にして4.2%増額の予算といたしました。

また、国民健康保険特別会計で16億2,106万円、介護保険特別会計で12億5,700万円、後期高齢者医療特別会計で1億7,452万2,000円、下水道事業特別会計で3億6,600万円、農業集落排水事業特別会計で9,010万円、浄化槽事業特別会計で4,240万円、以上6つの特別会計と水道事業、企業会計の支出合計4億6,127万9,000円を合わせた町全体の合計額は、101億1,536万1,000円と、前年度比4億290万2,000円、率にして4.1%の増額予算といたしました。

次に、一般会計の概要についてご説明申し上げます。

歳入についてでございます。

財源の柱である税収を見ますと、町税については、新型コロナウイルス感染症による景気悪化の影響により、前年度当初予算額対比で個人町民税で2億1,483万1,000円、法人町民税で9,388万9,000円、固定資産税で2,250万円など、総額で3億3,738万円の減収を見込み、町税は総額で26億7,472万5,000円の当初予算となりました。

地方交付税のうち、普通交付税は国の予算案が8,503億円の増、前年度比5.1%増となっていることや、令和3年度算定において基準財政需要額に令和2年度国勢調査人口が採用されるなどの増額要因があることから、令和2年度当初予算額より1億7,258万6,000円の増額を見込み、3億8,059万円を計上いたしました。

国庫支出金については、保育の無償化と保育所保育委託に係る子どものための教育、保育給食交

付金の増額、認定こども園に係る施設型給付費国庫負担金の増額、また新型コロナワクチン予防接種事業国庫負担金等の皆増により、総額で前年度比1億4,358万7,000円、率にして18%の増額となりました。

町債については、公共施設等適正管理推進事業債を4,510万円、臨時財政対策債を5億6,975万2,000円の借入れを行います。

地方債の令和3年度末の残高見込額は54億6,293万7,000円となります。令和3年度の繰入れにつきましては、歳出超過に伴う不足分を補填するために財政調整基金を1,000万円取り崩す予算編成といたしました。

続きまして、一般会計、歳出の概要をご説明申し上げます。

総務費では、総額7億717万9,000円を計上し、前年度比1,492万3,000円、率にして2.1%の減額であります。主な理由として、給与や手当の減額が挙げられます。来年度は、衆議院議員選挙が予定されております。また、パートナーシッププラン・公共施設等総合管理計画改訂版の策定を行うほか、電算関係経費、役場庁舎施設等の管理経費、コミュニティセンター指定管理委託料等を計上しております。

民生費では、総額23億3,239万3,000円を計上し、前年度比2億1,120万6,000円、率にして10%の増額であります。これまで実施してまいりました子育て支援としての18歳までの医療費の無料、第3子以降の出産から中学校入学までを段階的に支援する子育て支援金等につきまして、令和3年度も引き続き実施してまいります。

また、高齢者への祝金等の支給も継続させていただきました。このほか、保育所保育実施委託料が1億137万3,000円、障害福祉サービス、介護給付費、訓練等給付費が4,856万8,000円の増額となっているほか、新規に地域福祉計画策定業務委託料や保育対策総合支援事業補助金を計上しております。また、高齢者や障害をお持ちの方への配慮に努めるとともに、町民の皆様が安心してご利用できる福祉サービスの充実に努めてまいります。

衛生費では、総額6億597万6,000円を計上し、前年度比6,177万7,000円、率にして11.4%の増額です。新規事業として、新型コロナワクチン接種推進事業6,631万2,000円を計上し感染症対策に取り組むとともに、小児肺炎球菌、ヒブワクチン、ロタワクチンを含んだ予防接種委託料、また妊婦健康診査業務委託料や健康づくり推進事業費などを計上しています。また、一般廃棄物収集運搬委託料や小川地区衛生組合塵芥処理費負担金など、ごみ収集関係の経費なども計上しております。環境の保全是、行政だけでなく、企業や町民一人一人が環境に対する意識を持ち続けることが必要です。今後も官民が協力しながら、町全体で環境保全に取り組んでまいります。

農林水産業費では、総額1億9,060万2,000円を計上し、前年度比2,957万9,000円、率にして13.4%の減額となっております。ため池劣化状況調査のための農村地域防災減災事業等委託料や多面的機能支払交付金を計上しております。また、農業集落排水事業特別会計繰出金を7,220万円計上いた

しました。

商工費では、企業誘致奨励金をはじめ、町民への耐震住宅リフォーム費用の補助や森林公園、年間パスポート券の購入補助等を実施いたします。総額で1,916万7,000円の予算額となり、前年度比517万8,000円、21.3%の減額となっております。

土木費では、公共施設等適正管理推進事業舗装修繕等工事（町道124号線・町道8828号線）を実施するほか、滑川町橋梁長寿命化修繕計画に基づき、道路橋定期点検委託料2,900万円計上しました。新規事業としては、都市計画基礎調査のための委託料を350万円計上し、総額で3億4,743万1,000円の予算額となり、前年度比520万1,000円、率にして1.5%の増額となっております。

消防費では、主に比企広域消防組合常備消防費負担金、比企広域消防組合非常備消防費負担金などで、総額3億2,703万7,000円を計上し、前年度比546万1,000円、率にして1.6%の減額です。令和3年度は、地域防災訓練を実施いたします。

教育費では、認定こども園利用者の増加を受けた施設型給付費負担金の1,499万4,000円の増額等により、総額8億5,203万5,000円を計上し、前年度比357万1,000円、率にして0.4%の増額となります。令和3年度も引き続き、文部科学省によるGIGAスクール構想のための事業を推進するとともに、滑川幼稚園による預かり保育事業計画も実施をします。また、オリンピック・パラリンピック関連予算も計上してございます。学校給食費無償や子育て支援のための無利息の教育支援金の貸付制度を引き続き実施してまいります。

終わりになりますが、私ども地方自治体におきましては、住民に一番身近な基礎自治体としての責務をしっかりと果たし、将来を見据え住民福祉の向上に取り組んでいかなければなりません。令和3年度も、福祉、教育、環境、平和、健康の5本の柱を中心に町民目線に立ち、皆様に寄り添った心の通う行政、町民皆様の共感を得る行政の推進に職員一丸となって邁進してまいります。

今日の豊かな滑川町を築き上げてこられた先人に感謝し、次の世代へ責任を持って、町民の皆様がこの町に住んでよかった、生まれてよかったと感じていただける町づくりを進めてまいる所存でございます。町民の皆様、またここにお集まりの議員の皆様におかれましては、なお一層のご理解、ご協力を賜りますよう心からお願い申し上げ、新しい年度を迎えるに当たっての施政方針とさせていただきます。

長時間ありがとうございました。

○議長（上野 廣議員） ありがとうございました。

暫時休憩します。再開は11時半とします。

休 憩 （午前11時16分）

再 開 （午前11時30分）

○議長（上野 廣議員） 再開します。

馬場教育長より、教育行政報告並びに施政方針をお願いします。よろしくをお願いします。

〔教育長 馬場敏男登壇〕

○教育長（馬場敏男） おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、教育委員会教育長、教育関係の報告事項と来年度の教育行政の方針について申し上げます。

それでは初めに、まず本年度、第2期滑川町教育振興基本計画が最終年を迎えます。新型コロナウイルス感染拡大防止対策を取っての1年でしたので、教育行政の指標に掲げている項目についても、しっかりと検証できるように協議をしております。

また、第3期の教育振興基本計画ですが、吉田町長より町の総合振興計画の基本理念に基づき、町の教育の総合的な施策の方向性や目標を示す滑川町教育大綱を示していただきました。その基本理念の実現に向け、策定委員会を設置し、ご逝去された服部委員長様の下、4回の協議を経て第3期の教育振興基本計画を策定し、2回の総合教育会議での協議、さらには5回の教育委員会での協議を経て、2月12日に教育委員会で議決いたしました。

本日、机上に教育大綱、教育振興基本計画、その概要版の3点を配付させていただきました。よろしくをお願いいたします。

教育振興基本計画は、町の教育大綱や国、県の教育振興基本計画を踏まえ、社会的、職業的に自立し、他者と共生することで、社会に貢献する人を目指す児童像とし、一人一人が自らの可能性を最大限に発揮し、よりよい社会と幸福な人生を自らつくり出していくための資質、能力を確実に育成する教育を目指し、計画を進めてまいります。

基本理念を「学んでよかったまちへ 一チーム滑川での教育―「人・まちをつなげ、未来へつながる滑川町の教育」」とし、3つの目標、12の施策、61の取組、26の指標を掲げ構成されております。令和3年度からの5年間、第3期の計画に基づき教育行政を進めてまいります。

令和3年度の教育行政につきましても、第3期計画に基づき、コロナ禍ではありますが、工夫しながら、これからの社会を見据え、地域と協働しながら、町民が学んでよかったと思える取組を積極的に行ってまいります。今後とも、議員の皆様には大所高所からご指導をよろしくお願いいたします。

次に、教育関係の報告をさせていただきます。

令和2年度は、コロナ禍での教育行政の運営でございましたが、関係各位、関係諸機関のご理解とご協力を得て、十分とは言えませんが、町民目線での運営が可能な範囲で達成できたのではないかと感謝をしているところでございます。

また、学校関係については、急な対応や変更にもかかわらず、校・園長を中心に一致団結して、教育委員会の方針の下、子どものためにと新たな対応に尽力していただきました。

卒業式、卒園式は、卒業生、卒園生と教職員、保護者で人数を制限し実施いたします。内容についても、合唱等を簡略化して実施いたします。議員の皆様におかれましても、本来であればご臨席

を賜るところでございますが、参加人数を制限して実施することから、ご来賓の参加をご遠慮いただいております。ご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

では、学校関係の報告をいたします。

年度当初に設定いたしました目指す学校像の実現に向けた目標、方策について、その達成状況を申告し、評価するため、2月9日、15日に、管理職自己評価シートに基づき、校長との教育長面談を実施したところでございます。その結果、各学校とも町民の信託に応えるべく、全職員一丸となり、保護者、地域の方々のご理解とご協力を得ながら、意欲的に日々の教育活動に取り組んでいる様子がうかがえました。

なお、その他の教職員につきましては、校長、教頭が同様に達成面談を一人一人実施し、学校課題の克服と教育活動の充実に努めております。

また、幼稚園も含めた各学校・園において、地域に根差した特色ある学校を目指して、絶えず取組の改善をしていきたいと考え、学校評価を実施しております。本年度についても、ホームページに掲載する予定でございます。

続きまして、入試関係ですが、私立高校については1月の下旬を中心に入試が行われ、既に50名の生徒の進路が決定しております。埼玉県公立高校の入試につきましては、学力検査が先日2月26日金曜日、実技検査、面接等が昨日3月1日月曜日に行われ、8日月曜日に結果が発表されます。卒業生全員の進路決定に向け、保護者とともに全力で取り組んでいるところでございます。

教職員人事につきましてはほぼ終了し、去る2月12日金曜日の教育委員会で管理職の議決、承認をいただき、県へ内申を上げたところでございます。今後3月12日に一般教職員、24日に管理職等の内示が行われる予定でございます。

続きまして、施設・設備整備事業について報告をさせていただきます。

まず、12月補正時点にいただきました予算については順次着手し、執行しております。今回の補正では、執行済みや精算により、不用額の減額補正と併せて、宮前小学校では学校用地伐採、抜根等工事、東プレハブ校舎解体等工事、図工室工作台入替え設置事業を計上させていただきました。福田小学校では非常階段塗装等補修事業、月の輪小学校では昇降機遮煙ドア修繕、滑川中学校では西校舎教室改修等事業と樹木伐採工事事業を計上させていただき、滑川幼稚園では学校施設環境改善交付金を活用して、幼稚園舎屋根及び外壁塗装補修事業を計上させていただきました。

また、教育総務費関係では、地方臨時交付金を活用して、学校保健特別対策事業として感染症予防対策用品の購入、学習保障に必要な公立学校情報機器購入事業を計上させていただきました。これらの事業の繰越明許を上程させていただいております。

このほかの事業といたしましては、児童生徒への1人1台のPC端末環境整備を進めているところでございますが、2月26日より順次学校ごとに納品をされている状況でございます。また、情報機器を使用する環境の変化に伴い、情報セキュリティポリシーの見直しが急務となるため、作成

委託料を計上させていただき、情報管理や運用の徹底を図ってまいります。

今後も、幼稚園、小中学校の施設整備につきましては、子どもたちが安全で安心して生活学習ができるように、社会の変化とそれぞれの学校に応じた整備を行ってまいります。今後におきましても、議員の皆様からのご指導並びにご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

続きまして、生涯学習関係でございます。

1月以降の事業といたしましては、1月10日に成人式を2部制で実施させていただきました。今回は、コロナ禍での成人式ということで来賓の人数を減らし、議会からは上野議長様にご臨席を賜りました。本年も、成人者で構成された実行委員の皆さんに当日の運営を担っていただき、粛々とした中にも爽やかな式典を実施することができました。

1月16日には、第26回なめがわ郷土かるた大会を準備しておりましたが、緊急事態宣言ということで感染拡大防止の観点から、残念ながら中止とさせていただきます。その後の囲碁・将棋大会、文化活動発表会につきましては、実行委員会制をしかせていただいている関係で、実行委員の皆様とご協議させていただき、中止と決定させていただきました。

また、「10代からのメッセージ～滑川町青少年の主張大会～」につきましては、ステージでの発表は行いませんが、小学生10名、中学生6名の計16名の青少年の考えや思いをメッセージ集として発行いたします。完成いたしましたら、また議員の皆様方に配付のほうさせていただきます。よろしくお願いいたします。

最後に、高齢者を対象にした寿学級ですが、今年度は新型コロナウイルスの影響で、1回目、2回目につきましては中止とさせていただきますが、3回目は12月4日から開始をしました。各地区集会所にて、感染防止のフェースシールドを一緒に作成したり、笑い与健康の話、人権DVDの視聴を実施しておりましたが、途中緊急事態宣言が発出されたため、それ以降に計画していた地区の活動については、残念ながら中止とさせていただきます。今年度は152人の参加をいただき、事業を終了いたしました。

次に、生涯スポーツ関係でございます。

例年大変好評いただいておりますスキー・スノーボード教室、多くの方に参加いただいている駅伝競走大会ですが、中止といたしました。

また、3月の、先日回覧にて町民の皆様に向けて、新型コロナウイルスワクチン予防接種推進事業に伴う総合体育館の使用停止をお知らせいたしました。ワクチン接種会場として総合体育館を利用する見込みであるために、令和3年4月1日から令和4年3月31日までを使用停止といたします。町民の皆様方には、長期間にわたり大変ご不便をおかけすることになりますが、ご理解、ご協力をお願いしたいと思います。

次に、文化財関係でございます。

ミヤコタナゴが生息していた頃の沼や里山の環境を再生する活動を立ち上げるため、武蔵丘陵森

林公園と協議をしてきたところでございますが、先般、国土交通省から具体的な活動内容を示してほしいとの要望があり、森林公園内の沼でのミヤコタナゴの放流を視野に入れた活動計画を提出し、協議を始めたところでございます。今後、活動計画が実施できるよう関係機関等と協議しながら、丁寧に進めてまいります。

図書館におきましては、例年行っておりますクリスマス会を中止とし、予約制にて通常のおはなし会を行いました。ボランティアの参加を見合せ、図書館職員にて行っております。

また、2月実施予定の読み聞かせボランティア養成講座も延期しておりましたが、緊急事態宣言の延長を踏まえ中止といたしました。

今年度中の図書館の利用状況といたしましては、昨年の4月以降の新規登録者が212名、現在の利用券の発行数が1万2,000名を超えております。5月いっぱいまで臨時休館を行っていたためか、例年と比べて少ない登録者数となりました。利用状況につきましては、年度内で2月末までの貸出数が5万7,418点となり、昨年より減少しております。

また、これからの子どもの読書活動の習慣化のために、現在子ども読書活動推進計画を策定しております。これからも、あらゆる世代に広く読書が浸透するよう、読書環境の整備と資料の提供に努めてまいります。

最後になりますが、令和3年度の幼稚園、小中学校の概要ですが、幼稚園は園児199名8学級が見込まれ、1学級減です。3歳児は、3月1日現在で47名の入園予定です。宮前小学校は483名で19学級、福田小学校は134名で8学級、月の輪小学校は582名で22学級、そして滑川中学校は582名で21学級の予定でございます。

今後も新型コロナウイルス感染防止を踏まえての教育行政の進め方、大きく変わる教育行政を踏まえ、議員の皆様のご指導、ご鞭撻をいただきながら創意工夫を加え、町子どもたちをチーム滑川で育成するとともに、町民ニーズに応えた積極的な事業展開を進めてまいります。どうぞご指導のほどよろしくお願いいたします。

○議長（上野 廣議員） ありがとうございます。

◎町長提出議案の一括上程、説明

○議長（上野 廣議員） 日程第8、議案第1号から日程第52、議案第45号まで45議案の一括上程を行います。

事務局長に朗読を願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（上野 廣議員） 吉田町長より提案理由の説明をお願いします。

〔町長 吉田 昇登壇〕

○町長（吉田 昇） 本定例会に提出させていただきます議案の提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度滑川町一般会計補正予算（第7号））は、既定の歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ1,259万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ86億8,319万円としたものです。新型コロナウイルスワクチン接種実施体制整備及び医療従事者等接種に伴うもので、1月29日に専決処分をしたものでございます。

議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度滑川町一般会計補正予算（第8号））は、既定の歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ1,232万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ86億9,551万7,000円としたものです。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（第3次分）を活用した事業に伴うもので、2月3日に専決処分をしたものでございます。

議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度滑川町水道事業会計補正予算（第5号））は、第3条の収益的収入を3億6,719万7,000円とし、支出を3億7,294万7,000円とするもので、2月3日に専決処分をしたものでございます。

議案第4号 滑川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、滑川町学校運営協議会委員の報酬を定めるため、条例の一部改正を行うものでございます。

議案第5号 滑川町一世紀長寿祝金支給条例の一部を改正する条例の制定については、祝金の額を変更するため、条例の一部改正を行うものでございます。

議案第6号 滑川町手話言語条例の制定については、手話が言語であるとの認識に基づき、聾者と聾者以外の者とが共生することのできる社会の実現を図るために制定するものでございます。

議案第7号 滑川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、条例の一部改正を行うものでございます。

議案第8号 滑川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、介護保険事業計画の見直し及び地方税法の改正に伴い、条例の一部改正を行うものでございます。

議案第9号 滑川町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定については、介護保険法及び指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の改正に伴い、条例の一部改正を行うものでございます。

議案第10号 滑川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定については、地方税法の改正に伴い、条例の一部改正を行うものでございます。

議案第11号 滑川町企業誘致条例の一部を改正する条例の制定については、企業等の優遇制度の見直しを行うため、条例の一部改正を行うものでございます。

議案第12号 第5次滑川町総合振興計画基本構想の一部を改定することについては、基本構想の策定から5年が経過しようとする中、現在の法制度や情勢に合わせ改定を行うものでございます。

議案第13号 令和2年度滑川町一般会計補正予算（第9号）の議定については、既定の歳入歳出

予算の総額に歳入歳出それぞれ9,382万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ87億8,934万2,000円とするものです。歳入については、町税の減額や地方債の発行及び国庫支出金等の増額、歳出については財政調整基金への積立て、町道114号線のり面修繕工事、保育所保育実施委託料、障害福祉サービス介護給付費の増額が主なものでございます。

議案第14号 令和2年度滑川町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の議定については、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ638万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ17億999万9,000円とするものです。歳入については、国民健康保険税の減額並びに国庫支出金及び県支出金の増額、歳出については、保険給付費の増額及び保険事業費の減額が主なものでございます。

議案第15号 令和2年度滑川町介護保険特別会計補正予算（第3号）の議定については、既定の歳入歳出の総額から1億563万1,000円を減額し、歳入歳出それぞれ11億1,817万3,000円とするものです。歳入については、国庫支出金及び県支出金並びに支払基金交付金の減額、歳出については、保険給付費の減額が主なものでございます。

議案第16号 令和2年度滑川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の議定については、既定の歳入歳出の総額から398万2,000円を減額し、歳入歳出それぞれ1億7,947万9,000円とするものです。歳入については、後期高齢者医療保険料の減額、歳出については、保養所利用補助金及び予備費の減額が主なものでございます。

議案第17号 令和2年度滑川町下水道事業特別会計補正予算（第3号）の議定については、既定の歳入歳出の総額から237万2,000円を減額し、歳入歳出それぞれ3億7,369万5,000円とするものです。歳入については、区域外接続増加による分担金及び使用料収入の増額、歳出については、下水道処理の増加に伴う維持管理費の増額が主なものでございます。

議案第18号 令和2年度滑川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）の議定については、既定の歳入歳出の総額から70万円を減額し、歳入歳出それぞれ9,432万4,000円とするものです。歳入については、分担金及び負担金の減額、歳出については、施設費及び農業集落排水事業費の減額が主なものでございます。

議案第19号 令和2年度滑川町浄化槽事業特別会計補正予算（第2号）の議定については、既定の歳入歳出の総額から1,545万円を減額し、歳入歳出それぞれ4,049万円とするものです。歳入については、国庫支出金及び県支出金の減額、歳出については、施設整備費の減額が主なものでございます。

議案第20号 令和2年度滑川町水道事業会計補正予算（第6号）の議定については、第3条の収益的収入を3億6,764万7,000円とし、支出を3億7,047万1,000円とするものです。また、第4条の資本的収入を1,441万4,000円とし、支出を1億7,555万2,000円とするものでございます。

議案第21号 令和3年度滑川町一般会計予算の議定については、歳入歳出の総額を61億300万円とするものです。予算概要及び主な事業は、先ほど施政方針で申し上げたとおりでございます。

議案第22号 令和3年度滑川町国民健康保険特別会計予算の議定については、歳入歳出の総額を16億2,106万円とするものでございます。

議案第23号 令和3年度滑川町介護保険特別会計予算の議定については、歳入歳出の総額を12億5,700万円とするものでございます。

議案第24号 令和3年度滑川町後期高齢者医療特別会計予算の議定については、歳入歳出の総額を1億7,452万2,000円とするものでございます。

議案第25号 令和3年度滑川町下水道事業特別会計予算の議定については、歳入歳出の総額を3億6,600万円とするものでございます。

議案第26号 令和3年度滑川町農業集落排水事業特別会計予算の議定については、歳入歳出の総額を9,010万円とするものでございます。

議案第27号 令和3年度滑川町浄化槽事業特別会計予算の議定については、歳入歳出の総額を4,240万円とするものでございます。

議案第28号 令和3年度滑川町水道事業会計予算の議定については、収益的収入を3億4,782万円とし、支出を3億4,373万8,000円とするものです。また、資本的収入を1,218万3,000円とし、支出を1億1,754万1,000円とするものでございます。

議案第29号 町道路線の廃止について及び議案第30号 町道路線の認定については、町道路線の整備のため、廃止・認定をお願いするものでございます。

議案第31号から議案第44号までにつきましては、滑川町農業委員会の委員の任命についてでございます。現在の農業委員の任期が令和3年4月11日をもって満了いたします。候補者評価委員会において選考した候補者について、議会の同意を求めるものでございます。

議案第31号は金井茂さん、議案第32号は北堀高茂さん、議案第33号は金子修治さん、議案第34号は高柳幸夫さん、議案第35号は費田基司さん、議案第36号は吉田昇さん、これ私ではございませんので、上福田に別の方がおります。議案第37号は西澤泉さん、議案第38号は齋藤哲男さん、議案第39号は神田徳子さん、議案第40号は井上富子さん、議案第41号は杉田京子さん、議案第42号は宮島正重さん、議案第43号は赤沼裕さん、議案第44号は田幡只夫さん、以上14名でございます。

なお、経歴につきましては、添付しております経歴書を御覧いただきたいと思います。

議案第45号 指定管理者の指定については、谷津の里管理組合を滑川町谷津の里の指定管理者とするため、議決を求めるものでございます。

以上、議案45件を提出し、提案理由の説明とさせていただきます。

なお、詳細につきましては、議案ごとにその都度、担当課長より説明を申し上げます。十分なるご審議を賜りまして、原案どおり議決をいただけますよう、よろしくお願い申し上げます、説明といたします。

○議長（上野 廣議員） ありがとうございます。

暫時休憩します。再開は1時とします。

休 憩 (午後 零時10分)

再 開 (午後 1時00分)

○議長(上野 廣議員) 再開します。

◎日程の変更

○議長(上野 廣議員) ここで、議事の都合により、日程第28、議案第21号から日程第35、議案第28号までの8議案を先に審議したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(上野 廣議員) 異議なしと認めます。

よって、日程第28、議案第21号から日程第35、議案第28号までの8議案を先に審議することに決定いたしました。

◎議案第21号から議案第28号までの説明

○議長(上野 廣議員) 日程第28、議案第21号から日程第35、議案第28号まで8議案を一括議題とします。

事務局長、朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長(上野 廣議員) 朗読が終わりました。

議案第21号については吉野総務政策課長に、議案第22号、23号及び24号については岩附町民保険課長に、議案第25号、26号及び27号については関口環境課長に、議案第28号については會澤水道課長に提出議案の説明を求めます。

最初に、総務政策課長から議案第21号の説明を求めます。よろしくお願いいたします。

〔総務政策課長 吉野徳生登壇〕

○総務政策課長(吉野徳生) 総務政策課長、議案第21号、令和3年度滑川町一般会計予算の議定についてご説明申し上げます。

予算概要につきましては、町長施政方針でも触れられておりますので、重複する部分も多いわけですが、この場合は予算書を用いて順次説明を申し上げたいと思います。よろしくお願いいたします。

令和3年度埼玉県比企郡滑川町予算書を御覧いただきたいと存じます。

表紙をめくっていただきますと、目次がございます。令和3年度滑川町一般会計予算は、1ページから129ページまでの間に掲載されております。なお、131ページ以降につきましては、令和3年

度の6つの特別会計予算が掲載されております。

それでは、2枚おめくりいただき、1ページを御覧ください。

議案第21号 令和3年度滑川町一般会計予算

令和3年度滑川町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ61億300万円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れ最高額は、5億円と定める。

次に、2ページを御覧ください。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和3年3月2日提出

滑川町長 吉田 昇

次に、3ページを御覧ください。第1表、歳入歳出予算でございます。以下7ページまでとなります。こちらは、後ほど11ページ以降の歳入歳出予算事項別明細書を使用してお説明申し上げます。

次に、8ページを御覧ください。第2表、債務負担行為でございます。こちらは、例年どおりでございますが、埼玉県信用保証協会に対する損失補償でございます。

次に、9ページを御覧ください。第3表、地方債でございます。令和3年度は2件予定しております。公共施設等適正管理推進事業債を4,510万円、臨時財政対策債を5億6,975万2,000円予定しております。起債の方法、利率、償還方法につきましては記載のとおりでございます。

それでは、歳入歳出予算について説明申し上げます。令和3年度予算の総額は、先ほど申し上げ

ましたように61億300万円でございます。この額につきましては、前年度より2億4,800万円の増額で、率にいたしまして4.2%増額の予算編成でございます。

なお、新年度予算につきましては、過日開催された全員協議会における予算説明会において、一般会計当初予算概要を説明させていただきました。その際に配付をいたしました令和3年度一般会計予算概要、そしてその後の各課、局長からの内容説明をさせていただきます。さらには、本議会の会期予定の中には予算審査特別委員会の開催が予定されておりますので、詳細につきましては、再度その場での説明とし、この場では主なものをご説明申し上げます。

それでは、歳入の主な内容から説明させていただきます。

款別にご説明申し上げますので、13ページを御覧ください。

最初に、自主財源の柱であります款1町税でございます。町税につきましては、前年度予算額と比較して3億3,738万円の減額、率にして11.2%の減額を見込んでおります。町税につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を多大に受け、令和3年度は大幅な減収が想定されます。

上段の項1町民税につきましては、目1個人では本年度予算額7億9,986万9,000円、前年度の予算額と比較して2億1,483万1,000円の減額、率にして21.2%の減額、また目2法人では、本年度予算額1億7,071万1,000円、前年度予算額と比較して9,388万9,000円の減額、率にして35.5%の減額となっております。

項2固定資産税につきましても、土地、家屋、償却資産ともに減収見込みであり、本年度予算額14億9,266万5,000円でございます。前年度予算額と比較して2,250万円の減額、率にして1.5%の減額でございます。

項3軽自動車税につきましては、増収見込みとなっております。

14ページを御覧ください。上段、本年度予算額5,245万円、前年度予算額と比較して221万円の増額見込みとなっております。

町税の最後になりますが、項4の町たばこ税について、前年度予算より837万円、率にして5.0%減額し、1億5,903万円の予算を計上させていただきました。

同じページの中段を御覧ください。款2地方譲与税から款12交通安全特別対策交付金までについては、国税である消費税、所得税、地方揮発油税等や県税である法人事業税、ゴルフ場利用税等を原資として地方に配分される剰余金や交付金となっております。御覧いただきますと、ほとんどの予算科目で前年度予算額より減額の予算となっております。これらについても、感染症の影響により国税や県税が減収見込みであることから、これに伴い地方への配分額も減額する見込みと想定しております。

一部、15ページの中段にある款5株式等譲渡所得割交付金や、16ページから17ページにかけて記載されている款11地方交付税については、国が示した令和3年度の地方財政対策の資料において増額見込みであったことから、これらについては増額の予算となっておりますが、その他の交付金は

減額の予算で積算させていただいております。

14ページ中段に戻りまして、款2 地方譲与税から順次申し上げます。予算科目、本年度予算額、前年度予算額の対比について申し上げます。地方揮発油譲与税2,284万8,000円、146万4,000円の減額、自動車重量譲与税6,214万円、216万9,000円の減額、森林環境譲与税193万3,000円、増減はありません。

次に、15ページ上段になります。款3の利子割交付金207万6,000円、71万2,000円の減額、款4 配当割交付金1,199万7,000円、79万5,000円の減額、款5 株式等譲渡所得割交付金1,031万4,000円、456万9,000円の増額、款6 法人事業税交付金3,025万6,000円、887万5,000円の減額、款7 地方消費税交付金3億7,915万6,000円、1,243万8,000円の減額。

1枚おめくりいただき、16ページに移ります。款8 ゴルフ場利用税交付金6,523万円、248万3,000円の減額、なおゴルフ場利用税交付金につきましては、吉田町長をはじめ地方自治体の積極的な陳情等、努力により堅持されている交付金でございます。令和3年度も堅持される見込みとなっております。

続きまして、款9の環境性能割交付金2,817万円、925万9,000円の減額、款10地方特例交付金2,966万円、500万円の減額でございます。

款11地方交付税については4億4,451万6,000円、1億6,818万5,000円の増額でございます。地方交付税につきましては、普通交付税と特別交付税がございますが、普通交付税の予算額については3億8,059万円、特別交付税につきましては6,392万6,000円で積算しております。普通交付税につきましては、令和2年度の交付決定額が3億6,437万1,000円であったことに加えて、国が示した地方交付税の総額予算案が前年度と比較して増加していることや、基準財政需要額の伸びが見込まれることも考慮し、増額をさせていただきました。

続きまして、17ページに移ります。款12の交通安全対策特別交付金232万円、36万円の減額でございます。

以上は、主に国税や県税を原資とした国や県から交付される交付金等でございます。

次に、款13分担金及び負担金でございます。目1 総務費負担金につきましては、本年度予算額500万円で、前年度と比較して1,115万8,000円の減額を見込んでおります。令和3年度は、職員派遣の帰任に伴いまして職員派遣負担金が発生しないことから、前年度から大幅に減額となっております。

また、目5 教育費負担金といたしまして、滑川幼稚園における預かり保育の実施に伴う保護者からの負担金といたしまして、節の2 幼稚園費負担金に預かり保育保護者負担金170万円の予算を計上させていただきました。

次に、款14使用料及び手数料でございます。17ページ下段から18ページまでに記載させていただきましたが、本年度予算額を総額で3,510万9,000円を見込み、前年度と比較して518万3,000円の減額を見込んでおります。款14使用料及び手数料の主な予算として、17ページ下段、目1 総務使用料

では、資材置場使用料1,419万1,000円、18ページ上段、目2土木使用料では、町道占用使用料1,345万8,000円などを見込んでおります。目3教育使用料につきましては、前年度予算額と比較して524万6,000円の減額となっております。これは、先ほど款13分担金及び負担金で申し上げた滑川幼稚園における預かり保育に係る保護者負担金について、令和2年度ではこちらの教育使用料について歳入予算を計上しておりましたが、令和3年度は款13の負担金にて予算を計上していることから、こちらの予算が減額となっております。

続いて、項2の手数料ですが、主なものとしては目1総務手数料、節の2税務総務手数料90万円、節3戸籍住民基本台帳手数料として戸籍事務、住民登録事務などの手数料として総額510万8,000円を見込んでおります。

次に、19ページの中段を御覧ください。款15国庫支出金について説明申し上げます。国庫支出金全体の本年度予算額につきましては9億4,158万円で、前年度と比較しまして1億4,358万7,000円の増額予算でございます。主な予算内容について申し上げますと、目2民生費国庫負担金につきましては、障害福祉サービス介護給付費・訓練等給付費負担金1億3,354万円、子どものための教育・保育給付費交付金2億8,059万5,000円、児童手当負担金2億6,429万6,000円などを計上し、総額で7億3,299万3,000円の予算額となっております。

19ページ最下段になりますが、目3衛生費国庫負担金、節2の予防費国庫負担金に新型コロナワクチン予防接種事業国庫負担金に4,502万2,000円を計上し、令和3年度も引き続きワクチン接種事業に取り組むための事業費として、国庫負担金を計上させていただいております。

次に、20ページをお開きください。項2国庫補助金関係ですが、目1総務費国庫補助金にマイナンバー関係予算として節の6企画費国庫補助金に106万4,000円、節9戸籍住民基本台帳費国庫補助金に1,316万3,000円を見込んでおります。

次に、目2民生費国庫補助金ですが、節の3児童福祉総務費国庫補助金として子ども・子育て支援交付金4,902万円、新規科目として保育対策総合支援事業補助金432万円等をそれぞれ計上させていただきました。

次に、目3の衛生費国庫補助金ですが、節2予防費国庫補助金に新型コロナワクチン接種事業の関連予算になりますが、接種体制構築のための国庫補助金として、新型コロナワクチン接種体制構築事業補助金に2,128万9,000円を新規で計上しております。

目4の農林水産業費国庫補助金としては、ため池劣化調査実施に伴う補助金として、農村地域防災減災事業等補助金1,500万円、目5土木費国庫補助金として、道路橋定期点検実施のための補助金として道路メンテナンス事業補助金を1,595万円計上しております。

目の7教育費国庫補助金につきましては、21ページの上段を御覧いただきますと、節の2の教育振興費国庫補助金に施設等利用給付費国庫補助金879万4,000円を計上し、その他教育費関連の国庫補助金の予算をそれぞれ計上させていただきました。

次に、22ページを御覧ください。款の16県支出金でございます。項1県負担金、目2民生費県負担金でございますが、節の2障害福祉費県負担金として、障害者自立支援医療費負担金857万円、障害福祉サービス介護給付費・訓練等給付費負担金6,676万9,000円などを計上し、その下の節3児童福祉総務費県負担金につきましては、子どものための教育・保育給付交付金1億2,216万9,000円、児童手当負担金5,663万4,000円などを計上しております。

続いて、項2の県補助金ですが、最下段の目2民生費補助金を御覧いただきますと、節の1社会福祉総務費県補助金として、民生委員及び児童委員活動費補助金に268万3,000円を計上しております。

また、23ページに移りまして、節の2障害福祉費県補助金として2,482万1,000円の歳入予算を計上しております。主なものといたしましては、障害者生活支援事業補助金490万円、重度心身障害者医療費支給事業補助金1,773万6,000円などがございます。節3児童福祉総務費県補助金につきましては、放課後児童対策事業費補助金3,025万円、乳幼児医療費支給事業補助金に895万7,000円、安心・元気！保育サービス支援事業補助金1,086万3,000円をはじめとした子育て支援に関する県補助金予算として、合計7,418万1,000円を計上しております。

続きまして、24ページを御覧ください。下段の項3県委託金ですが、目1総務費県委託金に本年度予算額4,338万2,000円、前年度より625万円の増額予算を計上いたしました。令和3年度中に衆議院選挙が予定されていることから、その関連予算を計上し、前年度よりも増額となっております。選挙に関する主な歳入予算といたしましては、25ページにございますが、節10衆議院議員選挙費県委託金になりますが、衆議院議員選挙費県委託金1,220万3,000円などがございます。

同じく25ページになりますが、款17財産収入でございます。目1財産貸付収入として、節1土地建物貸付収入を1,361万4,000円見込んでおります。主なものといたしましては、おおむらさきゴルフ倶楽部、東松山工業団地組合等への土地貸付けに対する収入でございます。

次に、1枚おめくりいただき、26ページの下段を御覧ください。款19繰入金でございますが、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金に1,000万円の予算を計上させていただきました。令和3年度の当初予算につきましては、感染症の影響により、町の歳入の根幹をなす町税の収入が伸び悩むことや、国、県から交付される各種交付金等も減収見込みであり、町の歳入が大幅に減少することが想定されます。しかしながら、令和3年度からは新たに第5次総合振興計画の後期基本計画がスタートし、また新たな一步を踏み出す初年度となります。この総合振興計画は、第2期のまち・ひと・しごと創生総合戦略も含めた計画であり、今後5年間でどのように町づくりを推進していくかという町の最上位かつ最重要な事業計画書でございます。今後も感染症の影響は避けられませんが、総合振興計画で掲げる事業を実施することにより、地域経済の活性化や住民生活の支援を行い、活気あふれる町づくりを目指したいと考えております。

令和3年度も引き続き、財政調整基金を繰り入れてでも子育て支援事業や健康づくり事業などの

町の重点施策を継続し、住民福祉の向上に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、27ページを御覧ください。款20の繰越金でございますが、前年度と同額の1億円の予算を計上しております。

款21諸収入につきましては、最下段の項5給食費になりますが、目1学校給食費に合計854万3,000円の歳入予算を計上させていただきました。

28ページを御覧ください。項6の雑入、目1雑入ですが、前年度と比較して383万1,000円減額の2,796万円を計上しました。主なものといたしましては、節4埼玉県市町村振興協会市町村交付金1,239万8,000円、節15雑入として埼玉県証紙売捌収入150万円、在宅当番医制運営事業市町村負担金405万9,000円等の予算を計上させていただいております。

29ページ下段を御覧ください。次に、款22町債でございます。町債には、合計6億1,485万2,000円、前年度と比較して2億8,435万2,000円の増額予算となっております。内訳といたしましては、目6土木債として、節8公共施設等適正管理推進事業債に4,510万円を計上、また目11臨時財政対策債に、前年度と比較して3億975万2,000円増額の5億6,975万2,000円の予算計上をいたしました。

臨時財政対策債につきましては、国の地方財政対策を参考に、臨時財政対策債が大幅に増額される見込みであることから、予算額も大幅に増額させていただいております。

以上で歳入の説明を終わりにさせていただき、歳出の主な内容についてご説明申し上げます。

最初に、30ページを御覧ください。款1議会費でございます。本年度予算額9,004万3,000円、前年度と比較して308万3,000円減額の予算を計上しております。前年度より一般職給料や議員年金給付費負担金が減額となっておりますが、その他内容的には大きな差異はございません。

次に、31ページから48ページ中段までは、款2総務費でございます。総務費全体の本年度予算額は7億717万9,000円となっております。前年度と比較して1,492万3,000円減額の予算を計上しております。

最初に、31ページを御覧ください。項1総務管理費、目1一般管理費でございます。本年度予算額2億1,172万8,000円で、前年度と比較して1,856万4,000円の減額の予算でございます。特別職給料や一般職給料等の人件費のほか、行政バス運行業務委託料や内部管理のためのシステム関連委託料を計上させていただきました。

次に、1枚おめくりいただき、33ページの下段を御覧ください。目2文書広報費でございます。本年度予算額1,506万2,000円で、前年度と比較して98万7,000円減額の予算を計上しております。主な内容でございますが、34ページを御覧ください。節10需用費に、印刷製本費として「広報なめがわ」を発行するための予算として775万3,000円の予算を計上しております。また、節12委託料に町プロモーションビデオ制作委託料145万円を計上しております。こちらにつきましては、令和2年度の当初予算にて議決をいただき、事業の実施を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により事業の見通しが立たず、着手できませんでした。再度、令和3年度に事業予算を

計上し、滑川町を知ってもらうためのPR動画を作成することで、町の魅力発信に努めてまいりたいと考えております。

次に、節13使用料及び賃借料でございます。町の公文書の適正化のため、文書管理システム等使用料として316万8,000円の予算を計上しております。

次に、目4会計管理費でございます。同じページの最下段になりますが、本年度予算額3,811万3,000円で、前年度と比較して298万6,000円増額の予算を計上しております。人件費による増額が主なものでございます。

その下の35ページに移りまして、目5財産管理費につきましては、本年度予算額4,522万6,000円で、前年度と比較して938万7,000円減額の予算計上でございます。こちらでは、庁舎等施設維持管理経費や公用車維持管理経費の予算が計上されておまして、大きな予算科目を申し上げますと、36ページの中段になりますが、節13使用料及び賃借料に役場公用車のリース料1,142万1,000円計上させていただきました。

次に、その下、36ページ下段を御覧ください。目6の企画費でございます。本年度予算額1億2,635万3,000円で、前年度と比較して771万6,000円の減額でございます。主な内容でございますが、37ページに移りまして、節12委託料を御覧いただきますと、総合行政ネットワーク保守委託料に780万3,000円、公共施設等総合管理計画改訂版策定業務委託料に350万円等を計上させていただきました。その下になりますが、節13使用料及び賃借料では、電算システムの使用料関係など合計5,742万4,000円を計上し、1枚おめくりいただき、38ページになりますが、節18負担金、補助及び交付金に比企広域市町村圏組合管理費等負担金として699万8,000円、電算経費節減のために埼玉県町村会で組織する情報システム共同化推進協議会負担金153万円等を計上しております。新規の予算科目といたしましては、同じ節内の説明欄のうち、下から2つ目になりますが、大河ドラマ比企市町村推進協議会負担金として50万円の予算を計上させていただきました。こちらは、令和4年の大河ドラマ放映を機に、比企の魅力を県内外へ情報発信し、比企地域の活性化を図る事業を展開するための予算計上でございます。

続きまして、目9人権政策費についてご説明申し上げます。こちらの科目では、人権フェスティバルの協力者謝礼や比企郡市人権政策協議会負担金、また令和3年度に策定を予定しているパートナーシッププランの作成業務委託料等を計上し、合計695万1,000円の予算額となっております。

次に、39ページが目10コミュニティセンター費を御覧ください。本年度予算額1,867万5,000円となっております。コミュニティセンターの運営のための経費として、コミュニティセンター運営管理委託料1,867万5,000円の計上をしております。

総務管理費の最後になりますが、目15諸費でございます。本年度予算額2,945万2,000円で、前年度と比較して47万5,000円増額の予算を計上しております。節7報償費に、交通指導員報償として463万5,000円、区長等報酬として1,494万円の予算を計上しております。

また、40ページの中段を御覧いただきますと、節18負担金、補助及び交付金の中の3行目、自治振興団体活動費（各区活動費）補助金として、令和3年度も各行政区へ補助を行うための補助金として、354万8,000円の予算を計上させていただいております。

次に、41ページに移ります。項2徴税费、目1税務総務費でございます。本年度予算額1億729万円で、前年度と比較して1,210万円増額の予算でございます。主な内容でございますが、人件費のほか、節12委託料に固定資産経年異動修正委託料として317万9,000円、また1枚おめくりいただきまして42ページを御覧いただきますと、節22償還金、利子及び割引料に、法人税還付のための町税還付金を2,182万8,000円計上させていただきました。

続きまして、目2賦課徴収費を申し上げます。本年度予算額2,026万3,000円で、前年度と比較して21万7,000円の予算を計上しております。主なものとして、会計年度任用職員の人件費や消耗品費、役務費、電算システム使用料等となっております。

次に、43ページを御覧ください。項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費でございます。本年度予算額6,592万3,000円で、前年度と比較して140万円減額の予算を計上しております。

43ページから44ページにかけて記載があるように、人件費のほか、44ページの節12委託料にある住基ネットワーク機器保守委託料、電算機保守等委託料や、節13使用料及び賃借料にある各機器の使用料が主な支出内容となっております。

次に、45ページを御覧ください。項4の選挙費、目1の選挙管理委員会費でございます。選挙管理委員会委員報酬や人件費等を主なものとして、合計822万3,000円を計上しております。計上内容につきましては、前年度から大きく変わりはありません。また、令和3年度につきましては衆議院選挙が予定されておまして、その関連経費を目11衆議院議員選挙費で計上させていただいております。

同じページの下段を御覧いただきますと、節1報酬に投票管理者等報酬として103万3,000円、46ページに移りまして、節7報償費に投開票事務従事者報償を343万3,000円、その他必要な委託料や備品購入費など、総額で1,231万7,000円を計上しております。

次に、47ページを御覧ください。項5統計調査費でございます。目2の指定統計調査費には、節1報酬に経済センサス調査員等報酬42万2,000円をはじめ、旅費や需用費、役務費等の予算をそれぞれ計上させていただいております。

同じページ下段を御覧ください。項6監査委員費、目1の監査委員費でございます。こちらは、本年度予算額78万5,000円で、前年度比1万2,000円の減額予算となっております。

続きまして、款3民生費についてご説明申し上げます。48ページ中段から59ページまでが民生費関係予算になります。民生費全体の本年度予算額は23億3,239万3,000円で、前年度と比較して2億1,120万6,000円増額、率にして10%増額の予算となっております。

主な内容について申し上げます。最初に48ページ、目1社会福祉総務費でございます。本年度予

算額 1 億1,695万3,000円で、前年度と比較して699万4,000円増額の予算を計上しております。主な内容といたしまして、職員人件費のほか、49ページを御覧いただきますと、節12委託料に地域福祉計画策定業務委託料550万円、節13使用料及び賃借料としてデマンド交通の車両リース料130万6,000円、節18負担金、補助及び交付金として社会福祉協議会や民生児童員協議会等への補助金をそれぞれ計上させていただきました。

目3障害福祉費の説明に入ります。こちらは、本年度予算額 3 億8,123万4,000円で、前年度と比較して4,293万6,000円増額の予算を計上しております。主な内容といたしましては、1枚めくっていただき、50ページ中ほどを御覧いただきますと、節18負担金、補助及び交付金に障害福祉サービス介護給付費・訓練等給付費として 2 億6,439万5,000円、自立支援医療費負担金として3,428万円、相談支援事業負担金として780万2,000円等の予算を計上しております。

また、51ページに移りまして、節19扶助費に5,897万8,000円を計上しております。主なものといたしましては、日常生活用具給付等事業給付費に361万7,000円、在宅重度心身障害者手当に780万円、重度心身障害者医療費助成に4,028万4,000円、自動車燃料費助成事業給付費に370万円などの予算を計上しております。

続きまして、目4国民年金費についてでございますが、本年度予算額520万円で、前年度と比較して41万4,000円増額となっております。

次に、52ページを御覧ください。項2児童福祉費、目1児童福祉総務費でございます。本年度予算額13億3,387万7,000円、前年度と比較して1億7,297万8,000円の大幅な増額予算を計上しております。主な予算でございますが、下段の節12委託料に放課後児童対策事業委託料として9,075万3,000円、保育所保育実施委託料につきましては6億1,231万円の予算計上でございます。

また、53ページに移りまして、節18負担金、補助及び交付金に1億4,540万3,000円の予算を計上しております。主な内訳といたしましては、民間保育所運営改善費補助金に312万円、家庭保育室事業補助金に561万円、その他埼玉県地域子育て支援拠点事業費補助金として4,837万2,000円などがございます。新規の予算といたしましては、同じ節内の説明欄のうち下から2つ目になりますが、保育士の就職促進を目的といたしまして、保育対策総合支援事業補助金540万円を計上させていただいております。その他、節19扶助費に、こども医療費として7,857万8,000円、児童手当費には3億7,756万6,000円の予算額となっております。

次に、目2児童福祉施設費でございますが、本年度予算額は632万3,000円で、主に子育て支援センターの管理費等に係る予算を計上しております。

次に、54ページを御覧ください。項3の老人福祉費、目1老人福祉総務費でございますが、本年度予算額4,989万7,000円で、前年度と比較して940万4,000円減額の予算となっております。主なものといたしまして、55ページの上段を御覧いただきますと、節7報償費に敬老年金として1,000万円、100歳の誕生をお祝いする一世紀長寿祝金として23万円等を計上させていただきました。節18負

担金、補助及び交付金には、老人クラブ連合会や各地区単位老人クラブへの補助金、シルバー人材センターへの活動費補助金などをそれぞれ計上しております。

次に、56ページの下段を御覧ください。項5国民健康保険費、目1の国民健康保険費でございます。本年度予算額8,137万4,000円、前年度と比較して1,768万6,000円減額の予算となっております。主な予算につきましては、国保運営協議会委員報酬、職員人件費、さらには57ページ中段に移りまして、節27繰出金として6,439万6,000円を国民健康保険特別会計へ繰出金として計上しております。

次に、項7介護保険費、目1介護保険費をご説明申し上げます。58ページを御覧ください。本年度予算額1億8,143万円、前年度と比較して840万4,000円増額の予算を計上しております。節27繰出金の介護保険特別会計繰出金の1億5,560万3,000円が増額要因となっております、そのほか職員人件費の予算を計上しております。

次に、59ページですが、項8の後期高齢者医療費、目1の後期高齢者医療費でございます。本年度予算額1億7,521万7,000円で、前年度と比較して767万7,000円増額の予算を計上しております。主な予算といたしましては、節18負担金、補助及び交付金に後期高齢者医療広域連合市町村負担金1億3,022万3,000円、節27繰出金に後期高齢者医療特別会計繰出金3,166万1,000円などを計上しております。

続きまして、款4衛生費について説明を申し上げます。60ページを御覧ください。衛生費につきましては、前年度と比較して、歳出予算の中で最も高い増加率を示しております。これは、主に新型コロナウイルスワクチンの接種事業の実施に伴いまして、事業費予算が増加していることが要因でございます。衛生費全体の本年度予算額は6億597万6,000円で、前年度と比較して6,177万7,000円の増額、率にして11.4%の増額でございます。

最初に、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費について説明申し上げます。本年度予算額6,773万3,000円で、前年度と比較して1,529万2,000円減額の予算計上でございます。内容的には、職員人件費や保健センターの施設維持管理に関する委託料、61ページになりますが、節18負担金、補助及び交付金に病院群輪番制病院事業負担金344万円などが計上されております。

次に、同じページ下段の目2予防費を御覧ください。本年度予算額1億8,939万2,000円で、前年度と比較して8,166万2,000円増額の予算となっております、こちらの予防費には、新型コロナウイルスワクチン接種事業に関する事業費を計上しております。

62ページを御覧いただきますと、まず節7報償費について、コロナワクチン接種のための集団予防接種医療従事者報償1,656万円を新たに計上し、その他コロナ関連では節12委託料の予防接種委託料8,907万6,000円のうち、医療機関で予防接種を受けた場合に医療機関へ支払う委託料として、2,846万3,000円を見込んでおります。その他、医療廃棄物処理委託料198万7,000円や、接種体制整備のための委託料、借上料等も併せて計上させていただきました。コロナワクチン接種以外の事業につきましては、節12委託料で計上されておりますが、妊婦健康診査業務委託料に1,693万2,000円

や、高齢者インフルエンザ予防接種委託料1,005万4,000円、さらには健康づくり事業推進のための予算もこちらの予防費に計上しております。

続きまして、63ページ下段の目3環境衛生費でございます。本年度予算額3,061万9,000円で、前年度と比較して471万円減額の予算を計上しております。減額要因につきましては、人事異動に伴う人件費によるものや、また64ページ下段になりますが、節18負担金、補助及び交付金の比企広域市町村圏組合（斎場及び霊柩車事業）負担金777万4,000円が、前年度より減額していることが主な理由でございます。

次に、65ページ、項2清掃費、下段の目2塵芥処理費でございます。本年度予算額2億5,855万8,000円で、前年度と比較して225万2,000円増額の予算を計上しております。節12委託料に、一般廃棄物収集運搬委託料として9,057万4,000円、次の66ページになりますが、節18負担金、補助及び交付金に、小川地区衛生組合塵芥処理費負担金として1億6,265万8,000円が主な予算でございます。

次に、同じページ中段を御覧いただきますと、目3のし尿処理費でございます。本年度予算額4,129万3,000円、前年度と比較して162万2,000円減額の予算を計上しております。こちらは、節18負担金、補助及び交付金の小川地区衛生組合し尿処理費負担金4,115万円が主な予算科目となっております。

また、その下、目4浄化槽事業費でございます。本年度予算額930万円ですが、これは主に節27繰出金として、浄化槽事業特別会計繰出金920万円でございます。

次に、67ページから71ページまでが款6の農林水産業費でございます。農林水産業費全体の本年度予算額は1億9,060万2,000円で、前年度と比較して2,957万9,000円の減額予算でございます。

最初に、67ページの項1農業費、目1の農業委員会費でございます。本年度予算額2,091万3,000円で、前年度と比較して250万5,000円の減額でございます。農業委員会委員報酬や費用弁償、職員人件費のほか、システム委託料等の農業委員会運営に係る関連予算でございます。

次に、68ページを御覧ください。目2農業総務費につきましては、本年度予算額4,456万6,000円で、前年度比475万8,000円の減額、そして目3農業振興費につきましては、本年度予算額1,467万円、前年度比109万8,000円の増額でございます。

69ページ中段を御覧いただきますと、節12委託料といたしまして、谷津の里運営管理委託料として197万9,000円、伊古の里運営管理費委託料として391万6,000円等を計上させていただきました。

70ページに移りまして、目5農地費でございます。本年度予算額3,790万7,000円であり、前年度と比較して3,261万4,000円の減額となっております。減額要因といたしましては、節12委託料の農村地域防災減災事業等委託料1,500万円が計上されておりますが、この事業費の減額によるものでございます。また、節18負担金、補助及び交付金には、各地区土地改良組合等への補助金を合計2,045万7,000円計上させていただいております。

次に、71ページを御覧ください。目7農業集落排水費でございます。本年度予算額7,220万円で、

これは農業集落排水事業特別会計繰出金となっております。

次に、71ページ下段から72ページまでが款7 商工費でございます。商工費全体の本年度予算額は1,916万7,000円で、前年度と比較して517万8,000円減額の予算を計上させていただいております。

最初に71ページ、目2 商工振興費でございます。本年度予算額1,558万8,000円で、前年度と比較して422万6,000円減額の予算を計上させていただいております。減額要因といたしましては、企業誘致奨励金の減額に伴うものでございます。

72ページを御覧いただきますと、主な内容として節18負担金、補助及び交付金の企業誘致奨励金179万5,000円、商工会補助金648万2,000円等の計上によるものでございます。

次に、目3 観光費でございます。本年度予算額264万4,000円を計上し、森林公園年間パスポート券購入補助金、滑川まつり事業補助金、観光協会補助金等の歳出が主な内容でございます。

次に、72ページ下段から79ページ上段までが款8 土木費でございます。土木費全体の本年度予算額は3億4,743万1,000円で、前年度と比較して520万1,000円増額の予算を計上しております。

最初に、73ページを御覧ください。項2 道路橋梁費、目1 道路橋梁総務費でございます。本年度予算額4,359万9,000円で、前年度と比較して426万9,000円増額の予算を計上しました。主な増額要因といたしましては、74ページを御覧いただきますと、節12委託料に道路台帳補正等委託料660万3,000円が主な理由でございます。

次に、目2 道路維持費でございます。本年度予算額9,988万6,000円で、前年度と比較して3,191万2,000円の増額の予算を計上しております。内容といたしましては、節10需用費に防犯灯の電気代として光熱水費604万8,000円、節11役務費に町道補修作業員手数料1,200万円、75ページに入りまして、節13使用料及び賃借料にLED街路灯賃貸借料として856万7,000円、節14工事請負費に公共施設等適正管理推進事業舗装繕等工事に5,020万円等の予算となっております。

次に、目3 道路新設改良費でございますが、本年度予算額72万1,000円で、前年度と比較して6,075万円の大幅な減額でございます。令和2年度予算に計上した事業の完了に伴い、大幅に予算が減額されております。

次に、目4 橋梁維持費でございます。節12委託料として、新たに道路橋定期点検委託料2,900万円の予算計上をし、令和3年度は道路橋の点検事業を実施してまいります。

次に、77ページを御覧ください。項5 都市計画費、目1 都市計画総務費でございます。本年度予算額2,810万3,000円で、前年度と比較して480万8,000円増額の予算を計上させていただいております。増額の要因でございますが、節12委託料で新たに都市計画基礎調査作成委託料352万円の計上のほか、委託料関係の予算が前年度より増額となっております。

次に、78ページを御覧ください。目4の公共下水道費でございます。本年度予算額1億2,160万円で、前年度比660万円増額の予算を計上しております。内容は、下水道事業特別会計繰出金でございます。

土木費の最後となる目6公園費でございます。本年度予算額1,390万2,000円で、前年度と比較して382万円減額の予算でございます。主な内容として、節12委託料に公園等植栽管理委託料296万4,000円、駅前広場等清掃委託料421万2,000円等の予算を計上しております。

次に、79ページから80ページまでが款9消防費でございます。消防費全体の本年度予算額は3億2,703万7,000円で、前年度と比較して546万1,000円減額の予算を計上しております。主な内容でございますが、79ページ、目1常備消防費では、比企広域消防組合常備消防費負担金として2億9,209万8,000円、目2非常備消防費では、比企広域消防組合非常備消防費負担金として1,938万1,000円の予算を計上させていただきました。

目4防災費でございますが、令和3年度は地域防災訓練が予定されていることから、本年度予算額1,348万5,000円、前年度と比較して86万7,000円の増額でございます。

1枚おめくりいただき、80ページになりますが、節12委託料に、新規事業として国土強靱化地域計画策定業務委託料634万1,000円を計上させていただきました。

次に、80ページ下段から108ページ上段までが款10教育費でございます。教育費全体の本年度予算額は8億5,203万5,000円で、前年度と比較して357万1,000円増額の予算を計上しております。

81ページを御覧ください。項1教育総務費、目2事務局費でございます。本年度予算額1億716万1,000円で、前年度と比較して952万9,000円の減額です。こちらでは、主に特別職、一般職の人件費が計上されております。

次に、82ページ中段を御覧ください。目3教育振興費でございます。本年度予算額1億5,206万円で、前年度と比較して2,508万5,000円の増額予算を計上しております。主な予算としては、節1報酬に会計年度任用職員の給料に相当する報酬を2,728万3,000円、83ページに移りまして、節12委託料に英語指導助手派遣委託料として1,346万4,000円を計上、そして文部科学省のGIGAスクール構想実現のためのICT環境整備事業として、児童生徒用のタブレットパソコン等のリース料といたしまして、節13使用料及び賃借料のうち公立学校情報機器タブレットPC等賃借料に1,769万2,000円を計上でございます。そのほかGIGAスクール関連といたしまして、少し戻りますが、節12の委託料にGIGAスクールサポーター設置委託料として785万4,000円を計上させていただきました。

次に、節18負担金、補助及び交付金ですが、認定こども園等施設型給付費負担金4,852万2,000円、84ページに移りまして、私学助成幼稚園等施設等利用給付費負担金1,759万円を計上しております。

次に、84ページ中段からが項2の小学校費となっております。内容的には、小学校における必要な予算を93ページまで組んでおります。主なものを申し上げますと、84ページ下段の節7報償費には、各学校医や薬剤師の報償費を、85ページに移りまして節10需用費には各学校の光熱水費や燃料費をはじめとした需用費を、そして85ページ下段から88ページ上段までは、各小学校施設の委託料等を計上しております。

88ページは、節13使用料及び賃借料に、宮前小学校のプレハブ校舎借上料、各学校のパソコン機器借上料、空調設備借上料などを計上しております。

続いて、89ページ下段を御覧ください。目2教育振興費でございます。本年度予算額896万7,000円を計上、各研究会の講師謝礼として節7報償費や、90ページ下段から93ページまで、節18負担金、補助及び交付金として関係団体への負担金を計上しております。

続いて、94ページの項3中学校費を御覧ください。目1学校管理費でございます。本年度予算額6,458万円で、前年度と比較して264万3,000円増額の予算を計上しております。主な内容でございますが、小学校と同じように中学校の施設維持管理に要する経費でございます。大きな予算科目といたしましては、95ページの節13使用料及び賃借料に、空調設備等借上料655万8,000円、パソコン等借上料1,459万4,000円、プレハブ校舎等借上料2,003万4,000円などの予算を計上しております。

次に、96ページを御覧ください。目2教育振興費でございます。本年度予算額838万8,000円で、講演会等の講師謝礼のための報償費や、消耗品等を購入するための需用費、その他関係機関への負担金を予算計上しております。

次に、97ページ下段を御覧ください。項4の幼稚園費、目1幼稚園費でございます。本年度予算額1億2,097万4,000円で、前年度と比較して869万3,000円減額の予算を計上しております。主な支出としては、99ページにあります節12委託料に、園児バス運転業務等委託料1,174万8,000円、節13使用料及び賃借料に空調設備等借上料327万9,000円などの予算を計上しております。

次に、100ページを御覧ください。項5の社会教育費、目1社会教育総務費でございます。本年度予算額809万7,000円で、前年度と同額の予算となっております。

次に、101ページ下段になります。目2文化財保護費でございます。本年度予算額2,018万7,000円で、前年度と比較して65万4,000円の増額の予算を計上しております。エコミュージアムセンターの施設管理に要する経費や、ミヤコタナゴの保護繁殖に係る経費、その他発掘調査に係る経費等を計上しております。

次に、103ページを御覧ください。目3公民館費でございます。本年度予算額650万7,000円で、前年度と比較して591万6,000円減額の予算を計上しております。主に公民館教室や子どもまつりなどの公民館事業に係る経費の予算でございます。

次に、1枚おめくりいただき、104ページを御覧ください。目4の図書館費でございます。本年度予算額3,153万1,000円で、前年度と比較して266万9,000円減額の予算を計上しております。図書館の施設管理のための予算のほか、図書の購入費等の予算でございます。

次に、106ページをお願いいたします。項6保健体育費、目1保健体育総務費でございます。本年度予算額813万2,000円で、前年度と比較して56万2,000円減額の予算計上でございます。節1報酬としてスポーツ推進委員報酬のほか、節18負担金、補助及び交付金として町スポーツ協会補助金、またオリンピック・パラリンピック関連事業費としてイベント等警備委託料を計上しております。

次に、107ページを御覧ください。目2 体育施設費でございます。本年度予算額1,346万3,000円で、前年度と比較して35万8,000円の減額予算を計上しておりますが、こちらは主に体育施設の施設管理に係る委託料等の予算計上となっております。

次に、目3 学校給食費でございます。本年度予算額1億8,770万1,000円で、前年度と比較して831万8,000円増額の予算を計上しております。学校給食費に係る予算として、節10需用費内の給食用品費に1億87万6,000円、108ページに移りまして、節12委託料のうち給食委託料に8,118万9,000円が主な支出予算となっております。

次に、款11災害復旧費についてでございますが、災害に備えて農林水産施設災害復旧費及び道路橋梁災害復旧費を科目設定のみ計上させていただいております。

次に、109ページ下段を御覧ください。款12公債費でございます。これは借入金の返済額になりますが、令和3年度の償還金額は元金で5億7,607万3,000円、利子が2,795万5,000円、合計6億402万8,000円でございます。前年度と比較して1,574万2,000円の増額予算計上となっております。

次に、110ページを御覧ください。款13諸支出金、項2 基金費でございます。目1 財政調整基金費から目12森林環境基金費まで6つの基金への積立金額を計上しております。主に利子分でございますが、森林環境基金積立金につきましては、交付された森林環境譲与税をこちらの基金に積み立てる予算として193万3,000円を計上しております。

次に、111ページを御覧ください。款14の予備費でございます。本年度予算額は2,479万3,000円の予算を計上しております。

次に、112ページからは給与費明細書を掲載しております。

113ページからが一般職の給与費でございます。本年度と前年度を比較すると、主に会計年度任用職員の給料相当分となる報酬につきましては1,788万円の減額、常勤職員の給料につきましては3,678万円の減額、職員手当につきましては1,318万円の減額、共済費につきましては1,482万6,000円の減額となり、合計で8,266万6,000円の減額となります。詳細につきましては、114ページ以降に記載をさせていただきました。後ほど確認をお願いできればと思います。

次に、大きく飛びまして、122ページを御覧いただきたいと存じます。債務負担行為の調書の令和3年度に係る分でございます。これは、冒頭8ページで説明した内容及び令和2年度中に債務負担行為を計上した公用車借上料（令和3年度分）でございます。

123ページには、過年度分として21事業を掲載しておりますので、ご確認ください。

次に、124ページを御覧いただきたいと思っております。地方債の調書でございます。左から3列目の令和2年度末現在高見込額の合計を御覧いただきますと54億2,415万8,000円に、1つ右の令和3年度中増減見込額のうち令和3年度中起債見込額の計6億1,485万2,000円を加え、その右隣の令和3年度中元金償還見込額の5億7,607万3,000円を差し引きますと、一番右側の令和3年度末現在高見込額の合計が54億6,293万7,000円となります。令和3年度の借金額が6億1,485万2,000円で、返済

額が5億7,607万3,000円ですので、その差額の3,877万9,000円が借入れが増加するということになります。

次に、1枚おめくりいただき、126ページから129ページまでは、滑川町一般会計歳入歳出予算比較増減表でございます。太枠の款ごとの前年比較は、こちらの資料を申し上げさせていただきました。後ほど、ご高覧いただきたいと思います。

以上、大変雑駁な説明で申し訳ありませんでしたが、一般会計予算の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（上野 廣議員） ありがとうございます。

次に、岩附町民保険課長から議案第22号、23号及び24号の説明を求めます。よろしくお願いいたします。

〔町民保険課長 岩附利昭登壇〕

○町民保険課長（岩附利昭） 町民保険課長、議案第22号 令和3年度滑川町国民健康保険特別会計予算の議定についてを説明申し上げます。

それでは、引き続きまして予算書を用いて説明をさせていただきます。131ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第22号 令和3年度滑川町国民健康保険特別会計予算

令和3年度滑川町国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ16億2,106万円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（歳入予算の流用）

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和3年3月2日提出

滑川町長 吉田 昇

続きまして、135ページ、136ページをお開きいただきたいと思います。

歳入歳出予算事項別明細書においてご説明を申し上げます。

令和3年度の国民健康保険特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ16億2,106万円で、前年度比4.5%の増、7,053万円の増額予算となっております。

増額の主な要因は、136ページ、歳出の款2 保険給付費の支払いの増額が見込まれるためと、款

3 国民健康保険事業費納付金について、被保険者 1 人当たりの保険税必要額の増加に伴い、前年度と比べ県への支払い見込額が増えたためでございます。

それでは、歳入の主な項目についてご説明を申し上げます。

予算書の137ページをお開き願います。款 1 国民健康保険税、項 1 国民健康保険税、目 1 一般被保険者国民健康保険税は、本年度予算額 3 億6,524万円で、前年度比2,292万2,000円の増額となっております。増額の理由といたしましては、県が算定いたしました被保険者 1 人当たりの保険税必要額の増加によるものとなります。

なお、滑川町では、県への納付金算定に関しまして約1,000万円の激変緩和措置が講じられておりますので、これを適用した後の保険税必要額となっております。

続きまして、下段の目 2 退職被保険者等国民健康保険税は 1 万6,000円で、前年度比 9 万4,000円の減額となっております。減額の理由でございますが、退職者医療制度が令和 2 年 3 月で終了いたしました。退職被保険者につきましてはゼロ人となっております。滞納繰越分が主なものとなっております。

次に、138ページをお願いいたします。下段、款 6 県支出金、項 1 県補助金、目 1 保険給付費等交付金でございますが、予算額11億6,973万6,000円を見込んでおります。前年度比3,807万4,000円の増額となります。増額の理由といたしましては、節 1 普通交付金の算定におきまして、前年度医療費実績から保険給付費に要する費用の伸びを踏まえた上で増額予算となっております。

続きまして、139ページをお願いいたします。款10繰入金、項 1 他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金でございますが、本年度予算額6,439万6,000円を予定しております。前年度比1,036万9,000円の減額となっております。法定で決められました負担率で、国・県・町から繰入れを行います。

続きまして、歳出の主な項目についてご説明いたします。

142ページをお願いいたします。款 1 総務費、項 1 総務管理費ですが、目 1 一般管理費として、総額で559万6,000円を計上いたしました。前年度とほぼ同額となっております。主なものに、節12委託料として国保電算関係委託料、レセプト点検委託料を計上しております。

次に、その下段、項 3 運営協議会費でございますが、本年度予算額39万7,000円を計上いたしました。前年比増額分につきましては、運営協議会委員の研修会実施のための委員等旅費分となっております。

続きまして、143ページの下段、款 2 保険給付費、項 1 療養諸費でございますが、一般被保険者、退職被保険者を合わせた合計で、144ページ中段の計、本年度予算額 9 億8,414万7,000円の支出を見込んでおります。主なものは、143ページ、目 1 一般被保険者療養給付費で、前年度比2,268万9,000円の増額となっております。要因といたしましては、前年度実績で 1 人当たり医療費が伸びておまして、給付費の増加が見込まれるためとなります。

続いて、項 2 高額療養費でございますが、一般・退職を合わせ本年度予算額 1 億5,217万9,000円

の歳出を見込みました。前年度比1,646万2,000円の増となります。こちらも先ほどの療養諸費と同様、増額の要因につきましては、医療費の増加に伴い支給額の増加が見込まれるためでございます。

次に、147ページをお願いします。款3国民健康保険事業費納付金でございますが、項1医療給付費分2億8,934万2,000円、項2後期高齢者支援金等分1億529万3,000円、項3介護納付金分3,996万6,000円、それぞれの合計額4億3,460万1,000円を埼玉県へ支払います。前年度比3,475万9,000円の増額となります。こちらは、埼玉県の算定結果に基づきまして、県全体で被保険者1人当たりの保険税必要額の増加に伴いまして増額したものでございます。

続いて、148ページ下段の款6保健事業費、項1保健事業費でございますが、保健衛生普及費と保養事業費とを合わせまして、予算額757万8,000円を計上いたしました。前年度比88万4,000円の減額となります。こちらは、節18負担金、補助及び交付金として、人間ドック補助金及び保養所利用補助金として利用者の負担軽減を行います。

続いて、149ページの項2特定健康診査等事業費、目1特定健康診査等事業費につきましては、1,614万7,000円を計上いたしました。今年も被保険者の健康保持増進を図るため、特定健康診査による個別健診及び集団健診を実施してまいります。例年集団健診を6月に実施しておりましたが、コロナワクチン接種とスケジュールが重なるおそれがあるため、10月実施に変更することでただいま進めております。

ここまで、主な事業を中心に説明をさせていただきました。

以上で、国民健康保険特別会計の予算説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

続いて、議案第23号 令和3年度滑川町介護保険特別会計予算の議定についてご説明申し上げます。

予算書の153ページをお開きいただきたいと思います。

令和3年度滑川町介護保険特別会計予算

令和3年度滑川町介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12億5,700万円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和3年3月2日提出

滑川町長 吉田 昇

続きまして、157ページ、158ページをお開き願います。

歳入歳出予算事項別明細書にてご説明を申し上げます。

令和3年度の介護保険特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ12億5,700万円で、前年度比1億6,500万円の増、率にして15.1%の増額予算となっております。増額の要因といたしましては、歳入では国、県からの支出金及び社会保険支払基金からの交付金の増額、また今年度、介護保険給付費準備基金から1億円の繰入れを行うことによるものでございます。歳出では、これに伴う保険給付費である各種保険サービス等の増額を行ったため、増額予算となっております。

歳入の主な項目についてご説明をいたします。

159ページをお開き願います。款1保険料、項1介護保険料、目1第1号被保険者保険料ですが、2億8,628万8,000円で、前年度比215万円の減額となっております。減額の主な理由につきましては、公費の投入による低所得者の保険料の軽減強化が図られたこと、そして介護保険給付費準備基金から1億円の繰入れを行うことにより、保険料額の改定に合わせ引下げを行ったためでございます。

次に、その下段、款4国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金でございますが、予算額2億451万4,000円で、前年度比1,983万7,000円の増となっております。これは、各種介護サービス費等の増額を見込んだ額となっております。

続いて、その下段、款4国庫支出金、項2国庫補助金ですが、国からの補助金として調整交付金、地域支援事業費交付金など6つの事業を合わせまして、160ページの中段の計の欄、本年度予算額3,311万5,000円を計上いたしました。こちらは、介護サービス利用のための費用に充てられます。

続いて、その下段、款5支払基金交付金、項1支払基金交付金につきましては、合計で予算額3億713万7,000円を計上しております。前年度比2,977万6,000円の増額予算となっております。こちらも介護サービス利用のための費用に充てられます。

続いて、款6県支出金、項1県負担金、目1介護給付費負担金につきましては、予算額1億5,821万8,000円で、前年度比1,483万7,000円の増額予算となっております。こちらにつきましても、介護給付費の費用に充てられます。

続いて、162ページになりますが、款9繰入金、項1一般会計繰入金につきましては、繰入金額の計、本年度予算額1億5,560万3,000円を一般会計から繰入れをいたします。前年度比997万3,000円の増額となっております。

最後に、下段、款9繰入金、項2基金繰入金、目1介護給付費準備基金繰入金ですが、予算額1億円を特別会計に繰り入れます。第8期の保険料の改定に合わせ、介護保険料の引下げ及び介護給付費の費用に充てるものでございます。

続いて、歳出の主な項目についてご説明をいたします。

164ページをお願いいたします。款1 総務費、項3 介護認定調査費ですが、予算額826万5,000円を計上いたしました。こちらは、認定調査の件数の増加に伴い111万4,000円の増額を行いました。

次に、款2 保険給付費、項1 介護サービス等諸費でございますが、目1 居宅介護サービス給付費から次のページ、目の9 居宅介護サービス計画給付費まで6つの介護サービスの給付費の合計といたしまして、167ページの上段、本年度予算額10億2,069万9,000円を計上しております。目のサービスごとで見込額に幅がございますが、全体といたしましては、前年度比1億49万円の増額予算となっております。

続いて、167ページ中段から168ページにかけてございます項2 介護予防サービス等諸費でございますが、目1 介護予防サービス給付費から目の7 介護予防サービス計画給付費まで5つの介護予防サービス給付費の合計といたしまして、168ページの中段、本年度予算額2,734万1,000円を予算計上しております。こちらは、前年度と同額となります。

続いて、169ページ、項4 高額介護サービス等費、本年度予算額が2,115万1,000円、170ページ、項5 高額医療合算介護サービス等費、本年度予算額394万5,000円、同じく下段の項6 特定入所者介護サービス等費、本年度予算額4,240万円をそれぞれ予算計上しております。これらは、介護サービスを利用した場合に、自己負担の限度額が設定されております。これを超える額を補助するための予算でございます。

続いて、下段、款5 地域支援事業費、項1 介護予防・生活支援サービス事業費でございますが、目1 介護予防・生活支援サービス事業費と目2 介護予防ケアマネジメント事業費を合わせまして、172ページの計1,822万2,000円を計上しております。こちらは、要支援者等に対する日常生活の支援を提供する訪問型サービス事業費と、機能訓練や集いの場などを提供する通所型サービス事業費のための予算となっております。

続いて、173ページ、項3 包括的支援事業・任意事業でございますが、目3 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費から175ページまでの中段、目の10 その他の事業まで7つの各種地域支援事業を行っております。合計いたしまして、本年度予算額611万9,000円を予算計上しております。前年度とほぼ同額となります。

最後に、176ページになりますが、款6 基金積立金、項1 基金積立金、目1 介護給付費準備基金積立金でございますが、前年度とほぼ同額の4,673万4,000円を予算計上いたしました。今後も保険給付費及び地域支援事業費を賄うため、保険料の上昇が見込まれますので、基金への繰入金により準備を進めてまいります。

ここまで主な事業を中心に説明をさせていただきました。

以上で、令和3年度介護保険特別会計予算の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

続きまして、議案第24号 令和3年度滑川町後期高齢者医療特別会計予算の議定についてをご説明申し上げます。

予算書179ページをお願いいたします。

議案第24号 令和3年度滑川町後期高齢者医療特別会計予算

令和3年度滑川町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億7,452万2,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号 各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和3年3月2日提出

滑川町長 吉田 昇

予算書の178ページ、184ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書にてご説明申し上げます。

令和3年度の後期高齢者医療特別会計の予算額は、歳入歳出それぞれ1億7,452万2,000円で、前年度比0.8%、額にいたしまして146万9,000円の増額予算となっております。主な内訳といたしましては、歳入では被保険者の増加に伴う後期高齢者医療保険料及び繰入金の増収、歳出では埼玉県広域連合への納付金の増額による予算措置となっております。

初めに、歳入の主な項目についてご説明いたします。

185ページをお願いいたします。最初に、款1後期高齢者医療保険料、項1後期高齢者医療保険料、目1特別徴収保険料8,078万6,000円ですが、こちらの保険料は直接年金から徴収する特別徴収分となっております。

続きまして、目2普通徴収保険料5,646万9,000円ですが、こちらは納付書、口座振替により徴収する普通徴収分となります。保険料につきましては、全体で前年度比128万6,000円の増額となっておりますが、主な要因につきましては、被保険者の増加によるものでございます。

続きまして、款4繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金でございますが、予算額3,166万1,000円で、前年度比278万3,000円の増額となっております。こちらは、新たに事務費への繰入金195万4,000円と、主に低所得者の保険料軽減に対する保険基盤安定繰入金として歳入するものでございます。

続いて、歳出の主な項目についてご説明を申し上げます。

款1 総務費、項2 徴収費、目1 賦課徴収費でございますが、65万9,000円を予算計上いたしました。こちらは、保険料徴収のための納付書発送等の事務費となっております。

続いて、項3 保健事業費、目2 保健事業費といたしまして190万円を予算計上しております。こちらは、人間ドック及び保養所の利用者のための補助金の予算となっております。

続いて、款2 後期高齢者医療広域連合納付金、項1 後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、予算額1億6,911万6,000円を予算計上しております。前年度比241万7,000円の増額となります。こちら、保険料及び保険基盤安定負担金を広域連合へ納付するためとなります。

以上が、後期高齢者医療特別会計の予算説明とさせていただきます。

これをもちまして、町民保険課所管の特別会計予算の議案説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（上野 廣議員） ありがとうございました。

暫時休憩します。再開は2時50分です。お願いたします。

休 憩 （午後 2時40分）

再 開 （午後 2時50分）

○議長（上野 廣議員） 再開します。

議案第25号、26号及び27号の説明を関口環境課長から願いたします。よろしく願いたします。

〔環境課長 関口正幸登壇〕

○環境課長（関口正幸） 環境課長、議案第25号 令和3年度滑川町下水道事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算書191ページをお開きください。

令和3年度滑川町下水道事業特別会計は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億6,600万円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分の金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（地方債）

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

（一時借入金）

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れ最高額は、5,000万円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和3年3月2日提出

滑川町長 吉田 昇

次に、予算書195ページをお開きください。

第2表、債務負担行為ですが、令和3年度は2件ございます。公営企業会計移行業務委託事業及び公営企業会計システム構築業務委託事業でございます。令和3年から4年までの2年間実施いたします。

次に、196ページをお開きください。第3表、地方債ですが、流域下水道事業債の限度額を2,350万円、公営企業会計移行債の限度額を1,830万円とし、合計4,180万円といたしました。起債の方法は、普通貸借または証券発行とし、利率を4%以内と定めてございます。

次に、197ページ、198ページの歳入歳出予算事項別明細書を御覧ください。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億6,600万円とさせていただきます。前年度比534万4,000円の増となります。増額の主な理由は、下水道使用料の増収によるものであり、開発等により下水道接続件数の増加が見込まれることによる増収によるものでございます。

次に、199ページをお開きください。主な歳入についてご説明いたします。

款1分担金及び負担金、項1分担金、目1下水道事業分担金118万8,000円を計上いたしました。下水道区域外から公共下水道に接続する分担金でございます。約6件を見込んでございます。

次の款1分担金及び負担金、項2負担金、目1下水道事業負担金150万1,000円を計上いたしました。前年度比50万2,000円の減となります。令和3年度に、新規に公共下水道に接続する受益者の賦課によるものでございます。

次に、款2使用料及び手数料、項1使用料、目1使用料1億9,050万円を計上いたしました。前年度比959万4,000円の増となります。下水道の使用料でございます。増額の理由は、開発等による下水道接続の増加が見込めるためでございます。

次に、200ページをお開きください。2段目の款5繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金1億2,160万円を計上いたしました。前年度比660万円の増となります。増額の主な理由は、起債の償還金返済に充当するため、一般会計繰入金を増額いたしました。

次に、款6繰越金ですが、932万6,000円を計上いたしました。

次に、201ページの下段を御覧ください。款8町債、目1下水道事業債4,180万円を計上いたしました。前年度比90万円の減となります。内容は、流域下水道事業債2,350万円、公営企業会計移行債1,830万円でございます。

次に、202ページをお開きください。主な歳出についてご説明いたします。

款1総務費、目1一般管理費4,250万9,000円を計上いたしました。前年度比512万8,000円の増でございます。主な内容は、節12委託料の下水道使用料徴収事務委託料683万円、公営企業会計移行業務委託1,238万4,000円、公営企業会計システム構築業務委託600万円でございます。公営企業会計につきましては、令和5年4月以降をめどに準備を進めるものでございます。

次に、203ページ下段を御覧ください。款1総務費、目1管渠維持管理費1億3,336万6,000円を計上いたしました。前年度比973万8,000円の増となります。増額の主な理由は、人口増により下水道の汚水処理に係る費用であります市野川流域下水道維持管理負担金の増額によるものでございます。主な内容は、節12委託料のうちマンホールポンプ保守点検委託料500万円、次ページ、節18負担金、補助及び交付金、市野川流域下水道維持管理負担金1億1,750万円でございます。節26公課費、消費税納付金650万円でございます。

次に、款2事業費、目1建設事業費2,444万8,000円を計上いたしました。前年度比697万9,000円の減となります。減額の主な理由は、下水道事業計画策定業務完了によるものでございます。主な内容につきましては、次の205ページを御覧ください。節18負担金、補助及び交付金のうち、市野川流域下水道建設負担金2,361万6,000円です。

205ページ下段の款3公債費、目1元金1億3,980万5,000円、目2利子2,364万5,000円、計1億6,345万円につきましては、流域下水道事業債及び公共下水道事業債の元金及び利子の償還でございます。

次に、206ページをお開きください。款5予備費でございますが、222万6,000円といたしました。

下水道事業特別会計については以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

続きまして、議案第26号 令和3年度滑川町農業集落排水事業特別会計についてご説明申し上げます。

217ページをお開きください。

令和3年度滑川町農業集落排水事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,010万円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れ最高額は、5,000万円と

定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和3年3月2日提出

滑川町長 吉田 昇

次に、221ページ、222ページの歳入歳出予算事項別明細書を御覧ください。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,010万円とし、前年度比379万7,000円の増となります。

次に、223ページをお開きください。主な歳入についてご説明いたします。

款1分担金及び負担金、目1農業集落排水分担金70万円を計上いたしました。新規接続者の分担金で1件を見込んでございます。

款2使用料及び手数料、目1使用料ですが、1,620万円を計上いたしました。伊古広瀬地区、和泉菅田両表地区及び土塩地区の農業集落排水使用料となっております。

次に、款4繰入金、目1一般会計繰入金7,220万円を計上いたしました。前年度より920万円の増となります。増額の主な理由は、起債の償還金返済に充当するため、一般会計繰入金を増額いたしました。

次に、224ページをお開きください。款5繰越金ですが、99万6,000円を計上いたしました。

次に、225ページをお開きください。主な歳出についてご説明いたします。

款1施設費、目1維持管理費4,075万3,000円を計上いたしました。前年度比453万2,000円の増となっております。主な内容は、節11役務費1,283万3,000円、排水処理施設の汚泥引抜き費等でございます。節12委託料1,502万円、処理施設保守点検清掃業務、中継ポンプ保守業務、使用料の徴収事務委託料でございます。

次に、節18負担金、補助及び交付金、農業集落排水処理施設維持管理負担金460万円は、野原・土塩地区農業集落排水施設維持管理負担金の協定に基づき、熊谷市に支払うものでございます。

次に、226ページ下段を御覧ください。款2農業集落排水事業費、目2施設管理費ですが、244万5,000円を計上いたしました。前年度並みでございます。主な内容は、227ページをお開きください。節14工事請負費60万円で、公共ます設置工事費、新規接続者の公共ますを設置するものでございます。ほかに節18負担金、補助及び交付金160万7,000円で、伊古第2処理施設償還補助をするものでございます。

次に、款3公債費ですが、目1元金3,195万7,000円、目2利子825万円、計4,020万7,000円を計上いたしました。農業集落排水事業債の償還金となっております。

次に、228ページをお開きください。下段の款5 予備費でございますが、194万円といたしました。農業集落排水特別事業の説明については以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

続きまして、議案第27号 令和3年度滑川町浄化槽事業特別会計予算についてご説明を申し上げます。

239ページをお開きください。

令和3年度滑川町浄化槽事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,240万円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れ最高額は、5,000万円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和3年3月2日提出

滑川町長 吉田 昇

次に、242ページをお開きください。第2表、地方債ですが、下水道事業債の限度額を280万円といたしました。起債の方法は、普通貸借または証券発行とし、利率を4%以内と定めたものでございます。

次に、243ページ、244ページの歳入歳出予算事項別明細書を御覧ください。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,240万円とし、前年度比1,450万円の減となります。減額の主な理由は、浄化槽設置工事費の減によるものでございます。

次に、245ページをお開きください。主な歳出についてご説明いたします。

款1 分担金及び負担金、目1 設置費分担金113万7,000円を計上いたしました。公設浄化槽設置費の分担金でございます。

款2 使用料及び手数料、目1 浄化槽使用料1,027万4,000円を計上いたしました。浄化槽の使用料及び清掃料でございます。

款3 国庫支出金、目1 国庫補助金584万2,000円を計上いたしました。浄化槽整備事業補助金は、循環型社会形成推進交付金でございます。

次に、款4 県支出金、目1 県補助金、浄化槽整備事業補助金を350万円計上いたしました。

次に、246ページをお開きください。款5 繰入金920万円を計上いたしました。一般会計からの繰入れでございます。

次に、款6 繰越金964万3,000円を計上いたしました。

次に、247ページを御覧ください。款8 町債、目1 下水道事業債280万円を計上いたしました。公設浄化槽設置費用の町分担分でございます。

次に、248ページをお開きください。主な歳出についてご説明いたします。

款1 総務費、目1 総務管理費558万6,000円を計上いたしました。主な内容は、節12委託料のうち浄化槽使用料システムの水道料金システムとの統合委託500万円でございます。

下段の款2 施設管理費、目1 浄化槽管理費1,973万1,000円を計上いたしました。主な内容は、次の249ページの節12委託料870万1,000円で、浄化槽の清掃及び保守点検の委託料でございます。

次に、款3 施設整備費、目1 浄化槽整備費1,328万5,000円を計上いたしました。内容は、節14工事請負費、浄化槽設置工事788万7,000円、節16公有財産購入費、浄化槽本体購入費289万8,000円、次に250ページをお開きください。節18負担金、補助及び交付金、転換促進奨励補助金の250万円。

中段の款4 公債費、目1 元金203万3,000円、目2 利子45万2,000円、計248万5,000円を計上いたしました。浄化槽事業費の償還金でございます。

款6 予備費は131万3,000円といたしました。

以上で、浄化槽事業特別会計の説明を終わりにいたします。

以上、環境課所管の特別会計予算会計についての説明を終わりにいたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（上野 廣議員） 次に、會澤水道課長から議案第28号の説明を求めます。

〔水道課長 會澤孝之登壇〕

○水道課長（會澤孝之） 水道課長、議案第28号 令和3年度滑川町水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

別冊の水道事業会計予算書より、1ページを御覧いただきたいと思います。

令和3年度滑川町水道事業会計予算

（総則）

第1条 令和3年度滑川町水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水世帯7,989世帯。

(2) 年間総配水量243万7,543立米。

(3) 1日平均配水量6,678立米。

(4) 主な建設改良工事等、重要給水施設配水管路耐震化及び老朽管更新事業設計業務委託、県道深谷東松山線配水管布設工事、町道8079号線配水管布設工事。

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第1款事業収益3億4,782万円、第1項営業収益3億3,883万6,000円、第2項営業外収益898万4,000円。

支出、第1款事業費3億4,373万8,000円、第1項営業費用3億3,019万2,000円、第2項営業外費用1,224万6,000円、第3項特別損失30万円、第4項予備費100万円。

2ページをお願いします。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億535万8,000円は、当年度消費税資本的収支調整額582万9,000円、建設改良積立金9,952万9,000円で補填するものとする。)

収入、第1款資本的収入1,218万3,000円、第1項負担金285万5,000円、第2項加入金932万8,000円。

支出、第1款資本的支出1億1,754万1,000円、第1項建設改良費7,511万1,000円、第2項企業債及び他会計4,243万円。

(議会の議決を経なければ流用できない経費)

第5条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費3,924万6,000円。

(2) 交際費5万円。

(たな卸資産の購入限度額)

第6条 たな卸資産の購入限度額は、50万円とする。

令和3年3月2日提出

滑川町長 吉田 昇

次に、3ページから5ページの実施計画書でございますが、これについては25ページからの事項別明細書で同じ内容を詳しくご説明させていただきます。

次ページ、6ページですが、予定キャッシュフロー計算書を記載しております。この計算書につ

いては、あくまでも当初予算が計画どおり執行された場合の予定額を記載してございます。内容については、資産や負債の増減に着目しながら前年度と比較を行い、現金の動向を捉えていくという役割を持っています。

表の上段左側に区分とあります。主なものについてご説明しますと、区分1、営業活動によるキャッシュフローについてですが、一番上の行に当期純利益の予定として47万1,000円を計上してあります。

中段、区分2、投資活動によるキャッシュフローですが、大きく占めているものとして、表の中ほど建設改良費で6,828万8,000円のマイナスが記載されております。主に配水管路の工事を行うための費用となっております。

区分3の財務活動によるキャッシュフローは、工事等に係る費用の借入りに係るもので、今年度は借入れの予定がなく、過去の借入れ分の返済に当たるものが主なものとなっております。

区分の1、2、3の合計が、下から3行目の現金及び現金同等物の増加額となります。マイナス1,371万5,000円となり、年度末の残額として一番下の行の現金及び現金同等物期末残高の9億719万6,000円となることから、予定として記載されております。

次に、7ページから12ページまでが給与費明細書等として、人件費に係る説明を記載しております。

続きまして、13ページから16ページにかけてが令和3年度の予定貸借対照表を記載しております。内容については、資産の部とその対象となる負債の部、資本の部を分けて整理してございます。

資産の部については、13ページから始まり14ページまで記載させていただいております。14ページの一番下を御覧ください。二重下線の金額30億2,352万4,914円が資産合計となります。

負債の部については、15ページから16ページの中ほどまで記載してあります。16ページの上から5行目の負債合計でございますが、2億3,765万2,931円となっております。

次に、資本の部については、同ページの6行目から下から2行目までで、資本合計が27億8,587万1,983円となっております。

その下の行の二重下線の金額が、負債と資本の合計30億2,352万4,914円となり、この金額と先ほど御覧いただきました14ページの資産合計の金額、二重下線の行の部分ですが、30億2,352万4,914円と一致しているということで、貸借が一致し対照となっていることがご確認いただけたと思います。

次に、17ページから22ページについては、令和2年度予算の現時点での予定される損益計算書及び予定貸借対照表を記載しております。

さらに、23ページから24ページまでは、令和3年度滑川町水道事業注記事項として、総務省の基準に基づき、公営企業として記載することが望ましいとされているものの記載をしてございます。詳細な説明については割愛させていただきますので、後ほど御覧いただきたいと思います。

続きまして、25ページをお開きいただきたいと思います。令和3年度滑川町水道事業会計事項別

明細書を御覧いただきたいと思います。先ほどご説明したとおり、3ページから5ページの実施計画書の内容を詳細に記載したものであります。主なものについて、順次ご説明させていただきます。

まず、収益的収入及び支出の表より、収入について、款1事業収益は3億4,782万円で、前年度より1,897万1,000円の減額としております。

項1営業収益より、目1給水収益、節1水道料金についてですが、実績から想定される総配水量から有収率を93%と想定しまして、有収水量226万6,915立米を見込んで収益を算出させていただきました。

次に、目3その他の営業収益、節1加入金、節2量水器取付料、節3手数料等についてですが、住宅建設の新規申込みも一時に比べ落ち着いてきたため、前年度実績に基づき1,190万1,000円を計上し、昨年当初より79万5,000円の増額とさせていただきます。

次に、26ページ、項2営業外収益についてですが、898万4,000円で、前年比40万2,000円の増額とさせていただきます。多少の増減がございますが、おおむね例年どおりの算定となっております。

目5雑収益の下水道料金徴収事務受託料、農業集落排水料金徴収事務受託料については、算定基礎となる調定件数の伸びにより、それぞれ36万9,000円、1万5,000円の増額算定をさせていただきます。

続いて支出です。27ページを御覧いただきたいと思います。款1事業費は3億4,373万8,000円で、前年度比1,138万3,000円の減額となっております。

項1営業費用、目1の原水及び浄水費は、配水場の維持管理や県から水道用水を購入するための費用です。節3委託料は、各種点検、清掃等の費用で241万円を計上させていただきました。節6受水費は、県より水道水を購入するための費用です。総配水量の予想水量より1億5,015万1,000円で算出しており、昨年度並みの額を計上しております。なお、購入の単価については今年度も変動なく、1立米当たり税別61.78円となっております。

次に、目2配水及び給水費は、主に配水場の給配水管等の修繕等に要する経費です。昨年度より289万4,000円の増額となっております。主なものとしたしまして、次ページとなりますが、節4委託料のうち、検満メーター取替委託料901万4,000円、節5賃借料の水道事業支援システムレンタル業務委託821万1,000円、節6修繕費のうち給配水管布設替工事400万円、漏水修理費等に660万円となっております。検満メーターの取替委託料は、令和3年度に計量法で定められた期限を迎えるメーターの数から算出しております。

次に、目3業務費は2,238万6,000円で、366万9,000円の増額を計上いたしました。主に水道料金の賦課徴収に伴う経費です。主なものとしたしまして、29ページになりますが、節8委託料1,384万8,000円ですが、検針業務等委託料1,100万円のほか、水道メーター検針後の水道料金を算定したり、お支払いいただいた料金の消し込み等の管理を行うためのシステム費用となっております。

次に、目4総係費ですが、4,850万円は前年度比1,704万1,000円の減額となっております。節2給料から節7旅費までは水道課職員の人件費、その他は庶務的な経費となっております。おおむね例年どおりの算定内容で計上させていただいておりますが、31ページ中段の節14委託料については、令和2年度に重要給水施設配水管路耐震化及び老朽管更新計画策定業務と認可変更届出書作成業務の委託業務を計上していたため、それがなくなった分、目合計では減額となっております。

続きまして、32ページ、目5減価償却費ですが、配水場の建物、水道タンク、配水本管等の構築物等の固定資産減価償却分7,044万円を計上させていただきました。

項2営業外費用、目1支払利息及び企業債取扱諸費、節1企業債利息ですが、公的資金の企業債及び民間金融機関からの借入金に対する利息の償還分でございます。

項3特別損失、目1過年度損益修正損、節1過年度収益修正損については、水道料金の不納欠損分を充ててございます。

続きまして、33ページからの資本的収入及び支出についてご説明させていただきます。

最初に収入からですが、款1資本的収入は1,218万3,000円で、内容は負担金と加入金です。項1負担金、目1負担金は、消火栓設置工事負担金等として285万5,000円、項2加入金、目1加入金は932万8,000円を計上させていただきました。

次に、34ページお願いします。支出になりますが、款1資本的支出は1億1,754万1,000円で、6,535万5,000円の減額となっております。主な減額の要因は、令和2年度の予算では1号タンクの給水遮断弁工事1億1,000万円の予算があったため、目1配水設備拡張費がマイナス6,650万円と、大きく減額となっていることが御覧いただけると思います。

そのほかの主なものとして、同じ目1配水設備拡張費より、節1委託料に重要給水施設配水管路及び老朽管更新事業設計委託2,000万円を計上させていただきました。これは、令和2年度に策定した計画に基づいて、令和4年度に実施する重要給水施設配水管路及び老朽管更新工事の詳細な設計を行うためのものがございます。

節2工事請負費ですが、県道深谷東松山線配水管布設工事2,200万円と町道8079号線配水管布設工事1,500万円を、今年度の主な管路布設工事として計上させていただきました。

次に、目2営業設備費、節1量水器費ですが、新規加入者分、検定満期交換分の購入及び設置交換のための費用として411万1,000円を計上させていただきました。

次の項2企業債及び他会計、目1企業債及び他会計、節1企業債及び他会計4,243万円ですが、借入償還金で起債の元金分償還金と民間金融機関からの借入れの償還分です。

以上、水道事業の令和3年度当初予算の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（上野 廣議員） 提出議案の説明が全て終わりました。

◎総括質疑

○議長（上野 廣議員） これより町長、教育長の施政方針並びに議案第21号から議案第28号までの予算議案8議案に対する総括質疑に入ります。

質疑時間は、質問者1人につき原則一括質問、一括答弁とし、答弁を含み30分以内とします。

なお、再質問はできるだけ避けてください。

総括質疑の通告が2件ございます。順次ご質問をお願いします。

最初に、北堀議員、よろしくお願いします。

〔9番 北堀一廣登壇〕

○9番（北堀一廣議員） 9番、北堀です。

まず初めに、去る1月26日にご逝去されました故服部幸雄議員さんのご冥福を、謹んでお祈り申し上げたいというふうに思います。

それでは、通告に基づいて質問させていただきたいというふうに思います。先ほど、午前中に町長の施政方針演説、その一端について質問していきたいというふうに考えております。

現在、国は急速に進む人口減少や、そして少子化、高齢化社会等への対応が課題となる中、本町ではこども医療費、給食費の無償化をはじめとした子育て支援策を推進してきています。そして、東武東上線、森林公園駅、つきのわ駅周辺の住宅整備等により、近年人口の増加が右肩上がりとなっております。また、羽尾地区においては昭和40年来の森林公園駅の開業、また国営武蔵丘陵森林公園の開園、そして平成9年森林公園駅南口土地区画整理事業完了後、羽尾十三塚の旧鉄道敷きの道路整備等を完了しておりますが、近年住民の生活形態が大きく変わる中、森林公園駅北口を中心とした町づくりを今後どのように進めていくのか。そして、加えて現在、東松山斎場入り口付近のところまで新設をされた道路が来ております。町は、今後この本町分の延伸をどのように考えているのか、お伺いをしたいというふうに思います。

そして2つ目ですが、いわゆる2025年問題、昭和20年代前半に生まれた方が、我が国の人口の中で最も多いと思われれます。いわゆるこの方たちは、団塊の世代と言われております。数年後には、後期高齢者になります。社会保障費、すなわち医療年金、介護費負担等がいやが応にも増してきます。これら等についても、今後どのように町は考えているのか、お尋ねをしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（上野 廣議員） それでは、答弁をお願いします。

吉野総務政策課長、答弁をお願いします。

〔総務政策課長 吉野徳生登壇〕

○総務政策課長（吉野徳生） 総務政策課長、北堀議員の総括質疑に答弁をいたします。

初めに、森林公園駅北口を中心とした町づくりについてでございます。我が国が人口の減少、超

高齢化社会等の大きな課題に直面する中、国立社会保障・人口問題研究所の推計では、滑川町は2040年まで人口が増加するとされています。町では、森林公園駅南地区、つきのわ地区の区画整理事業による新しい町づくりに加え、18歳までの医療費無償化、給食費の無償化等の各施策により、移住定住者が大きく増加し、埼玉県内においてもトップクラスの人口増加率、合計特殊出生率で推移をしております。平成12年時点の人口1万2,836人と比較し、およそ20年間で令和3年2月1日現在の人口がおおよそ1.5倍の1万9,565人と一貫して増加の傾向を示しております。しかしながら、子育て支援策、区画整理事業等による人口の増加傾向も徐々に落ち着きを見せており、滑川町へ転入を希望する希望者の受皿となる新しい住宅地の整備が求められているところでございます。

こうした背景を踏まえ、森林公園駅北口周辺地区を中心とした今後の町づくりの進め方についてでございますが、町では滑川町総合振興計画、滑川町まち・ひと・しごと創生総合戦略、滑川町都市計画マスタープランに、羽尾地区の土地区画整理事業をはじめとした新しい町づくりの計画、検討を位置づけております。

事業の推進に当たり、埼玉県と継続した調整協議を進めておりますが、事業課題として、国が将来の人口減少に向けたコンパクトシティを推進し、埼玉県においてもコンパクトな町づくりを進めるなどの中、町として推進する市街化調整区域の市街化区域編入による住宅地整備をはじめとする整備手法を検討しております。過去の経過を振り返りますと、羽尾地区の一部地区については市街化区域を市街化調整区域に変更した経緯もあります。地元の意向を踏まえた調整も求められております。

令和2年度においても、吉田町長による埼玉県への要望活動を通じ、県と町担当職員による町づくり促進に向けた勉強会を立ち上げ、定期的な協議により事業の推進を図っているところでございます。

検討される整備手法といたしましては、区画整理事業による住居系、産業系の都市基盤整備、現在の十三塚地区で進められている民間活力を活用した町づくり等が挙げられます。事業により道路や下水道などの住宅環境が整備されることにより、土地の利用価値が高まり、資産価値の上昇も見込まれますが、所有する土地が減少するなどの影響もあるため、事業費用、工事費負担等の観点からも検討を深める必要がございます。

現在所管課において、対象となるおよそ86ヘクタールの土地所有者の方を対象とし、アンケートによる今後の町づくりの意向等を含めた調査を実施中であり、今後アンケートの集計結果等を基礎資料とし、地元住民の声を反映した市街地整備計画の検討を進めるとともに、近年多発する河川氾濫等の自然災害による影響等も考慮した町づくりが必要不可欠であるため、防災の観点も含め様々な視点から検討を進めてまいります。

また、東松山市内に整備された都市計画道路市の川通線につながる町内の計画路線である町道幹線市の川通線を含む道路計画につきましては、羽尾地区の市街地整備の検討区域内に含まれること

から、近隣市町との連携を図り、効率的かつ経済的な交通流動を確保し、新たな産業誘致や住民生活の向上に寄与すべく、羽尾地区の町づくりと併せ整備手法について検討を進めてまいります。

続いて、2025年問題についてでございます。本町では、若い人の人口も増えておりますが、同様に65歳以上の高齢者人口も増加しており、その割合も年々増加する状況でございます。平成28年度を開始年度とする第5次総合振興計画基本構想では、令和7年、2025年に将来人口を2万人とする目標を掲げており、高齢者人口も増加していくことを見込んでおります。

令和2年10月1日現在では、65歳以上の高齢者が4,318人おります。町全体の22.4%を占めています。これが令和7年においては5,030人まで増加し、割合は25.2%まで増加する見込みでございます。高齢者人口、特に75歳以上の後期高齢者人口の増加により、高齢者福祉や社会保障への需要増大が見込まれ、ひいては北堀議員ご指摘のとおり、医療費や介護費が増大することが想定されます。医療費や介護費の増大は町の財政を圧迫するとともに、サービスを受ける本人にも経済的な負担がかかります。

令和元年12月に実施した町民アンケートの結果では、今後特に必要だと思われる施策として、医療費や年金、生活保護等の社会保障を選択、回答した方が18.9%おり、これはバス等公共交通手段の充実28.2%に次ぐ高い数値でございます。それだけ町民の関心も高い事項であると考えられます。

基本構想では、町づくりの目標として「住んでよかった 生まれてよかったまちへ 住まいるタウン滑川」を掲げ、全ての町民の幸せの増進を目指しております。特に福祉分野においては、誰もが生涯安心して暮らせる町づくりを目指し、誰もが健康で生きがいを持って生き生きと暮らしていくため、高齢者や障害のある方をはじめとして、誰もが不安なく日常生活を送れる質の高い保健、医療、福祉の環境づくりを進めていくこととしております。いつまでも健康で、生きがいを持って生き生きと暮らすことができれば、医療費や介護費の増大を抑えるという財政的なメリットがあるだけでなく、高齢者が健康で活躍できる町として、町の魅力を高めることにもつながります。

このようなことから、本町では健康づくり事業を重要な施策として捉え、前期基本計画に引き続き、後期基本計画における重点施策に位置づけております。第5次総合振興計画・後期基本計画においては、高齢者が増加する中で健康増進をより一層推進することで、医療費及び介護費の負担を抑え、さらに地域の中で活躍してもらうことにより、住まいるタウン滑川の実現への推進力としていきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（上野 廣議員） 北堀議員。

○9番（北堀一廣議員） 課長には建設的な答弁をいただき、大変ありがとうございました。

これからもますます滑川町が発展するについては、今課長の答弁があったように、これらをやはり強力に進めていくというのは非常に大事ななというふうを考えております。町長もそのような気持ちでいると思いますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（上野 廣議員） 次に、阿部議員、通告した内容についてお願いします。

○14番（阿部弘明議員） 14番、阿部弘明でございます。総括質疑をさせていただきます。よろしくをお願いします。

私のほうからは、まず1点目として、この間の新型コロナウイルスの問題で、住民の不安、そして町への期待が非常に高まっている、そういったような状況がこの1年生まれてきているというふうに思います。まさにこのコロナ禍が、この町自体、町の政策を今後どうするのかというのは、非常に町民の関心が高まっているというところに来ているというふうに思います。

そこで、私たちがこの間アンケート調査なども行ってまいりました。そういった問題も含めて質問をさせていただきたいというふうに思います。この新型コロナウイルス対策においては、この間私たちが要望してきましたけれども、検査体制の強化については、ようやく厚労省が緊急事態宣言が出ている10都府県に対して、感染多数地域における高齢者施設の職員への定期的なPCR検査を行うよう通知を出したというところです。

埼玉県は、県保健所管内にある病院などの医療従事者、新規入院患者、計約12万5,000人、また県所管の高齢者入所施設の職員、新規入所者、計約7万人を対象にして、2月の中旬から3月下旬にかけて検査を行うということを決めたようです。検査数の拡大は、感染症の拡大抑止には欠かせない戦略だというふうに思います。引き続き、検査体制の拡充を求めるものであります。今後ワクチン接種と併せて、感染抑制、防止が前進することを期待するものであります。

緊急事態宣言が延長されて、長期にわたる自粛要請は、住民の暮らしや営業に大きな影響を及ぼしています。私たちが取り組んだアンケートから、住民の皆さんからの声を幾つかご紹介したいというふうに思います。独り親家庭の方からは、個人給付金10万円は利用しましたが、すぐに生活費に消えてしまいました。再度支給をしてほしい。息子が保育園には入れず、私が仕事に就くことができない、保育園を増やしてほしいという声が出ました。また、IT関係で働くフリーランスの方からは、コロナの影響の中で何とか耐えてきましたけれども、2020年12月末に契約を切られてしまいました。今は、2月までの短期契約で食いつないでいますけれども、この先どうなるか不安ですと、持続化給付金は2020年12月末までの売上げが対象なので、全く補償されません。こういったような声が出ています。

多くの方から、こんなときだからこそ消費税の減税、特定定額給付金の給付、持続化給付金の支援などを行ってほしいと。子育て中の方は、未就学児がいる子育て支援等、人数制限、予約制、週1回のみなどの制限があつて遊びが減っていると。また、高齢者の方は特に不安をたくさん感じております。夫と私の実家は県外のため、特に知り合いも少ないと孤独を感じていますと、健康や感染への不安を感じている方もたくさんいらっしゃいます。健康維持のために通っていたカラオケを控えたり、ボランティア活動が中止になり、スーパーへの買物と散歩しか出かけなくなつたと、高

高齢者の独居の場合、体調が急変した場合、最悪孤独死ということも考えられると、パルスオキシメーターを貸与するなどして自分で健康管理をし、もしものときはすぐに連絡ができる場所を教えてくださいというような声でした。また、収入が激減している世帯への支援をお願いしたいと、現金でなくても商品券でもお願いしたいと。食費を抑えているが、子どもがいるのでバランスよく食べさせたいと、今日1日をしのぐための支援をお願いしたいというような切実な声も出されています。

こういったように、非常に多岐にわたる声が出されました。私たちはこの間、町民の皆さんの感染拡大を抑止する努力、これは非常に大変なものがあるというふうに思います。町長もおっしゃっておりますけれども、人口比でいうと滑川町の感染者の比率というのは、非常に低く抑えられているというふうに思います。これは、住民一人一人が自粛をしたり努力をした成果だというふうに思うのです。しかし、今の住民の声からも分かりますように、住民は本当に自分も感染しないし、そして他人にも感染させないということで多くの犠牲を払っていると、その上に今の現状が成り立っているというふうに思います。このことは、忘れてはならないと思うのです。これらの苦難をどれだけ軽減していくか、町の役割、行政の役割が問われているのではないかなというふうに思います。ぜひこの町が住民に、その住民の皆さんの努力に応じて、町はこれだけの施策を講じているのだというようなことをアピールしていただきたい。また、この間、来年度予算が、この住民の声にどれだけ応えるものになっているのかということをお聞きしたいというふうに思います。

2つ目は、保健所機能の強化と町の保健センターの機能強化の問題です。保健所は、公衆衛生の多岐にわたる業務を行っております。食品衛生検査など検査業務や母子保健、感染症対策、指定難病、精神保健など、多岐にわたる業務であります。特にこの感染症業務は、保健所固有の業務になっております。

今回コロナ対策で、保健所の機能強化の必要性が改めて認識をされたところでは、かつて保健所法で、人口10万人に1か所の設置基準が定められ、地域住民全体の公衆衛生、運動の中核を担ってきました。しかし、1980年代の臨調行革路線、そして1994年には保健所法が全面改正され、地域保健法になりました。それ以降、保健所数は減少することになり、その保健所を今回の新型コロナが襲ったという形だと思えます。

共産党の県議団が保健所への聞き取りを行っております。保健所からは、コロナ対応に追われて食品衛生に関わる計画、監視業務は全て後回しになったと、感染症業務が優先されたというような声、保健所は少ない体制の中で、不安な市民からの相談、医療機関からの相談、感染症病床やPCR検査の調整を行う県調整チームとの調整、陽性患者の医療機関への送迎、感染ルートの解明など、業務が重なり混乱を極めたそうです。また、自宅待機をしていたコロナ陽性患者が亡くなった問題については、本来感染症患者を自宅待機させるということはあってはならないことだと、やむを得ず自宅待機させるなら毎日対面で健康観察するべきだと、やはり人手がいなかったことは弊害だと訴えているそうです。

県内では13か所の県保健所と、政令市、中核市に4か所の保健所があります。東松山保健所は8市町村21万人を概括しています。今回のような感染症対策が必要なとき、明らかに人手不足が表面化してしまいます。しかし、各市町村の対応が県任せ、保健所任せになってしまっているのではないかとこのように思います。検査は保健所の機能ですが、住民の感染状況やクラスター発生などの情報を町が共有していないと、住民への正確な感染防止対策の呼びかけができないのではないかと考えます。

町が住民の健康に責任を持つという立場であるなら、県や保健所との連携を強くするべきではないでしょうか。今後も、今回のような感染症によるパンデミックが起きることが予想されています。保健所体制の強化と町の保健機能の強化をお願いしたいというふうに思います。

以上で、私の質問を終わります。よろしく申し上げます。

◎会議時間の延長

○議長（上野 廣議員） 答弁に入る前にお諮りします。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれは延長したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上野 廣議員） 異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間は延長することに決定しました。

○議長（上野 廣議員） それでは、答弁をお願いします。

初めに、吉野総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 吉野徳生登壇〕

○総務政策課長（吉野徳生） 総務政策課長、阿部議員の質問の住民の声、不安と要望に応えることができる予算になっているのかについて答弁をいたします。

現在、国でも巨額の国債発行により、感染拡大防止策や個人や企業、そして自治体への経済支援を行っているところでございます。一方、自治体では際限ない起債は、地方財政法上不可能で、借金をしてできることには限りがあります。このため、平常時の財政運営でも厳しい状況の中、町税の減収等、コロナ禍での町の財政運営もさらに厳しく、平常時からの施策の実施についても、中止、縮小、先送りの対象としてきた、まさに緊縮財政を行ってきた1年でございます。

このような状況下、今年度につきましては国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金2億1,300万円程度の予算を活用し、町内事業者の経営相談や認定農業者、新規の就農者を含む小規模事業者の事業継続支援、生活困窮者支援、子育て世帯支援、独り親世帯支援、そして全世帯を対象とした水道基本料金免除などに取り組んでまいりました。基本料金の免除に関しましては、

今回提出させていただいた専決処分、補正予算（第8号）でもさらに2か月減免し、今年度合計4か月の減免とさせていただきます。

この地方創生臨時交付金ですが、滑川町に対しては非常に少ない額の配分となり、県内3位の少額となっております。町税など、自主財源が多く財政力の高い自治体ほど、このようなときは財政的な打撃を大きく受けるはずであるにもかかわらず、財政力を加味した配分方法では少ない額の補助金となってしまふことには疑問もあるところではございますが、国の補助金を活用して町民の皆様の声に耳を傾け、今後もコロナ禍での各種支援に取り組んでまいりたいと思います。

新年度予算の編成に当たっては、感染症による景気悪化等の影響による大幅な減収見込みとなっており、真に令和3年度に実施しなければならない事業を優先するなどの予算編成方針を厳守し、義務的経費への最優先配分を行いつつ、子育て支援や各種施設等整備事業などの重点施策に取り組む予算編成となっております。

阿部議員ご指摘のコロナ禍における生活等の支援につきましては、地方創生臨時交付金の令和2年度国の繰越分6,700万円を活用した事業展開を検討し、令和3年度補正予算として議員皆様にお諮りをする予定となっております。

皆様のご理解とご協力をよろしくお願いし、答弁といたします。

○議長（上野 廣議員） 次に、武井健康づくり課長、答弁をお願いします。

○健康づくり課長（武井宏見） 健康づくり課長、阿部議員ご質問のうち保健所機能の強化と保健センターの機能強化についての部分について答弁させていただきます。

県が運営する保健所につきましては、地域の保健、環境衛生の向上のため、多岐にわたる業務を担っており、町の保健事業、環境衛生などに対しても常日頃から様々なアドバイス、サポートをいただいております。大変お世話になっているところでございます。

阿部議員のおっしゃいました1994年の保健所法が地域保健法に改正された際、それまでの保健所の業務であった地域保健サービス業務の一部が保健所から市町村に移管されました。また、全国的な衛生環境の向上により、結核等の感染症の発生も減少したということなどもあり、業務内容の見直しが行われ、行政改革の流れとともに保健所の統廃合が行われたものと認識してございます。

地域保健法による町への業務移管を受け、町保健センターでは乳幼児健診や集団健診、また子育て支援などの拠点ということで、個々の住民と地域に密着した地域保健サービス事業を行ってまいりましたことは、ご存じのとおりかと思っております。

新型コロナ対策につきましては、感染症法、それから新型インフルエンザ等対策特別措置法などに基づいて、国、県、市町村で分担して業務を進めているところでございますが、今回のコロナ禍におきまして、保健所は防疫業務と感染者対応の最前線にあり、阿部議員の挙げていただいた例のとおり、多大な負担がかかっていることは承知してございますので、保健所の機能強化が図られることは望むべくもありません。

昨年12月、県内市町村の保健師に対し、埼玉県より県職員としての併任事例が出されました。現在までのところ要請は来ておりませんが、緊急の際には市町村の保健師が保健所業務の支援ができるという体制が構築されました。

また、埼玉県ではコロナ対策のために、昨年暮れから急遽保健師増員の募集を行っており、体制の強化を図っているとのことですので、そちらも期待しているところでございます。町といたしましては、今後も保健所とは緊密に連携し、できる限り情報を共有しながら、町民の皆様への感染防止対策の呼びかけを続けたいと思います。

また、今回の令和3年度当初予算、また令和2年度の補正予算にも計上させていただいておりますが、間もなく始まる新型コロナウイルスワクチン予防接種は、法令上町の業務となっております。町民全員を対象とした予防接種を行うという、かつてない大きな事業であります。保健センター、また役場全体で町民の皆様の不安を解消し、社会生活を取り戻すため全力で注力してまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野 廣議員） 阿部議員。

○14番（阿部弘明議員） 再質問というわけではないのですが、財政が逼迫して大変な状況だというのはわかりますけれども、アピールというのは、必ずしも財政を伴わなくてもできることあるのではないかなというふうに思うのです。住民の皆さんの苦労に応えるアピール活動というか、そういったものをやはり検討していただきたいし、やはりこれだけの感染を抑えているということも含めてお知らせして、さらに協力を求めていくというようなことも必要なのではないかなというふうに思うのです。そういったことも含めて検討していただきたいというふうに思います。

以上で私の総括質疑を終わります。ありがとうございました。

○議長（上野 廣議員） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上野 廣議員） 質疑なしと認めます。

これをもちまして総括質疑を終結させていただきます。

◎予算審査特別委員会の設置

○議長（上野 廣議員） お諮りします。

議案第21号 令和3年度滑川町一般会計予算の議定についてから議案第28号 令和3年度滑川町水道事業会計予算の議定についてまで、8議案については12人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上野 廣議員） 異議なしと認めます。

よって、本案については、12人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査に付することに決定いたしました。

◎予算審査特別委員会委員の選任

○議長（上野 廣議員） 引き続き、予算審査特別委員会委員の選任を行います。

お諮りします。予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、議長を除く12人全ての議員を指名したいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上野 廣議員） 異議なしと認めます。

よって、予算審査特別委員会の委員は、議長を除く12人全ての議員とすることに決定いたしました。

ただいま設置されました予算審査特別委員会は、3月8日及び9日午前9時から議場で開きます。以上で、本日の日程は全て終了しました。

◎次回日程の報告

○議長（上野 廣議員） 明日3日は、午前10時から本会議を開き、一般質問を行います。

◎散会の宣告

○議長（上野 廣議員） 本日はこれにて散会いたします。

（午後 4時02分）

○議会事務局長（木村晴彦） ご起立願います。

相互に礼。

お疲れさまでした。

令和3年第226回滑川町議会定例会

令和3年3月3日（水曜日）

議 事 日 程 （第2号）

開議の宣告

1 一般質問

出席議員（13名）

1番	瀬上邦久	議員	2番	高坂清二	議員
3番	松本幾雄	議員	5番	上野葉月	議員
6番	井上奈保子	議員	7番	紫藤明	議員
9番	北堀一廣	議員	10番	宮島一夫	議員
11番	菅間孝夫	議員	12番	内田敏雄	議員
13番	吉野正浩	議員	14番	阿部弘明	議員
15番	上野廣	議員			

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町長	吉田昇
副町長	柳克実
教育長	馬場敏男
総務政策課長	吉野徳生
税務課長	篠崎仁志
会計管理者兼 会計課長	木村俊彦
町民保険課長	岩附利昭
健康福祉課長	小柳博司
健康づくり課長	武井宏見
環境課長	関口正幸
産業振興課長兼 農業委員会事務局長	服部進也
建設課長	稲村茂之
教育委員会事務局長	澄川淳
水道課長	會澤孝之

本会議に出席した事務局職員

議会事務局長	木村晴彦
書記	田島百華
録音	福島吉朗

○議会事務局長（木村晴彦） ご起立願います。

相互に礼。おはようございます。

ご着席願います。

◎開議の宣告

○議長（上野 廣議員） 皆さん、おはようございます。議員各位には、第226回滑川町議会定例会第2日目にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は13名全員であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（上野 廣議員） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、通告順に行います。時間は、答弁を含む50分とします。残り時間は表示板に表示します。質問形式は対面一問一答方式とします。議長より質問を受けた質問者は、最初から質問席に着き、1回目の質問は通告した質問事項全てを一括質問します。そして、一括答弁を受けます。2回目の質問からは、1回目の質問順位に関係なく一問一答方式とします。ただし、1回目に一括質問しないものは再質問できないものとします。

◇ 吉 野 正 浩 議 員

○議長（上野 廣議員） 通告順位1番、議席番号13番、吉野正浩議員にご質問をお願いします。

〔13番 吉野正浩議員登壇〕

○13番（吉野正浩議員） おはようございます。13番、吉野正浩です。議長より発言のお許しをいただきましたので、通告順序に従いまして質問させていただきます。

マスクにつきましては、議会運営委員会の中で演壇及び質問席では任意ということになっておりますので、私は声がこのほうが通ると思いますので、マスクを外させていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、コロナ禍にありまして、執行部の皆様には通常の業務に加えて、新型コロナウイルス対応に追われ大変と思いますが、町民の命と暮らしを守るため、引き続きよろしくお願いいたします。また、新型コロナウイルスワクチン接種が開始されたことにより、感染拡大が終息し、人々が安心して生活できますよう心から願うものです。

それでは、質問に移させていただきます。

大きな1、新型コロナウイルス関連について伺います。新型コロナウイルス感染症の決め手となるワクチン接種が、2月17日から先行接種として医療従事者に開始されました。その後、高齢者接種が4月中旬以降開始される予定となっています。新たに開発された新型コロナウイルスワクチンに対して、期待と不安がある中で、町として住民へのスムーズな接種を行い、終息に向けた対応が求められています。

そこで、1点目として新型コロナウイルスワクチン接種について伺います。

①、本町が計画しているワクチン接種の区分と日程。

②、ワクチン接種までの流れ。

③、独居高齢者、交通弱者の方等への対応。これは、周知とか接種予約、接種会場までの交通手段等でございます。

④、副反応、副作用とも言うらしいのですけれども、その対応。

⑤、ワクチン接種に係る課題について伺います。

2点目として、町内の新型コロナウイルス感染者に対する医療提供状況について。これは、入院とかホテル、自宅療養等、特に重症患者でありながら病床の逼迫から入院できない、また最終的にできなかったケースはあるか伺います。

3点目として、コロナ禍における生活困窮者対応について。

①、町窓口への相談状況。これは、件数、年齢、職業、世帯状況、主訴等お願いします。

②、町の救済制度の概要と実施状況。

③、最終的なセーフティーネットとしての生活保護について。

ア、コロナ禍における相談状況の変化。

イ、相談の内容。これは、職業、世帯累計、主訴等お願いします。

ウ、相談から申請受理に至らなかったケースの内容ということでお願いします。

次に、大きな2、大河ドラマと地域活性化について伺います。先月14日から、深谷市出身の渋沢栄一翁が主人公で、NHK大河ドラマ「青天を衝け」の放送が開始されました。来年1月からは「鎌倉殿の13人」の大河ドラマが予定されています。ドラマでは、比企一族の比企能員や畠山重忠など、比企地域ゆかりの武士が重要な役柄で登場すると聞いています。

そこで、1点目として、昨年12月、来年に放送予定のNHK大河ドラマ「鎌倉殿の13人」に登場する鎌倉幕府に大きく関わった比企一族との縁の深い比企地域の自治体を中心に、大河ドラマ「鎌倉殿の13人」比企市町村推進協議会を設立し、本町の吉田町長が会長となりました。協議会結成の趣旨、構成、組織体制とメンバー、事業内容等について伺います。

2点目として、本町字三門には、主人公北条義時の正室、姫の前の祖父母である比企遠宗、比企尼の館があったとされています。また、「鎌倉殿の13人」の登場人物、比企能員は比企尼のおいで比企家の勇士でもあり、鎌倉時代に大きな勢力を誇った比企氏ゆかりの地であります。大河ドラマ

を好機として、町として比企遠宗、比企尼等歴史的な人物を切り口とした物産や観光資源の開拓等による地域活性化を検討する考えはあるか、伺います。

これで1回目の質問とします。よろしく願いいたします。

○議長（上野 廣議員） 質問が終わりました。順次答弁をお願いします。

質問事項1、新型コロナウイルス関連のうち、1、ワクチン接種についてと2、医療提供状況についてを武井健康づくり課長をお願いします。

質問事項1、新型コロナウイルス関連のうち、3の生活困窮者対応についてを小柳健康福祉課長をお願いします。

質問事項2、大河ドラマと地域活性化についてを吉野総務政策課長に答弁をお願いします。

初めに、武井健康づくり課長、答弁をお願いします。

〔健康づくり課長 武井宏見登壇〕

○健康づくり課長（武井宏見） 健康づくり課長、吉野正浩議員の質問のうち、大きな1、新型コロナウイルス関連の1、新型コロナウイルスワクチンの接種について、2、町内の新型コロナウイルス感染者に対する医療提供状況について、について答弁させていただきます。

まず最初に、新型コロナウイルスワクチン接種についてでございます。①の本町が計画している接種の区分と日程についてでございますが、町では厚生労働省の示す区分に基づき、先行されて県が実施する医療従事者の接種の状況により国が示すとされている日程に沿って、現在のところは市が中旬以降、65歳以上の高齢者、基礎疾患を持つ方の接種から開始をする予定であります。

また、64歳以下の方たちについても、ワクチンの供給状況や高齢者の方たちの接種状況により厚生労働省が示すとなっておりますので、その日程に沿って進めてまいりたいと考えております。具体的な接種日程については、ワクチンの供給が確定しておりませんので、現在のところは未定となっております。

次に、②のワクチン接種までの流れでございます。まず、接種区分に該当する方に、順次接種券、こちらクーポン券とも呼ばれておりますが、こちらを送付させていただきます。また、健康状態などを記入していただく予診票についても、あらかじめ郵送にてお送りしまして、当日の接種の流れを円滑にするために、事前に必要事項を記入していただいております。接種日程が公表されましたら、クーポン券を受け取っている方は電話、またはインターネットで予約をしていただき、予約した日に接種券、予診票、本人確認書類を持参していただき接種を受けていただくと、このような流れになっております。

なお、今回のワクチン予防接種は、貴重なワクチンの廃棄をなるべく出さないよう予約制で実施します。また、2回の接種が必要となっておりますので、2回目も同様の流れになるかと思っております。

続いて3番、③の独居高齢者、交通弱者の方への対応ということなのですが、こちらこのコロナワクチン予防接種につきましては、国からのワクチン供給スケジュールと供給量が決定、その後町

で接種日を設定、周知、予約受付となるため、広報などであらかじめ接種日程を周知することが大変難しく、周知方法には現在大変頭を悩ませているところがございます。町ホームページ、また町内回覧等を利用するなどを予定しておりますが、他の周知方法についても検討中でございます。

また、予約につきましては、先ほど申し上げましたが、電話、それからインターネットを使ったウェブ予約の2種類をご用意し、インターネット環境がない方の場合は、電話にて予約をしていただくような方になるかと思えます。なお、この電話予約のコールセンターについては現在準備中でおります。また、こちらについても広報させていただければと思えます。

また、接種会場は、昨日の教育長の施政方針の中にもございましたが、総合体育館を予定してございます。この接種会場までの交通手段につきましては、デマンド交通等をご利用いただき、バス等による送迎等、現在のところ新たな交通手段については予定してございません。

次に、④、副反応（副作用）とその対応についてでございます。副反応につきましては、海外の状況等については報道等で散見しますが、アナフィラキシーなどの国内での事例については、厚生労働省からは具体的な数値等は現在示されていない状況です。町の対策としましては、集団接種会場においては接種を受けた全ての方に、接種後15分から30分の間、会場に残って待機していただきます。その間に、重篤な副反応が出た場合は、緊急対応の医療キットをあらかじめ用意しておきますので、会場の医師による応急処置の後、救急搬送といった流れになるかと思えます。

また、帰宅してからの副反応につきましては、県が24時間対応のコールセンターと県内4か所の受入れ可能病院を準備しているということですので、接種後の方にこれらを記載したチラシ等をお配りしたいと考えております。

なお、コロナウイルスワクチンに限りませんが、今回の接種、筋肉注射ということで、ワクチン接種後の接種した箇所の痛みや腫れ、また倦怠感、軽い発熱など、副反応が発生する方はある程度いるものと、こちら厚生労働省からは示されております。また、「広報なめがわ」3月号にも記載しましたが、基礎疾患等を持っているなど、接種に不安を感じたりした場合は、接種前にかかりつけ医に相談するなどしていただけるよう、接種券や予診票の送付時にご案内の文書をお送りする予定です。

⑤のワクチン接種に係る課題についてでございます。コロナ禍の不安な生活を解消するため、多くの町民の方に接種を受けていただきたいと考えておりますが、ワクチン供給の見通しや副反応などについては、いまだ判明していないことが多く、テレビのニュースなどでも接種を控える考えの方もある程度いらっしゃるようです。今後より最新の情報をいかに町民の方にお知らせし、疑問や不安を解消して、より多くの方に接種を受けていただけるかが課題かと考えております。

なお、現在接種率の見込み等は国からも示されておられませんので、町としては特に接種率の目標等は設定せず、全員に受けていただけるよう準備を進めております。

また、医療機関や集団接種で接種を受けることが難しい方たちへの個別のワクチン接種などは、

ファイザー社製ワクチンの取扱い方法の難しさや、接種に関わる医師等の医療資源に限りがあり、すぐに取りかかることが難しい状況ですので、他社のワクチン供給状況等を見ながら進めてまいりたいと考えております。こちら辺が課題かと考えております。

次に、2番、町内の新型コロナウイルス感染者に対する医療提供状況についてでございます。こちら、ご案内のとおり比企郡は、東松山保健所管内は非常に感染者が少ない状況でということ、こちらについては保健所等に確認しましたが、感染者について入院やホテルについては、おおむねスムーズに入れているという状況だと聞いております。また、自宅療養についても、無症状の方については数件あったということですが、通常入院で対応しているということでございます。

また、重篤な方の関係ですけれども、最初の非常事態宣言が出された時期から、またこれから1月までの県内の感染者が大幅に増えた時期の際であっても、町内においては重篤でありながら入院できなかったとかというような事例はなかったということで、東松山保健所には確認してございます。なお、比企管内でもなかったということで聞いております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野 廣議員） ありがとうございます。

それでは、質問事項1、新型コロナウイルス関連のうち、次に小柳健康福祉課長、答弁をお願いします。

〔健康福祉課長 小柳博司登壇〕

○健康福祉課長（小柳博司） 健康福祉課長、吉野議員さんのご質問、1、新型コロナウイルス感染のうち、3、コロナ禍における生活困窮者対応について答弁をさせていただきます。

初めに、町で行っておりますコロナ禍における生活困窮者支援事業について概要をお話しさせていただきます。町では、国から交付されております地方創生臨時交付金を活用し、生活困窮者への食材支援を社会福祉協議会と共同で実施をしております。また、大きな影響を受けていると言われております独り親世帯支援につきましては、同じく地方創生臨時交付金を活用し、1世帯当たり3万円を国の支援制度に加算をして実施いたしました。また、これに加え生活困窮者には限りませんが、75歳以上のご高齢の方を対象とした敬老年金、これにつきましても地方創生臨時交付金を活用し、お一人当たり2,000円を上乗せして支給をいたしました。

町とは別に、町社会福祉協議会では、新型コロナウイルス感染症により収入が減少した方への生活資金の貸付けとして、緊急小口資金、総合支援資金の業務を実施するとともに、赤い羽根共同募金の配分金を活用した生活応援援護品として、生活困窮者世帯へ滑川町地域商品券1万円を支給をしております。その上で、ご質問いただきました内容にそれぞれ答弁をさせていただきます。

初めに、町窓口への相談状況でございますが、令和2年度窓口の相談件数につきましては、本年2月26日現在27件で、昨年度1年間の相談件数37件と比較し、若干ではございますが、減少している状況でございます。この理由につきましては、先ほど申し上げました資金の貸付事業が行われて

いるということが、大きな要因ではないかと推察をしております。また、年齢、職業等につきましては、高齢の方で無職、またはパート労働の方、世帯構成としては単身または高齢者のみの世帯の方、相談内容としては医療費に関する相談が非常に多いというような状況でございます。これにつきましても、例年と変わらない相談内容となっております。

続きまして、町の救済制度の概要と実施状況でございます。冒頭申し上げました地方創生臨時交付金を活用した事業につきましては、生活困窮者向けの食材配布事業、町と社会福祉協議会合わせまして、現在約500食分をお渡しし、継続を今現在しております。また、独り親世帯への給付事業のうち町単独分につきましては106世帯、318万円を給付、高齢者支援として敬老年金に上乗せした加算分につきましては1,939人分、387万8,000円をそれぞれ給付しております。

先ほど来お話ししております町社会福祉協議会関係でございますが、資金の貸付けにつきましては、2月10日現在ではありますが、全体で159件との報告を受けております。また、生活応援支援品、商品券でございますけれども、これにつきましては現在40件の支給をしているというお話もいただいているところでございます。

続きまして、セーフティーネットとしての生活保護の関係でございます。生活保護の相談状況でございますが、町の窓口相談の状況で答弁させていただきましたとおり、コロナ前後で大きく変わっているというような状況は、現在のところ見受けられないということでございます。

また、滑川町で受付をしました生活保護申請件数につきましては、本年2月末現在で16件、昨年度は1年間で25件の申請を受け付けましたので、若干ではありますが、申請自体も減少している状況が見受けられます。

参考までに、滑川町における保護世帯、保護人数を令和2年4月と令和2年12月、この12月については公表されている最新のデータとなります。これで比較をいたしますと、4月の時点で133世帯171人、12月現在132世帯166人と、ほとんど変化は見られない状況でございます。また、滑川町を管轄いたします埼玉県西部福祉事務所管内でも、世帯数、人数ともにほとんど変化はなく、僅かではございますが、減少している状況が見受けられるというものでございます。

最後に、相談から受理に至らなかったケースについてでございます。ご承知のとおり生活保護の申請は、収入や預貯金等の状況にかかわらず申請をすることができます。申請を希望される方には、その旨町のほうでもご説明をしております。しかしながら、生活保護は収入や資産の状況が一定の水準以下でなければ受けることはできません。町としては相談の時点で、どのような状況であれ申請はできますというご案内と同時に、預貯金等の資産がある場合は、保護を申請しても決定になりませんというお話もさせていただいております。

また、滑川町においては、町で保護の可否を決定することはできず、判定は埼玉県の福祉事務所による調査の後、福祉事務所が決定するというお話もお伝えしております。令和2年度現在まで、申請をして決定を受けられなかった件数については、2件でございます。いずれも福祉事務所によ

る調査により、収入や資産があると認められるものになっております。

いずれにしましても、新型コロナウイルス感染症の影響による生活困窮者の支援に関しては、現在社会福祉協議会で受付をしております資金の貸付けが中心となっております。しかしながら、この貸付事業については3月末日をもって受付を終了する予定となっております。町としましては、この事業の終了により生活保護の相談、申請が急増するものと予想しております。このため、受付終了後の対応について、現在町社会福祉協議会と話し合いを行っているところでございます。今後も町民の皆様が安心して生活を送れるよう、しっかりとした対策を講じてまいりたいと考えておりますので、さらなるご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（上野 廣議員） 最後に、総務政策課長、答弁をお願いします。

〔総務政策課長 吉野徳生登壇〕

○総務政策課長（吉野徳生） 総務政策課長、吉野議員の質問の2番、大河ドラマと地域活性化について答弁をいたします。

初めに、協議会の方向性、組織体制とメンバーについてでございますが、令和2年の12月の19日に大河ドラマ「鎌倉殿の13人」比企市町村推進協議会を設立し、役員会、幹事部会、行政部会により協議会運営を行っているところでございます。

役員といたしまして、名誉顧問に島津家第32代当主島津修久氏、顧問に森田東松山市長、相談役に高島比企総合研究センター所長、会長に滑川町町長であります吉田町長、副会長にその他比企管内町村の嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、東秩父村の首長でございます。それと、埼玉中央農協の千野代表理事組合長、野口前比企一族顕彰会の会長、元滑川町教育委員会教育長である大塚基司氏といった役員14名、また幹事といたしまして、部会長に東松山市議会の大内副議長、副部会長に新田小川町立図書館長、その他幹事といたしまして、行田邦子前参議院議員、菊池健太川越高校同窓会会長、内山東松山市観光協会会長、黒澤幸司、森田俊和代議士の秘書でございます。

それと、比企総合研究センターの長谷部氏、神林氏、加藤氏、また上野廣滑川町議会議長、馬場滑川町教育委員会教育長の11名、さらに行政部会として部会長に東松山市、副部会長に嵐山町、その他比企管内7町村の職員と川越比企地域振興センター東松山事務所、加えて幹事といたしまして2名、島村埼玉中央農協滑川機関支店長、高橋嵐山町副町長でございます。事務局につきましては、滑川町が担当となっております。

次に、結成の趣旨でございますが、この比企管内市町村は鎌倉時代に活躍した比企一族にゆかりがあり、数多くの史跡を地域ぐるみで守り受け継ぎ、教育、福祉、産業など町づくりに生かしてまいりました。そんな中、令和2年1月、NHK大河ドラマ「鎌倉殿の13人」が令和4年から放映されることが決定されました。この決定は、比企市町村の商業や農業、観光などの各産業にとって、

非常に大きな経済効果をもたらされるものと期待をしております。

大河ドラマ放送という絶好の機会を逃すことなく、比企一族のゆかりの地であり、歴史資源が豊富な比企市町村の魅力を県内外へ広く情報発信し、持続的な地域の活性化につなげていくため、比企市町村及び埼玉県各関係団体等が連携し、誘客、宣伝及びにぎわいの創出により地域の活性化を図ることを目的とし、大河ドラマ「鎌倉殿の13人」比企市町村推進協議会を設立したところでございます。

次に、事業内容といたしましては、設立趣旨を達成するため、大河ドラマに係る情報発信、イベントの実施や大河ドラマを活用した地域の活性化に関する事業の推進に努め、源氏や比企一族、関連史跡、既存イベントなどと連携したPR活動や、ポスターやチラシ等の啓発品等の検討を行い、誘客、宣伝及びにぎわいの創出により、地域の活性化を図れるよう検討しているところでございます。

次に、2つ目の町として、比企遠宗、比企尼等歴史的な人物を切り口とした物産や、観光資源の開拓等による地域活性化を検討する考えはあるかについて答弁をいたします。比企遠宗、比企尼が、どれだけ大河ドラマの中でクローズアップされるかは未知数でございます。滑川町としては、和泉に伝承のある比企遠宗、比企尼が流罪に遭った源頼朝に、20年にわたり食料等を夫である比企遠宗の館の三門の館から送り続け、比企尼は頼朝から信頼を得ているということでございますので、三門の館跡の整備、例えば公園や案内板などの整備を検討し、三門の館跡を中心とした誘客、宣伝により、地域活性化できればと考えているところでございます。

また、比企市町村推進協議会においても、知名度の低い比企能員を最初から推すのではなく、比企尼の娘や孫に当たる島津家の初代当主を生んだとされる姫や、源頼家の妻、主人公である北条義時の妻といった、比企三姫をきっかけとして売り出していこうという意見も出ております。比企能員にゆかりのある比企三姫や比企遠宗、比企尼等の歴史上の人物を切り口とした町おこしができればと検討しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野 廣議員） ありがとうございます。答弁が終わりました。

再質問、吉野議員、お願いします。

○13番（吉野正浩議員） ありがとうございます。それでは、2回目の質問を行います。

今度、今の「鎌倉殿の13人」の比企市町村推進協議会の会長に、吉田町長がなりました。相当の意気込みと思われまので、一言町長のほうから意気込みのほうをいただければと思うのですが、よろしいでしょうか。

○議長（上野 廣議員） 吉田町長、ご答弁をお願いします。

〔町長 吉田 昇登壇〕

○町長（吉田 昇） 町長、吉野議員さんの質問に答弁を申し上げます。

今、課長がいろいろお話を申し上げたとおりでございますけれども、こうしたいわゆる地域おこし、これはやっぱり大河ドラマによって地域おこしをするという、したいというのは、全国全ての町村長の考えでございます。NHKのほうにいろいろお願いをしても、なかなか実際にはそうしたものが誘致をできないというのが現状でございますが、たまたまこの比企地方の、いわゆる比企遠宗の館跡がある滑川町といたしましては、この機会を絶対に逃してはならないというのが私の気持ちでございます。

これが発表されて、何かいろいろ動きがあるかなというふうに思っていたのですが、どこも動きがないというような状況でございましたので、私が率先して皆さんに働きかけをして、この協議会も設立をし、何としてもこの機会に町おこしをしましょうということで、関係する全員の首長に立ち上がっていただいたわけでございます。

そうした中で、比企氏と言えば遠宗の館跡がある、それは滑川町だということで、その比企遠宗、比企氏の館跡のある市町村の吉田町長が会長をやれということでございましたので、私もお引き受けをいたしました。そして、いろいろ県の補助等もいただいて、この事業をいろいろ進めてまいりたいというふうに考えております。特にこれは町を挙げて、このいわゆる町おこしをやってまいりたいというふうに思いますので、議員各位にもぜひよろしくお願いをしたいというふうに思います。

大変伊豆の、いわゆる北条氏のほうが中心でございますから、どちらかというとなら比企氏は滅ぼされたほうでございますから、なかなかそうした歴史上も、資料等いろんなものが消されているというような状況の中での町おこしでございますが、先ほど課長が申し上げたとおり比企氏や畠山氏がどのくらいこれに関わって出てくるのか、その辺もまだ見当はついていないというような状況でございますけれども、私はもう時間が本当に足りないというふうに思っております。しっかりここで町民の皆さんや、大勢の皆さんにいろいろPRをして、ぜひいろいろ関心を持っていただくように努力を今後してまいりたい。そして、この比企氏を中心とした町おこしをしっかりやってまいりたいというふうに思いますので、皆さんのご協力をお願い申し上げる次第でございます。

以上です。

○議長（上野 廣議員） 吉野議員、再質問をお願いします。

○13番（吉野正浩議員） 町長、どうもありがとうございました。先ほど町長がおっしゃったとおり、比企氏におきましては鎌倉幕府の抗争で北条氏に滅ぼされてしまいました。歴史とは、勝者の歴史であり、敗者の歴史は伝説とか伝承でしか生きてきておりません。残念ながら、比企能員やその一族の資料は、ほとんど残っていないというのが現状でございます。本町和泉には、三門館はあったということなのですが、そこに比企遠宗、比企尼の館跡だということは伝承として伝えられているわけです。

先ほど申し上げたとおり、資料のほうはほとんどないということでございますので、今後町としてこういったものを進めていくときには、この点も十分留意されまして、また地域の関係者ともよ

くお話を進めていってほしいという要望をいたします。

続けてよろしいでしょうか。

○議長（上野 廣議員） はい。

○13番（吉野正浩議員） ワクチン、新型コロナ関係なのですが、3月13日の毎日新聞による世論調査で、新型コロナウイルスワクチン接種に対して、すぐに接種するが39%、急がずに様子を見るが52%、接種を受けないというのが6%、分からないというのが3%ということで、すぐに接種する方は約4割なわけです。すぐに接種する方を年齢別にすると、60代が53%、70代が44%ですが、若くなるほど急がずに様子を見るといった方が多くなっています。

新型コロナウイルスワクチン接種は、予防接種法で国民の努力義務となっており任意であります。自分のため、また社会のためという機運を高めて接種率を向上させることが、一刻も早い終息の道と考えます。それには、ワクチンのメリットとしての有効性、これは発症や重症化の防止と、デメリットとしての副反応に関するしっかりとした情報提供、副反応が起きた場合の対応など、住民に丁寧に周知していくことが重要と考えます。

先ほど課長のほうから、そういった部分にも触れた部分もありますけれども、改めてそういったことに対して町としての考えを伺います。また、接種率はどのくらいを見込んでいるか、伺いたいと思います。

○議長（上野 廣議員） 武井健康づくり課長、お願いします。

〔健康づくり課長 武井宏見登壇〕

○健康づくり課長（武井宏見） 健康づくり課長、吉野議員の再質問に答弁させていただきます。

先ほどの答弁の中で課題として申し上げたとおり、やはり接種を控える方というのが一定数いるのではないかというのは懸念しております。そこにつきましては、吉野議員のおっしゃるとおり情報を速やかに丁寧に住民の方に提供して、なるべく受けていただくような機運になっていただくのが一番かなと考えております。

接種率につきましては、先ほど設定していないと申し上げたとおり、現在のところ接種率については地域性とか、そういうところもございまして、現状では全員に受けていただけるという前提で準備をするということでご理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（上野 廣議員） 吉野議員、再質問お願いします。

○13番（吉野正浩議員） 接種につきましては、集団接種というような考え方もございます。ある程度そういった疾病のない方とか、そういう方につきましてはなるべく、そういう方は受けづらいわけですから、私の考えとしてはもう本当に積極的に受けていくようなふうには、やっぱりそういった情報をしっかりと町民に伝えまして、少しでも安心感を持たせるというような形での対応をお願いしたいと考えております。

次に、生活保護について2回目の質問をいたします。ご存じのとおり、生活保護というのは憲法第25条の生存権に基づいてある制度でございます。そういったことを前提にお話ししますと、ちょっと情報があつたのですけれども、生活相談会や食料配布に訪れた困窮者に支援団体が調査したところ、生活保護をしない人の3人に1人が、家族に知られたくないという理由で申請しないということが分かったと新聞記事がありました。申請後に行われる扶養調査に抵抗感を抱いている方が多いようです。そのようなケースは相談面接の際にあつたかどうか、ちょっとお聞かせいただきたいと思ひます。

○議長（上野 廣議員） 小柳健康福祉課長、ご答弁お願いします。

〔健康福祉課長 小柳博司登壇〕

○健康福祉課長（小柳博司） 健康福祉課長、吉野議員さんの再質問に答弁をさせていただきます。

滑川町で生活保護の申請を受け付けるに当たっては、所定の埼玉県が作成している様式がございます。その様式に従ひまして、聞き取り調査等をさせていただきますけれども、扶養照会の関係で特段拒否をされたというようなものにつきましては、本年度は今のところございません。そのような記憶もございませんので、よろしくお願ひしたいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野 廣議員） 吉野議員、再質問お願いします。

○13番（吉野正浩議員） 厚生労働省では、2月26日付で扶養照会を弾力的に運用を求める通知を自治体に出したということなのですが、内容は、要するに扶養調査を少し弾力的に緩和して、扶養調査に抵抗のある方に対して申請をしやすくするということみたいなのですけれども、そういったものは現在町のほうに届いていますか。

○議長（上野 廣議員） 小柳健康福祉課長、お願いします。

〔健康福祉課長 小柳博司登壇〕

○健康福祉課長（小柳博司） 健康福祉課長、吉野議員さんの再質問に答弁をさせていただきます。

生活保護の申請におきます扶養照会の運用の見直しにつきましては、私もニュース報道で知っただけでありまして、まだ県、国からの通知のほうは拝見しておりません。しかしながら、具体的な内容を通知等で書かれていると思ひますので、通達が届きましたら、適正に町としては運用していきたいというふうを考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野 廣議員） 吉野議員、再質問お願いします。

○13番（吉野正浩議員） ありがとうございます。

それでは、窓口におきましても、そういった国の通知をきちんと相談のときに対応していただくようお願いしまして、これで私の質問といたします。どうもありがとうございました。

○議長（上野 廣議員） 以上で吉野正浩議員の一般質問を終わりにしたいと思います。

暫時休憩します。再開は11時とします。よろしくお願ひします。

休 憩 (午前10時45分)

再 開 (午前11時00分)

○議長(上野 廣議員) 再開します。

◇ 内 田 敏 雄 議 員

○議長(上野 廣議員) 通告順位2番、議席番号12番、内田敏雄議員、ご質問願ひします。

[12番 内田敏雄議員登壇]

○12番(内田敏雄議員) 12番、内田敏雄です。議長のお許しをいただきましたので、通告書に従ひ質問させていただきます。

太陽光発電設備の設置に関する規制について。福島第一原子力発電所の爆発事故以降、日本は安価で安定調達可能な石炭への依存を高めてきました。2018年度の国内の発電電力に占める割合は、天然ガス(LNG)火力38%に次いで、石炭火力が32%と主力電源となっています。片やEUは脱炭素の動きを加速させ、米国も新政権ではグリーン政策推進に一気にかじを切るようです。

先般、菅首相は、日本の温室効果ガス排出を2050年までに実質ゼロにする方針を表明しました。持続可能なエネルギーシステムへの転換が急務と言われる中で、日本では太陽光発電が普及してきました。しかし、再生可能エネルギーの発電所でも、大規模、多数建設すれば、その地域の生物多様性は破壊され、持続可能な自然利用は不可能になります。

一方で、現時点では違法ではないものを自治体として指導するのも限界があるのでしょうか。また、発電所の権利が転売を繰り返されて、指導しようにも本来の設置者に行き当たらないケースもあるようです。経済産業省も、再生可能エネルギー特別措置法を改正して、メンテナンスの義務化など規制を強めましたが、厳しい罰則が科せられるわけではないので、法を守らずにそのまま放置しておく事業者も出てくる可能性は否定できません。

町民は、乱開発的に増える中小の太陽光発電建設に危惧しています。ある日突然、自分の住む地域の景観が破壊されてはたまらないという住民感情は当然だと思います。現在太陽光発電は、環境アセスメントの対象でもなく、近隣住民への告知義務もありません。事業者に配慮してくださいとしか言えないのが現状です。

滑川町でも、平成29年12月に滑川町太陽光発電事業の適正実施に関するガイドラインが制定され、建物以外に設置する定格出力10キロワット以上の発電設備を設置する場合、ガイドラインの規定が適用されます。また、建物以外に設置する定格出力50キロワット以上の発電設備を有する場合、届出が必要となっています。しかしながら、環境省の太陽光発電事業の環境保全対策に関する自治体の取組事例集(平成30年6月)によれば、10から50キロワットの占める面積が最も多いとされ、太

太陽光発電面積の半分は50キロワット未満です。環境負荷が小さいと言われている太陽光発電システムですが、導入が増えるとともに自然破壊による設置や火災誘因が心配され、また今後は使用後の廃棄物も増加すると考えられており、その取扱いについては早急な対策が求められています。

太陽光発電システムに使用される機器については、リサイクルできる素材があるとともに有害物質も含まれていることが明らかになっています。このような中で、太陽光発電による乱開発が懸念され、発電終了後の設備の放置等が起らないように早急なる対策が必要と考えます。自治体が条例を制定してこれを遵守するなら、条例に違反した場合、認定基準に適合しないとみなされ、指導、助言、改善命令、認定取消しの対象になることになり、実効的な規制が可能になります。

川島町においては、令和2年に川島町太陽光発電設備の設置及び管理等に関する条例を制定しました。滑川町においても、ガイドラインだけでは法的拘束力に欠け、太陽光発電の乱開発の抑制には不十分と考えられますが、見解をお伺いいたします。

2、ICTの活用について。ICT（情報通信技術）の活用は、地方自治体においてもワーク・ライフ・バランスの実現、人口減少時代における労働力人口の確保、地域の活性化などへ寄与する働き方改革実現の切り札となる働き方であります。ICTを利用したテレワークは、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方です。また、ロボティック・プロセス・オートメーション（RPA）導入については、業務効率化によって生産性を向上させます。新型コロナウイルスの影響もあり、地方公共団体にテレワークの普及促進をする動きが見られるようです。また、地方自治体の業務効率化に有効なツールとして、最近RPAが注目を集めています。

RPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）とは、ソフトウェアロボットに定型作業を代行させることで、作業を自動化できるツールです。RPAで自動化できる作業は、人がパソコンを使って行う定型作業で、入力作業や集計作業、システムからのデータダウンロードといった作業であれば、問題なく自動化できます。また、RPAはAIや画像認識技術と組み合わせることで、申請、窓口対応の自動化など、さらに高度な作業の自動化にも対応可能です。ミスが極力許されない地方自治体の現場において、サービスの質を下げることなく業務を効率化実現できるRPAは、現場職員の負担軽減にもつながると思われまます。滑川町の今後の対応をお伺いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（上野 廣議員） 内田議員の質問に順次答弁をお願いします。

質問事項1、太陽光発電設備の設置に関する規制についてを関口環境課長をお願いします。

質問事項2、ICTの活用についてを吉野総務政策課長にそれぞれ答弁をお願いします。

初めに、関口環境課長に答弁をお願いします。よろしく申し上げます。

〔環境課長 関口正幸登壇〕

○環境課長（関口正幸） 環境課長、内田議員のご質問に答弁いたします。

滑川町太陽光発電事業の適正実施に関するガイドラインでは法的拘束力に欠け、太陽光発電の乱

開発の抑制には不十分ではないかというご質問でございますが、令和元年6月議会に、内田議員より同様のご質問をいただいております。そのときにおいては、「近隣市町村と連携し、新たな規制に向け県等に働きかけていきたいと考えています」と答弁をいたしました。その後、県においてはガイドラインの標準例を示すのみで、規制について条例化等を行っておりません。

内田議員のご指摘のとおり、近隣では川島町をはじめ、吉見町などで相次いで条例化が進んでおります。当町においても、今まではガイドラインを活用しておりましたが、近年においては新たな規制の必要性を感じております。この間、国においては2020年4月より、30メガワットを超える太陽光発電施設は、環境アセスメント法と呼ばれる環境影響評価法の対象となりました。これに先立ち、3月には環境影響評価法の対象とならない10キロワット以上の業務用太陽光発電施設を対象とした環境配慮ガイドラインを示しております。また、2020年度からFIT法の認定基準として、小規模事業用太陽光発電、低圧10キロワット以上50キロワット未満には、自家消費型の地域活用要件として発電電力量の30%を自家消費を行うか、30%以上を電気事業法に基づく特定供給を行うこと、また災害時に活用するためブラックスタートと呼ばれる全電源停止、外部電源供給なしでも発電を開始できることを前提とした給電用コンセントを有するなど、50キロワット未満の太陽光発電開発に対し、ある程度の抑制になると考えております。

また、国においては太陽光発電設備の廃棄費用の確保について、2022年度4月から法制化に向け進めていると聞いております。これは、設備の廃棄費用を電力買取り期間後半10年間、発電量に応じ積み立てるというものでございます。これによって、不法投棄などに対応できるものと考えております。太陽光発電設備の設置については、電気事業法の規制と電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法、いわゆるFIT法に基づく固定買取制度における国の認定によって管理されております。

滑川町太陽光発電事業の適正実施に関するガイドライン及び滑川町太陽光発電事業実施の手続に関する要綱は、平成29年12月に制定されました。ご承知のように定格出力10キロワット以上の設備を設置する場合、ガイドラインが適用されます。また、建物以外に設置する定格出力50キロワット以上の発電設備には、ガイドラインプラス要綱に沿った届出が必要となっております。

現在、町内には50キロワット以上で認定され、システムへの登録が完了している太陽光発電施設が27か所あり、面積は31万7,141平米であります。現在町に届出が出ている施設は8か所、10万9,624平米あります。10キロワット以上50キロワット未満が253か所あります。これには工場の屋根なども含まれているため、地上設置は98件、10万2,227平米でございます。また、現在羽尾地区において4万8,000平米の山林を取得し、新たにメガソーラーが計画されております。先ほどお話ししたとおり、近年ではガイドラインや要綱だけでなく、新たな規制の必要性を認識しており、滑川町の地域の特性を生かし、調和の取れた条例を制定したいと考えております。

一方、条例制定において懸念されることもございます。それは、太陽光設備の設備禁止区域、あ

るいは抑制区域の取扱いとなります。現在では、生活様式の変化から、昔のように里山の木を伐採し薪炭として利用したり、落ち葉掃きをして堆肥を作る方もごく僅かであると考えております。太陽光発電事業者によって事業が計画されますと、隣接する土地を所有する方も続けて同意、売買をするような状況でございます。現状では、山林は所有者にとって持て余しているような状況であると考えております。

先ほど言った抑制区域等に関しましても、十分考慮しなければならないと考えております。実際に県内の自治体においては、事業抑制地域の設定によって、土地所有者と事業者が自治体に対して訴訟を起こしております。これは、原告ら所有の土地を利用することのできる権利についてのものがございます。このように、一概に土地所有者の権利を制限するだけでなく、地域の特性を生かし、調和を目指したものを考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野 廣議員） 次に、吉野総務政策課長に答弁をお願いします。

〔総務政策課長 吉野徳生登壇〕

○総務政策課長（吉野徳生） 総務政策課長、内田議員の質問の2番、ICTの活用について答弁をいたします。

ICTの活用につきましては、令和2年の12月25日に閣議決定されたデジタルガバメント実行計画やデジタル庁の創設が予定されておりますので、今後ICTの利活用は加速度的に進み、より一層のデジタル化への対応が必要になることが予想されます。

現在、埼玉県町村情報システム共同化推進協議会において、自治体DX（デジタルトランスフォーメーション）について検討を開始したところでございます。総務省が示す自治体DX推進計画概要では、自治体の情報システムの標準化、共通化を2025年をめどにしております。基幹系業務は、21団体共同で運用しておりますので、共同で検討を進める予定となっております。また、協議会では標準化に向けた検討を行うとともに、自治体のAIやRPAの利用促進についても、自治体DX推進計画概要の重点取組事項となっておりますので、知見を共有しながら検討を行う予定でございます。

ICTの利活用といたしましては、テレワークや音声テキスト化を検討しております。テレワークにつきましては、J-LIS（地方公共団体情報システム機構）が自治体テレワークシステム for LGWANという自治体専用のテレワークシステムとして、閉域網であるLGWANを経由して、これは地方公共団体専用の回線でございますけれども、そこを経由して自治体のLGWAN系LANに接続している端末を操作できるシステムを構築し、実証実験を行っております。セキュリティ的にも担保されたLGWAN回線を利用しての操作ということでありますので、コロナ禍における働き方として、活用に向けた検討を行っているところでございます。

また、音声テキスト化につきましては、埼玉県内市町村で共同導入の検討が進んでおります。今

までのシステムは、セキュリティーを担保するために、高価にはなりますが自庁にサーバー等を設置するもの、安価でありますインターネット回線を利用するものが主流でしたが、埼玉県で共同調達するものはL G W A N回線を利用し、安全に利用できるものでございます。音声テキスト化につきましては、多くの時間を使って議事録等を作成するといった事務も多々ありますので、費用対効果が見込めると考えて導入を検討しているところでございます。

小規模の自治体では、R P Aによる業務効率化を図っても、処理件数等により費用対効果に見合わない場合もございますので、どのようなものが滑川町に適しているか情報収集を行い、検討していきます。デジタル技術やデータを活用して住民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術やA I等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスのさらなる向上につなげていければと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野 廣議員） 内田議員、再質問をお願いします。

○12番（内田敏雄議員） 太陽光パネルの件で先に質問をさせていただきます。

条例化の方向で進んでいるというようなお話だったのですけれども、それは近々条例化がいけるようなところまで来ているということで解釈してよろしいでしょうか。

○議長（上野 廣議員） 関口環境課長、答弁をお願いします。

〔環境課長 関口正幸登壇〕

○環境課長（関口正幸） 環境課長、内田議員の再質問に答弁いたします。

現状においては条例化を考えておりますけれども、様々な自治体で太陽光に関する条例化が進んでおりますので、その内容をただいま吟味しておりまして、滑川町の特性に合った、滑川町の状況に合ったものをどのような形にするかというのを現状で検討している状況でございます。

以上でございます。

○議長（上野 廣議員） 内田議員、再質問をお願いします。

○12番（内田敏雄議員） 条例化の件なのですが、町民が一番太陽光パネルの設置において気にしているところは、まず最初に一番よく取り上げられるのは土砂崩れとか、そういう樹木を伐採して斜面を削ったりして工事をするので、やっぱり土砂崩れというのが一番気にされているところが多いと思うのです。

それと、その次には景観です、見た目。景観を、例えば条例で規制をするのには、よく使われる方法としてはゾーニングと言われる、ここの地域は駄目ですよというような、そういうやり方があると思うのですけれども、現実にゾーニングについてはいろいろ問題点もあるようで、結構何か所か日本国内でも行政訴訟と言われる、後から規制をつくってそれを規制するのはおかしいのではないかと思います話があると思うのですけれども、その辺について、ゾーニングについてはどうなのでしょう。

○議長（上野 廣議員） 関口環境課長、ご答弁をお願いします。

〔環境課長 関口正幸登壇〕

○環境課長（関口正幸） 環境課長、内田議員の再質問に答弁いたします。

ゾーニング、先ほども最初の答弁でもありましたように、禁止区域であるとか抑制区域というか、その区域については、そこを設定するというについては十分検討をしなければいけないと考えております。

先ほども答弁したように、実際にはそういった訴訟が起きているとかということもあります。ただ、そういったことも、ではこのエリアはもう禁止区域でありますよとするのには、相当なその下地というか、それをするだけの基礎的なものを全部そろえた上でないとなかなかできないなと考えておりますので、それについても十分検討する必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（上野 廣議員） 内田議員、再質問をお願いします。

○12番（内田敏雄議員） ゾーニングの件は、やっぱり訴訟の対象になりやすいということで、どこ自治体でもなかなか苦慮している部分ではあるかと思うのです。

それともう一つ、遡及という、法律の中では過去に遡って規制をかけないみたいな、そういう解釈というか、考え方があると思うのですけれども、例えば今回の太陽光パネルについては、メンテナンスですか、そういう維持管理をきちんとしなさいというようなことを条例で義務づけているところはあちこちにあると思うのですけれども、その辺のところは今既存のものに、例えば対象そういうものはかけることが可能なかどうか、その辺はいかがでしょうか。

○議長（上野 廣議員） 関口環境課長、ご答弁をお願いします。

〔環境課長 関口正幸登壇〕

○環境課長（関口正幸） 環境課長、内田議員の再質問に答弁いたします。

その太陽光発電のメンテナンスだとか、それについて先ほどの質問にありました、あとは一番皆さんが心配していらっしゃるの、その全ての発電が終わった後、廃棄というような形の中では、先ほども答弁したように2022年から国のほうでは、そういった形で外部のところにお金を積み立てて、終了したときには、それをもって片づけるというような内容ですけれども、実際には自治体の条例の中では、北茨城市のほうの中でもやっぱり同じような条例があって、これはもう既に発効しているのですけれども、これは500キロワットという結構大きなものなのですけれども、500キロワットについては、例えば災害等で事業が行えなくなったりとか、また撤去する場合には、速やかにするようにお金のほうを積立てをして、それについては市のほうに積立ての状況について明らかにしろというような形の条例をつくっているところもありますというのを認識しております。

そういうような形もありますので、メンテナンスについては条例の中に、年に1度その状況について報告をするというような内容を入れているところもありますし、そういったメンテナンスにつ

いても、条例の中に盛り込んだりすることもできると考えております。

以上でございます。

○議長（上野 廣議員） 内田議員、再質問をお願いします。

○12番（内田敏雄議員） メンテナンスについては、改正F I T法でもたしか規定があったと思うのです。そうすると、そのメンテナンスの計画を提出する義務が出てくると思うのですけれども、それに対して、それが実際に計画どおり実施されているかどうかを監視と言うとあれなのですけれども、確認できるような方法というのが何か明記されていないように思うのですが、その辺のところはどうなのでしょう。

○議長（上野 廣議員） 関口環境課長、答弁をお願いします。

〔環境課長 関口正幸登壇〕

○環境課長（関口正幸） 環境課長、内田議員の再質問に答弁いたします。

おっしゃるとおり、そういった部分でガイドライン等で明確になっていなくて、配慮すべき事項というようなことで、それほど強制力がないような状況でございますので、そういった点ではかなりちょっと弱い部分というのがあると考えております。

以上でございます。

○議長（上野 廣議員） 内田議員、再質問をお願いします。

○12番（内田敏雄議員） ある報道機関の記事の中に、埼玉県の真ん中の1市7町1村から成る比企地区は、数年前からメガソーラーの建設ラッシュが起きているというような報道があったくだけりがありまして、比企地区の丘陵というのはあまり急勾配ではなくて、非常に何か工事をするのに、工事をしやすいようなふう聞いております。今後、多分比企地区は、非常に太陽光パネルの設置の工事に関してはやりやすいということもあるので、たくさん工事の計画とかあると思うのです。その中で、やっぱり規制はできるだけ早くしていただかないと、対応がなかなか難しいのかなと。住民感情としては一番のあれは、そんなにすぐ土砂崩れが起きるというようなことはないと思うけれども、すぐ近くにあればそれは気になりますし、やっぱり一番大きく気になるのは景観だと思うのです。だけれども、現実問題として今の太陽光パネルの事業者は、土地を購入して事業を進めていきますので、自分の土地に太陽光パネルを設置することを止める法律というのは、なかなか難しいというのが現実だと思っています。

せめて、その乱開発的に進むのを抑えることと、それから今できているものも含めて維持管理をきちんとしていただいて、あるいは廃棄するときにはきっちりルールにのっとった廃棄ができるような、そういう規制を早急にしなければならぬと考えていまして、それはまた住民からもよく聞く声なのです。だから、行政の立場としては、なかなか法律で何でもかんでもやるという、条例さえ決めればいいというものではないというのもよく分かるのですけれども、そんな中で、日高の条例について行政訴訟で訴えられて、日高の行政訴訟で訴えられたものはほかの訴えとちょっと違う

ところがあって、営業権です。ほかは、そのゾーニングだとか、後から規制をかけて規制するのはおかしいという、前からあった計画に対して、条例をつくって規制をかけるのはおかしいとか、そういう形の訴訟ですが、日高の訴訟だけはちょっと違って、憲法違反だというふうな訴訟になっています。

この辺のところは、行政、地方自治体なんかには、やはり二の足を踏む大きな要因になっていると思うのですが、でも確かに行政の立場としては、それを訴えられるということは重荷になるし、非常に仕事の上でも支障も出てくるし、ならばそういうことはしてほしくないというのが本音だと思うのです。だけれども、住民はやっぱり非常に不安に思っていますし、自然が破壊されていくというふうに思っているの、その点を酌み取っていただいて、何かできる手だてがあるのかなど。そういう太陽光パネルそのものを規制するだけでなく、例えば樹木の伐採について、大がかりに樹木の伐採をするような場合には、何かほかで規制をすることができるのかどうか、その辺のところはどうでしょうか。

○議長（上野 廣議員） 関口環境課長、答弁をお願いします。

〔環境課長 関口正幸登壇〕

○環境課長（関口正幸） 環境課長、内田議員の再質問に答弁いたします。

先ほどからお話をさせていただいているとおり、なかなかその条例をしても抑制地域だとか禁止区域の取扱いについては、慎重に行わなければいけないと考えております。

また、先ほど言ったように樹木の伐採については、林地というのが関係がありまして、1ヘクタール以上の伐採についてはそういったものが関係してくるのでございますけれども、そういうことで規制がありまして、実際にはそういう中では全て伐採するのではなくて、その周辺、例えば10メートルとかその周りをずっとグリーンベルトというか、そういった形で残しなさいというような規制もございますので、それはまたそういった決まりの中でやっていただくこととして、町のほうで考えている太陽光に関する条例については、様々な面を検討しながら、何度も繰り返しになりますけれども、滑川町の地域の特性に合ったものをぜひ考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（上野 廣議員） 内田議員、再質問をお願いします。

○12番（内田敏雄議員） 太陽光パネルについては、あと1つちょっとお願いがありまして、鳩山町ではそういう事業計画があると、ホームページなりなんなりで公表するというようなことをやっているようなのですが、滑川町でもそういう形で、事前に計画が出た段階で住民に知らせるような何かシステムを考えていただくわけにはまいりませんかでしょうか。

○議長（上野 廣議員） 関口環境課長、答弁をお願いします。

〔環境課長 関口正幸登壇〕

○環境課長（関口正幸） 環境課長、内田議員の再質問に答弁いたします。

鳩山町のほうでは、そのように大規模というか、太陽光発電の計画があった場合に、ホームページに載せているというのは承知しております。町のほうでも各事業者に対しては、その開発をするときに、その地域の住民の皆さんに説明会等、あと周知するようにお話をしておりますけれども、全町に含めてそういった計画があるというようなことは今現在ではしておりませんが、今後そのようなことができるような形で検討させていただきたいと思っています。

以上でございます。

○議長（上野 廣議員） 内田議員、再質問をお願いします。

○12番（内田敏雄議員） 住民が、ある日突然その太陽光パネルの設置が自分の近所でされて、びっくりするようなことがないようにお願いしたいところなのですが、先月の読売新聞の報道によると、今138の自治体で条例の制定がされているというような記事が載っていました。滑川町についても、この辺のところを踏まえた上で、やっぱり早急にやっていただきたいと思います。

国が今法律の改正をしようとして、規制に乗り出すという話なのですが、やっぱり国の法律の動きというのはなかなか遅いので、できれば早急に条例でその先取りをして対応していただければと思うわけで、その辺の見通しはいかがでしょうか。

○議長（上野 廣議員） 関口環境課長、答弁をお願いします。

〔環境課長 関口正幸登壇〕

○環境課長（関口正幸） 環境課長、内田議員の再質問に答弁いたします。

お話があるように、国のほうの動きについては、先ほどの廃棄の関係でも2022年というようなお話でございますので、町のほうでもなるべく早めに条例のほうはつくりまして、皆さんのほうにお諮りしながら、よりよい滑川町の地域の特性に合った条例のほうを早急に進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上野 廣議員） 内田議員、再質問をお願いします。

○12番（内田敏雄議員） できるだけ早くお願いしたいところですが、続きましてICTについて伺うのですが、滑川町のホームページが今年度中に大分変わるというような話を伺っていましたが、昨日ちょっとのぞいたら、3月から変わったのかどうか、何か大分リニューアルされて大変見やすくなったのですが、その改正も含めまして質問をさせていただきたいのですが、先ほどちょっと答弁の中でありましたL GWANの話なのですが、L GWANが去年の国の実証実験か何かで、職員が自宅のパソコンからインターネットを使ってL GWANへアクセスして業務ができるようになるというような、テレワークが可能になる。L GWANって自治体の総合行政ネットワークって閉鎖系のネットワークですから、一般のインターネットでは普通はアクセスできないものはずなのですが、それができるようになるということは画期的な話なのだろうと。それについて、滑川町でも早急に参加するようなお考えがあるということなのでし

ようか。

○議長（上野 廣議員） 吉野総務政策課長、答弁をお願いします。

〔総務政策課長 吉野徳生登壇〕

○総務政策課長（吉野徳生） 総務政策課長、内田議員の質問に答弁をいたします。

先ほども回答したとおり、町村の情報システム共同化推進協議会というのに21団体で参加しております。同じような規模の、レベルの町村でございますので、同じように共同で協議しながら、そういうことに対応できるように今検討をしているところで、導入する方向で検討しているということでございます。

以上でございます。

○議長（上野 廣議員） 内田議員、再質問をお願いします。

○12番（内田敏雄議員） 今回の新型コロナウイルスで、テレワークを推奨という形で、企業では大分取り入れられてきていると思うのですけれども、正直言って地方自治体でテレワークは難しいのだろうなというふうに私は個人的には思っていたのですけれども、それが可能になるということで、今後コロナウイルスワクチンができて、これからだんだん収まっていくのだろうと期待しておりますけれども、でも感染症というのはコロナワクチンで終わるわけではなくて、今後また新たな感染症が出てくることは十分に考えられます。そんなことと、またほかにテレワークで仕事ができるというのは、例えば小さいお子さんがいらっしゃる方だとか、そういう方が自宅でお子さんの面倒を見ながら仕事に就けると、そういう働き方改革の一端を考えてみても、やっぱり非常にこれから期待できるシステムなのだろうなというふうに思います。ぜひそういうのは前向きに取り組んでいただきたいなという私の希望なのですけれども、あと滑川町のホームページ、大変見やすくなっているのですけれども、昨日ちょっと見ていまして、今リモートで申請できる子ども手当のやつがあります。前に一般質問でさせていただいたときに、滑川町でもそうやってリモートで申請ができるものがあるのだと、だけれども現実問題として、町民の方が応募して使ってくれないのだというようなお話を伺ったのですけれども、昨日見ていて、前のホームページもそうなののですけれども、どこにその申請できる場所があるのか見つからないのです。新しいホームページで見やすくなっていて、いろんなものが検索だとか何かで見つけやすくなっているのですけれども、子ども手当の件は見つかりませんでした、ホームページからは。

そういうところが、ちょっと何かいま一步足りないのかなと。町民の方が使ってくれないというだけではなくて、使いやすい形にしていかないと、使ってもらえないのではないかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（上野 廣議員） 吉野総務政策課長、答弁をお願いします。

〔総務政策課長 吉野徳生登壇〕

○総務政策課長（吉野徳生） 総務政策課長、内田議員の質問に答弁をいたします。

ホームページのリニューアル3月、先日かな、更新しましたので、見やすくなったというお言葉をいただきまして誠にありがとうございます。ただ、児童手当の申請について申請が分からないよということなのですけれども、児童手当につきましては、町のホームページの中に様式と、あと条件等が入っているだけで、申請については国のマイナポータルのぴったりサービスというところに入っていないと、申請ができないのです。その案内を、今度うちのほうのホームページの中でリンクを張るとか、そういうことを改善しながら、国のその申請ができるように改善をしていきたいというふうに考えております。

今の現状では、その電子申請をするということが、町のホームページ上ではなかなか案内ができていないというのが現状でございますので、改善をしていきたいというふうに考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（上野 廣議員） 内田議員、再質問をお願いします。

○12番（内田敏雄議員） 滑川町のマイナンバーカードが21%ぐらいの普及だということで、まだまだ普及が進んでいないというようなことだと思うのですけれども、マイナンバーカードは、今年の3月から保険証の有効期限の確認でも使えるような話を聞いていまして、まだ医療系のほうで、病院のほうでそういう機械を設置してくれないと、なかなか進まないのだろうと思うのですけれども、マイナンバーカードを使っているんなことができるようになれば、また町民の方もマイナンバーカードを使えば便利になるのだということが理解されたら、もっともっとマイナンバーカードを取り入れやすくなるのかなという感じがするのですけれども、その辺のところはいかがでしょう。

○議長（上野 廣議員） 吉野総務政策課長、答弁をお願いします。

〔総務政策課長 吉野徳生登壇〕

○総務政策課長（吉野徳生） 総務政策課長、内田議員の質問に答弁をいたします。

マイナンバーカードの普及については申請かなり増えてきていまして、25%程度の方が取得をされたということだと思います。前は10%を切っていたわけですが、だんだんにマイナンバーカードについては申請する方が増えていると。今、内田議員のご指摘のとおり、マイナンバーカードがあればいろいろな申請ができるということでございますので、そういった情報も的確に情報を発信して行って、電子申請ができるような形が取ればいいかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（上野 廣議員） 内田議員、再質問をお願いします。

○12番（内田敏雄議員） マイナンバーカードで、滑川町はまだなのですけれども、コンビニでいろんな住民票ですとか、そういうものが取れるようなシステムが今あるというふうに聞いておりました、寄居町はたしかできたのかな、あと東京に近いほうだとか熊谷あたりはできるようなのですけれども、滑川町には自動交付機というのが役場とつきのわ駅のところにあって、それで事足りているというようなお考えなのだろうと思うのですけれども、ただ、システムの更新の時期があと3年

か5年ぐらいで来るのだらうと思うのですけれども、それが来るのを待って、多分そういうコンビニでの発行に変わっていくのかなということを想像しているのですが、もし変わっていくのであれば、それはシステムのあれが切れる前に、やっぱり前倒しでやるべきなのではないかなと。逆に、また前倒しでやればマイナンバーカードの利用価値も増えるので、もっと進んでいくのかなと。あるいは、マイナンバーカードで言わせていただければ、マイナンバーカードのICチップの中には、地方公共団体で使えるスペースというのがあるというふうに聞いています。そういうスペースを使ってアプリを入れることによって、例えばそういうコンビニではなくても、インターネットなりスマホから住民票を予約というか、取るように申請して、クレジットカードで精算するというような方法で、窓口に来なくても取れるようなシステムも考えられると思うのです。現実には、志木が今年からそういうシステムを取り入れてやっているわけですが、そういう形でいろんなものを少しずつ進めていくことによって進んでいくのではないかなと思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（上野 廣議員） 岩附町民保険課長、答弁をお願いします。

〔町民保険課長 岩附利昭登壇〕

○町民保険課長（岩附利昭） 町民保険課長、内田議員さんの再質問にお答えしたいと思います。

マイナンバーカードの普及のほうなのですけれども、現在21.8%ぐらいの交付率になってございます。今も3月に、先ほどお話があったとおり健康保険証の利用が始まるということで、国のほうでいろいろ準備を始めております。各医療機関でカードリーダーを準備しているという話ですが、いまだ医療機関におきましては3割にまだ届かないぐらいの普及だということで、なかなかそちらのほうも進まないという話を聞いてございます。

マイナンバーにつきましては、先ほどICチップの中に、いろんな町で使えるようなシステムもあるということで話がありましたけれども、そういったものにつきましても、これから普及につれて導入を図るようなことも進めていったらいいなと思ってございます。

自動交付機のほうなのですけれども、今町民カードというものを使って、自動交付機で町民の方々ご利用いただいております。住民票、印鑑証明、また税証明、そのような証明書が取れる便利なカードになっております。町民全体の半数以上の方が町民カードを持ってしまして、自動交付機を土日も使えるカードを使っていただいております。

これからマイナンバーカードの普及が進んで、町民カードの交付率に迫るようなことがございましたら、もちろんマイナンバーカードを使つての利用も考えていきたいと考えております。また、先ほど話があったとおり、自動交付機の更新の時期もございますので、その辺の関係も考えながら、ぜひこれからのマイナンバーカードの普及、利用を考えていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野 廣議員） 内田議員、再質問をお願いします。

○12番（内田敏雄議員） ありがとうございます。

なるだけ早くマイナンバーカードがいろいろ使い道が増えるように期待して、お願いをしまして、私の質問を終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（上野 廣議員） 暫時休憩します。再開は午後1時とします。よろしくお願ひします。

休 憩 （午前11時48分）

再 開 （午後 1時00分）

○議長（上野 廣議員） 再開します。

◇ 阿 部 弘 明 議 員

○議長（上野 廣議員） 通告順位3番、議席番号14番、阿部弘明議員にご質問願ひします。

〔14番 阿部弘明議員登壇〕

○14番（阿部弘明議員） 14番、阿部弘明でございます。一般質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

まず初めに、太陽光発電設備の設置及び管理に関する条例の制定についてという項目であります。日本のエネルギー自給率は10%に満たない状況です。地球環境を守る上でも、エネルギー自給率の向上のためにも、再生可能エネルギーの拡大は欠かせません。我が国が保有する潜在的な再生可能エネルギーの可能性は、日本の豊かな未来にとっても、また地域経済の発展にとっても注目をされております。しかし、近年ルールや規制が未整備のため、地域外資本や外国の資本による利益追求を優先した太陽光発電事業によって、住民の生活や環境保全に有害な問題が残されています。

昨年10月に、嵐山町志賀の太陽光発電施設が崩落し、東武東上線の線路まであと20メートルの地点まで土砂が迫る事故が起きました。林地開発許可を取って行った開発であり、許可を行った県としても重く受け止めているようです。年明けに、羽尾平地区内において太陽光発電施設の設置計画が明らかになりました。業者から、工事の子細説明という回覧が回り、住民が知るところとなりました。今後、個々の住民への説明を行うとしています。当初、コロナウイルスを理由に説明会を開催しないとしていましたが、現段階では開発業者も説明会については否定をしていません。感染防止対策を行いながら、町のガイドラインに基づく説明会を行うよう、町が指導をすることが必要です。

町では、太陽光発電に関してはガイドラインが定められていますが、法的に規制されるものではありません。規制には条例化が必要です。県内での条例化は2019年に日高市、今年1月からは川島町、そして4月には吉見町で条例化が予定されています。本町でも、太陽光発電施設の設置及び管理に関する条例化が必要ではありませんか、町の考えをお聞きます。

2つ目が、新型コロナウイルスの影響を受けた住民への支援策についてです。緊急事態宣言が延

長され、長期にわたる自粛要請は、住民の暮らしや営業に大きな影響を及ぼしています。私たちが取り組んだアンケートでも、経済、健康、精神面へのダメージは大きく、支援が必要になっています。

①、飲食店には感染防止感染協力金が支給されますが、他の業者には行き渡りません。今こそ、昨年町が行った小規模事業者支援金のような支援策が求められます。

②、独り親家庭への支援、学生などへの食料支援、社協が行った生活応援援護品支給事業のような支援、川島町が行っている自宅待機者に生活用品や食料を配布する支援などが求められます。

③、感染したら、家族が感染したらという不安と同時に、どこに相談したらいいのかという孤独感が広がっています。ラインなどでも受付が可能な相談窓口の設置が求められます。

④、県内でも、町の感染者は人口当たりになると非常に低く、住民一人一人が努力していることを感じます。町が行っている防災無線を使つての注意喚起は有効だと思います。毎回同じ声で同じ呼びかけでは、マンネリ化しているという声もあります。一人も取り残さないというメッセージの発信をよりアピールするためにも、例えば子どもが放送で呼びかけるなどが必要なのではないのでしょうか。

3番目、戦争の記憶を風化させないために。羽尾に在住の石井さんから「松乃の20世紀」という本を頂きました。石井さんのお母さんが明治、大正、昭和と生きた人生を描いています。夫の八十吉さんが兵隊に取られ、商船を改造した軍艦に乗船していたところを米軍の潜水艦の雷撃を受けて沈没し亡くなります。母と子どもたちは、遺骨も帰ってこない父を追って宮城県女川を訪ね、沈没した父が乗船していた第一明治丸の碑と巡り合います。石井さんは、母松乃さんの平和な日々を奪った戦争がなければという思いから、本を作ったそうです。

このようなお話は、多くのお年寄りの記憶の中にあると思います。その記憶を風化させないためにも、おじいさん、おばあさんの話を子どもたちに伝えていくことは私たちの役割です。そのため、町内の中学生がお年寄り取材して、戦争と平和や昔の滑川町の様子などに関する番組をつくるというようなことができたと思います。検討をお願いします。

4番目に、町の農作物を児童に。町では、全国に先駆けて給食費の無償化制度を進めてきました。今年度予算にも盛り込まれました。この間、学校給食に滑川の特産米、谷津田米が使われ好評です。この取組をさらに広げていくことについてお伺いします。

また、保育園などの給食にも谷津田米を広げることはできないのでしょうか。安全なお米を子どもたちに提供し、町の農業の発展にもつながり、子どもたちに町の農業について理解を深め、食育にもつながるのではないのでしょうか。あわせて、保育園での地元野菜の提供について検討をお願いします。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（上野 廣議員） 順次答弁を願います。

質問事項1、太陽光発電設備の設置及び管理に関する条例の制定についてを関口環境課長にお願いします。

質問事項2、新型コロナウイルスの影響を受けた住民の支援策についてのうち、①、小規模事業者支援金についてを服部産業振興課長にお願いします。

②、各種支援事業についてと質問事項4、町の農産物を児童にのうち、保育園などの給食についてを小柳健康福祉課長にお願いします。

質問事項2、新型コロナウイルスの影響を受けた住民の支援策についてのうち、③、相談窓口の設置についてを武井健康づくり課長、質問事項2、新型コロナウイルスの影響を受けた住民の支援策についてのうち、④の防災無線についてと質問事項3、戦争の記憶を風化させないためにを吉野総務政策課長にお願いします。

質問事項4、町の農産物を児童にのうち、学校給食費についてを澄川教育委員会事務局長に答弁をお願いします。

初めに、関口環境課長、答弁をお願いします。よろしくをお願いします。

〔環境課長 関口正幸登壇〕

○環境課長（関口正幸） 環境課長、阿部議員さんのご質問、太陽光発電設備の設置及び管理に関する条例化の制定についてのご質問に答弁させていただきます。

先ほど午前中、内田議員の質問に対する答弁をもって、こちらの太陽光の設置及び管理に関する条例化の制定については、代えさせていただきたいと考えております。

次に、羽尾平地区に計画されておりますメガソーラーの概要について答弁をいたします。計画面積は4万8,000平米、4.8ヘクタールでございます。既に土地については取得済みでございます。計画では、4.4メガワットを出力する予定でございます。事業者は、株式会社ディーヴィジョン、東京都中央区にございます企業でございます。

事業説明会については、地元区長と相談し、コロナ禍であるため回覧によって事業説明を実施し、質問や意見を募り、個別に対応すると聞いております。しかし、地元住民からの要望があれば、緊急事態宣言解除後に、十分に配慮をして実施するように指導をしていく所存でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野 廣議員） 次に、服部産業振興課長、答弁をお願いします。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、阿部議員さんの新型コロナウイルスの影響を受けた住民の支援策についてのうち、小規模事業者の支援金についてをご答弁させていただきます。

町で行ってまいりました小規模事業者等事業継続支援金は、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の一次分、二次分を財源に支援給付金を行ってまいりました。長期による支援は

厳しい状況もあり、次年度についても同様に地方創生臨時交付金が交付された場合には、阿部議員のご質問にあるような要望も踏まえた措置を予算の範囲内で考えていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野 廣議員） 次に、小柳健康福祉課長、答弁をお願いします。

〔健康福祉課長 小柳博司登壇〕

○健康福祉課長（小柳博司） 健康福祉課長、阿部議員さんのご質問のうち大きな2、新型コロナウイルスの影響を受けた住民の支援策のうち、②、各種の支援事業について及び大きな4にございます町の農産物を児童にについて答弁をさせていただきます。

初めに、新型コロナウイルスの影響を受けた住民への各種支援事業についてでございますが、先ほど吉野議員さんのところで答弁した内容と重複する部分が多うございます。ご質問にございます独り親家庭への支援につきましては、国で行いました支援のほか、町では地方創生臨時交付金を活用し、1世帯当たり3万円の支給を実施いたしました。また、独り親家庭につきましては、経済的に非常に厳しい環境であることが多く、こうしたご家庭に関しては、生活困窮者支援事業で行っております食材の支援も併せて実施している状況でございます。

次に、学生などへの支援策についてでございますが、現在学生への支援を行っております市町村を見ますと、大学が所在したり、学校があったり、学生寮があったりといったような市町村が多いように見受けられます。加えて、こうした自治体の多くは従来より各学校と連携し、市町村が行う各種の行政施策を協働で運営したりといったように、コロナ以前から良好な関係づくりがなされております。経済的に、また地域的にも、滑川町とは状況が異なることはご理解いただけると存じます。したがって、現在のところ町独自で学生支援の事業の予定はございません。

文部科学省のホームページには、新型コロナウイルス感染症により経済的な影響を受けております学生に向けた様々な支援策について情報を発信しております。まずは、これらの制度を優先して活用していただくこととなりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

次に、町社会福祉協議会が行いました生活援護応援品の支給事業のような支援策について答弁をさせていただきます。こちら、先ほど吉野議員さんのご回答で行いましたけれども、改めて申し上げます。この事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により生活に困窮した世帯に対して援護品を支給する事業で、内容については滑川町の地域商品券1万円分というふうになっております。

財源については、赤い羽根共同募金の配分金を活用し、昨年行いました第1期で30名、本年2月に行いました第2期で10名の方がご利用されております。第2期につきましては、まだ予定数に達していないため、現在でも受付をしているというお話を聞いております。

町としての考え方でございますが、町社会福祉協議会で行っております援護事業は、引き続き町社協に実施していただくようお願いをいたしますとともに、必要があれば町も共同でこの事業に参

画することも視野に入れております。いずれにしましても、事業継続を前提に町としても尽力を尽くしてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

続きまして、自宅待機者に対する生活用品や食料品を配布する支援策について答弁をさせていただきます。結論から先に申し上げますが、健康福祉課内で検討した結果、支援事業を実施する方向となり、検討に入らせていただいております。

参考までに、感染者の療養及び濃厚接触者の外出自粛について埼玉県の対応を確認いたしましたので、報告をさせていただきます。まずは、感染者でホテルや自宅で療養している方につきましては、本人が希望した場合、食事の支給を受けることができると聞いております。また、濃厚接触者で外出自粛の方につきましては、家族や親族の支援が得られない場合、感染予防の対策をし、人の少ない時間帯で短時間での外出をお願いしているということでございました。濃厚接触者として外出の自粛を求められた場合は、不便な生活が2週間ほど続きます。町としては、支援内容を早期にまとめ、3月中には事業を開始できるよう計画しておりますことを、この場をお借りして報告をさせていただきます。

続きまして、ご質問の大きな4、町の農産物を児童にについて答弁をさせていただきます。今回の事前通告を受けまして、町内の民間保育所にアンケート調査を実施いたしました。質問は全部で3問、食材の仕入れ方法、現在滑川町の農産物を使用しているかどうか、町の農産物を使用する上での課題、これについてそれぞれ回答をいただいております。

まだ回答のない事業所もございしますが、主立った内容を申し上げます。食材の仕入れ方法につきましては、業者に発注しているところと、個別に買い出しをしているところとまちまちでございました。次に、町の農産物の使用状況につきましては、米、野菜、果物など一部の食材に使用しているという回答が多くありました。中には、具体的な農家さんの名前を記載いただいた回答もございました。最後に、町の農産物を使用する上での課題につきましては、特に問題ないといった回答がある一方、調達に係る時間、あるいは天候等により供給不足が生じないかといった内容のものがございました。

アンケートの結果を総括いたしますと、実際に町の農産物を使用している事業所が多く見られたという状況でございます。その上で、さらなる滑川町農産物の利用についてでございますが、保育所の運営につきましては民間事業者の運営であることから、保育事業者の考えを尊重しつつ、関係者との調整を時間をかけて丁寧に取り組んでいく必要があると考えております。

今後も、食育の推進及び町の農業振興に少しでも貢献できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野 廣議員） 次に、武井健康づくり課長、答弁をお願いします。

〔健康づくり課長 武井宏見登壇〕

○健康づくり課長（武井宏見） 健康づくり課長、阿部議員の質問のうち2、新型コロナウイルスの影響を受けた住民の支援策のうち、③、感染したら、家族が感染したらという不安と同時に、どこに相談したらいいのかという孤独感が広がっています。ライン等でも受付が可能な相談窓口の設置が求められますについて回答をさせていただきます。

まず、町では国や県が設置しております相談窓口などについて、町ホームページや「広報なめがわ」、また回覧、また公共施設へのポスター掲示等で周知をまいりました。また、心の相談につきましては、12月議会で阿部議員の自殺対策についてのご質問の中でご指摘をいただき、「広報なめがわ」2月号にも相談先を掲載させていただきました。窓口や電話などにより、直接町に寄せられた相談につきましては、住民の方の不安を受け止め、親身になって対応をするよう心がけております。内容によっては、役場内はもとより医療機関や県などの専門的なアドバイスが受けられる窓口につなぎ、住民の方の不安解消につながるよう対応しており、今後も続けてまいりたいと思います。

また、ご質問のスマホなどを使ったSNSによる相談ということですが、こちらはシステム、または人員配置などのこともございます。他市町村などの様子を見ながら、今後の研究とさせていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野 廣議員） 次に、吉野総務政策課長、答弁を願います。

〔総務政策課長 吉野徳生登壇〕

○総務政策課長（吉野徳生） 総務政策課長、阿部議員の質問の2、新型コロナウイルスの影響を受けた住民の支援についての④、防災行政無線の活用について答弁をいたします。

町といたしましても、防災行政無線を活用した新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、注意喚起は有効な手段であると考えており、毎日決まった時間に放送をさせていただいております。一方で、新型コロナウイルス感染症につきましては十分周知されているので、放送はもう必要ないのではないかと、そういった意見もいただいております。

町といたしましては、新型コロナウイルス感染症の終息が見えない中で、注意喚起は必要不可欠であると考えておりますので、引き続き放送はしていきたいと考えております。放送内容や方法は、何度か見直し、試行錯誤しているところでございますが、貴重なご意見をいただきましたので、有効な手段を関係課局と検討し、正確な情報を簡潔に提供していきたいと考えております。今後も引き続き、新型コロナウイルス感染症対策に努めてまいります。

次に、阿部議員の質問の3、戦争の記憶を風化させないためについて答弁をいたします。終戦から75年がたち、歳月の流れとともに悲惨な戦争の記憶が風化し、平和意識の低下が懸念される中、戦争の悲惨さや平和の尊さを後世に伝えていくことは、極めて重要であると考えております。そして、戦争体験者の高齢化に伴い、戦争の体験談を話すことができる人が少なくなっているため、

戦争の体験を語り継ぐ人の育成も課題となってきました。

本町では、本年度も平和啓発事業の一環として、戦争と平和を考える2020パネル展を開催いたしました。戦争資料の提示や写真パネルの展示、期間中において戦時中の学校生活を題材としたビデオ上映を同パネル展と併せて上映いたしました。コロナ禍の中、町民の皆様方をはじめ、多くの方に来場にいただき、改めて戦争の悲惨さと平和の尊さを考える一助となったことと思います。また、「広報なめがわ」では特集を組み、町内の主な戦跡の紹介や、戦争体験者の方にご協力いただき、ご自身の戦争体験談を紙面上にて掲載し、町民の方が改めて戦争の悲惨さ、平和の尊さを実感していただいたことと思います。

さて、ご質問の町内の中学生がお年寄り取材して、戦争と平和や昔の滑川町の様子等に関する番組をつくるというようなことを検討していただきたいということについてでございますが、阿部議員ご指摘のとおり戦争体験をされた方の記憶を風化させないために、当事者の戦争証言などを子どもたちに伝えていくことは、生きた教材として生かされることから、非常に重要なことだと認識しております。番組を制作し、町民の皆様にご視聴いただく手段、ケーブルテレビやFMラジオ放送等はありませんが、阿部議員から以前ご提案をいただきましたホームページ上での戦争体験者の証言の動画配信等は、様々な条件をクリアできれば可能だと考えております。

新型コロナウイルス感染症の終息がいまだ見えない中で、児童生徒による戦争体験者である高齢者の方への取材は、今は残念ながら実施できる状態にはございませんが、中学生が取材できる環境が整いましたら、夏休み期間中などを活用し、時期を見て実施することは可能かと思われますので、今後関係機関と連携を図る中で検討してまいります。

また、今後も戦争の悲惨さと平和の尊さを若い世代に語り継ぎ、悲惨な戦争の記憶を風化させない施策を継続的に展開し、平和で町民が安心して暮らせる町づくり、環境づくりに一層努めてまいります。

以上、答弁いたします。

○議長（上野 廣議員） 最後に、澄川教育委員会事務局長、答弁をお願いします。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、阿部議員のご質問に答弁させていただきます。

質問4、町の農産物を児童にのご質問の答弁ですが、子どもは地域で育ち、地域で学び、地域に支えられて成長していきます。したがって、学校もまた地域で育まれる存在であるために、地域に開き、地域の教育資源を活用していくことが望まれます。この考えに基づきますと、地域の資源を活用しての学校給食は、有効な手段の一つであると考えます。そのため、幼稚園、小中学校では、以前から滑川町産のお米を提供してまいりましたが、阿部議員のおっしゃるとおり、昨年度から滑川町の特産品の一つである谷津田米を年1回、1か月間提供させていただいています。

この谷津田米の提供には、地元の農家の方々から成る谷津田米生産者組合、J A埼玉中央農協、財団法人埼玉県学校給食会、また連絡調整をいただいた町の産業振興課の担当の方々など、大勢の方の協力を得て実現しました。今後も継続していくとともに、提供できる期間が延長できるよう関係者の方々と調整、連携を図っていきたいと考えています。

また、その他の食材についても、地産地消の取組も含めて給食での提供を検討しています。しかし、米飯、お米と違い野菜等の提供については、課題が多いというのが現状です。主食のお米については、町が単独で財団法人埼玉学校給食会へ発注していますが、副食物の食材、野菜等につきましては委託先である埼玉学校給食株式会社、こちらが滑川町と東松山市の分を一緒に調達、提供をしています。このことにより、東松山市へ提供する分も含めて考慮しなければなりません。供給量、品質、これは野菜の洗浄の程度と、特にサイズの統一が求められます。そして価格、また献立からの検討と、多くの課題をクリアしないと、現在調達しているものと置き換えることができません。お米と同じように町が単独で発注している幼稚園の給食や、東松山市が給食を実施しない日、例えば運動会や体育祭の振替休日などに当たる日などであれば、かなり限定的にはなりますが、受注業者と事前協議をすることによって、検討の余地があるかというふうに考えます。

谷津田米のときと同じように、産業振興課の担当の方を窓口にも、地元農家の方々、直売所、生産者組合、またJ A埼玉中央農協さんと連携をしながら東松山市受注業者と協議をし、可能性を検討していきたいというふうに考えています。

このように、できる範囲でできることから考えるだけでなく、地元の農産物を給食に提供すること以外でも、地元の特色を生かした教育を進めることで、学校だけではできない教育を町全体でできるようにしていくことが必要だと考えています。義務教育における全国的な教育の機会の均等、教育水準の担保と併せて地域の学校であることを意識して、地域の特色を生かした教育の推進に取り組んでいきます。

これからの子どもたちが生きる未来は、グローバル化、情報化等により変化が激しく、予想困難な未来となります。それを生き抜く資質、能力として、社会の激しい変化の中で何が重要かを主体的に判断できること、多様な人々と協働していくことができること、新たな価値を創造していくとともに、新たな問題の発見、解決につなげていくことができることなどがあります。このことを考えると、今後より一層地域との連携、協働が必要になります。

阿部議員の言われる農産物も含めて、子どもたちにこれからの未来を生きていくために必要な資質、能力を育むとともに、地域資源を活用し、できることをできるときにできる範囲で、地域とともにある学校づくりを行っていきます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野 廣議員） 答弁が終わりました。

阿部議員、再質問をお願いします。

○14番（阿部弘明議員） ありがとうございます。

では1点目、太陽光問題なのですがすけれども、まず一つ、羽尾の先ほどおっしゃっていた業者が開発をする予定になっておりますけれども、ここの説明会については、当初やらないというようなお話だったのですけれども、緊急事態宣言が明けてから検討するというような話なのですか。それとも、町の指導としては、基本的には説明会をやってもらうというのが基本的な考え方なのですか。

○議長（上野 廣議員） 関口環境課長、答弁をお願いします。

〔環境課長 関口正幸登壇〕

○環境課長（関口正幸） 環境課長、阿部議員さんからの再質問に答弁いたします。

羽尾の太陽光発電の事業者に対して、説明会につきましては町のほうでは、先ほども答弁いたしましたように、地域の住民から要望があれば、緊急事態宣言解除後に十分配慮して行うように町のほうから指導をするということで、希望があるのであれば実施してくださいというように、こちらのほうから働きかけたいと思っております。

以上でございます。

○議長（上野 廣議員） 阿部議員、再質問をお願いします。

○14番（阿部弘明議員） 希望があるようですので、ぜひ指導してください。

続いて、この太陽光の問題2つ目なのですが、今、町でも相当経産省のほうに登録件数が行っているというふうに思います。かなりの数になるのですがすけれども、それについて環境課としてはどういうふうに把握しているのか。それとも、要するに直接経産省のほうに登録してしまうので、もう業者のほうが先行してやってきているわけなので、それについて後追いというような形に町としてはなってしまうのかなというふうに思うのですがすけれども、今のところどのぐらいの件数が登録されていて、届出がされていて、それについてつかんでいる町の件数はどのくらいなのですか。分かりますか。

○議長（上野 廣議員） 関口環境課長、答弁をお願いします。

〔環境課長 関口正幸登壇〕

○環境課長（関口正幸） 環境課長、阿部議員さんからの再質問に答弁をいたします。

町のほうでつかんでいる件数でございますけれども、現在町のほうに届出として、確実にやると届出が出ているのは8か所でございます。そのほかは経産省のほうに出ている、その通知についてはかなりの数が出ておりますけれども、現在その詳しい細かな数値については手元に資料がないので、お答えすることはできません。失礼いたします。

以上、答弁いたします。

○議長（上野 廣議員） 阿部議員、再質問をお願いします。

○14番（阿部弘明議員） かなりの、私数えたところ80件とか90件とかいうような数だというふうに思うのですがすけれども、そういったようなことで、特にこの比企地域が狙われている、狙われている

って変ですけども、太陽光発電の業者に注目されていて、特に埼玉県自体が非常に多いわけなのですけども、そういった意味で、比企の中で今川島が条例をつくって、吉見がつくってということで、これ早くつくらないと、要するに規制が甘いところにどんどん業者来ますから、そういったような意味では、非常に急いでほしいなというふうに思っております。条例化するというご話いただきましたので、ぜひお願いしたいと思います。

もう一つ、条例化の中で、条例の中身の問題で、今後検討をされるというふうに思いますけれども、日高がつくった条例で、いわゆる特定保護区域を設定して、そこにはつくらせないというようなことをやっているようなのです。それは、かなりきついやり方だなというふうに思うのですけれども、例えばこの町の里山、そしてため池、そしてそれを使った農業、これも日本農業遺産を目指すというようなことでもあるわけで、ぜひそこを保護するような、そういったような地域について検討をいただきたいなと。要するに、例えばこの里山にはつくらせないというようなのが、やっぱり必要なのではないかなというふうに思うのです。

羽尾の平地区の太陽光発電建設で皆さんが一番心配しているのは、沼の水が汚れてしまうのではないかということなのです。この沼の水が汚れると、農業に非常に大きな影響を与えられると。また、水路の問題、水路を確保する問題、そういったようなことを非常に心配していらっしゃいます。そういったようなことを心配させないためにも、そういった要するに保護地域を、保護区域をつくっていくということも、ぜひ検討をしていただきたいということです。これは要望であります。

もう一つ、次にコロナ関係でお願いしたいというふうに思うのですけれども、先ほど服部課長さんのほうから、臨時交付金が出たらというようなお話がされました。非常にもう少し踏み込んだ対応をお願いしたいということです。

もう一つは、先ほど武井課長さんからは、相談窓口については今のところ設置してあるというような話もあります。確かにあるのですけれども、非常にもう一步踏み込んだ町の姿勢が、今必要になっているというふうに思うのです。確かにお金がなくて、新年度予算の中には十分なものが組めない、そして国からのそういった交付金が出てこなければ、なかなかできないというようなことも一面分かるのですけれども、しかし、今これだけ疲弊している町民の皆さんに、どういう形で町が接してメッセージを送っていくのかということが、今必要なのではないかなというふうに思うのです。

この間いろいろアンケートを取ったり、町民の皆さんと話をしたりしても、今要するに外出を自粛していて、みんなどうしたらいいか分からないというようなのがあるのです。ある方は、非常に持病があって重い病気になってしまって、突然そういったようなことになってしまったのですけれども、その方は最終的には内臓の病気で亡くなってしまったのですが、1日に2回救急車に乗って、それも2回とも2件、3件の病院をたらい回しになってしまうというようなことで、最終的に亡くなってしまいますのです。そういったような事例が出てきているのです。

今病院が、とにかく救急患者なかなか受け入れないというようなことにもなっているのです、この辺が、私たちやっぱり住民の命と健康を守るという意味でも、本当に真剣になって考えなければならぬというふうに思うのです。こういったときには町に相談すればいいのだというのが、やはりメッセージとして必要なのではないかなというふうに思うのです。いろいろ職員の皆さんも大変だというふうに思うのですけれども、そういった窓口を設置をするというか、例えば日曜でも休日でも受け付けますよとかいうようなことも含めて考えてもらわないと、本当に救うところがないのではないかなという気がするのです。そこは、皆さん町の全体で、ぜひ協議をしていただきたいなというふうに思うのです。

本当に今の住民の皆さん、ぎりぎりのところに来ていると思うのです。昨日の総括質疑でもやりましたけれども、この町の感染率というのは、県内では3番目に低いのです。本当に低いのです。小鹿野とか、ああいうところと比べても本当に低いような状況なのです。相当我慢して努力をしているというのは、やはり町も考えなければいけないと。そういったような住民の皆さんに本当に応える、そういった姿勢をぜひ見せていただきたいなというふうに思うのです。ぜひその辺、どなたからでもよろしいですから、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（上野 廣議員） 吉野総務政策課長、答弁をお願いします。

〔総務政策課長 吉野徳生登壇〕

○総務政策課長（吉野徳生） 総務政策課長、阿部議員の質問に答弁をさせていただきます。

昨日の総括質疑の中でも、臨時交付金の対応にさせていただきたいというような答弁をさせていただきました。しかしながら、本日の報道を見ますと、緊急事態宣言をまた2週間延長する方向に入っているというような状況になってきております。住民の方の生活支援、中小企業等の支援については、これについて相談窓口等についても、我々毎回対策本部、対策会議のほうを開催しておりますので、その中で皆様のご意見をまとめる中で、町長のご意見も聞きながら、そういう対策についても検討していきたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（上野 廣議員） 阿部議員、再質問をお願いします。

○14番（阿部弘明議員） できれば、町長からも一言お願いしたいのですが。

○議長（上野 廣議員） 吉田町長、お願いします。

〔町長 吉田 昇登壇〕

○町長（吉田 昇） 町長、阿部議員の質問に答弁を申し上げます。

私どもは、町民のことを守ることが一番でございますので、今阿部議員からいろいろご提言もいただきました。今総務政策課長がお話ししたとおり、課長会議、そうした対策本部の会議で、そうしたものをきちんとやっていけるように対応してまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（上野 廣議員） 阿部議員、再質問をお願いします。

○14番（阿部弘明議員） よろしくお願ひしたいと思ひます。

あと、先ほどの町の農産物についてはかなり前向きな答弁をいただきましたが、その課題となっている供給システムの問題などについては、今後産業振興課などとの、また生産組合とかいうようなところとの話し合いになるのだろうかというふうに思ひますけれども、具体的に町がそういったような食材についてあつせんするというか、そういったような方向で考えていらつしやるのでしょうか。

○議長（上野 廣議員） 澄川教育委員会事務局長、お願ひします。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、阿部議員の再質問に答弁させていただきます。

給食で使える食材でございますが、実は昨年10月の献立の中から常時使われる野菜ということで、ジャガイモ、ニンジン、キュウリ、タマネギ、大根、この5品目について頻繁に使われる食材ということで、実際にどのぐらいの使用量があるのかというのを調査しました。この調査する中で、実際に滑川町で作っているもので、その量を供給できるかどうかというのを調査しています。物によっては供給できる品物もあつたのですが、なかなか先ほどお話しした品質の統一が難しいということや、この1か月間のみということと期間が限定されるということと、食材に関してはかなり選択して絞らなければいけないというのが、このときの調査の結果になっています。

このことを踏まえて検討する中でも、先ほどお話ししたとおり産業振興課のほうを窓口にしながら、町で作られている野菜で給食に提供できる食材、まずこちらのほうを選択して、その中で先ほど言った課題がクリアできるかどうか、そこを確認しながら地産地消、滑川町産の野菜の提供に検討、協議していきたいなというふうに考えています。

以上です。

○議長（上野 廣議員） 阿部議員、再質問をお願いします。

○14番（阿部弘明議員） お米については、さらに増やしていくようなお考えなわけですね、よろしいのですか。

○議長（上野 廣議員） 澄川教育委員会事務局長、お願ひします。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、阿部議員の再質問に答弁させていただきます。

谷津田米の提供につきましては、生産者組合の方々とも協議する中で、組合の方々もできればもう少し長い期間供給していきたいというふうに希望されています。また、こちらのほうとしても、もう少し長い期間子どもたちに提供したいなというふうに考えていますので、そちら提供する期間、量を増やすということで今年度、また今後も前向きに検討していきたいというふうに思っています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野 廣議員） 阿部議員、再質問をお願いします。

○14番（阿部弘明議員） 最後に、平和の問題で前向きな答弁をいただきまして、本当にありがとうございます。

ぜひ中学生だと、孫かひ孫かになるのだと思いますけれども、結構おじいちゃん、おばあちゃんがそういった話をするような形になるのだらうと思いますけれども、中学生としての取組ということで教育委員会も検討されてよろしいのでしょうか、そういったような感じで。

○議長（上野 廣議員） 澄川教育委員会事務局長。

〔「暫時休憩」と言う人あり〕

○議長（上野 廣議員） 暫時休憩します。

休 憩 （午後 1時49分）

再 開 （午後 1時49分）

○議長（上野 廣議員） 再開します。

澄川教育委員会事務局長、答弁をお願いします。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、阿部議員のご質問に答弁させていただきます。

先ほど総務課長のほうから、そういった取組を今後する可能性があるということでお話がありました。その際に、町のほうから中学生にということで相談というか、協議があれば、そのときに、その時期に対応を考えていきたいというふうに思っています。

以上です。

○14番（阿部弘明議員） ありがとうございます。

これで質問を終わります。

○議長（上野 廣議員） 以上で阿部弘明議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。再開は2時5分とします。

休 憩 （午後 1時50分）

再 開 （午後 2時05分）

○議長（上野 廣議員） 再開します。

◇ 菅 間 孝 夫 議 員

○議長（上野 廣議員） 通告順位4番、議席番号11番、菅間孝夫議員、ご質問をお願いします。

[11番 菅間孝夫議員登壇]

○11番（菅間孝夫議員） 11番、菅間孝夫です。質問させていただきます。

最初に、南部に小中一貫校を。町の人口も順調に伸び続け、人口2万人もそう遠い話ではない様子になってきました。何と云っても一番大きな理由は、みなみ野地区や月の輪地区の区画整理が成功し2つの新駅が誕生し、通勤にも生活にも利便性が高くなったことだと思います。国立社会保障・人口問題研究所によれば、滑川町は2045年まで人口が増え続けると予測しています。皆様もご存じのとおり、今も民間開発が月の輪地区の高速道路の東、羽矢羽尾の蟹山、十三塚地区、それに都地区は活発に進んでおります。

また、町でも森林公園駅北口前を含む羽尾地区の土地利用に関する住民意向調査を実施し、土地の有効利用や住宅地などの開発を目指しています。こんな中、今でも古くから住んでいる方や新しく住まれる方々から、小学校まで4キロは遠いね、暗いうちに家を出るのが心配だ。解決方法はないのですか。子どもの給食費は払いますから通学の方法を考えてくださいなどと言われます。近隣の小学校の生徒数を見ますと、昨年の小学校の平均児童数が多いのは、滑川町399名で郡内1位、次が毛呂山町の322名です。逆に少ないのは吉見町の110名で、小学校は6校もあります。ちなみに、東松山市は9校ありますが、平均すると413名となります。中学校の生徒数は、かけ離れて滑川町の590名が郡内1位、県内でさえ63市町村中8位です。2番目に多いのは吉見町の379名で、一番少ないのは嵐山町の180名です。東松山市には5校ありますが、滑川中学より多いのは1校のみです。

そこで、南部に小中一貫校を開設することにより、宮前小学校の遠距離通学の解消、滑川中学校のマンモス化した生徒数を解消することにより、学力の向上や個性を伸ばせる教育が期待できます。

そこでお尋ねします。1、これからの子ども人口の推移。

2、全国学力テストの結果。

3、小中一貫校の建設の可否。

2番目に、利用者の多い球場や公園のトイレの整備管理を。町には、たくさんの公園や球場があります。多くの町民が活発に活用し、競技技術の向上や健康づくりで体力増進に努めています。特に多数の利用者が長時間活用する球場、公園は、土塩球場を除くと次の3か所と思います。1に、町営月輪球場は主に高校野球のほか、自治会のグラウンドゴルフが活用し、月延べ310人ぐらいです。2番目に、都工業団地内の都第一公園球場は、野球、ソフト、サッカー等に利用され、月延べ340人ぐらいです。3番目に、六軒地区のげんき公園は常設のゲートボール場があり、ゲートボールの利用者は月延べ160人ぐらいです。これらの施設のトイレについて、月輪球場はレンガ張りで小さな薄暗いトイレで、清掃も行き届いておらず、利用するのをちゅうちょする状況でした。

次に、都第一公園は改築されたようですが、石膏ボードの建物で、ここも汚れたままでした。六軒地区のげんき公園は、区画整理で誕生した公園で、半分近くの面積に常設のゲートボール場があり、きれいに整地され管理も行き届いています。ここは、自治会の健康づくりグループが週に4日

間、月延べ160人が活用していますが、トイレの設備がありません。以前の一般質問で町の答弁は、この公園利用者は六軒集会所のトイレを利用してほしいとのことでした。この公園から集会所までの距離は300メートルです。若い元気な方なら何の問題もないでしょう。しかし、高齢の利用者になると、何らかの体の不具合や病気を持っています。トイレの近い方は数分の我慢ができないことから、トイレがないから公園には行けないと、健康づくりに参加できなくなります。

そこで、都、月輪球場のトイレの改修や管理を徹底し、げんき公園には比較的安価で本下水に接続する簡易水洗トイレを設置すれば、何の心配もなく運動に健康づくりができる。そこでお尋ねします。

1、都と月輪球場のトイレの建設時期と管理状況について。

2、げんき公園へ簡易水洗トイレを設置について。

3番目に、交通指導員の積極的な補充を。滑川町は、他の市町村と比較し子ども人口は増加し続けていると多くの方が自慢し、喜んでいます。その大切な子どもたちを守る滑川町の交通指導員は、定員13名です。勤務は、主に朝1時間、学童等の登下校時に重点的に従事し、月に3万円支給されます。しかし、一昨年頃から何度も募集するも定員不足は続き、数か所の配置に指導員が配置されていません。不足の原因は、毎日の勤務はきつい、手当をいただくが事故など責任を感じることから、応募者が少ないものと思われます。

そこでお尋ねします。1番、実効の上がる募集方法は。

2番、交通指導員制度の将来についてお尋ねします。

お願いします。

○議長（上野 廣議員） ご質問が終わりました。順次答弁をお願いします。

質問事項1、南部で小中一貫校をを澄川教育委員会事務局長をお願いします。

質問事項2、利用者の多い球場や公園のトイレの整備管理を、稲村建設課長をお願いします。

質問事項3、交通指導員の積極的な補充をを吉野総務政策課長に答弁をお願いします。

初めに、澄川教育委員会事務局長、答弁をお願いします。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、菅間議員のご質問に答弁をさせていただきます。

南部に小中一貫校をというご質問ですが、本町の人口は今後も増え、児童生徒数も増加していくことが見込まれています。1学級当たりの児童生徒数も含め、学校教育法施行規則に1学校当たりの学級数の標準が規定されております。これによりますと、小学校の学級数は12学級以上18学級以下を標準としています。中学校についても同様でございます。ただ、地域の実態やその他の特別な事情がある場合は、この限りではないとされています。

滑川中学校は、現在約590名で、標準学級数17学級となりますので、標準的な学級数であり、学

校を運営する上で、また学習や行事を実施する上でも、適切な生徒数、学級数であると考えています。西部地区の中学校の中でも、滑川中学校より生徒数の多い中学校は11校、また700名を超える中学校は3校あります。南部地区では29校、700名を超える中学校は16校、北部地区では2校、700名を超える中学校は1校、東部地区では12校、700名を超える中学校は6校あります。さいたま市を除く埼玉県全体では、滑川中学校より生徒数の多い学校は54校ございます。滑川中学校も、今後さらに生徒数が増えていき、18学級を超える時期が来る見込みです。今後の町の都市計画や住宅分譲、民間開発等の状況により変わってくるかと思いますが、18学級を超える時期は、それほど続かないと想定をしています。

学校教育において、児童生徒が集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、一人一人の資質や能力を伸ばしていくことは重要であり、小中学校では、一定の集団規模が確保されていることが望ましいと考えます。また、ほかの地域では、家庭及び地域社会における子どもの社会性育成機能の低下や、少子化の進展が中長期的に見込まれることを背景として、学校の小規模化に伴う教育上の諸課題が、これまで以上に顕在化することが懸念されています。

このような中、公立小中学校の設置者である各市町村においては、それぞれの実情に応じて教育的な視点から、少子化に対応した活力ある学校づくりのための方策を継続的に検討、実施していくことが求められています。その際、学校統廃合により魅力ある学校づくりを行う場合や、小規模校のデメリットの克服を図りつつ学校の存続を選択する場合など、複数の選択肢が考えられます。郡内の各市町村でも、学校の統廃合の議論が進んでいる状況です。これらのことから考察すると、滑川町の小中学校は大規模化し、学校運営が困難な状況というわけでもなく、また小規模化に伴い、すぐにでも統廃合するような状況でもなく、町の施策の成果で児童生徒が適正な手段の中で学ぶ環境が整っていると考えます。

以上のことを踏まえ、質問1の町の小中学校の児童生徒数の推移ですが、令和3年2月18日現在の住民登録人口より推計した数字となりますが、令和2年度では、小学生が全部で1,200名、中学校が588名で、合計1,788名です。令和3年度、小学校が1,201名、中学校が584名、合計で1,785名。令和4年度では、小学校が1,241名、中学校が582名、合計で1,823名。令和5年度では、小学校1,274名、中学校581名、合計1,855名です。令和6年度、小学校が1,271名、中学校が584名、合計1,855名。令和7年度、小学校が1,283名、中学校が579名、合計1,862名。令和8年度、小学校が1,279名、中学校が584名、合計1,863名と推計をしています。なお、小学校から中学校へ進学する際、私立中学校へ入学する子どもたちを考慮した数字となっております。

この数値から、令和4年度と令和5年度に、それぞれ小学校の人数が約40人ずつ増加をしますが、それ以降は社会増を誘発するような事案がない限り、大きく変化することはありません。また、中学校はほとんど変化することなく、580名から590名の生徒数を推移します。

学校ごとの傾向でございますが、宮前小学校は令和6年度まで緩やかに増加を続け、令和7年度、8年度で若干減少、福田小学校は令和6年度まで減少を続け、令和7年、8年度ではその数字を据置きと、月の輪小学校は据置きの年度があるものの、令和8年度までは継続して増加をする見込みでございます。

また、先ほど令和4年度、5年度に小学校の児童数が増加することをお話ししましたが、国の学級標準法の改正により段階的に35人学級となるため、学級数も増えていきます。中学校では、この学年が入学するときに滑川中学校のピークになると推計しています。令和11年度で669人、19学級となり、その後緩やかに減少していくことが想定をされています。なお、これは住民登録人口から推計した自然増のみを見込んだものになりますので、社会増、すなわち今後の町の都市計画や住宅分譲、民間開発等の状況により、変わる可能性があることを申し添えておきます。

そして、質問の2、全国学力テストの結果についてです。文部科学省が実施しています全国学力・学習状況調査、こちらにつきましては義務教育の機会均等とその水準の維持、向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握、分析をし、教育施設の成果と課題を検証し、その改善を図る。また、学校における児童生徒への教育指導の充実や、学習状況の改善等に役立てること、これを目的に実施されています。しかし、どうしても結果の数値のみをもって評価の材料とする傾向があることは否めません。当該調査の結果である平均正答数や正答率といったものは、保護者には学校選択の基本情報などの理由で、公表すべきだとの考えがあることを、調査からも認識はしています。ですが、同時に学力調査ではかれる子どもたちの資質、能力は一部であり、その数値だけで評価すると、学校間の序列化や過度な競争につながる、また公表しなくても、指導方法の改善に役立てることができるなどの理由で、公表すべきではないという意見も同時にございます。これらのことを前提に、平均正答数や正答率だけで本町の状況をお話ししますと、県内でも上位の結果であり、学習状況は非常に良好であると言えます。また、あわせてこのことだけで学校の在り方を問うのは望ましくないという教育委員会の考えを申し添えさせていただきます。

また、現在進められている少人数学級におきましても、文部科学省や国立教育政策研究所等により、学級規模が学力に与える影響について、多くの研究検証結果が蓄積をされています。最近のデータを使った研究ほど学級規模の縮小の効果は、非認知能力、これは勤勉さや自制心、自己肯定感など、学力向上に有益であると考えられている心理的特性のことです。この非認知能力の観点も含めて、縮小効果はないか、あってもそれは大変小さいということを示している研究が多いようです。しかし、その一方で社会経済的背景が相対的に恵まれない学校や低学年には、その効果が見られたり、学級編制基準の引下げによって同時的に起こる多学級、当然学級のクラスが増えます。多学級数化という要因と組み合わせることで、長期的に見ると学力の底上げが見られるといった相反する研究結果も報告をされています。

学校現場からは、個別最適な学びの実現や、感染症対策等の観点及び小学校1年生のみが35人学

級となっている点からも、少人数学級を求める声があり、教育再生実行会議において首長や教育長、関係団体等から効果や必要性について多くの意見が出されています。最終的には、感染症対策も踏まえ、子どもたちを誰一人取り残すことなく学びを保障するとともに、個別最適な学びを実現することが重要だと考えます。

身体的距離の確保など、新しい生活様式を取り入れた学習、生活環境、またGIGAスクール構想による1人1台端末環境下での個別最適化された学びの実現、多様化する学習活動に対応する環境のイノベーションの必要に迫られ、小学校の学級編制基準の見直しが段階的に導入されることになる見込みです。このようなことから、各学校の有効性やその学校の果たす役割については、児童生徒数や一部の力を見る学力テストの結果からだけではなく、中長期的なスパンで総合的かつ多角的な観点により分析し、確認していくことが必要であり、重要だと考えます。

質問の3、小中一貫校の建設の可否についてです。小中一貫校は、小中一貫教育を実施する上での施設の一つの形態です。小中一貫教育は、小中連携教育、これは小中学校段階の教員が互いに情報交換や交流を行うことを通じて、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指す様々な教育のことを指します。この小中連携教育のうち、小学校、中学校の段階で教員が目指す子ども像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す教育のことです。この小中一貫教育の実施形態には、制度上1つとして義務教育学校、2つ目として同一の設置者による併設型の小学校、中学校、3つ目として異なる設置者間による連携型の小学校、中学校の3つの種類がございます。

義務教育学校では、小学校と中学校を1つの学校に統合して整備をし実施していく方向です。併設型の小中学校は、同一の設置者で建物はそれぞれ別々に整備された中で実施していく方法です。連携型の小学校、中学校は、別の設置者、例えば滑川町の小学校と嵐山町の中学校といった学校間で連携して実施する方法です。この小中一貫教育を実施する施設の形態として、施設一体型、施設が隣接している施設隣接型、施設が離れている施設分離型の3種類の方法があり、先ほどの義務教育学校型、同一設置者による併設型、異なる設置者間による連携型のいずれにおいても可能となっています。

現在全国で進められている小中連携教育、小中一貫教育の目的について、1つには少子化の進行や地域コミュニティの弱体化、核家族化の進行により児童生徒の人間関係が固定化されやすい中、小中連携、小中一貫教育の実施により、児童生徒が多様な教職員、児童生徒と関わる機会を増やすことで、小学校の中学校進学に対する不安感を軽減することを目的としたり、中学生が小学生との触れ合いを通じて上級生である自覚を促し、自尊感情を高めることで生徒の暴力行為や不登校、いじめの解消につなげていくことを目的としている例が見受けられます。

これまでの説明からも、宮前小学校の遠距離通学解消を目的としたり、滑川中学校のマンモス化した生徒数の解消、学力向上や個性を伸ばす教育が期待できるという点において、小中一貫校建設

の賛否を検討するというのは、本来の小中一貫教育の趣旨から、さらなる協議が必要かと思われる。小中一貫教育を新たに検討する場合は、まず小中一貫教育の必要性や、それが本町の児童生徒や地域にどのように適合する施策なのかを把握し、推進の根拠を整理し、エビデンスの確保が重要となります。あくまでも、児童生徒の教育条件の改善の観点を中心に据え、学校教育の目的や目標をよりよく実現するために行うべきものであると考えます。これからの時代に求められる教育内容や指導方法の改善の方向性も十分に勘案しつつ、現在の学級数や児童生徒数の下で、具体的な教育上の課題について総合的な観点から分析を行い、その適否について協議する必要があります。

なお、施設整備の観点からも、新たに小中一貫校を整備する場合、小学校と中学校の機能を併せ持った学校施設が必要となるため、職員室や図書室といった共有できる特別教室はあるものの、同一規模の小学校、中学校を建設する以上の経費が必要となると思われます。

さらに、母体校となる宮前小学校、滑川中学校とも、児童生徒数の現在の状況からは教室不足を生じる状況ではないため、適正規模に基づく分離新設や学校統廃合による施設整備には該当しないため、国庫の負担金、補助金の対象外になると見込まれます。建設等の施設整備に係る経費全ての財源について、起債も含めて町単独で準備する必要があり、その財政負担は、後年度負担も含め膨大なものになると見込まれることを申し添えておきます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野 廣議員） 次に、稲村建設課長、答弁をお願いします。

〔建設課長 稲村茂之登壇〕

○建設課長（稲村茂之） 建設課長、菅間議員の質問のうち、2の利用者の多い球場や公園のトイレの管理状況について答弁いたします。

初めに、①の都と月輪球場のトイレの建設時期と管理状況のご質問でございますが、現在建設課では、森林公園駅前広場区画整理事業で設置したみなみ野地区と月の輪地区の11か所の街区公園、大規模な住宅開発による20か所の開発公園、羽尾地区にある2つのポケットパーク、そして2つの球場の計37施設の遊具や植栽等をメインに施設の管理を行っております。その中で、トイレが設置されているのは森林公園駅前広場森のオアシスト、都第一公園、第一ポケットパーク、第二ポケットパーク、月輪球場及び土塩球場となります。

ご質問の都第一公園及び第二公園につきましては、昭和51年の東松山工業団地の開業とともに埼玉県企業局より滑川町に移管され、都市計画法等に基づく都市公園として、昭和57年より供用を開始しております。都第一公園のトイレも同様に供用を開始いたしました。なお、都第二公園にトイレは設置しておりません。

都第一公園のトイレにつきましては、今までにトイレ設備の故障や修理等の修繕については、その都度実施しております。また、日常の管理は滑川町シルバー人材センターと清掃業務等の年間契約を結んでおり、週1回の清掃を実施しております。その他、建設課職員による定期的な巡回点検

を随時実施しているところでございます。

次に、月輪球場は、昭和49年の大規模工場の建設により、工業再配置促進法の適用を受けて、昭和50年に通産省の補助金を受けて球場工事に着手し、昭和51年に野球の振興及びスポーツを通じ町民の融合を図り、健康で明るい文化的な町民生活に資するために、町営月輪球場として設置をいたしました。球場のトイレは、平成13年に大規模な改築、建て替えを実施し、現在に至っております。管理は、滑川総合高校野球分父母会と管理に関する覚書を提出し、清掃を含めた球場全体の管理をお願いしているところでございます。その他、建設課職員による定期的な巡回点検を実施しております。

トイレの汚れのご指摘をいただきましたので、清掃等の管理をお願いしているシルバー人材センターと滑川総合高校野球部父母会には、管理の状況を確認してまいりたいと思います。また、利用者にも使用上の注意喚起をしてまいりたいと思います。

以上が都第一公園と月輪球場のトイレの建設時期と管理状況になります。

次に、②のげんき公園への簡易水洗トイレの設置の件でございます。ご質問のげんき公園は、月輪土地区画整理事業の中で、平成19年に街区公園として設置いたしました。ご存じのとおり、街区公園は区画整理法に基づき設置した、街区内の居住者が容易に利用できる公園との位置づけとなっております。げんき公園の周辺には、戸建て住宅だけではなくアパートなどの集合住宅も多く、子育て世代が多く居住している地域となっております。公園には遊具や水飲み場、ゲートボール場が併設されていることから、比較的用户の多い公園となっております。

町といたしましても、利用者に快適に使用していただくため、植栽管理、整備等、必要な管理と運営に当たっているところでございます。特にげんき公園は、利用者の水道の飲み水の出しっ放し、また無断駐車、無許可での工作物の設置など、近隣住民からの苦情も多くいただいているところであります。建設課としても、気持ちよく利用していただくために、職員による啓発、見回り、声かけ、パトロール等を頻繁に実施させていただいております。また、町と官学連携協定を結んで、安心安全情報の協力をいただいている立正大学で、犯罪学を専門としている小宮教授によりますと、公共のトイレは犯罪の温床である。また、誰でも入りやすい公園とトイレは危険であると警鐘を鳴らしております。

公園にトイレを設置するとなると、近隣住民へのトイレの臭いの問題、また昨今の新型コロナウイルスをはじめとした感染防止等の衛生上の問題、また火災や犯罪抑止の防犯上の問題など、多くの問題点がございます。このようなことから、町といたしましてはげんき公園と同様な居住者のための街区公園11か所、開発公園20か所には、トイレを設置しておりません。今後もトイレの設置する予定はございません。

公園の環境、衛生、特に犯罪が起りにくい空間づくりに、公園利用者、近隣の皆様には特段のご理解をお願いしたいと思います。げんき公園の利用者のトイレの使用につきましては、ご不便を

おかけいたしますが、引き続き六軒集会所のトイレのご使用をお願いしたいと思います。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（上野 廣議員） 最後に、吉野総務政策課長、答弁をお願いします。

〔総務政策課長 吉野徳生登壇〕

○総務政策課長（吉野徳生） 総務政策課長、菅間議員の質問の3、交通指導員の積極的な補充をについて答弁をいたします。

初めに、1の交通指導員の実効の上がる募集方法についてでございますが、現在は広報紙に募集記事を掲載し、応募のあった方の中から一定の基準を満たした方に指導員をお願いしております。また、現職の指導員さんからの推薦においてお願いをした方もおります。しかしながら、現在は指導員に欠員があり、指導箇所に適正に指導員が配置できていないことは承知をしているところでございます。かつては、定年退職を迎えた60代の方々に募集を働きかけたこともありましたが、現在は定年延長等もあり、60歳を超えてなお現役でお勤めを継続する方が増えている中で、指導員を引き受けていただける方も少なくなっているのではないかと考えます。

今後におきましては、広報紙に募集記事を引き続き掲載していくとともに、地域や学校、各種団体にも募集を働きかけ、推薦をしていただける方を広く募っていければと考えております。議員の皆様にも、お知り合いに崇高なボランティア精神をお持ちの方で、児童の安全の一役を担っていただけた方がおりましたら推薦いただければ幸いです。今後も、交通指導委員の適正配置ができるよう努めてまいります。

次に、2つ目の交通指導員制度の将来はでございます。現在の交通指導員制度を下に、現職の交通指導員の皆様には崇高なボランティア精神の下、毎日の立哨指導に尽力され、さらには事故防止に努めていただいていることに、町長以下、そこにはもちろん学校関係者、保護者一同心より感謝を申し上げます。

一方において、後任探しもままならない中、現職の指導員の高齢化も進んでいるので、現職の指導員の負担が余計大きくなっていることも、町は承知をしております。今後においても、現職の交通指導員の皆様には自らのお体にご配慮いただきながら、引き続き児童の安全のためご尽力をいただければと思います。

また、町ではまだまだ児童の増加も予想される中、少ない指導員さんだけでは危険箇所の立哨指導に対応し切れませんので、PTAの方や地域の方にも特段のご協力をいただき、子どもたちの安全確保に努める時期に来ているのではないかと感じております。また、今後このような指導員制度を続けることについては、業務を委託することも検討する必要があるのではないかと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野 廣議員） 答弁が終わりました。

菅間議員、再質問をお願いします。

○11番（菅間孝夫議員） 小中一貫校の話なのですが、今でも大勢の方が近くに学校ができることを望んでおります。ぜひ念頭に置きながら、今後のことを検討していただきたいと思います。

トイレにつきましても、最近の簡易トイレであれば、通販でも20万円ぐらいで売っております。水道につないで下水管につなぐ、不審者が来るようであれば戸締りもできる、ごく簡単な無臭のトイレが通販でもあるぐらいでございます。機会がありましたら、これも検討をお願いしたいと思えます。

交通指導員の話なのですが、なかなか確かに募集に応じてくれる方いらっしゃいません。高齢化が進んで、次から次に辞めていっております。それでも募集しないと、この制度が潰れてしまいます。ついては、この制度の規則を変えるなりして1か所を2人でやる、あるいは3万円を支払うということについて、どうしてもこれで責任を感じてしまうのであれば返納するというようなこと、そういう臨機応変の措置ができるようなことを考えて、もっと役を受けやすいようにしていただきたいと思えます。また、健康な役場のOBの方が随分町内にいらっしゃると思えます。こういう方に声をかけて、募集したらいいなと思っております。こういったこといかがなものでしょうか。

○議長（上野 廣議員） 総務政策課長に答弁をお願いします。

暫時休憩します。

休 憩 （午後 2時40分）

再 開 （午後 2時40分）

○議長（上野 廣議員） 再開します。

総務政策課長、答弁をお願いします。

〔総務政策課長 吉野徳生登壇〕

○総務政策課長（吉野徳生） 総務政策課長、菅間議員の質問に答弁をいたします。

確かに役場のOBの方も60を過ぎて、再任用が終わった方たちもかなり出てきております。その役場の職員についても一般の住民でありますので、広く公募をする中でやっていただける方がいれば、ぜひ応募していただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（上野 廣議員） 菅間議員、再質問をお願いします。

○11番（菅間孝夫議員） 柳副町長にお尋ねします。

この配置員がないような場所に、役場職員を早朝に出勤させて配置するようなことはできませんでしょうか、お尋ねします。

○議長（上野 廣議員） 柳副町長、ご答弁願います。

〔「暫時休憩」と言う人あり〕

○議長（上野 廣議員） 暫時休憩します。

休 憩 （午後 2時43分）

再 開 （午後 2時43分）

○議長（上野 廣議員） 再開します。

柳副町長、ご答弁願います。

〔副町長 柳 克実登壇〕

○副町長（柳 克実） 副町長、菅間議員の再質問に答弁を申し上げます。

1つのご提案を今いただいたというふうに残しているところでございます。しかしながら、今いただいた提案、職員に対して我々が命令をして、この時間に勤務をしろということについては、できないというふうに残しているところでございます。1つの提案としてお受けをさせていただきました。ありがとうございました。

○議長（上野 廣議員） 菅間議員、再質問をお願いします。

○11番（菅間孝夫議員） このままでは、交通指導員制度そのものが成り立たなくなると思っております。速やかに改善をいただきまして、何とかこのまま続けられるようお願いいたしまして、私の質問を終わります。

以上です。ありがとうございました。

○議長（上野 廣議員） 暫時休憩します。再開は3時といたします。

休 憩 （午後 2時45分）

再 開 （午後 3時00分）

○議長（上野 廣議員） 再開します。

◇ 上 野 葉 月 議 員

○議長（上野 廣議員） 通告順位5番、議席番号5番、上野葉月議員、ご質問願います。

〔5番 上野葉月議員登壇〕

○5番（上野葉月議員） 5番、上野葉月です。通告に基づき質問させていただきます。

まず1番、新型コロナウイルス感染症のPCR検査の精度と、それに応じた対応について質問します。1、PCR検査の精度について、東京大学保健センターなど複数の機関が記しているものによりますと、感度70%、特異度99%とあります。感度とは、その病気に罹患している人の中で検査で陽性になった人の割合、特異度は、病気に罹患していない人の中で検査で陰性になった人の割合です。さらに、罹患率を合わせて計算すると陽性的中率が算定されます。

厚生労働省が12月14日から25日に行った抗体保有調査によりますと、抗体保有率は東京都0.91%、

大阪府0.58%、宮城県0.14%です。これを罹患率と見て計算しますと、罹患率1%の集団で陽性的中率41%、罹患率0.5%の集団で陽性的中率26%となります。罹患率10%のグループであれば陽性的中率は89%と上がります。PCR検査は、罹患率の低いグループであればあるほど陽性的中率は下がります。

厚生労働省が2021年2月8日に発表した「新型コロナウイルス感染症死亡者性・年齢階級構造」にて死亡者数を年代別に見ますと、10代以下はゼロ%、70代以上が89%を占めます。これらを勘案しますと、幼児、小学生、中学生は新型コロナウイルスの感染率の低いグループであり、PCR検査を実施しても陽性的中率は低いと考えられます。

そこでお聞きします。近隣地域において、学校、幼稚園、保育園に対して集団で実施したPCR検査について、事例数、検査人数、陽性者数、有症状者数を教えてください。

2、新型コロナウイルス感染症は、年代別の重症化率などの統計が既に出ています。上記で述べたように、10代以下へのPCR検査はかなり精度が低くなる可能性があり、過度な感染症対策は、精神面等別の面での弊害も懸念されています。既に自殺率もかなり上がってきています。現状の対策をどこまで続ける計画なのか、具体的に教えてください。

3、PCR検査結果が陰性であっても陽性であっても、濃厚接触者は陽性者との接触日から2週間の自宅待機を保健所から求められます。しかし、何の準備もなしに2週間も自宅を出ずに過ごせる方は、ほとんどいないと思います。保健所からPCR検査対象とされた時点で、食料等の支給、玄関先まで配達をする仕組みを行政がつくり、実施すべきと思いますが、いかがでしょうか。この質問については、前の質問者の方の回答で、もう回答は得られておりますので、ご回答は結構です。

4番、事業者から新型コロナウイルス陽性者が発生したと町に連絡があった場合、各課の情報共有の体制は取られているのでしょうか。

次の質問です。GIGAスクール構想についてです。1、電磁波が子どもの体に与える影響をリスクとして捉えているのでしょうか。

2、タブレットは自宅へ持ち帰りするのでしょうか。教材等の多さにより荷物が重くなり、長距離通学の負担がさらに増している現状ですが、タブレットの導入により荷物は軽くなるのでしょうか。

3、学習の理解度は個人によって異なります。しかし、現在の40人学級で個別の対応は難しく、宿題は理解度に関係なく一律で出される場合がほとんどです。タブレット導入により、個人人の理解度に応じた学習が可能となるのでしょうか。

4、タブレットの購入先を教えてください。また、その際の入札件数は何件ありましたか。

以上です。

○議長（上野 廣議員） 順次答弁をお願いします。

質問事項1、新型コロナウイルス感染症のPCR検査の精度と、それに応じた対応のうち、①の

近隣地域におけるPCR検査状況についてと、④の陽性者児の発生の情報共有体制についてを武井健康づくり課長にお願いします。

②の現状の対策の計画についてと、質問事項2、GIGAスクール構想についてを澄川教育委員会事務局長に答弁をお願いします。

初めに、武井健康づくり課長、答弁をお願いします。

〔健康づくり課長 武井宏見登壇〕

○健康づくり課長（武井宏見） 健康づくり課長、上野葉月議員のご質問のうち、1、新型コロナウイルス感染症のPCR検査の精度と、それに応じた対応のうち、①、近隣地域において、学校、幼稚園、保育園に対して集団で実施したPCR検査について、事例数、検査人数と陽性者数、有症状者数を教えてくださいと、④、事業者から新型コロナウイルス陽性者が発生したと町に連絡があった場合、各課の情報共有の体制は取れているのでしょうかの2点について答弁させていただきます。

まず①ですが、町では独自のPCR検査を実施した事例がございませんので、実施している埼玉県東松山保健所に確認をしました。保健所によりますと、陽性者発生の事例ごとに対応し、本庁、県庁のほうに報告はしていますが、東松山保健所管内として学校、幼稚園、保育園といった事業所別、対象者別の集計や公表はしておりませんということの回答でした。また、近隣の幾つかの町村にも確認してみましたが、全てを把握できているわけではなく、公表していないとの回答でした。ご質問への答えができずに大変申し訳ございませんが、ご理解いただければと思います。

次に、④に関してでございます。陽性患者が発生した場合の連絡体制です。基本的には、滑川町新型コロナウイルス対策本部で対応するという形になっているのですが、事例が発生した場合の順番で説明させていただきますと、まず連絡を受けた職員から所属課局長、そこから私、健康づくり課長に通報をもらい、総務政策課長、健康福祉課長で情報を共有させていただきます。その後、町長、副町長、教育長に報告します。また、その陽性者への対処が必要な場合、その事業所に関わる所管課長、例えば児童生徒の場合は教育委員会の事務局長などとも連絡を取り合い、対応を協議します。また、保健所との連絡調整は健康づくり課長、陽性者が発生した事業所との連絡調整は所属課長が行います。

なお、個人情報保護の観点から、基本的に感染者情報は総務政策課長、健康福祉課長、健康づくり課長、また町長、副町長、教育長のみで共有しております。例えば濃厚接触者ということでPCR検査を行いました、陽性だった本人以外に陽性者が発生しなかった場合などは、基本的に町ホームページには陽性発生の情報の掲載のみを行い、他の職員との情報共有はしておりません。ただし、これ以上の事態、市中感染やクラスターと思われる状況の発生など、町民の皆様へ多大な影響が発生するおそれのある非常事態の場合は、先ほど申し上げた町長を本部長とする滑川町新型コロナ対策本部で直ちに招集し、情報を共有した上で対処に当たる、このような体制になっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野 廣議員） 次に、澄川教育委員会事務局長、答弁をお願いします。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、上野議員のご質問に答弁をさせていただきます。

1、新型コロナウイルス感染症対策のPCR検査の精度と、それに応じた対応についての②になります。新型コロナウイルス感染症は、上野議員がご指摘のとおり感染症と診断された人のうち、重症化する人の割合や死亡する人の割合は年齢によって異なり、高齢者ほど高く、若者は低い傾向にあります。また、感染症と診断された人のうち、ほかの人に感染させるのは2割以下で、多くの人は感染させていないと報告もされています。これらの感染に係る情報をどのように捉えるのかと、現在の国、県の対応の両面から、町としての対応を次のように実施をしています。

まず、若者は重症化する割合が低かったり、感染症と診断された人でも感染させる割合が低いからといって、感染予防を十分にしないという結論には至りません。また、現在新型コロナウイルス感染症について把握されている事実から、国や県の有識者を含めての対策本部の考えとして、早期終息を目指しつつ、患者の増加スピードを可能な限り抑制して流行を抑える、重症者の発生を最小限に食い止め、医療崩壊を防ぐなどがあります。また、その考えに基づき、現在緊急事態宣言が発出され、様々な制限がある中、住民の方々も協力して対応しているものと認識をしています。

私たちができることとして、感染症の特徴を踏まえて手洗いやせきエチケット、換気といった基本的な感染症対策に加え、感染拡大リスクが高い3つの密を徹底的に避けるため、身体的距離の確保といった新しい生活様式に適應した生活をするのが重要だと考えます。

学校においては、校内での感染が大きく広がるリスクを下げるための感染症対策を行うとともに、地域の感染状況を踏まえ、学習内容や活動内容を工夫しながら、可能な限り授業や部活動、各行事等の教育活動を継続し、子どもの健やかな学びを保障していくことが必要だと考え、実践をしています。今後も、コロナ禍での新しい生活様式に基づき、学校として学びを止めないために、できる感染症対策を国や県の方針や要請に基づき続けていきます。

また、学びを止めることによる精神面を含めた弊害は、大きいものとして考えています。あわせて、上野議員のおっしゃるとおり感染症対策による精神面等の弊害が懸念されている状況があることも認識をしています。これには、子どもたちの心身の状況を的確に把握することが重要であると考えています。悩みやストレス等に対し学級担任等を中心として、また必要に応じて養護教諭やスクールカウンセラー等による支援を行うとともに、相談窓口、これは国のほうで開設しています24時間子供SOSダイヤルや、県で開設している埼玉県新型コロナ対策パーソナルサポートなどの各種相談窓口、こちらを適宜周知したりするなど、相談体制や見守り体制を充実させることで、児童生徒の心のケア等に配慮し対応していきたいというふうに思っています。

続いて、大きな2番、GIGAスクール構想の質問の1番、電磁波が子どもの体に与える影響を

リスクとして捉えていますかの質問に答弁させていただきます。学校におけるICT環境の整備に伴って、児童生徒の健康面への影響等については、ICT機器等の活用状況やエビデンスに基づいて検討していくことが重要だと考えています。

ICT機器の使用による健康面への影響として、ドライアイ、視力の低下、姿勢の悪化、難聴、睡眠の質の低下、認知機能の低下、電磁波による身体影響、ストレスなどが懸念されています。例えば視覚系への影響については、授業を含めたICT機器の利用時間の調整が必要だと考えます。また、デスクトップパソコンやタブレットパソコンのディスプレイを適切な配置で、正しい姿勢で使用することや、教室の環境の調整、天気や使用する機器に応じての電灯の点灯の有無やディスプレイの明るさ、カーテンの開閉などで適切な対応をすることも必要です。精神面では、基本的な生活習慣、1日のICT機器等の利用時間、健康に関する自覚症状について実態把握をすることが必要で、そこから適切な対応を検討します。

次に、ご質問の電磁波についてですが、電磁波のうち周波数が3テラヘルツ、300万メガヘルツ以下のものを電波と言ひ、我が国の電波法に規定されています。ご質問の中の電磁波とは、この電波を対象にしていると思われますので、このことについてご答弁いたします。現在の生活では、家庭に限らず、あらゆる場所で様々な電波に囲まれている状況です。通信や放送だけではなく、GPSや気象レーダー、テレビや電子レンジなどの家電製品、パソコンや家庭用Wi-Fi、ワイヤレスICカードシステムなど、様々な用途で使われています。また、消費電力が大きい製品は、多くの電波を発生させているケースが多いようです。

電波暴露の生態影響については、総務省で電波による人体への影響を科学的に解明するための研究を行っています。このような研究結果等を参考にしながら、対応について協議していきたいと考えています。電波の生物への影響について、60年以上にわたって世界各国で研究が行われてきました。その膨大な研究結果から、生物が非常に強い電波に暴露されると、刺激作用と熱作用の2つの作用が生じることや、どのくらいの電波に暴露されるとそれらの作用が生じるかなどが明らかになっています。刺激作用は、非常に強い電波に暴露されて、電流の大きさがある一定量を超えると、神経や筋の活動に影響を与えることがありとされています。これは、比較的低い周波数の領域で起こります。熱作用は、電波が生物に当たると一部は体内に吸収されて、そのエネルギーが熱となります。非常に強い電波の場合には発熱量も大きくなり、体温が上昇します。熱作用により体温が上昇すると、ストレスの発生などの影響が現れる可能性があります。電子レンジなんかは、この熱作用を利用した家電製品となります。

また、電波の暴露との間には、現時点では科学的根拠は存在していなく、医学的診断でもなければ、単一の医学的問題を表しているかどうかははっきりはしていませんが、体に不調が現れる電磁過敏症と診断される方もいるのは事実です。日常生活において浴びる電波は非常に弱く、刺激作用や熱作用を及ぼすようなレベルではありません。しかし、今後様々な分野で電波の利用が進み、強

い電波を浴びる状況が現れるかもしれません。

電波が人体に好ましくない影響を及ぼさない安全な状況であるか否かの判断をする際の基本的な考え方や、それに基づく基準値などとともに、規制を行うために電波防護指針が国により定められています。既存のICT機器や、今回GIGAスクール構想により導入するタブレットPC等のICT機器についても、この電波防護指針を遵守したものとなっています。現在の研究では、基地局や無線ネットワークからの弱い電波が健康被害を起こしているという説得力のある科学的根拠はないとされています。しかし、電波を浴びていることは間違いなく、人によっては症状が現れる場合もございます。

このような認識の下、GIGAスクール構想により整備するICT機器等の導入後につきまして、学校及び家庭での利用状況や、利用に際し起こり得る様々な課題について把握をし、その対応をすることも情報教育の一環として指導していく予定でございます。また、ICT機器の活用状況にのみ注視することなく、児童生徒の健康状況や生活習慣等も踏まえて状況把握をしっかり行い、対応していきたいというふうに考えています。

続いて、質問の2番、タブレットPCの持ち帰りについて答弁させていただきます。タブレットPCについては、授業など学校での活用と、自宅へ持ち帰り家庭学習での活用が考えられます。家庭に持ち帰った場合には、学習の際には町で採用したアプリケーションを使つての自主学习や宿題、インターネットに接続したり、学校においてドリル等の教材をタブレットPCに保存して持ち帰り、それを学習することも考えられます。しかし、当面はタブレットPCと紙教材を併用して使用する予定ですので、タブレットPCの導入と荷物の重さの軽減がすぐにつながることにはなりません。

今回整備するタブレットPCですが、本体のみで590グラム、キーボードが640グラム、両方持ち帰った場合は合計1,230グラムとなりますので、今までの荷物に単純に追加してタブレットPCを持ち帰るとなると、児童にとっては負担増となります。持ち帰る場合の要件等を定めることを現在考えています。当面は、タブレットPCの使用の仕方ですとか、授業での活用が中心となります。また、文部科学省の計画では、令和6年度より学習者用のデジタル教材、子どもたちが直接使う教科書がデジタル化するというを順次導入する見込みでございます。これにより、現在の紙の教科書に代わって、タブレットPCでデジタル教科書を活用して授業を行うといったことが今後は想定をされています。いずれにしても、タブレットPCの持ち帰りが子どもの通学の負担にならないよう検討し、対応したいというふうに考えています。

続いて、質問の3、学習の理解度は個人によって異なります。しかし、現在40人学級で個別の対応は難しく、宿題の理解度に関係なく一律で出される場合がほとんどです。タブレットPC導入により、個々人の理解度に応じた学習が可能となるのでしょうかの質問に答弁をさせていただきます。GIGAスクール構想の目的は、個別最適化、未来を担う人材に求められる資質、能力の育成及び緊急時の学びの保障、この3つが目的となります。

個別最適化とは、一人一人が個別にパソコン、P C端末に向き合っている姿をイメージしがちですが、パソコン端末で個別に学習することだけでは、学びは最適化するものではございません。学びを最適化するためには、個の学び方だけではなく、集団での学び方やほかの人の学び方を学ぶ必要があります。

そこで、個に応じた指導、指導の個別化と学習の個別化、これと協働的な学びの連携が望まれています。従前の個別学習では、上野議員がおっしゃるとおり、授業において個人個人の理解度に応じた問題を個別に出すということは困難でした。学習内容を定着させることだけを考えれば、1人1台端末の環境であれば、各個人の理解度や興味、関心に応じて問題を選択し、学習することが可能です。また、各個人の学習履歴や学習到達度といった学習ログを蓄積することで、一人一人の学習内容の理解度に応じた学習や、それに合わせた指導が可能となります。このことも踏まえ、個人の個と協働の学びをどのように組み合わせ、学校でどのように学習を進めていくかについて、現在委員会を設置して検討しているところでございます。まずは、タブレットP Cに慣れたり、それを使って何ができるかを体験させることから始めていきます。

今後は、タブレットP Cを導入した効果が出るように、学習者視点から検証を行い、個別最適な学びとなるよう協働的な学びと往還しながら、これからの社会に生きて働く資質、能力を育成してまいります。そのためにも、自分でどこが分かってどこが分からないのか、これを認識することが必要となります。そして、子ども自身がどんな学び方が自分に合っているのかを見極めながら、学んでいく力をつけていくことが重要だと考えます。1人1台のタブレットP Cにより、個々に課題を用意することはできますが、そのご本人がその課題に対する学び方を振り返り、いずれ……すみません。

○議長（上野 廣議員） 暫時休憩します。

休 憩 （午後 3時25分）

再 開 （午後 3時25分）

○議長（上野 廣議員） 再開します。

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 失礼いたしました。

そして、子ども自身がどんな学び方が自分に合っているのかを見極めながら、学んでいく力をつけることが重要だと考えます。1人1台のタブレットP Cにより、個々に課題を用意することはできますが、そのご本人がその課題に対する学び方を振り返り、いずれ自分自身で最適な学びを続けられるようにすることが大切で、そのための支援が必要となります。

上野議員のご質問にある個々人の理解度に応じた学習が可能かということですが、学習の個別化の部分では、今回導入するタブレットP Cのドリルソフトの機能を使って、理解度に応じた学習が可能となります。個々人の理解度、学習の進捗に合わせた出題、その学習の結果を履歴として記録

することで、個の学習結果の振り返りなども可能になります。これらのことも踏まえて、学習の進め方について先ほどお話しした委員会を通じて検討しております。

1人1台端末の環境は、令和の時代における学校のスタンダードであり、特別なことではなくなります。これまでの教育実践とICTとのベストミックスを図っていくことによって、これからの学校教育は変容していきます。しかし、忘れてはならないことは、ICT環境の整備は手段であり、目的ではないということです。GIGAスクール構想で整備したICT機器も、学びの変容を進めるためのツールにすぎません。本来の目的を見失わずにICT機器を有効に活用し、その上で指導や学習の個別最適化を図っていくことが可能であるというふうに考えています。

質問の4番、タブレットPCの購入先についてです。今回GIGAスクール構想で整備したタブレットPCは、購入ではなくてリースによる調達とさせていただきます。リース先については、入札によりNTT・TCリース株式会社が落札をし、契約を締結しました。7件の指名競争入札として執行しましたが、応札したのは2件でございました。

なお、リース元本につきましては1億9,778万円となります。このうち、文部科学省の公立学校情報機器整備費補助金が5,454万円、内閣府の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、これが5,670万円、この2つがリース元本に充当されています。実際にリース対象となった金額は、税込みで8,654万円となります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野 廣議員） 答弁が終わりました。

上野議員、再質問をお願いします。

○5番（上野葉月議員） ありがとうございます。まず、今答えていただいたGIGAスクール構想について再質問します。

電磁波、電波についてなのですけれども、例えば電子レンジが1日中ついているということはないわけで、今まで電波、電磁波がほぼなかった教室にWi-Fiの環境が持ち込まれるという状況になると思います。Wi-Fiのコントロールという意味からも、それからそれほどにはならないかもしれないのですけれども、節電という意味からも、子どもの体に与える影響という意味からも、Wi-Fiの環境は常時つけっ放しにするのですか、それとも使用する時間をある程度限定して、接続したり、大本を切ったりとか、そういうコントロールはするのでしょうか。

○議長（上野 廣議員） 澄川教育委員会事務局長、答弁をお願いします。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、上野議員の再質問に答弁させていただきます。

今回整備した校内LAN、Wi-Fiの整備なのですが、電源についてはPoE給電といいまして、ネットワーク用のケーブルが電源供給と同一の、1つの同じ線でネットワークの通信と、それから

電源供給をしています。ですので、それぞれ機械単体に電源のオンオフのスイッチはない状況になります。ですので、一度接続したら、Wi-Fiについてはずっとついている形になります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野 廣議員） 上野議員、再質問をお願いします。

○5番（上野葉月議員） 例えば進められている5Gなどですと、健康への懸念があるということで利用を検討する。できるけれども、検討して待ったをかけているような国もあるかと思えます。なので、もし可能であるならば、使わない間は切るなどということができればいいかなと思ったのですけれども、もし可能であれば検討をお願いします。

それから、タブレットの持ち帰りについてなのですけれども、しばらくは紙教材と併用というご答弁だったのですけれども、併用の期間、両方を持ち帰らせるということのないようにご配慮をお願いします。

それから、GIGAスクール、タブレットの導入によって、それぞれ個別最適化した学習ができるようにということが目的ということだったのですけれども、今まさに必要なことだと思いますので、その目的が実現するようにご尽力いただければと思います。ただ、やはりテレビをずっと見続けていると、大人でも目は痛くなってきますので、タブレットで子どもたちが1時間目から6時間目まで見続けて学習するというので、視力への心配などは懸念しますので、その辺のご配慮というか、使い方の決まり等も今後、検討されていると思うのですけれども、ご配慮いただければと思います。

次に、1番目の質問に戻ります。事業者から新型コロナ陽性者等が、事業者でも住民でもいいのですけれども、発生したと町に連絡があった場合の情報の共有体制をお聞きしたのですけれども、連絡の共有の仕組みが出来上がっているというのは分かりました。そして、クラスターなのか、それとも1人で終わるのかというところで、仕組みが分かれているというのも分かりました。

それで、別の面からお聞きしたいのですけれども、この報告したものが、事業者は義務にもなっていないかと思うのですけれども、善意なり任意で報告した人が、なるべく手間が取られないようにというか、恐らく感染症対策の中で時間や、いろいろすることがあふれている中で、町に連絡してきてくれた方が、なるべく1つの窓口で済むように体制を取っていただきたいなと思って質問したのですけれども、例えばこの方が職員に1度話せば、ほかの職員からもう一度同じことを聞かれたりだとか、別の課から、別の必要があってもう一度聞かれて同じことを話さなければいけない、そういう状態をつくらないようにしてほしいのですけれども、聞き取り事項とか、そういうものは決まっていたりするのですか。職員が受けた場合の、必ず聞かなければいけない事柄とか、そういうものはマニュアル化というか、整備はされているのですか。

○議長（上野 廣議員） 武井健康づくり課長、ご答弁をお願いします。

〔健康づくり課長 武井宏見登壇〕

○健康づくり課長（武井宏見） 健康づくり課長、上野議員の再質問に答弁させていただきます。

質問事項等のマニュアル化というのはしておらないのですが、基本的にはその所管課長が連絡を受けることが多いのですが、今までの経緯として、おおむね保育園絡みの健康福祉課、それから学校のほうの教育委員会という形になってますので、お互い何を聞くかは、今暗黙のうちに分かっているような状況になっておりまして、ちょっとほかの課の可能性もありますので、マニュアルについては整備したいと思っておりますので、ご理解いただければと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野 廣議員） 上野議員、再質問お願いします。

○5番（上野葉月議員） 滑川町に仮に連絡してきてくださるとしたら、恐らくそのタイミングというのは、いろんなところに連絡しなければいけない、いろんな手配をしなければいけないという状況の中で、きっと連絡してきてくれると思うので、別の課が必要な情報があったから、また別の課の人が聞くみたいな、そういうことがないように、あらかじめ全課が必要な情報を1回目で聞き取るという体制をさらに強化していただけたらと思います。

それから、次なのですけれども、各学校や幼稚園、保育園に対しての新型コロナウイルス感染症の発生状況について、地域の保健所等では情報がなかったということなのですけれども、先日、令和3年2月26日に文部科学省のほうで集計した表がありました。それによりますと、例えばクラスターと言っていると思うのですけれども、同一の学校において複数の感染者が確認された事例で20人以上というのは、発生件数が小学校では227件ある中で、20人以上は4件、全体のうちの2%、中学校では発生件数225件ある中で、20人以上が4件、2%となっています。

一方で、2020年の12月、政府の新型コロナウイルス対策の分科会で精査されたものですが、807件のクラスターが発生していて、そのうち45%は医療、福祉施設というふうになっています。こういう統計等を見ていくと、全ての年代に同じような強さで感染症対策をしていくのではなくて、やはりもうクラスターが発生しやすい集団、クラスターが発生しにくい集団、それからクラスターが発生したとしても無症状、軽症のみで済んでしまう集団等も見えてきているかと思えます。例えばこれで見ると、文科省のほうで見ると、小学校、中学校のクラスター化したものは2%、そして重症者数は、クラスターでも単発の発生であっても、小学校、中学校、高校を通して重症者はゼロ人です。教職員のほうは、重症者が2人というふうに出ています。なので、低年齢層については、あまり重症化もしていないという状況なのかなと思います。

それから、学校についてこのようなデータも出てきていて、重症化、それからクラスター化の率も小中学校は低いというふうに考えていいのかなというふうに思います。

それから、やはり文科省が出している新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドラインというのが改訂されて、その新旧対照表というのがあるのですけれども、当初あったソーシャルディスタンス、あるいはフィジカルディスタンスといった新しい生活様式に、学

校を含めた社会全体が移行することが不可欠であるというこの文章が、改訂後には抜けています。それからもう一か所、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、学校教育活動においては児童生徒数及び教職員は、基本的に常時マスクを着用することが望ましいと考えられるところ等々文があるのですが、この常時マスク着用が望ましいという文章も改訂後には抜けています。

この辺を見ると、そろそろ学校も対応を変える時期に来ているのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（上野 廣議員） 馬場教育長、答弁をお願いします。

〔教育長 馬場敏男登壇〕

○教育長（馬場敏男） 教育長、上野議員さんの再質問に答弁させていただきます。

今、上野議員さんがおっしゃったとおり、教育委員会としましても統計上の問題は把握をさせていただいています。小中学校において、感染源というのはほぼ家庭内感染です。県立高校等については、部活動も若干多い状況にあります。

そうした中で、今上野議員さんが言ったように、ガイドラインが大分変わってきて、例えば体育時、運動する場合には、ある程度の距離を取ればマスクは不要ですよとかというように、いわゆる常時ではなくて、場合場合に応じた対応をしていくというような方針が示されております。ただ、万が一小中学校で感染源が分からない場合には、しかも複数人もし陽性者が出た場合には、恐らく対応とすると、その感染源を突き止めるために、かなり多数のPCR検査を受診しなくてはいけないというような状況にもなるというふうには思っています。

私たち教育委員会としましても、やはりそのような大量の子どもたちにPCR検査を受けさせるですとか、濃厚接触者になった場合には、先ほどもお話があったとおりに2週間登校ができないという状況にもありますので、そういうことを、要するに学びを止めるということのリスクを最大限下げたいこうというふうには思っています。

今、町の対応なのですが、例えば家族内で誰かPCR検査を受けていた場合に、保健所の指導では子どもは学校のほうに登校してもいいのです。例えば保護者がPCR検査を受けていたとしても、学校のほうに登校してもいいという保健所の指導があります。ただ、滑川町の場合には、万が一保護者が陽性が出た場合には、その子自身も濃厚接触になる可能性がありますので、これは保護者の理解を得ながら、欠席扱いにはしませんけれども、学校のほうをお休みというふうに対応させていただいております。

今私たちができる最善のことといたしましては、やはり子どもたちが元気に毎日学校に来てもらう環境をつくることというふうには思っています。そのためのリスクは最大限に下げたいこうというふうを考えて、今対応させていただいているところです。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野 廣議員） 上野議員、再質問をお願いします。

○5番（上野葉月議員） 例えば濃厚接触者となった場合は、2週間自宅待機とおっしゃったのですが、濃厚接触者になって、PCR検査をして陰性であった場合は、その陰性が分かった時点で登校はできるのでしょうか。PCR検査をして、それが陰性であった。その時点で登校ができるのか、あるいはPCR検査が陰性であっても陽性であっても、2週間は登校を停止するべきなのか、今どういう決まりで動いているのでしょうか。

○議長（上野 廣議員） 馬場教育長、答弁をお願いします。

〔教育長 馬場敏男登壇〕

○教育長（馬場敏男） 上野議員さんの再質問に対して、教育長、答弁をさせていただきます。

すみません、説明が十分でなくて大変申し訳ありませんでした。本人が例えば濃厚接触者になった場合は、PCR検査の結果が陽性であれ陰性であれ、保健所から2週間の自宅待機が命じられますので、その指示に従って2週間は登校できない状況になります。ただ、例えば保護者が濃厚接触者になりPCR検査を受けた場合に、子どもはまだ全然単なる接触者ですので、その親が陰性になった場合には、その接触者ですので、そのまま陰性が分かった場合には登校できます。ただ、その保護者が陽性になった場合には、今度は子どもが濃厚接触者になりますので、今度はその子もPCR検査を受けて、その結果、陰性であれ陽性であれ濃厚接触者ですので、2週間登校できないという状況になりますので、そういった場合には、先ほど上野議員さんからも言われましたけれども、確かに重症化等はしませんけれども、やっぱり2週間の自宅待機ということになりますので、その辺のリスクは十分下げていきたいなというふうには思っています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野 廣議員） 上野議員、再質問をお願いします。

○5番（上野葉月議員） 分かりました。濃厚接触者の定義というのも、例えば教室の中で全員がマスクをしていれば、その中に陽性者が発生しても、双方がマスクをしていれば濃厚接触者にはならないけれども、誰かしていない人がいたら、どちらか片方がしていなかったら濃厚接触者の判定となると今なっていると思うのですけれども、そういうふうに明確な濃厚接触者の判定基準があるわけではなくて、結構曖昧というか、本当のところで見たらどうなのだろうなというような基準で線引きもされていたりもします。でも、それが保健所の今の仕組みなので、学校はいろんな、一方で、例えば文科省や厚労省から別の、若年層はそれほど重症化率も低いというデータが仮に出ているとしても、もう保健所、社会の仕組みでそうなっているので、なかなか動きづらいところはあるとは思いますが。

ただ、去年3月急に出た休校の報道があったかと思うのですけれども、そこで始めた以上は何かゴールを決めないと、この状況というのがずっと続いてしまうのではないかなと思うのです。夏の登校、熱い中、熱中症の心配もしながらも、マスクを外してもいいよとは言っても、なかなか外さない子もいたりだとか、音楽や家庭科等の授業が今までどおりできないだとか、そういう状況をや

はりいつかは終わりにしてほしい。もちろんいつかは終わりにしたいというのも、教育委員会の願いでもあると思うのですけれども、そうなったときに、ではいつ終わりにするのかというラインをつくるということも、国の方針がある中で、自治体だけが決めるとするのは難しいことかと思うのですけれども、やっぱり見据えていってほしいなと思うのです。

例えば全体の死亡者数が、日本は前年を下回っている状況です。そして、新型コロナウイルスによる死亡原因が、アメリカ、ヨーロッパでは全体の3位につけているのですけれども、日本では、新型コロナウイルスで亡くなった方の死因の順位をつけると36位という現状になってます。そういう中で、ヨーロッパ、アメリカと同じ体制を取るとするのは、普通に考えると、やっぱりそこは日本独自の路線というのを考えていくべきなのではないかなと思います。

高齢者の方にとっては、もちろん怖い病気で、感染対策も十分に行わなければいけないものだと思うのですけれども、子どもたちにとっては今の状況をずっと続けていくというのは、いろんな発達や成長の過程の中で、もう2年、3年続いてしまったら、かなり欠落してしまう部分もあるので、終わりのライン、どこまでいったらこの状況を元に戻すのかということも見据えていってほしいなと思います。

子どもについてもそうなのですけれども、全体について、全員に同じ圧力で感染症対策を望むのではなくて、行政のほうも強弱をつけて補助すべき人、それからしなくても大丈夫な人というのの強弱をつけていくべきなのではないかなと思います。それが、例えば質問したPCR検査で陽性になってしまった人、あるいは濃厚接触者になって急に2週間の自宅待機を命じられた人に対しての手厚い補助だとか、特に高齢者に対して、高齢者や医療機関で働く人はやはり懸念は大きいので、そういうところにももう少し配慮をした補助だとか……

○議長（上野 廣議員） 時間です。

○5番（上野葉月議員） はい。相手先を決めながら、いろんな施策をシフトして決めていただきたいと思います。

質問は以上です。

○議長（上野 廣議員） 以上で、上野葉月議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

◎次回日程の報告

○議長（上野 廣議員） 明日4日は休会とします。5日は休会とし、午前10時から全員協議会を開きます。

◎散会の宣告

○議長（上野 廣議員） 本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

(午後 3時47分)

○議会事務局長（木村晴彦） ご起立願います。

相互に礼。

お疲れさまでした。

令和3年第226回滑川町議会定例会

令和3年3月10日（水曜日）

議 事 日 程 （第3号）

開議の宣告

- 1 議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度滑川町一般会計補正予算（第7号））
- 2 議案第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度滑川町一般会計補正予算（第8号））
- 3 議案第 3 号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度滑川町水道事業会計補正予算（第5号））
- 4 議案第 4 号 滑川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 議案第 5 号 滑川町一世紀長寿祝金支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 6 議案第 6 号 滑川町手話言語条例の制定について
- 7 議案第 7 号 滑川町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 8 議案第 8 号 滑川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 9 議案第 9 号 滑川町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について
- 10 議案第10号 滑川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 11 議案第11号 滑川町企業誘致条例の一部を改正する条例の制定について
- 12 議案第12号 第5次滑川町総合振興計画基本構想の一部を改定することについて
- 13 議案第13号 令和2年度滑川町一般会計補正予算（第9号）の議定について
- 14 議案第14号 令和2年度滑川町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の議定について
- 15 議案第15号 令和2年度滑川町介護保険特別会計補正予算（第3号）の議定について
- 16 議案第16号 令和2年度滑川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の議定について
- 17 議案第17号 令和2年度滑川町下水道事業特別会計補正予算（第3号）の議定について
- 18 議案第18号 令和2年度滑川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）の議定について
- 19 議案第19号 令和2年度滑川町浄化槽事業特別会計補正予算（第2号）の議定について

- 2 0 議案第 2 0 号 令和 2 年度滑川町水道事業会計補正予算（第 6 号）の議定について
 - 2 1 議案第 2 9 号 町道路線の廃止について
 - 2 2 議案第 3 0 号 町道路線の認定について
 - 2 3 議案第 3 1 号 滑川町農業委員会の委員の任命について
 - 2 4 議案第 3 2 号 滑川町農業委員会の委員の任命について
 - 2 5 議案第 3 3 号 滑川町農業委員会の委員の任命について
 - 2 6 議案第 3 4 号 滑川町農業委員会の委員の任命について
 - 2 7 議案第 3 5 号 滑川町農業委員会の委員の任命について
 - 2 8 議案第 3 6 号 滑川町農業委員会の委員の任命について
 - 2 9 議案第 3 7 号 滑川町農業委員会の委員の任命について
 - 3 0 議案第 3 8 号 滑川町農業委員会の委員の任命について
 - 3 1 議案第 3 9 号 滑川町農業委員会の委員の任命について
 - 3 2 議案第 4 0 号 滑川町農業委員会の委員の任命について
 - 3 3 議案第 4 1 号 滑川町農業委員会の委員の任命について
 - 3 4 議案第 4 2 号 滑川町農業委員会の委員の任命について
 - 3 5 議案第 4 3 号 滑川町農業委員会の委員の任命について
 - 3 6 議案第 4 4 号 滑川町農業委員会の委員の任命について
 - 3 7 議案第 4 5 号 指定管理者の指定について
 - 3 8 議案第 2 1 号 令和 3 年度滑川町一般会計予算の議定について
 - 3 9 議案第 2 2 号 令和 3 年度滑川町国民健康保険特別会計予算の議定について
 - 4 0 議案第 2 3 号 令和 3 年度滑川町介護保険特別会計予算の議定について
 - 4 1 議案第 2 4 号 令和 3 年度滑川町後期高齢者医療特別会計予算の議定について
 - 4 2 議案第 2 5 号 令和 3 年度滑川町下水道事業特別会計予算の議定について
 - 4 3 議案第 2 6 号 令和 3 年度滑川町農業集落排水事業特別会計予算の議定について
 - 4 4 議案第 2 7 号 令和 3 年度滑川町浄化槽事業特別会計予算の議定について
 - 4 5 議案第 2 8 号 令和 3 年度滑川町水道事業会計予算の議定について
 - 4 6 閉会中の継続調査の申し出について（議会運営委員会）
- 日程の追加
- 4 7 議案第 4 6 号 滑川町副町長の選任について
 - 4 8 議案第 4 7 号 滑川町教育委員会教育長の任命について
 - 4 9 議案第 4 8 号 滑川町監査委員の選任について
 - 5 0 諮問第 1 号 滑川町人権擁護委員候補者の推薦について

出席議員（13名）

1番	瀬上邦久	議員	2番	高坂清二	議員
3番	松本幾雄	議員	5番	上野葉月	議員
6番	井上奈保子	議員	7番	紫藤明	議員
9番	北堀一廣	議員	10番	宮島一夫	議員
11番	菅間孝夫	議員	12番	内田敏雄	議員
13番	吉野正浩	議員	14番	阿部弘明	議員
15番	上野廣	議員			

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町長	吉田昇
副町長	柳克実
教育長	馬場敏男
総務政策課長	吉野徳生
税務課長	篠崎仁志
会計管理者兼 会計課長	木村俊彦
町民保険課長	岩附利昭
健康福祉課長	小柳博司
健康づくり課長	武井宏見
環境課長	関口正幸
産業振興課長兼 農業委員会事務局長	服部進也
建設課長	稲村茂之
教育委員会事務局長	澄川淳
水道課長	會澤孝之
代表監査委員	稲葉一正

本会議に出席した事務局職員

議会事務局長	木村晴彦
書記	田島百華
録音	福島知子

○議会事務局長（木村晴彦） ご起立願います。

相互に礼。よろしく願います。

ご着席願います。

◎開議の宣告

○議長（上野 廣議員） 皆さん、おはようございます。議員各位には、第226回滑川町議会定例会第9日目にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は13名全員であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、予算審査特別委員会審査報告書をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

（午前10時00分）

◎議案第1号の説明、質疑、討論、採決

○議長（上野 廣議員） 日程第1、議案第1号を議題とします。

事務局長より朗読をお願いします。

〔事務局長朗読〕

○議長（上野 廣議員） 朗読が終わりました。

吉野総務政策課長に提出議案の説明を求めます。

〔総務政策課長 吉野徳生登壇〕

○総務政策課長（吉野徳生） 皆さん、おはようございます。総務政策課長、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度滑川町一般会計補正予算（第7号））を説明申し上げます。

提案理由につきましては、令和3年1月29日に令和2年度滑川町一般会計補正予算（第7号）を専決処分いたしましたので、議会に報告し、その承認を求めするためにこの案を提出するものでございます。

今回、この専決処分の承認をお願いする内容は、新型コロナウイルスワクチン予防接種事業の実施に伴うものでございます。

それでは、1ページをお開き願います。令和2年度滑川町一般会計補正予算（第7号）。令和2年度滑川町一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ1,259万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ

86億8,319万円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年1月29日専決

滑川町長 吉田 昇

それでは、歳入から説明申し上げます。6ページを御覧ください。新型コロナワクチン予防接種事業の実施に伴いまして、2つの国庫支出金の予算科目について増額補正させていただきました。

初めに、上段になりますが、節2 予防費国庫負担金に新型コロナワクチン予防接種事業国庫負担金に425万円の増額、次に下段の節2 予防費国庫補助金になりますが、新型コロナワクチン接種体制構築事業補助金に834万2,000円の増額でございます。

次に、歳出についてご説明いたします。7ページを御覧ください。

款4 衛生費、項1 保健衛生費、目2 予防費のうち、新型コロナワクチン接種事業の実施に伴う事業費の増額補正でございます。なお、事業費につきましては、先ほど申し上げました国の補助金が全額充当される予定でございます。

節1 報償費から節8 旅費までにつきましては、事業実施に伴い、町で新たに任用する会計年度任用職員に係る人件費やワクチン接種を行う医療従事者への報償費の予算を計上させていただいております。

節10 需用費及び節11 役務費でございますが、事業体制の整備として、電話機の設置や救急用品の購入費といたしまして、合計で313万3,000円を増額させていただきました。

節12 委託料を御覧いただきますと、合計で645万7,000円を増額でございます。予防接種委託料は353万円の増額となっており、こちらはワクチンの接種を医療機関で受けた場合に医療機関へお支払いするための委託料を計上しております。そのほか事業実施のために必要なシステム改修費や、そのほか関連委託料をそれぞれ計上しております。

最後に、節17 備品購入費でございますが、178万円を増額させていただき、こちらにつきましては、事業実施に係るパソコンや事務机等の購入予算となっております。

以上が議案第1号 専決処分の承認を求めることについての説明となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（上野 廣議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質問時間は、答弁を含み30分とします。残り時間は表示板に表示します。

質問形式は、対面一問一答方式とします。議長より指名を受けた質問者は質問席に着き、質疑に入ります。1回目に一括質疑・一括答弁、または最初から一問一答方式にするかは質問者に委ねます。

質疑ありませんか。

上野葉月議員、質問席をお願いします。

〔5番 上野葉月議員登壇〕

○5番（上野葉月議員） 5番、上野葉月です。質問させていただきます。

この補正予算全体が新型コロナのワクチン接種のための費用ということだと思えるのですが、来年度予算でやはり新型コロナのワクチンの接種のための予算が6,631万円計上されているかと思えるのですが、それとの関係性と連続性等についてお伺いします。恐らく一体のものだと思えるので、例えば新型コロナワクチン接種券アウトソーシング業務委託料とあるのですが、これが今年度完結する分だけを対象としているのか、それとも来年度分も見越して、来年度分の接種に係る人の分までをここの金額に入れ込んであるのか等、来年度予算とここの補正予算との関連性、連続性について教えてください。

○議長（上野 廣議員） 武井健康づくり課長、ご答弁をお願いします。

〔健康づくり課長 武井宏見登壇〕

○健康づくり課長（武井宏見） 健康づくり課長、上野議員のご質問に答弁させていただきます。

上野議員のご指摘のとおり、本予算は令和3年度当初予算と連続するものでございます。この専決処分の予算書につきましては、特に新型コロナワクチン接種券アウトソーシング委託料、また新型コロナワクチン予診票アウトソーシング業務委託料、こちらにつきましては令和2年度中に接種に係る費用ということで計算してございます。接種券につきましては、高齢者65歳以上の方4,700人分、それから予診票のアウトソーシング委託料につきましても、高齢者分という形になってございます。

ただ、実は割と最近なのですが、高齢者の予防接種も4月になってから開始になるような情報が国のほうから来てございます。実際にこの予算が、このアウトソーシングについては執行の予定でございますが、実際の予防接種が行われるための費用については、現在執行できるかどうか未定なところでございます。

また、こちら節7の報償費、集団接種予防従事者委託料報酬、それから12委託料のうち一番上、予防接種委託料ですが、こちらにつきましては医療従事者の接種委託料も含んでございますので、こちらにつきましては令和2年度中の執行を見込んでおります。

以上でございます。

○議長（上野 廣議員） 上野議員、再質問をお願いします。

○5番（上野葉月議員） 今、ワクチン接種のための特別の体制を組まれていると思うのですが、一番上の報酬、会計年度任用職員、何名か雇用する予定だと思うのですが、この方というのはもう決定されて、雇用を始めている状態なのでしょうか。

○議長（上野 廣議員） 武井健康づくり課長、答弁をお願いします。

〔健康づくり課長 武井宏見登壇〕

○健康づくり課長（武井宏見） 健康づくり課長、上野議員のご質問に答弁させていただきます。

こちらの会計年度任用職員の方につきましては、3月1日より既に雇用し、電話予約等、コールセンター等の準備にかかっています。

以上でございます。

○議長（上野 廣議員） 上野議員、再質問をお願いします。

○5番（上野葉月議員） 分かりました。ありがとうございます。

質問は以上です。

○議長（上野 廣議員） ほかに質問ございますか。

阿部議員、質問席へお願いします。

〔14番 阿部弘明議員登壇〕

○14番（阿部弘明議員） 14番、阿部弘明でございます。よろしくお願いいたします。

このワクチンの問題については、昨日からも話題になっているわけですが、この予算が取りあえずついて、それを使おうということでこういったような流れになってきているのだと思いますが、国の方針がなかなか明確になっていないと、いつになるのかよく分からないというような状況の中で、手探りの状況だというふうに思うのですが、今、この接種券を発行したり、また今度集団接種をどういうふうな形でやるのかとか、町は昨日の答弁だと、全員を受けさせる、そういったような体制なのだというような話もされているわけです。本当にそういうふうな体制になっているのかなというふうなのが、どんなふうにそれをやろうとしているのか、1年かけてとにかく全員3回ずつワクチンを打たせるというようなことにはどうしたらいいのかというふうに思い描いているのか、その辺がちょっと見えてこないのです。確かに大事業なので、やってみないと分かりませんみたいな感じになるのだらうと思いますが、しかし、一定の大きな基本路線を敷いていないと、この事業はなかなかうまくいかないのではないかなというふうに思います。今でもワクチン接種については、やはり副反応怖いとかいうような声がたくさん出ていますので、そういったようなことも含めて、どんなふうにやろうとしているのかなということをまずお聞きしたいのですが、どうでしょうか。

○議長（上野 廣議員） 武井健康づくり課長、ご答弁をお願いします。

〔健康づくり課長 武井宏見登壇〕

○健康づくり課長（武井宏見） 健康づくり課長、阿部議員のご質問に答弁させていただきます。

昨日も申し上げたとおり、町の住民の方全員が受けられるという想定で準備を進めております。3月1日に、先ほど申し上げたとおり、上野議員のご質問に答弁いたしましたが、会計年度職員さんを新規に3名雇用しました。また、3月1日付で町長より、新型コロナワクチン接種対策チームということで保健センター職員、それから各課の関連する人員については辞令を出していただきま

して、実施体制の整備を行ったところでございます。

また、それに伴いまして連絡会議を設けまして、順次準備を進めているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（上野 廣議員） 阿部議員、再質問をお願いします。

○14番（阿部弘明議員） 全体のこの町の体制というのはどんなふうになるのですか。このワクチン接種を進めていく体制です。

○議長（上野 廣議員） 武井健康づくり課長、答弁をお願いします。

〔健康づくり課長 武井宏見登壇〕

○健康づくり課長（武井宏見） 健康づくり課長、阿部議員のご質問に答弁させていただきます。

町長の施政方針演説の中にもあったかと思いますが、このコロナワクチンの予防接種事業につきましては、最優先事項として町全体で、健康づくり課だけでなく各課、役場全体で取り組んでいくというような体制を取っていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（上野 廣議員） 阿部議員、再質問をお願いします。

○14番（阿部弘明議員） これからということですか、そうすると。具体的な進める体制、町が全体でやるということは、もうそれでいいと思うのですけれども、全体でというふうになると、また責任はどうなるのかというような話にもなるので、本当にこの戦略を持って進めないといけないのではないかなというふうに、それをちょっと心配しているのです。昨日の話もあったけれども、体育館どんなふうにするのかとかというようなことも含めて、また具体的な構想が練られていないのではないかなという感じがするのです。本当に進めて、とにかくワクチン、集団でとにかくまず1回、2回ぐらいはバスでまとめて連れていくとかというようなことも含めて考えていかないと、だったら1年間通じてやりますよとって町民に呼びかけるだけでは、なかなか進まないのではないかなという感じもします。そういったような作戦も含めて、ぜひ今後検討いただいて、町民の皆さんにもどんなふうにして呼びかけるのか、体育館の使用については昨日答弁いただきましたけれども、やはり体育館の使用が制限される人たちにとっては、何で1年間もかけてやるのだというような思いもあるのです。ですから、例えば具体的にこの期間は集中してやるから、あとこの期間は体育館を使っていいよとかというような、そういったメリハリを持ったワクチン接種の方針をぜひ検討していただきたいなというふうに思うのですけれども、どうですか。その辺の体制と合わせた戦略というか、その辺はどうなのでしょう。

○議長（上野 廣議員） 武井健康づくり課長、ご答弁をお願いします。

〔健康づくり課長 武井宏見登壇〕

○健康づくり課長（武井宏見） 健康づくり課長、阿部議員のご質問に答弁させていただきます。

具体的な時期ですとか期間ですとか、期間については昨日国の期間を申し上げましたが、現在ワ

クチンの供給状況が全く未定でございますので、それについてはこの場でお答えすることもちよつと難しいかなと思います。ご理解いただければと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野 廣議員） 阿部議員、再質問をお願いします。

○14番（阿部弘明議員） 分かりました。どこかでそういったような戦略を持つような、きちんとしたちよつと提案をいただきたいなというふうに思いますけれども、よろしくをお願いします。

もう一つ、この接種券アウトソーシング業務委託というのは、具体的にはどんな仕事なのですか。

○議長（上野 廣議員） 武井健康づくり課長、答弁をお願いします。

〔健康づくり課長 武井宏見登壇〕

○健康づくり課長（武井宏見） 健康づくり課長、阿部議員のご質問に答弁させていただきます。

この接種券アウトソーシング委託料ですが、接種券と申しますのは、対象者の方全員にお送りするものでございます。こちらにつきましては、まず高齢者の例で申し上げますと、令和3年1月1日現在の滑川町住民登録の65歳以上の高齢者につきまして、そのデータを抽出いたしまして、そのデータに基づいて接種券、これにつきましては一人一人全て番号を振らせていただきます。こちらの接種券を印刷、それから封緘、それから必要な書類を一緒に入れたもの、これ全てセットにしたものまでつくっていただいて、町に納品していただくというような委託になってございます。

以上でございます。

○議長（上野 廣議員） 阿部議員、再質問をお願いします。

○14番（阿部弘明議員） すみません、もうちよつと流れを、接種券をいただきますよね。住民の皆さんが持って、会場に行って、どういうふうに流れるのかちよつと教えて。

○議長（上野 廣議員） 武井健康づくり課長、答弁をお願いします。

〔健康づくり課長 武井宏見登壇〕

○健康づくり課長（武井宏見） 健康づくり課長、阿部議員のご質問に答弁させていただきます。

接種の流れについてということでございますので、この接種券をお手元に届きましたら、こちら各自保管していただきます。接種の予約が開始されましたら、その番号を電話もしくは、今インターネットの予約も準備しているところでございますが、こちらを番号を告げていただきまして、それで接種の予約を取っていただきます。予約を取った方は、その予約を取った日に会場に行ってください、もしくは医療機関に行ってください接種を受けていただくと、この接種券というのは、2回必要なのですが、接種ごとに接種済みのシールを貼らせていただきます。これが終わりますと、この接種券が接種済証という形になります。これがこの接種券の、それから予防接種の流れとなります。

以上でございます。

○議長（上野 廣議員） 阿部議員、再質問をお願いします。

○14番（阿部弘明議員） 一番いい例という大変ですけども、例えば選挙をやりますよね。選挙投票紙が送られてきて、それで投票所に行くと、バーコードみたいな何かでピーピーとなって投票用紙が出てくるみたいなのがありますけれども、何かそういうような流れみたいにはならないのですか。電話で予約しなければいけないのですか、電話予約なのですか。

○議長（上野 廣議員） 武井健康づくり課長、ご答弁をお願いします。

〔健康づくり課長 武井宏見登壇〕

○健康づくり課長（武井宏見） 健康づくり課長、阿部議員のご質問に答弁させていただきます。

ワクチンの供給量が限定されるものですから、必ず予約してその人数に来ていただくと、またワクチンが足りないに来ていただいても接種できないとか、また今日は人が来なかったので、ワクチンが余ってしまったとか、そういう事態を防ぐために予約制という形を取らせていただければと思います。

以上でございます。

○議長（上野 廣議員） 阿部議員。

○14番（阿部弘明議員） 大変なことだということを改めて認識いたしましたけれども、国が後手後手で来ていますので、大変だなというふうに思いますが、先ほども言いましたけれども、本当にそういういったような細かいことも含めて全体像が私たちにもまだよく分からない状況ですが、ぜひまた改めて全体像についてお知らせいただきたいというふうに思います。

以上で質問を終わります。

○議長（上野 廣議員） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上野 廣議員） 質疑なしと認めます。

これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上野 廣議員） 討論なしと認めます。

これをもちまして討論を終結します。

これより議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度滑川町一般会計補正予算（第7号））を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（上野 廣議員） 全員賛成です。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の説明、質疑、討論、採決

○議長（上野 廣議員） 日程第2、議案第2号を議題とします。

事務局長より朗読をお願いします。

〔事務局長朗読〕

○議長（上野 廣議員） 朗読が終わりました。

吉野総務政策課長に提出議案の説明を求めます。

〔総務政策課長 吉野徳生登壇〕

○総務政策課長（吉野徳生） 総務政策課長、議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度滑川町一般会計補正予算（第8号））を説明申し上げます。

提案理由につきましては、令和3年2月3日に令和2年度滑川町一般会計補正予算（第8号）を専決処分いたしましたので、議会に報告し、その承認を求めするためにこの案を提出するものでございます。

今回、この専決処分の承認をお願いする内容は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した新規事業の実施及び事業の拡充を行うためのものでございます。

それでは、1ページをお開きください。令和2年度滑川町一般会計補正予算（第8号）。令和2年度滑川町一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,232万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ86億9,551万7,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年2月3日専決

滑川町長 吉田 昇

それでは、歳入から説明申し上げます。6ページを御覧ください。これまでも地方創生臨時交付金を活用した事業に取り組んでまいりまして、3号補正にて、第一次分として5,591万8,000円、4号補正にて、第二次分として1億4,713万1,000円、合計2億304万9,000円の予算編成をさせていただきました。現在、本交付金を活用し、感染症予防の対策事業や地域経済を支援するための事業等、32の事業を進めているところでございます。今回の8号補正においては、新たに第三次分の交付金の交付見込みが示されたことにより増額補正をさせていただき、新たに7事業を追加し、合計39事業について臨時交付金を活用して事業の実施をしてまいりたいと考えております。

初めに、款15国庫支出金、項2国庫補助金、目1の総務費国庫補助金ですが、節6企画費国庫補助金に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1,082万7,000円を計上いたしました。

また、その下の目3教育費国庫補助金になりますが、節2教育振興費国庫補助金といたしまして、

学校保健特別対策事業費国庫補助金を150万円増額させていただきました。感染リスクを抑えながら円滑に学校教育活動を継続するために、こちらの補助金を活用させていただきたいと考えております。なお、補助率につきましては、対象事業費の2分の1でございます。対象外事業費分につきましては、地方創生臨時交付金を充当いたしまして事業を実施してまいります。

次に、歳出について説明申し上げます。7ページを御覧ください。今回の8号補正につきましては、主に地方創生臨時交付金充当事業に関する予算の増額、また既に予算計上している事業費に関しての不用額の減額補正が主なものとなっております。款2総務費、項1総務管理費、目2文書広報費でございますが、節12委託料にホームページリニューアル業務委託料189万8,000円減額させていただきましたが、こちらは契約に伴う不用額の減額補正でございます。

次に、中段の款4衛生費、項1保健衛生費、目4水道事業費ですが、こちらは既に事業を実施した町内の各ご家庭、事業者への水道料金基本料金の減免事業でございますが、経済的な支援を行うため減免期間を延長し、事業を拡充するための所要額を計上しております。減免期間につきましては、これまで2か月分でありましたが、今回さらに2か月分を追加し、合計4か月分の基本料金の減免となります。

次に、下段の款6農林水産業費を御覧ください。項1農業費、目3農業振興費でございます。減額予算につきましては、契約に伴い不用額が発生したため、その減額補正となっております。節18負担金、補助及び交付金のうち、滑川町環境保全型農業推進事業費補助金につきましては、8ページの上段を御覧いただきますと、119万9,000円の増額補正となっております。感染症の影響を受けた町内の農業者の支援を行うために、農業用の廃プラスチック処理に係る経費の補助費でございます。既に事業を実施しておりますが、事業の拡充のために今回増額補正させていただきました。

次に、8ページ中段の款7商工費、項1商工費、目2商工振興費でございますが、節12委託料につきましては、新型コロナウイルス対策経営サポート窓口委託料を40万円増額しております。滑川町商工会へ委託して事業を実施している経営相談窓口の開設に要する経費でございますが、事業期間が当初令和3年2月までとなっておりますが、感染症の影響が今なお続いていることから、今年度末の3月まで1か月延長したいため、追加で発生する経費の増額分でございます。

その下になりますが、節18負担金、補助及び交付金について、小規模事業者等事業継続支援金についてでございますが、事業の完了に伴い、不用額の減額分といたしまして290万円を減額させていただきました。

次に、款10教育費でございます。項1教育総務費、目3教育振興費についてご説明申し上げます。歳入予算で説明申し上げましたが、学校における感染症対策のために必要な消耗品や備品の購入経費を計上させていただきました。節10需用費につきましては43万9,000円、節17備品購入費につきましては、各小中学校で必要な学校教育備品、例えば空気清浄機、教員用のタブレットパソコン、デジタル教材等の購入費といたしまして、合計678万3,000円を計上しております。

最後に、款14予備費でございますが、歳出予算の超過に伴いまして、予備費668万8,000円の減額補正でございます。

以上が議案第2号 専決処分承認を求めることについての説明といたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（上野 廣議員） 提出議案の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

上野議員。

〔5番 上野葉月議員登壇〕

○5番（上野葉月議員） 5番、上野葉月です。質問させていただきます。

先ほど今回の補正で7事業を追加したというふうにご説明いただいたのですけれども、この7事業というのの名称を教えてくださいませんか。

○議長（上野 廣議員） 吉野総務政策課長、お願いします。

〔総務政策課長 吉野徳生登壇〕

○総務政策課長（吉野徳生） 総務政策課長、上野葉月議員の質問に答弁をいたします。

今回の補正の事業の内容でございますが、7事業追加という説明をさせていただきました。新型コロナウイルスの感染症対応地方創生臨時交付金の事業メニューなのですけれども、該当するものにつきましては、感染拡大の防止に対する交付金、雇用の維持と事業の継続に対する交付金、経済活動の回復、そういうメニューの中で交付金が交付されております。今回、7事業につきましては、感染拡大の防止として高齢者らインフルエンザワクチンの接種事業、それから公立学校情報機器（タブレットPC等）の購入事業、それから3つ目として、学校保健特別対策事業費の補助金事業、続きまして4点目といたしまして、感染症予防対策備品等整備事業、これは学校施設になります。5つ目といたしまして、学校の臨時休業対策費補助金事業、続きまして学校教育施設感染拡大防止対策（換気と手洗いの促進）事業、それから公立学校情報機器整備費の補助金事業、以上の7事業が追加項目でございます。

以上、説明といたします。

○議長（上野 廣議員） 上野議員、再質問をお願いします。

○5番（上野葉月議員） ありがとうございます。

もう一つ質問なのですけれども、8ページ、小規模事業者等事業継続支援金290万円の減額補正なのですけれども、こちら予想した額の申出がなかったのかなというふうに思うのですけれども、この事業全体に関しての完了しての感想というか、まとめというか、感じている効果と、もし感じていらっしゃるとしたら、何かしら不足していた点というのはどのように認識していらっしゃいますか。

○議長（上野 廣議員） 服部産業振興課長、お願いします。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、上野議員さんの質問に答弁させていただきます。

こちらの金額に関して、12月に1回補正で減額をさせていただきました。そして、さらに今回、確定金額で減額をさせていただきました。こちらのほうは、不用額ということで11月末日をもって小規模事業者の支援のほうは終わったのですけれども、12月の段でその暫定金額で金額を落とさせていただいて、さらに今回確定という形で金額を落とさせていただきます。そうした中、ご質問の内容の中の私の思っている感想という形ですみませんが、ご報告をさせていただきます。こちらの中、今回私ども商工会を通しまして、チラシ、こちらの40万円、今回補正もさせていただきましたが、雇用者の相談体制、こちら体制をちゃんと整えさせていただいたと思っております。そんな中、国のほうの補助金である雇用調整のほうの金額のほう、こちらのほう50%金額が落ちた場合の方は、そちらのほうに行っていたきたいという形でお話をさせていただきました。そんな中、50%未満の方々がこちらのほうに、小規模事業者のほうに交付金をさせていただいたのですけれども、いろいろ商工会、そしてチラシ、いろいろなホームページ、いろんな広報も含めながら対応を取らせていただきました。

そして、12月の議会でもお話もさせていただきましたが、いろいろ手を尽くしたのですが、そして11月の締切りに近い状況ではかなりの応募がございました。いろいろな手を尽くした中でこの数字になったと思っておりますので、頑張ったのではないかなと、職員も含めて、商工会も含めて、いろいろな手を尽くしながら頑張ったと思っております。そうした中、金額がこのような形になったというふうに考えておりますので、さらに令和3年度、こちらの交付金が出てくると思います。そうした中では、いろいろな対応も考えながらいっていきたいと思いますけれども、今回はこれが正解だったというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野 廣議員） 上野議員、再質問をお願いします。

○5番（上野葉月議員） 事業者に対する補助金について、当初国はマイナス50%ということを出してはいたものの、少し時がたつにつれてだんだん条件が緩やかになってきたということもあり、当初予想していた、町が救済しようと思っている範囲よりも、国の動向により条件が受皿となるべきものが狭められたというのがあるのかなとも思います。ただ、かなり減額の補正が大きいので、見込み違いの部分もあったのかなというふうに思っております。とはいえ、小規模事業者が苦境に立たされているというのは、税収の減額を見込んでいるところからも確実なことだと思いますので、これから税金等の申告でだんだん実態もつかめてくると思います。そのような中でよく分析していただいて、例えば町内の小規模の飲食店が、比較的飲食店厳しいと言われておりますので、飲食店が厳しいようであれば、例えば新型コロナの濃厚接触者や陽性者となってしまった場合、外出が困難

な場合の食料の供給等、事業がまた予定されていると思いますので、それと組み合わせて、例えば飲食店がもうできたお弁当をそのような在宅の自粛の方に送るような仕組みをつくって、町内でお金が循環するような仕組みをつくるですとか、何か別の視点での救済策というの、また考えていただけたらと思います。

質問は以上です。

○議長（上野 廣議員） ほかに質問はございますか。

阿部議員。

〔14番 阿部弘明議員登壇〕

○14番（阿部弘明議員） 14番、阿部弘明でございます。よろしく申し上げます。

今、上野葉月議員のほうからも出ましたけれども、この小規模事業者事業継続支援金について、やはり非常にこういった形で残してしまうというようなことについて問題だというふうに思います。本当に足りなくなるぐらいの政策をつくってほしいというふうに思うのです。課長さんも職員の皆さんも相当頑張って取り組んできたのだというふうに思いますが、国が50%減の事業所に対する持続化給付金をやって、それから外れるところをやったということ、それがまずどうだったのかなというふうに思います。多くの事業所は、要するに国は出してくれる、それででは十分なのかと、個人、1回100万円の持続化給付金もらって、本当にそれで大丈夫だったのかなというふうに思うのです。そこにさらに町も手当てをしていくというような形ができなかったのかなというふうに思います。これは、今後国がやっているところには町は支援しないというような考え方が本当にいいのかということを検証していただきたいなというふうに思います。

さらに、この制度そのものについての残った分ということで、こうやってマイナス補正になっているのだと思いますが、そういう意味では、今なお大変な事業所がたくさんあるわけで、それをどんなふうにして活用できるのかと、できないのかというふうなことを検討してもらいたいなというふうに思うのです。残りましたからマイナスになりましたということでは、何かやはり本当に町の事業所のことについて真剣になって考えていただいているのかなというふうな疑問さえ出てしまうのですが、その辺についていかがでしょうか。

○議長（上野 廣議員） 服部産業振興課長、ご答弁をお願いします。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、阿部議員さんの質問に答弁させていただきます。

阿部議員さんのおっしゃっているとおりの部分も多々ございます。私ども、補助金交付要綱に基づいて交付をさせていただきました。50%以上は国に、そしてそれ以下、私どものほうの小規模のほうに入ってきたわけですが、最初の段階で、前回、前々回の議会でもお話をさせていただきました。滑川町は、約500社という想定をしてございました。そんな中、半分ぐらい、半分以上

が50%ぐらいいっているのかなという想定をさせていただいた中で、当初から3,000万円という金額を計上させていただきました。そんな中、50%を超えた業者さんの方がかなりの数でいたのだというふうに、結果としてはなっております。そうした中、約100社の方々がこちらのほうの10万円の給付をさせていただいたということがございます。

それと、国の1回の交付だけで間に合うのかと、これは多分間に合わないのではないかなというふうに自分としては思っております。コロナ禍で皆さん対応をいろいろな考え、そして対応していただきながら事業を進めていただいているのだと思っております。私どももコロナの給付金をいただきながら、何か住民の方々、事業者の方々、対応させていただきたいと思っているのですけれども、こちらの交付金、やはり交付事業に関しては、国からいただいたものの中で私どもに予算を配分させていただいたものが多くございます。そんな中、こちらの対応をさせていただいたのですけれども、この交付金が不要になった場合、不要というよりも残額が出た場合、私どもの予算になりますけれども、残額が出た場合には、さらに違う、町で行っている事業の中でさらに使っていただきたいという中で、こういう形で補正のほうを出させていただいております。今回、私どもの事業としては、こういう形になってしまったというふうなことにしまして、検証の中で進めていきたいと思いますが、来年度以降に関しては、またさらなる工夫を考えながら事業を行っていきたく思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野 廣議員） 阿部議員、再質問をお願いします。

○14番（阿部弘明議員） 今、国、県もやっていますけれども、飲食店に対して時短営業に協力していただいたところについて給付をしています。この給付の条件は、もう全然低いのです。要するに税金の申告だとか、そういったのは必要ないのです。そういったような、要するに実態があれば、そして本当に減収しているということが分かればお金を給付すると、まず給付していくというような町の姿勢が今必要なのではないかなというふうに思うのです。国と同じような条件つけて、それで給付条件満たさないというようなことで給付にならなかったというようなことでは、本当にかわいそうだというふうに思うのですけれども、そういうふうな本当に姿勢の問題だと思うのです。何とか救済しようと、給付していこうというようなことが、やはりもっとそういう姿勢を示していただきたいというふうに思うのですけれども、今後こういったようなことをまたやらざるを得ないというか、やっていただきたいのです、こういった事業は。だから、そういったときにもっとハードルを下げる、そういったようなことをご検討いただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（上野 廣議員） 服部産業振興課長、答弁をお願いします。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、阿部議員さんの再質問にご答弁させていただきます。

こちらの新型コロナ給付金事業に関しては、国からの交付事業でございます。そうした中で交付要綱に基づくものがございますので、そちらの中で阿部議員さんのおっしゃっているように、交付要件が下げるといふ形が出てくれば、この辺りも考えたいと思っております。今現在の中では、次の交付金の要綱、要領を見ながら、それは柔軟に考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野 廣議員） 阿部議員、再質問をお願いします。

○14番（阿部弘明議員） それでは、要するに国がお金出すから、国の要綱に従わなければ、その条件を満たさなければ出さないということになるのであれば、もう町の独自事業としてやってください。本当に大変なのだから、今。そういったようなことも含めて全体で検討していただきたいのです。ある事業所の方からは、国が支援するのに町は支援しないのかというような声すら出てくるのです。これが今、どんどん自粛が長引いている中で、本当に大変な事業所がたくさん出てきているわけです。それで、去年まではよかったけれども、今年になってまた下がってしまったというような事業所もある、今、国の支援が全部打ち切られる、こういったような状況があるわけですから、町が本気になってそこの部分についての支援をお願いしたいというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（上野 廣議員） 服部産業振興課長、答弁をお願いします。

〔「暫時休憩」と言う人あり〕

○議長（上野 廣議員） 暫時休憩します。

休 憩 （午前10時52分）

再 開 （午前10時54分）

○議長（上野 廣議員） 再開します。

吉野総務政策課長、お願いします。

〔総務政策課長 吉野徳生登壇〕

○総務政策課長（吉野徳生） 総務政策課長、阿部議員の質問に答弁をさせていただきます。

この間も予算の関係で、単独でも実施してほしいと、ただ町の財政も非常に厳しい状況であるというのを申し上げました。非常に今年度につきましても緊縮財政ということで事業を中止したり、いろいろ厳しい状況は続いております。前回の阿部議員の質問に答弁をさせていただきましたけれども、この後、追加の第四次補正、6,700万円ほどの国の交付金の繰越しがございます。そういった中で、交付金事業になりますと、先ほど産業振興課長が申し上げたとおり、基準等もあるかと思っております。その基準にのっとって交付金事業をやらなくてはならないと思っておりますので、財政のほうからすれば、町としてはやはりその交付金事業にのっとった率で新しい事業を展開していければと、

そして中小企業をほかの面で助けられるものがあれば、そういうものについて全庁を挙げて検討させていただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野 廣議員） 阿部議員、再質問をお願いします。

○14番（阿部弘明議員） 国の交付が恐らくあるだろうということで、その中でまた検討されるということは分かります。ただ、そういったような、例えば今課長さんが言われたように、条件がついて救済できないというような場合については、やはり町の独自事業として検討すべきだというふうに思います。本当に長引くこの経済状況の中で、フリーランスの方が仕事もう今年で、今年というか、2月で切れると、今後の見通しがないと、どこも要するに救済されないのです。休業補償もないし、とにかく仕事がなくなってどうしたらいいかというような、そういったような状況の方がどんどん増えてくるだろうというふうに思うので、ここは本当に町が絶対に一人も残さないというようなことを、やはりそういった立場で今後の政策を進めていただきたいということを要望しまして、私の質問を終わります。

○議長（上野 廣議員） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上野 廣議員） 質疑なしと認めます。

これをもちまして質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上野 廣議員） 討論なしと認めます。

これをもちまして討論を終結します。

これより議案第2号 専決処分承認を求めることについて（令和2年度滑川町一般会計補正予算（第8号））を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（上野 廣議員） 全員賛成です。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の説明、質疑、討論、採決

○議長（上野 廣議員） 日程第3、議案第3号を議題とします。

事務局長より朗読をお願いします。

〔事務局長朗読〕

○議長（上野 廣議員） 朗読が終わりました。

會澤水道課長に提出議案の説明を求めます。

〔水道課長 會澤孝之登壇〕

○水道課長（會澤孝之） 水道課長、議案第3号 専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

提案理由といたしましては、令和3年2月3日に令和2年度滑川町水道事業会計補正予算（第5号）を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めるとのものです。

補正予算書の1ページをお開き願います。令和2年度滑川町水道事業会計補正予算（第5号）。

第1条、令和2年度滑川町水道事業会計の補正予算（第5号）は、次に定めるとおりとする。

第2条、令和2年度滑川町水道事業会計予算、第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

以下、科目、既決予定額、補正予定額、計の順で読み上げさせていただきます。

収入、第1款事業収益3億6,767万1,000円、マイナス47万4,000円、3億6,719万7,000円。

第1項営業収益3億4,320万9,000円、マイナス1,500万円、3億2,820万9,000円。

第2項営業外収益2,446万2,000円、1,452万6円、3,898万8,000円。

支出、第1款事業費3億7,272万7,000円、22万円、3億7,294万7,000円。

第1項営業費用3億5,566万3,000円、22万円、3億5,588万3,000円。

令和3年2月3日専決

滑川町長 吉田 昇

今回の専決処分による補正は、第三次新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した2回目の水道料金基本料金減免を実施するため、予算補正が必要となり、専決処分をお願いしたものであります。

予算書最後のページ、7ページを御覧いただきたいと思います。令和2年度滑川町水道事業会計補正予算（第5号）の事項別明細書です。上の欄、収益的収入より、款1事業収益、項1営業収益、目1給水収益に今回実施する減免予算額を減収分として、1,500万円の減額を計上させていただきました。

予算規模については、前回実施時と同額となっております。

項2営業外収益、目2他会計補助金は、1,452万6,000円を増額いたしました。給水収益として減収した分及びシステム等に係る経費について臨時交付金を利用して、一般会計より補助金として受け入れるためのものです。

次に、下の欄、収益的支出になります。款1事業費、項1営業費用、目3業務費は、22万円の増額を計上させていただきました。今回の減免実施に伴う水道料金の一括再計算等を行う作業のシステム稼働に係る業者によるサポート費用です。システム改修は、前回の実施時に済んでおり、同条

件で行うため、追加費用は発生いたしません。

以上、専決処分承認を求めることについての説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（上野 廣議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上野 廣議員） 質疑なしと認めます。

これをもちまして質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上野 廣議員） 討論なしと認めます。

これをもちまして討論を終結します。

これより議案第3号 専決処分承認を求めることについて（令和2年度滑川町水道事業会計補正予算（第5号））を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（上野 廣議員） 賛成全員です。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。再開は11時15分とします。

休 憩 （午前11時03分）

再 開 （午前11時15分）

○議長（上野 廣議員） 再開します。

◎議案第4号の説明、質疑、討論、採決

○議長（上野 廣議員） 日程第4、議案第4号を議題とします。

事務局長より朗読をお願いします。

〔事務局長朗読〕

○議長（上野 廣議員） 朗読が終わりました。

吉野総務政策課長に提出議案の説明を求めます。

〔総務政策課長 吉野徳生登壇〕

○総務政策課長（吉野徳生） 総務政策課長、議案第4号 滑川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明申し上げます。

提案理由でございますが、滑川町学校運営協議会の設置に伴い、委員の報酬及び費用弁償を支給するため、滑川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定いたしたく、地方自治法第96条第1項の規定により議決を求めます。

新旧対照表を御覧いただきたいと存じます。改正内容につきましては、別表の1に「61番、学校運営協議会委員」を加え、日額報酬を7,200円とするものでございます。

以上でございます。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（上野 廣議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上野 廣議員） 質疑なしと認めます。

これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上野 廣議員） 討論なしと認めます。

これをもちまして討論を終結します。

これより議案第4号 滑川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（上野 廣議員） 全員賛成です。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の説明、質疑、討論、採決

○議長（上野 廣議員） 日程第5、議案第5号を議題とします。

事務局長より朗読をお願いします。

〔事務局長朗読〕

○議長（上野 廣議員） 朗読が終わりました。

小柳健康福祉課長に提出議案の説明を求めます。よろしくお願いいたします。

〔健康福祉課長 小柳博司登壇〕

○健康福祉課長（小柳博司） 健康福祉課長、議案第5号 滑川町一世紀長寿祝金支給条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

提案理由でございますが、一世紀長寿祝金の額を変更するため、滑川町一世紀長寿祝金支給条例の一部を改正する条例を制定したく、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めます。

のでございます。

改正の内容でございますが、お手元でございます新旧対照表を御覧いただきたいと存じます。第3条に規定しております祝い金の支給金額に関してですが、居住期間が50年以上のものについて、50万円から10万円に、また居住期間が50年未満のものについては、在住期間1年につき5,000円から2,000円にそれぞれ改定するものがございます。

今回の改定に関しての理由でございますが、今後、町の高齢者人口が急増する中、敬老年金をはじめとします、広く町民全体に行き渡る事業を優先するため、財源の確保を目的としております。

また、比企郡内近隣の市町村の状況を調査したところ、およそ半分の市町のほうで支給金のほうを出していないという状況が分かりましたので、近隣に合わせてという考えも持ちまして、今回訂正させていただきました。

なお、施行は令和3年4月1日からということにさせていただきます。

以上で議案説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（上野 廣議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上野 廣議員） 質疑なしと認めます。

これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上野 廣議員） 討論なしと認めます。

これをもちまして討論を終結します。

これより議案第5号 滑川町一世紀長寿祝金支給条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（上野 廣議員） 全員賛成です。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の説明、質疑、討論、採決

○議長（上野 廣議員） 日程第6、議案第6号を議題とします。

事務局長より朗読をお願いします。

〔事務局長朗読〕

○議長（上野 廣議員） 朗読が終わりました。

小柳健康福祉課長に提出議案の説明を求めます。

〔健康福祉課長 小柳博司登壇〕

○健康福祉課長（小柳博司） 健康福祉課長、議案第6号 滑川町手話言語条例の制定についてご説明申し上げます。

提案理由でございますが、手話は言語であるとの認識に基づき、聾者と聾者以外の者が共生することのできる地域社会の実現を目的として、滑川町手話言語条例を制定したく、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

新たな条例になります。条例の内容についてご説明申し上げます。

本条例は全7条で構成しております。

第1条につきましては、目的を記載しております。先ほど提案理由で申し上げました内容でございます。

また、第2条については、基本理念として、聾者に関します権利の尊重を記載しております。

第3条から第5条にかけては、基本理念に基づき、町の責務、町民の役割、事業者の役割についてそれぞれ規定をさせていただきました。

第6条につきましては、施策の推進について、町の役割を定めたものとなっております。

第7条に関しては、町に対して財政上の努力を課す条文となっております。

健康福祉課といたしましては、本条例の制定をきっかけに聾者と聾者以外の町民の交流が促進され、互いに住みやすい環境が醸成されますよう、今後、様々な努力を重ねる所存でございます。

なお、条例の施行は令和3年4月1日からでございます。

以上で議案説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（上野 廣議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上野 廣議員） 質疑なしと認めます。

これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上野 廣議員） 討論なしと認めます。

これをもちまして討論を終結します。

これより議案第6号 滑川町手話言語条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（上野 廣議員） 賛成全員です。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の説明、質疑、討論、採決

○議長（上野 廣議員） 日程第7、議案第7号を議題とします。

事務局長より朗読をお願いします。

〔事務局長朗読〕

○議長（上野 廣議員） 朗読が終わりました。

岩附町民保険課長に提出議案の説明を求めます。

〔町民保険課長 岩附利昭登壇〕

○町民保険課長（岩附利昭） 町民保険課長、議案第7号 滑川町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてをご説明申し上げます。

提案理由でございますが、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴い、滑川町国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定したく、地方自治法第96条第1項の規定により議決を求めますのでございます。

続きまして、議案書添付の新旧対照表を用いまして内容を説明させていただきます。第16条は、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の記述になりますが、下線部分の新型コロナウイルス感染症の定義部分が改正されました。改正前「新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症」とございましたが、改正後「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に中華人民共和国から世界保健機関に対して人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）以下同じ。」と改められるものでございます。

なお、この改正により支給の対象者、また傷病手当金の支給要件等については変更はございません。

施行期日は、公布の日からといたします。

誠に簡単ではございますが、以上で提案理由の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（上野 廣議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

阿部議員、質問席をお願いします。

〔14番 阿部弘明議員登壇〕

○14番（阿部弘明議員） 14番、阿部弘明でございます。よろしくお願いたします。

この新旧対照表の要件の中に、給与等の支払いを受けている被保険者が療養のためというふうな第16条があるのですけれども、これについて今いわゆる給与所得でなくても事業主、またその家族

などの場合についても認めるような方向で、国のほうもそういうふうな国会答弁やっていますが、その辺、要するに枠を広げることについては、どのように考えていらっしゃるのか教えてください。

○議長（上野 廣議員） 岩附町民保険課長、答弁をお願いします。

〔町民保険課長 岩附利昭登壇〕

○町民保険課長（岩附利昭） 町民保険課長、阿部議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

こちらの傷病手当金のほうの条文なのですけれども、国保条例に新たに追加された部分になってございます。こちらの傷病手当金が追加された背景なのですけれども、労働者が感染または感染が疑われる場合には、まずは休みやすい環境をつくるということがまず1点、2点目が国内感染拡大の防止の観点から、新型コロナウイルスに感染した方、または発熱が続く方の症状があり、感染が疑われる方が仕事を休むことを余儀なくされ、給与等の一部、または一部の支払いを受けたことができなくなった場合に傷病手当金が受けられるということで規定されました。そうしたことで、今まで被用者保険にうたわれてきた傷病手当金なのですけれども、今回のコロナの影響で、国民健康保険にもこういった傷病手当金についても支給が認めるということで変更されました。先ほど阿部議員から、雇用主等にも支給を考えているかどうかという質問なのですけれども、今のところ、今の内容からいいますと、傷病手当金につきましては、被用者に限らせて申請を受けるというようなことになってございます。

また、国のほうでそういった動向がございましたら、そういったものも加味して、これから申請を受けた場合には検討させていただいて、これからこの国保のほうの運用もさせていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野 廣議員） 阿部議員、再質問をお願いします。

○14番（阿部弘明議員） この制度が昨年できたわけですが、そのできた当時ですが、国会の答弁の中で、自治体の裁量で対象を自営業者やフリーランス、こういったような方々にも広げられるという政府答弁やっています。それで、実際にこの傷病手当制度を拡充した自治体というのが今出てきていまして、埼玉県では、これは一時金として支給する自治体も含めて、深谷だとか6自治体ぐらいが出てきているのです。そういったようなことを考えると、要するにこの条文からいったら難しいけれども、しかし、それを広げることについては可能だというふうに思うのです。実際にこれは長野県の伊那市なのですけれども、国の交付金を使って、この傷病手当を事業主まで広げるといったようなことをやったそうなのです。こういった様々なちょっと皆さん工夫しながら、本当にコロナにかかってしまったら大変だというふうにみんな思っているのだけれども、一番の不安がやはり仕事ができなくなるということだと思います。サラリーマンであれば、そういったようなときに休業補償だとかされますけれども、いわゆるこの国保加入者は本当にどこからも支援がない

ということになります。そこについてやはり検討していただきたいと、様々な工夫をしながらそういったところに、どれだけのそういったコロナ患者が出るかというのは分かりませんが、しかし、例えば濃厚接触になって、どうしても休まざるを得ないというような方も出てきているのだと思います。そういったような国保加入者に対する支援についてもお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（上野 廣議員） 岩附町民保険課長、お願いします。

〔町民保険課長 岩附利昭登壇〕

○町民保険課長（岩附利昭） 町民保険課長、阿部議員さんの再質問にご答弁させていただきます。

先ほど阿部議員からお聞きしたとおり、そういった事例があるということも分かりました。そして、そういったことを県ともご相談しながら、また各市町村の動向もあるのですけれども、1月末に県内の傷病手当金の支給の状況が来ましたので、ちょっと紹介させていただきますと、傷病手当金の支給については、やはり県南部の都市部がかなり多く申請が上がって支給しているという情報が来ております。比企管内の状況ですと、東松山市、小川町、川島町で支給がされたということが報告が来ております。そういったところの状況を聞きながら、また雇用主等の拡大についての検討をぜひさせていただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野 廣議員） 阿部議員、再質問をお願いします。

○14番（阿部弘明議員） ぜひそういった国保加入者の特質というか、それを踏まえてこういうような国も傷病手当金の範囲を広げたということだと思います。せっかくここまで広げているのであれば、本当に雇用主やその家族へのそういった見舞金についても、町としても検討していただきたいというふうに思っております。

要望して質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（上野 廣議員） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上野 廣議員） 質疑なしと認めます。

これをもちまして質疑を終結します。

討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上野 廣議員） 討論なしと認めます。

これをもちまして討論を終結します。

これより議案第7号 滑川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（上野 廣議員） 賛成全員です。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の説明、質疑、討論、採決

○議長（上野 廣議員） 日程第8、議案第8号を議題とします。

事務局長より朗読をお願いします。

〔事務局長朗読〕

○議長（上野 廣議員） 朗読が終わりました。

岩附町民保険課長に提出議案の説明を求めます。よろしくをお願いします。

〔町民保険課長 岩附利昭登壇〕

○町民保険課長（岩附利昭） 町民保険課長、議案第8号 滑川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを説明をさせていただきます。

提案理由でございますが、第8期滑川町高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画を策定し、介護保険料の見直しを行った結果、令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率の改正を行い、また地方税法等の一部を改正する法律の施行による地方税法の一部改正に伴い、滑川町介護保険条例の一部を改正する条例を制定したく、地方自治法第96条第1項の規定により議決を求めるものでございます。

続きまして、議案書添付の新旧対照表を用いまして、内容の説明をさせていただきます。第2条でございますが、所得階層別に各号に定める介護保険料の額が記載されておりますが、今回、新たに令和3年度から令和5年度までの保険料額を改正するものでございます。

第5号にございます介護保険法施行令第39条第1項第5号に掲げるものを、改正前「6万3,600円」から改正後「6万円」といたしまして、年額3,600円の引下げを行い、これを第8期事業計画による年間の基準額といたします。

所得階層区分につきましては、現行どおり10段階といたします。

各段階1号から10号まで、それぞれ新たな保険料に改定いたしますが、全ての段階におきまして、保険料は引下げを行ってございます。

また、第7号から第9号までの所得区分ごとの合計所得金額につきましては、地方税法の改正に合わせ、改正を行うものでございます。

また、次のページ、裏面になりますけれども、中ほどにあります附則における改正点でございますが、附則第6条につきましては、地方税法の改正により、改正前「特例基準割合」の言葉に替わり、改正後「延滞金特例基準割合」という用語が使われることとなったため、用語の見直しを行うものでございます。なお、延滞金の割合等、内容に変更はございません。

次の附則第7号の新設につきましては、同じく地方税法の改正により、合計所得金額が増額になることで所得区分の範囲に変更が生じ、保険料段階が上がる不利益を被る被保険者が出ないように、新設されたものとなります。

施行期日は公布の日からといたしまして、令和3年1月1日からの適用といたします。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（上野 廣議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

阿部議員。

〔14番 阿部弘明議員登壇〕

○14番（阿部弘明議員） 14番、阿部弘明です。よろしく申し上げます。

まず初めに、国の制度変更で、今年の4月から要介護と認定された方でも、本人が希望し、市町村が認めれば総合事業に移行できるというような改定がされたというふうに聞いているのですが、そういったようなことは町でもやられているのか、ちょっとお聞きしたいのですが。

○議長（上野 廣議員） 岩附町民保険課長、答弁をお願いします。

暫時休憩します。

休 憩 （午前11時41分）

再 開 （午前11時41分）

○議長（上野 廣議員） 再開します。

岩附町民保険課長、お願いします。

〔町民保険課長 岩附利昭登壇〕

○町民保険課長（岩附利昭） 町民保険課長、阿部議員さんのご質問に答弁させていただきたいと思っております。

要介護者の総合事業等が今度使えるようになるということで、4月1日から改正が行われるということが新聞等でも発表されたところだと思います。その中で現行の総合事業につきましては、要支援の1、2の方がご利用となっております。そして、要介護の方もこれからは要支援のそういったサービスも使えるようにするというので、選択の幅が広がったということで通知も来ているところでございます。先ほどの阿部議員さんからあったとおり、本人が希望いたしまして各市町村が認めた場合には、介護給付を選べることができると、そして要介護者のサービス選択の幅を広げるという意味でも、今回の目的であるということであろうかと思っております。これから介護のご相談等来たときには、そういったことで幅が広がったということも窓口での説明に加えまして、ご案内をさせていただきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野 廣議員） 阿部議員、再質問をお願いします。

○14番（阿部弘明議員） そういうふうに捉えていらっしゃるというのか、ちょっと逆に、要するに本人の合意を取りつけて介護サービスを打ち切るというふうな方向に持っていく流れが、ある自治体では出てきているというようなことなのです。介護サービスを、要するに全部総合事業のほうに持って行ってしまうと、介護認定された方も含めて。そういったようなことを国の指導も含めてやられているということなのです。そういった心配があるので、ちょっとお聞きしたのです。町ではそういったことは、本人が希望しなければならないわけですから、また市町村認めなければならないわけだから、それは本人が利益になるような方向で指導していただくというのをお願いしたいというふうに思うのですけれども、その辺のことについてちょっと心配なので、お聞きしている。

○議長（上野 廣議員） 岩附町民保険課長、答弁をお願いします。

〔町民保険課長 岩附利昭登壇〕

○町民保険課長（岩附利昭） 町民保険課長、阿部議員さんの再質問に答弁させていただきたいと思えます。

先ほど阿部議員さんがおっしゃられたとおり、そのサービスの裏を返しますと、国が保険給付から外すような、そういったことにも読み取れるというのが一番懸念されることだと思えます。そういったことがないように、私たちも介護保険の事業を扱う上で、その辺はよく注意しながら、本人が希望して市町村が許可しない限り、そういったことはないという気持ちでこれからも事業運営をさせていただきたいと思えます。

以上、答弁といたします。

○議長（上野 廣議員） 阿部議員、再質問をお願いします。

○14番（阿部弘明議員） 来年度、2021年度からの新しい第8期の計画に移行するわけですが、本当にこの3年間で、私は介護保険制度そのものが問われる時代になったなというふうに思うのです。昨日もお話ししましたが、本当に介護保険については、社会で高齢者の面倒を見ることがから始まったわけですが、逆に今その社会から切り離される、そして家族も困るというような状況が今広がっていると、昔あった老人健康保険法などか老人福祉法とかといったようなものが今また必要になっているというふうに思うのです。昨日も答弁いただきましたけれども、滑川町のこの介護認定率の低さというのは、本当に全国にも誇る、要するに元気なお年寄りがたくさんいるということだと思えます。そういったような政策がやはり必要だし、今後のまた第8期の3年間でそういった努力をさらにし、高齢化社会といえども、この滑川町ではそういったような、要するに社会で面倒は見るとし、しかし、そういった費用はなるべくかけないで、それでやっていけるのだというようなのを全国的にも示していただくような政策を引き続き強めていただきたいというふうに思います。よろしくお願ひしたいと思えます。

これで私の質問を終わります。

○議長（上野 廣議員） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上野 廣議員） 質疑なしと認めます。

これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上野 廣議員） 討論なしと認めます。

これをもちまして討論を終結します。

これより議案第8号 滑川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（上野 廣議員） 賛成全員です。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の説明、質疑、討論、採決

○議長（上野 廣議員） 日程第9、議案第9号を議題とします。

事務局長より朗読をお願いします。

〔事務局長朗読〕

○議長（上野 廣議員） 朗読が終わりました。

岩附町民保険課長に提出議案の説明を求めます。

〔町民保険課長 岩附利昭登壇〕

○町民保険課長（岩附利昭） 町民保険課長、議案第9号 滑川町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定についてをご説明申し上げます。

提案理由でございますが、介護保険法及び指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、滑川町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例を制定したく、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、新旧対照表を御覧いただきたいと思います。改正条文の内容を説明させていただきます。

第5条につきましては、管理者についての記載がされておりました、第2項の条文に「管理者は主任介護支援専門員でなければならない」とございますが、改正後、下線部分「ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等、やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門

員を同項に規定する管理者とすることができる。」を追加いたします。

こちらの改正の趣旨でございますけれども、介護事業所では人材確保に大変苦慮しております。こういった介護現場の現状等を考慮いたしまして、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等、やむを得ない理由がある場合については、管理者を介護支援専門員とする取扱いを可能とするため、所要の改正を行うものでございます。

続いて、附則の改正ですが、第2項においては、日付の元号を平成表記から令和表記に改正をいたします。

第3項では、第5条第1項に規定する居宅介護支援事業所における管理者資格要件の適用について新たに追加をされました。

なお、この条例の施行期日は公布の日からといたします。ただし、第5条第2項にただし書を加える改正は、令和3年4月1日からといたします。

以上で議案説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（上野 廣議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上野 廣議員） 質疑なしと認めます。

これをもちまして質疑を終結します。

次に、討論に入ります。討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上野 廣議員） 討論なしと認めます。

以上をもちまして討論を終結いたします。

これより議案第9号 滑川町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（上野 廣議員） 賛成多数です。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

〔何事か言う人あり〕

○議長（上野 廣議員） 再度採決したいと思えます。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（上野 廣議員） 賛成全員です。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の説明、質疑、討論、採決

○議長（上野 廣議員） 日程第10、議案第10号を議題とします。

事務局長より朗読をお願いします。

〔事務局長朗読〕

○議長（上野 廣議員） 朗読が終わりました。

岩附町民保険課長に提出議案の説明を求めます。

〔町民保険課長 岩附利昭登壇〕

○町民保険課長（岩附利昭） 町民保険課長、議案第10号 滑川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明申し上げます。

提案理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律による地方税法の一部改正に伴い、滑川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を制定したく、地方自治法第96条第1項の規定により議決を求めらるるものでございます。

続きまして、議案書添付の新旧対照表にてご説明をさせていただきます。この一部改正につきましては、先ほどの議案第8号、介護保険条例の一部改正の中の延滞金に関わる用語の見直しと同じものとなります。

地方税法の改正により、第5条につきましては、改正前「特例基準割合」に替わりまして、改正後「延滞金特例基準割合」という用語が使われることとなったため、用語の見直しを行うものでございます。なお、延滞金の割合等、内容に変更はございません。

施行期日は公布の日からといたしまして、令和3年1月1日から適用といたします。

誠に簡単でございますが、以上、提案理由とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（上野 廣議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上野 廣議員） 質疑なしと認めます。

これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上野 廣議員） 討論なしと認めます。

これをもちまして討論を終結します。

これより議案第10号 滑川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（上野 廣議員） 全員賛成です。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の説明、質疑、討論、採決

○議長（上野 廣議員） 日程第11、議案第11号を議題とします。

事務局長より朗読を願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（上野 廣議員） 朗読が終わりました。

服部産業振興課長に提出議案の説明を求めます。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、議案第11号 滑川町企業誘致条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明いたします。

提案理由でございますが、滑川町企業誘致条例の一部を改正する条例を制定したく、地方自治法第96条第1項の規定により議決を求めるものでございます。

それでは、内容について説明させていただきます。添付されております新旧対照表を御覧ください。滑川町企業誘致条例が本年3月31日で終了するため、令和8年3月31日に変更し、5年間の期間の延長を行うものです。

また、必要のない字句の削除を行うものです。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（上野 廣議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔何事か言う人あり〕

○議長（上野 廣議員） 質疑があるようですので、休憩後といたします。

暫時休憩とします。再開は午後1時とします。よろしく申し上げます。

休 憩 （午前11時59分）

再 開 （午後 1時00分）

○議長（上野 廣議員） 再開します。

議案第11号の質疑に入ります。質疑はありますか。

阿部議員、質問席にお願いします。

〔14番 阿部弘明議員登壇〕

○14番（阿部弘明議員） 14番、阿部弘明です。よろしく申し上げます。

企業誘致条例なのですけれども、見直しということで延長するということですのでけれども、企業誘致される要件について改めてお聞きしたいのですけれども、よろしく申し上げます。

○議長（上野 廣議員） 服部産業振興課長、答弁をお願いします。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、阿部議員さんの質問に対してご答弁させていただきます。

要件のほうなのですけれども、まず事業計画のほうでございます。まず、事業のほうの事業に要する土地の面積、こちらのほうが3,000平方メートル以上、または投下固定資産額が2億円以上であること、増設の場合ですけれども、そちらに関しては土地の面積が1,500平方メートル以上、または投下固定資産額が1億円以上であること、そして操業開始の予定期日が誘致地域の土地譲渡契約後3年以内であること、また増設の場合はこの限りではございません。一応これがメインなところでございます。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（上野 廣議員） 阿部議員、再質問をお願いします。

○14番（阿部弘明議員） かなり大きな規模でないと、この要件に満たないということですが、なぜこのような要件を持っているのか教えてください。

○議長（上野 廣議員） 服部産業振興課長、答弁をお願いします。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、阿部議員さんの再質問に答弁させていただきます。

まず、そちら先ほどお話しした件でございますが、この規定に関しては、企業誘致条例のほうの第1条にあるのですけれども、目的のほうに記載されております。本町における企業等の誘致を推進することにより、産業の振興及び雇用機会の拡大を図り、もって本町経済の発展及び町民生活の向上に寄与すること、これが目的となっております。つまり滑川町企業誘致条例に基づく企業を誘致することにより、雇用機会の増加を図るとともに、町民の豊かな生活につなげることを目的としているということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野 廣議員） 阿部議員。

○14番（阿部弘明議員） 今言われた目的に沿えば、沿うということになって大きな規模ということになったのですか。要するにこれだけの規模でないと今の目的は達成できないというふうなことで、こういった規模に限定しているわけなのですか。

○議長（上野 廣議員） 服部産業振興課長、答弁をお願いします。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、阿部議員さんの再質問に答弁させていただきます。

まず、この誘致条例をつくるに当たっていろいろ検討させていただいたと思っております。そうした中、まず企業を誘致するのに当たって、ある程度小さい企業というよりも大きな企業さん、今条例でお話しているとおりの数字になってくるのですけれども、そちらをある一定規模に限定しましょうというのが一番最初の事業でございます。そして、中小企業さんのほうに関しては、また別の事業がございますので、そちらの中で分けて判断していったのだというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野 廣議員） 阿部議員、再質問をお願いします。

○14番（阿部弘明議員） 今、中小企業についても何かあるというふうにお聞きしたのですけれども、こういった誘致条例ってあるのですか、ないと思うのですけれども。

○議長（上野 廣議員） 服部産業振興課長、答弁をお願いします。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、阿部議員さんの再質問に答弁させていただきます。

条例としてはございません。今お話しされるのであれば、中小企業さん以下、個人事業主さんとかとなると思うのですけれども、そちらのほうに関してはこちらのほうで条例としてはございません。ただし、商工会と一緒に活動をする事業が展開してございます。そちらのほうに該当するように考えておりますので、よろしくをお願いします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野 廣議員） 阿部議員、再質問をお願いします。

○14番（阿部弘明議員） 私は、中小企業であっても今の目的を達成できると、そういうふう思うのです。決して大企業でなければ雇用を拡大するとか、また産業振興に図るとかというようなことを限定する必要はないのではないかなというふうに思うのです。どうなのでしょう。要するに大企業でなければ雇用を生まないということではないと思うのです。今、企業誘致をしている企業が町民の雇用を生んでいるのかというふうに言うと、必ずしもそうではないのではないかなというふうに思います。むしろ中小企業というか、そういったような支援をすることによって、小さい規模でもそれなりの雇用を生み出していくということにつながっているのではないかなというふうに思います。私、この町の中小企業もそうですし、あと雇用を生み出すということであれば、例えば福祉施設などは本当に多くの雇用を生み出す産業というふうに思うのです。そういったような様々な視点でこの誘致条例については、検討し直す必要があるのではないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（上野 廣議員） 服部産業振興課長、答弁をお願いします。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、阿部議員さんの再質問に答弁させていただきます。

こちらの先ほどお話しした、規模のお話をさせていただきましたけれども、こちらに関しては、まず面積要件、そして投資要件、これがございます。そんな中、こちらの企業の要件の中に会社規模のことは書いてございません。個人の方でもオーケーですので、こちらに関しては個人の方でも一定の規模、こちらをやっていただければ、これは該当します。該当するような条例になっておりますので、よろしくお願いいたします。

そして、個人の方、こちらに関しても、私どもは商工会と一緒にやっているのですけれども、まず中小規模、こちらの方に関しても相談窓口として商工会は窓口を開けていますし、そして中小企業の方、個人の方がお話をするに当たっても、町が商工会と一緒に行動計画を作成しております。そんな中で一緒にやっていく予定で考えております。そのような形で考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野 廣議員） 阿部議員、再質問をお願いします。

○14番（阿部弘明議員） 商工会とやっているのは融資の相談だとか、そういったようなことが中心だというふうに思うのです。このように町が誘致条例で行うような、固定資産税をしばらくまけてあげると、まけるといふか、その分補填してあげるといふようなこと、そんなことが要するに中小企業にとってもどれだけ助かるかというふうに思うのです。そういったようなことを中小企業についても、例えば今言われたようにこの条件を、例えば雇用を生み出すと、創出するような事業所については、そういったような条件を満たしているとして優遇策を取るといふようなことを考えられないのかなというふうに思うのですけれども、どうでしょうか。

○議長（上野 廣議員） 服部産業振興課長、答弁をお願いします。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、阿部議員さんの再質問に答弁させていただきます。

こちらの企業誘致条例、こちらのほうに関しては、先ほど目的のほうをお話をさせていただきました。そうした中、これは後から付随するものになってしまうのですけれども、基本的には優良企業の方、こちらの方がなってくるかなというふうに思うのですけれども、そうすると先ほど私がお話ししたように、町のためになる部分が多くなってくるかなというふうに考えてございます。

そして、ただ、今阿部さんがお話しされているように、中小企業でもそういう方はあると思います。ある一定の基準を設けないと、やはりそのところに関しては、出すものに関しても出せない

状況になりますので、そういった中でこの基準を作成させていただいておりますので、この辺はご理解いただきたいと思います。よろしくお願いします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野 廣議員） 阿部議員、再質問をお願いします。

○14番（阿部弘明議員） 同じことの繰り返しになるので、あまり続けてもしょうがないかなと思いますけれども、今こういったコロナ禍の中で大企業の収益も落ち込みをして大変な状況になっているというふうに思います。この誘致条例で雇用している実態というのは町はつかんでいるのですか。雇用を増やすというのが目的だということをおっしゃるのであれば、その実態について教えてください。

○議長（上野 廣議員） 服部産業振興課長、答弁をお願いします。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、阿部議員さんの再質問に答弁させていただきます。

私どもの把握している状況でお話をさせていただきたいと思います。まず、雇用の確保に関しては、今まで企業誘致条例、6社対象となっておりました。そんな中、企業さんのほうの計画雇用とかいろいろあると思います。そんな中で、今現在、滑川町の6社の中で滑川町在住の方が百数十名いらっしゃいます。そんな中、私どもが考えているところでございますが、数十名は該当するのかなというふうな形で考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野 廣議員） 暫時休憩します。

休 憩 （午後 1時13分）

再 開 （午後 1時15分）

○議長（上野 廣議員） 再開します。

服部産業振興課長、答弁願います。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、阿部議員さんの再質問にご答弁させていただきます。

今後、企業誘致条例に関して内容の精査も含めた検討のほうに入らせていただくように考えておりますので、現段階としては、このような状況なのですけれども、行く行くという形の考え方もちょっと考えていきたいと思っておりますので、この辺はご理解いただきたいと思います。よろしくお願いします。

〔何事か言う人あり〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 見直しのほうをさせていただきますので、よろしく願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野 廣議員） 阿部議員、再質問をお願いします。

○14番（阿部弘明議員） 改めてお願いしたいと思います。今、町の経済もそうですし、雇用もそうですけれども、やはり大企業中心ではなくて、小規模事業者などの力が今本当に求められているというふうに思います。そういう力をどうやって引き出すか、そういった人たちをどうやって町に呼び込んでいくかということも、やはり今後の大事な政策だというふうに思いますので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（上野 廣議員） ほかに質疑ございますか。

上野葉月議員、お願いします。

〔5番 上野葉月議員登壇〕

○5番（上野葉月議員） 上野葉月です。質問させていただきます。

先ほど阿部議員からの質問の中でこの効果を実感されているものとして、雇用の促進として、この条例により数十名は効果があったのではないかということと、それから別の面からの効果として、この設備投資による町の税収として固定資産税の増加という効果も感じているというのが実際のところなのかなと思うのですけれども、この条例の期限を延ばすということは、この条例の効果を感じておられるということなのですから、先ほど答弁された雇用のこと、それから固定資産税のこと以外に何かしらほかに感じておられる効果というのはありますか。あるいは付け加えてご説明くださることがあれば、そちらをお願いします。

○議長（上野 廣議員） 服部産業振興課長、答弁をお願いします。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、上野議員さんの質問に答弁させていただきます。

まず、先ほどお話しした件は除いた形でお話をさせていただきます。まず、企業誘致条例、こちらのほうで雇用が生まれる、そして雇用をする雇用者、雇用をされる方です。そちらの方々の住居の確保、それによる人口増加とか、誘致による税収面とか、この辺辺りが効果として上がってくるのかなと、税収に関しては、先ほどお話しはさせていただけなかったのですけれども、固定資産税の優遇措置、こちらのほうが1年目に100%、2年目に75%、3年目に50%という形の優遇措置を行っております。3年間行うのですけれども、その後はゼロになりますので、その後に関しては税制面に関しては町のほうに入ってくるという形になりますので、そういった面も附随して起きてくるのかなというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野 廣議員） 上野議員、再質問をお願いします。

○5番（上野葉月議員） 現在、この助成の対象となっている企業、たしか運送業が2社入っていたように記憶しています。今年、コロナの影響下でいろいろな企業が苦境に立たされている中で、インターネットでの買物などの業種は堅調であるというふうにも聞いています。そう考えると、運送業であるその対象の業者の業績がどれくらい打撃を受けているのかなという、ほかの一般企業に比べると、もしかしたら打撃は少ないのかもしれないなどと考えたりもします。町が出したお金が有効に使われるように、対象の企業は優良企業、大きい企業を選んでいるということなのですけれども、コロナ禍の現在、やはり体力のある企業より、町内の中小企業を守るべきではないのかなと私も考えています。仮に検討をすることで、対象者の要件を仮にこのままで置くとするのであれば、内容、助成の対象のほうを、現在、固定資産税に相当する額100分の100を助成するような形になっているのですけれども、これを例えば1年目50%、2年目40%、3年目30%など少し下げて、1社に対する助成の額を抑えていって、その分、別の制度を用意されているというふうに先ほども答弁されていたのですけれども、中小企業のほうに振り分けていくとか、そのような検討の可能性というのがありますでしょうか。

○議長（上野 廣議員） 服部産業振興課長、答弁をお願いします。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、上野議員さんの再質問に答弁させていただきます。

提案のあった内容も含めてなのですけれども、今後、予算措置、規模を含めながら、いろんな観点から見据えながら検討のほうをさせていただきたいと思っております。そして、なるべく先ほどのお話で回答させていただきましたが、この辺をまとめ上げながら、再度条例のほうを提案させていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野 廣議員） 上野議員、再質問をお願いします。

○5番（上野葉月議員） 今までこの条例があったことでの企業誘致の効果は認めつつも、このコロナの状況の中で雇用の新しい流れとして、例えば在宅ワークの進展で埼玉県は転入率が上がっているという働き方の新しい流れがあったりですとか、それからこの条例を制定したときは、工場なり施設が来れば雇用も増えるであろうという旧来型の企業誘致の考え方だったと思うのですけれども、現在、工場などではオートメーション化が進んでいて、かなりの規模の工場が来たとしても、機械は増えるけれども、それほど人は増えないというような流れにもなってきているかと思えます。逆に雇用が増えるのは、先ほど阿部議員も言っていたように、福祉分野、介護の分野、障害者、子どもの分野というところでは、どうしても人でなければいけないので、そこは人的な雇用が増えて

いくのかなというふうに思います。

そのような現在のコロナ禍での流れ、それから現状での会社や人の使い方ということの流れも踏まえた上で、もう少し検討していただければなと思います。これは要望です。

質問は以上です。

○議長（上野 廣議員） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上野 廣議員） 質疑なしと認めます。

これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上野 廣議員） 討論なしと認めます。

これをもちまして討論を終結します。

これより、議案第11号 滑川町企業誘致条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（上野 廣議員） 賛成多数です。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の説明、質疑、討論、採決

○議長（上野 廣議員） 日程第12、議案第12号を議題とします。

事務局長より朗読をお願いします。

〔事務局長朗読〕

○議長（上野 廣議員） 朗読が終わりました。

吉野総務政策課長に提出議案の説明を求めます。

〔総務政策課長 吉野徳生登壇〕

○総務政策課長（吉野徳生） 総務政策課長、議案第12号 第5次滑川町総合振興計画基本構想の一部を改定することについてご説明申し上げます。

提案理由でございますが、平成28年度を初年度し、10年間を計画期間とする第5次滑川町総合振興計画基本構想が計画期間5年を経過しようとしております。本町を取り巻く社会、経済、環境の変化等に対応するため、本町の総合的かつ計画的な行政運営の指針となる第5次滑川町総合振興計画基本構想を改定したいので、滑川町議会の議決すべき事件を定める条例第3号の規定により議決を求めるものでございます。

総合振興計画の原案はお持ちでしょうか。それに沿って説明をさせていただきますので、よろし

くお願いいたします。

本町では、第5次滑川町総合振興計画基本構想は「住んでよかった 生まれてよかったまちへ 住まいるタウン滑川」をまちづくりの目標として掲げ、より質の高い生活環境の整備や自然環境の保全、地域福祉の充実、産業の振興、教育の充実、地域文化・スポーツ振興等を推進するための施策を積極的かつ総合的に展開してきたところでございます。この間、町の人口の伸びは継続しており、計画に位置づけた令和7年（2025年）の将来人口2万人に向け着実に歩みを進めております。

しかし、時代は大きく変化のときを迎えております。平成から令和へと新たな時代に移り変わる中、国際化、高度情報化など、かつてない急速な変化が訪れており、町民生活においても様々な影響を及ぼしております。とりわけ世界的な新型コロナウイルス感染症の拡大は、経済活動への影響だけでなく新たな生活様式や価値観の広がり、自然環境に対する意識の高まりなど多方面に影響し、様々な変化をもたらしています。

このような変化の激しい社会経済状況下にある中においても、持続可能な町政運営を行っていく必要があることから、10か年の計画期間を有する基本構想につきましては、中間年度において見直しを行うこととし、令和元年度、令和2年度の2か年をかけて、令和7年（2025年）までを目標とした第5次滑川町総合振興計画基本構想の改定作業を進めてまいりました。改定作業に当たりましては、公募による委員、各種団体から選出された委員、議会からも上野議長にご参画をいただき組織をいたしました総合振興計画審議会、町職員で組織しました総合振興計画策定委員会、町若手職員で組織いたしましたまちづくり研究会において協議、意見交換等を重ねてまいりました。

また、町民アンケート、青少年アンケート、職員アンケート、町民参加による町民ワークショップ、グループヒアリング、三役ヒアリング、パブリックコメントを実施いたしました。そして、アンケート結果やヒアリング結果、審議会等で得られましたご意見やご提言を反映しながら、基本構想の改定版を取りまとめたものでございます。なお、基本構想の改定版並びに第5次滑川町総合振興計画後期基本計画につきましては、総合振興計画審議会に令和元年11月14日に諮問をし、令和3年2月1日に答申をいただいたところでございます。

今回の基本構想の改定では、まちづくりの目標や人口フレーム、土地利用構想などの基本的事項は変更せず、経済、社会情勢の変化や、それに伴い町が抱える課題の変化を計画の策定背景として反映させております。

議案第12号に添付をさせていただきました第5次滑川町総合振興計画基本構想・後期基本計画の24ページから26ページを御覧いただきたいと存じます。基本構想の意義と役割、まちづくりの目標として掲げた「住んでよかった 生まれてよかったまちへ 住まいるタウン滑川」、令和7年（2025年）の将来人口2万人とした人口フレームといった基本的な軸については、大きな変更はございません。

次に、27ページから30ページを御覧ください。土地利用構想でございます。1、地域特性に応じ

た秩序ある土地利用の推進、2、自然環境との調和・共生に配慮した土地利用の推進、3、都市と自然が調和した土地利用の推進の3本の柱によって示した土地利用構想の考え方については、変更をしておりません。2、エリアと連携軸、3、土地利用の方向性については、里づくりエリアの進捗を反映するとともに、一部記載の表現を箇条書化するなどの変更を行っております。なお、30ページの土地利用構想図におきましても、事業の進捗によって変更となった部分の修正を行ったものでございます。

次に、31ページから36ページをお願いいたします。まちづくりの目標を実現するための5つの施策の大綱につきましても、細目のタイトルの表現の微修正を行いました。5つの柱の変更は行わず、継承することといたしました。したがって、施策の大綱として、1、誰もが生涯安心して暮らせるまちづくり、2、豊かな心と文化を育むまちづくり、3、暮らしやすい快適なまちづくり、4、特性を生かした活力ある産業のまちづくり、5、町民との協働による自立可能なまちづくりの5つの柱による施策体系に基づき、住民福祉のさらなる増進に向けてまちづくりを進めていくものでございます。なお、具体的な施策の展開につきましては、こちらの基本構想に基づき、後期基本計画並びにまち・ひと・しごと創生総合戦略を一体的に策定し、包括的な事務事業を推進してまいります。

以上、雑駁でございますけれども、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（上野 廣議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上野 廣議員） 質疑なしと認めます。

これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上野 廣議員） 討論なしと認めます。

以上をもちまして討論を終結します。

これより議案第12号 第5次滑川町総合振興計画基本構想の一部を改定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（上野 廣議員） 賛成全員です。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号の説明、質疑、討論、採決

○議長（上野 廣議員） 日程第13、議案第13号を議題とします。

事務局長より朗読をお願いします。

〔事務局長朗読〕

○議長（上野 廣議員） 朗読が終わりました。

吉野総務政策課長に提出議案の説明を求めます。よろしくをお願いします。

〔総務政策課長 吉野徳生登壇〕

○総務政策課長（吉野徳生） 総務政策課長、議案第13号 令和2年度滑川町一般会計補正予算（第9号）の議定について説明申し上げます。

それでは、1ページをお開きください。議案第13号 令和2年度滑川町一般会計補正予算（第9号）。令和2年度滑川町一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,382万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ87億8,934万2,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

（繰越明許費）

第3条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第4条 債務負担行為の追加及び変更は、「第4表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第5条 地方債の追加、変更及び廃止は、「第5表 地方債補正」による。

令和3年3月2日提出

滑川町長 吉田 昇

続いて、6ページを御覧ください。第2表、継続費補正でございますが、令和元年度と2年度の2か年で継続費を設定し、実施している滑川町公共施設個別施設計画策定事業について、各年度の年割額が確定したため変更するものでございます。

次に、7ページを御覧ください。第3表、繰越明許費ですが、14の事業について予算の繰越しをお願いすることと存じます。事業内容といたしましては、款2総務費、項1総務管理費として、町勢要覧作成事業192万5,000円、款4衛生費、項1保健衛生費として、新型コロナワクチン接種推進

事業1,050万円、款8 土木費、項2 道路橋梁費として、町道116号線交通安全施設等設置事業1,600万円、町道114号線のり面修繕事業1,950万円、款10教育費、項1 教育総務費として、学校保健特別対策・感染症対策事業の学校教育活動支援事業316万4,000円、公立学校情報機器（教員用タブレット・PC等）購入事業365万8,000円、項2 小学校費として、宮前小学校プール移設用地伐採・伐根事業368万2,000円、宮前小学校東プレハブ校舎解体等事業256万5,000円、宮前小学校図工室工作台入替え設置事業363万円、福田小学校非常階段塗装等補修事業87万7,000円、項3 中学校費として、西校舎教室改修等事業203万3,000円、樹木伐採工事業137万5,000円、項4 幼稚園費として、幼稚園園舎屋根及び外壁補修事業2,400万円、項6 保健体育費として、(仮称)両表グラウンド整備事業230万7,000円でございます。

続いて、8ページを御覧ください。第4表、債務負担行為補正でございます。追加といたしまして、情報系ネットワークシステム賃貸借事業を新たに設定し、変更につきましては、3件の事業についてそれぞれ契約による限度額が確定したため、変更させていただきたいものでございます。

続いて、9ページを御覧ください。第5表、地方債補正でございますが、追加として緊急自然災害防止対策事業債及び学校施設環境改善交付金事業債をそれぞれ追加させていただきました。また、変更といたしまして、それぞれの事業債において限度額が確定したために、限度額を増減補正し、廃止として、猶予特例債の発行見送りに伴いまして全額減額するものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法については、変更ございません。

続きまして、12ページを御覧ください。初めに、歳入の主な内容について説明を申し上げます。12ページの町税のうち、町民税、固定資産税、軽自動車税につきましては、収入実績に基づきまして、主に滞納繰越分を増額補正させていただきました。

項4 町たばこ税につきましては、たばこ需要の減少により収入見込みが減少となっていることから、こちらは1,000万円の減額補正となっております。

13ページに移りまして、款2 地方譲与税から款9 自動車取得税交付金までの各種交付金等につきましては、国、県から示された収入見込額やこれまでの収入実績から、各予算の増減補正をさせていただきます。

少し飛びますが、15ページ下段から18ページまで記載されている款15国庫支出金及び款16県支出金につきましては、事業費の確定や歳出予算の増額補正等によりそれぞれ補正させていただきます。

大きな補正額について申し上げますと、16ページの中段になりますが、款15の国庫支出金、項2 国庫補助金、目1 総務費国庫補助金のうち、節6 企画費国庫補助金が2,606万3,000円の大幅な減額補正となっております。こちらは、主に補正予算第1号にて専決処分をいたしました特別定額給付金事業に関して事業費が確定したことにより、その不用額分の国庫補助金の減額でございます。歳出予算においても、併せて不用額を減額しております。

また、同じページの最下段になりますが、目7教育費国庫補助金を御覧ください。学校施設等環境改善交付金808万円を見込んでおりますが、これは滑川幼稚園の園舎屋根及び外壁補修工事を今回の9号補正で計上させていただきましたが、本工事費に係る国庫補助金でございます。

次に、2枚おめくりいただき、20ページを御覧ください。款22町債について説明申し上げます。初めに、目6土木費につきましては、1,850万円の増額でございます。内訳ですが、地方道路等整備事業債90万円の減額補正につきましては、こちらの起債を充当した道路関係事業費の額の確定により減額するものでございます。

1枚おめくりいただき、21ページになりますが、緊急自然災害防止対策事業債に1,940万円の増額でございます。こちらにつきましては、今回の9号補正にて歳出予算を計上しておりますが、町道114号線のり面修繕工事に充当する起債でございます。

次に、目8教育債に移りまして、学校施設環境改善交付金事業債として1,580万円を計上させていただきます、先ほど申し上げました滑川幼稚園の園舎屋根及び外壁補修工事に充当する起債でございます。

次に、目12減収補填債でございますが、2,510万円の増額補正でございます。減収補填債の対象税目となる法人税割や法人事業税交付金、地方消費税交付金等の減収分について発行する起債でございますが、対象税目の拡大や発行可能額の確定により、発行可能の上限額まで増額をさせていただいております。

最後に、目13猶予特例債につきましては、起債の発行を見送ることとし、3,340万円全額減額させていただきます。

次に、歳出の主な内容につきまして説明申し上げます。歳出全般につきましては、3月議会でございますので、不用となった予算の減額、委託料や工事請負費等の契約残金等の減額補正が多く含まれております。特に令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、計画していた事業の中止や縮小等もあり、減額補正が多くございます。最終補正予算ということで残金の精算等の関係予算の細かい説明につきましては、省略をさせていただきたいと存じますので、ご理解をお願いいたします。

歳出の説明を申し上げます。それでは、22ページを御覧ください。款1の議会費、項1議会費、目1議会費につきましては、主に議会だより印刷製本費残金等の精算による減額補正でございます。

続いて、同じく中段から29ページまでが款2総務費となります。項1総務管理費でございますが、主に職員人件費や電算経費等の支出額の確定による不用額の減額補正が主なものとなっております。

23ページを御覧ください。節12委託料ですが、行政バス運行業務委託料につきましては、今年度は行政バスを使用していないことから、予算額全額の300万円を減額いたしました。また、目2文書広報費でございますが、節12委託料に町プロモーションビデオ制作委託料145万円を減額してお

ります。本年度実施予定であった本事業は、感染症の影響により取材活動が難航していたことにより事業の実施ができず、令和3年度に改めて予算計上し、実施してまいりたいと考えております。

次に、25ページを御覧ください。節16公有財産購入費に計上されている月輪六軒集会所用地取得費の240万8,000円ですが、これ以降節16公有財産購入費として計上されている予算につきましては、同じ説明となりますが、過去に土地開発基金にて購入した用地取得費について、土地開発基金へ返還する償還費となっております。

また、その下の節18負担金、補助及び交付金内で計上されている特別定額給付金につきましては、歳入予算でもご説明申し上げましたけれども、事業額の確定により不用額を減額させていただいております。

26ページを御覧ください。上段の節12委託料のパートナーシッププラン作成業務委託料ですが、241万3,000円の減額となっております。こちらにつきましては、感染症の影響を鑑みまして事業を見送ることといたしました。こちらにつきましても令和3年度予算に再度計上させていただくこととし、来年度に実施させていただきたいと考えております。

次に、1枚おめくりいただき、28ページをお願いいたします。款2の総務費、項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費のうち、節18負担金、補助及び交付金ですが、通知カード、個人番号カード関連事務の委任に係る交付金として279万1,000円の計上でございます。こちらは、地方公共団体情報システム機構へ支払う交付金ですが、概算予定額が示されたため、不足分を増額補正するものでございます。なお、支払額につきましては全額国庫補助金が充当されます。

次に、款3の民生費について説明申し上げます。主に増額補正の予算額についてご説明いたしますが、大きく飛びまして、31ページを御覧ください。目3の障害福祉費のうち、節18負担金、補助及び交付金ですが、利用者数の増加等により予算が不足することから、障害福祉サービス介護給付費、訓練等給付費679万円などを増額させていただきました。

また、32ページに移りまして、項2の児童福祉費、目1の児童福祉総務費につきましては、節12委託料に、保育所保育実施委託料に1,845万8,000円、また節18負担金、補助及び交付金に、障害児通所支援事業給付費負担金に581万6,000円の増額でございます。

次に、款4衛生費について申し上げます。予算書は、36ページをお願いいたします。目2予防費になりますが、新型コロナワクチン接種事業について、7号補正にて専決処分にて予算の補正を行いました。事業の実施に当たり新たな予算科目が必要になったため、計上をさせていただきました。新型コロナワクチン接種事業関連として、節12委託料のうち、新型コロナワクチン接種予約システム導入委託料に181万5,000円、またその下の節13使用料及び賃借料に非常用蓄電システム借り上げ料を3万円計上させていただきました。なお、本事業は全額国庫補助金が充当されます。

次に、款6農林水産業費について説明申し上げます。ページは38ページになります。項1農業費、目5農地費ですが、節14工事請負費を御覧ください。新規事業になりますが、両表地区農村公園用

地整備工事として、福田両表地区にある農村公園に関する整備費として、水道管取り出し工事費を50万円計上させていただきました。本事業につきましては、この後、款10教育費においても一部計上させていただきましたので、後ほど説明申し上げます。

その下の節16公有財産購入費に計上の予算につきましては、先ほど六軒集会所用地取得費でご説明した土地開発基金への償還費となっております。

次に、款8土木費について説明申し上げます。1枚おめくりいただき、40ページの中段、目2道路維持費でございます。節14工事請負費の町道114号線のり面修繕工事ですが、こちらは新規事業となります。土砂災害特別警戒区域におけるのり面危険箇所について、のり面にモルタル吹きつけを実施するための工事費1,950万円でございます。なお、こちらの事業につきましては、繰越明許費としても計上させていただいております。

次に、款10教育費についてご説明申し上げます。大きく飛びますが、44ページの項2小学校費を御覧ください。項2小学校費、目1学校管理費でございますが、最下段の節14工事請負費について、宮前小学校の学校用地伐採・伐根等工事費に368万2,000円、同じく宮前小学校の東プレハブ校舎解体等工事費として256万5,000円、現在1階を学童保育室として利用している建物でございますが、経年劣化により外壁の剥離が懸念されており危険な状態でございます。学童保育室の機能につきましては、4月から滑川幼稚園のプレハブ園舎に移転することで検討しておりますので、本建物について解体するための予算でございます。

また、45ページでございますが、目2教育振興費の節17備品購入費に、宮前小学校の教育振興備品に図工室工作台購入のための経費379万6,000円を計上しております。

次に、項3中学校費でございます。46ページを御覧ください。節14工事請負費のうち、西校舎教室改修等工事として203万3,000円、滑川中学校樹木伐採工事として137万5,000円をそれぞれ計上させていただきました。

続きまして、項4の幼稚園費でございます。47ページを御覧ください。節14工事請負費でございますが、幼稚園園舎屋根及び外壁補修工事として2,400万円を計上しております。幼稚園の園舎の老朽化に伴う改修工事でございますが、国庫補助金として学校施設等環境改善交付金808万円、地方債として学校施設環境改善交付金事業債1,580万円をそれぞれ充当し、事業を実施してまいります。

続きまして、項5社会教育費に関しましては、主に不用額の減額補正となっておりますので、説明については割愛させていただきます。

次に、51ページを御覧ください。項6の保健体育費のうち、目2体育施設費ですが、節17備品購入費といたしまして、両表グラウンド用備品に193万3,000円を計上しております。先ほど款6農林水産業費でご説明させていただきました福田両表地区の農村公園整備に関する事業費でございます。公園内に設置する仮設トイレ等の整備費でございます。

次に、款12公債費でございますが、これは令和元年度地方債の借入額の確定及び年度途中の利率見直しにより元金及び利子が確定したことにより、不用額をそれぞれ減額するものでございます。

最後に、款13諸支出金ですが、52ページに移ります。今回の9号補正においては、歳出の減額補正が多く、歳入予算の超過となりましたので、積立金といたしまして財政調整基金に1億4,031万5,000円積立てをするための予算でございます。

以上、雑駁な説明であります。議案第13号 令和2年度滑川町一般会計補正予算（第9号）の議定についての説明といたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（上野 廣議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

上野葉月議員。

〔5番 上野葉月議員登壇〕

○5番（上野葉月議員） 上野葉月です。質問させていただきます。

まず、36ページなのですが、高齢者インフルエンザ予防接種委託料というところで408万円の減額とあります。今年は、インフルエンザの予防接種の期間が前倒しにされたりと、変化があった年だと思うのですが、実際例年よりも多く見積もったかと思うのですが、その辺の変動の結果というのが分かっていたら、教えてください。

○議長（上野 廣議員） 武井健康づくり課長、ご答弁をお願いします。

〔健康づくり課長 武井宏見登壇〕

○健康づくり課長（武井宏見） 健康づくり課長、上野議員のご質問に答弁させていただきます。

今回のこの高齢者インフルエンザの予防接種につきましては、ご案内のとおり、10月1日からということで前倒しで開始させていただきました。これにつきましては、県費の補助ということで自己負担金が免除され、無料で受けられるという形になりました。県からは、当初指標としまして85%の接種率を目指すという形でございますので、それに沿った予算を計上させていただき、議会でご承認いただいております。

結果をご説明申し上げますと、昨年度につきましては接種人数が2,360人で、約54%の接種率でございました。今年度につきましては、接種人数2,985名、接種率でいうと64.7%で、約10%の向上であります。

以上でございます。

○議長（上野 廣議員） 上野議員、再質問をお願いします。

○5番（上野葉月議員） 分かりました。県から推奨された数字よりは少ないけれども、例年よりは多い接種があって、そしてこの減額補正ということで承知しました。

それから、その下、新型コロナワクチン接種予約システム導入委託料ということなのですが、181万円、これの現在の状況、もう導入が済んで使える状態になっているのか、それともこれ

からなのかというところを教えてください。

○議長（上野 廣議員） 武井健康づくり課長、答弁をお願いします。

〔健康づくり課長 武井宏見登壇〕

○健康づくり課長（武井宏見） 健康づくり課長、上野議員のご質問に答弁させていただきます。

こちらは、この補正をいただいてから発注という形になりますので、企業はほかの市町村の分もありますので、開発はしているかと思いますが、町の分としては現在まだ進んでいないという状況でございます。

以上でございます。

○議長（上野 廣議員） 上野議員、再質問をお願いします。

○5番（上野葉月議員） では、今町のほうで新型コロナワクチンの接種の体制づくりに向けて、もう既に人を雇用して進んでいる部分と準備状態ということがあると思うのですけれども、こちらについてはこれからということ承知しました。

それから、新型コロナワクチンに関して、これからいろいろ準備が進んでいくと思うのですけれども、接種をしたい人、したくて待っている人、それからリスク等を勘案して接種を見送る人と、いろんな方が出てくると思うのですけれども、もちろん心配な方、それから接種を望む方は早い接種や、それから丁寧な説明などをお願いしたいところなのですけれども、接種を希望しない方というのも一定程度いると思います。ある新聞記事によると、15%の方が様子を見るというような回答も出ております。そして、昨年日本全体での死亡者数は、アメリカ、ヨーロッパのように突出して死亡者数が増えているということもなく、また滑川町においても死亡者数が特に増えているということはないようです。

そういった中でコロナワクチンの副作用というものは、打てば必ず一定率生じるものですので、その辺を勘案して様子を見るという人もいると思います。なので、そのリスクの説明や、それから接種に対する強制を感じさせるような説明や文書案内等をしないように心がけていただくようお願いいたします。これは要望になります。

次の質問です。45ページ、教育費のところなのですけれども、公有財産購入費172万円、プール等移設用地取得費ということで、これは毎年計上される金額であるというのは存じておるのですけれども、44ページのほうで東プレハブ校舎解体工事、宮小で使っていたプレハブを急遽解体することになったりだとか、宮小のプールについてどのような展望があるのか等、ちょっと不透明な部分もありますので、宮前小、それから少人数学級が導入されることで、教室数はどうなっていくのかという課題もあると思います。そんな中でこのプールも含め、プール、体育館、それから宮小の教室、それから学童等について、どのような展望を持っているのか教えてください。

○議長（上野 廣議員） 澄川教育委員会事務局長、ご答弁をお願いします。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、上野議員のご質問に答弁させていただきたいと思います。

宮前小学校の今後に当たる施設整備計画についてご答弁したいと思います。宮前小学校の今後の施設整備計画でございますが、施設の現状、また児童数の推移等を勘案し、令和3年度からスタートします第5次総合振興計画後期計画、また第3期教育振興基本計画、さらには今年度作成した町の個別施設計画、これらの計画に基づき、効果的かつ効率的な整備となるよう検討しているところでございます。

まずは、プールの移設についてでございます。当初は、プール及び体育館の移設を目的に宮小北側に用地を取得しました。しかし、プールについては、新設の費用、維持管理費、施設の稼働率等、対費用効果及び水泳指導の民間委託等の可能性を考慮し、プール撤去、撤廃の方向で現在は検討しています。また、宮前小学校北側に確保したプール等移設用地につきましては、当初の計画にあった体育館移設用地及び駐車場としての活用を見込んでいます。

今補正予算のほうに計上させていただいた当該用地の伐採・伐根の工事費ですが、今回は用地全域ではなく、大きな造成を必要としない程度の範囲、約1,000平米ぐらいを見込んでおりますが、この範囲を工事の対象として積算し、予算計上させていただいております。伐採が終了後、文化財の試掘を行い、埋蔵文化財の確認後、伐根を行い、軽度の造成、砂利敷き等を行い、暫定的に駐車場として利用する計画でございます。

続いて、東プレハブ校舎についてです。東プレハブ校舎につきましては、先ほど総務政策課長のほうからのご説明ありましたが、解体撤去を見込んでおり、その費用を計上させていただきました。平成15年に建築されたプレハブ校舎でございますが、月の輪小学校の分離新設がなされた時点で所期の目的は達成されました。その後、使用に十分耐え得る状況でしたので、PTA会議室、児童会室等活用してきました。また、令和元年度からは、1階部分を学童保育室に転用し、増加する学童保育利用者への対応を図ってまいりました。

しかし、経年による劣化が激しく、特に外壁材の浮き等が見られ、場所によっては外壁材の剥落の危険が生じている現状でございます。修繕の検討も行いましたが、一時使用建物として整備した校舎であり、修繕費や耐用年数、さらに今後の児童数の増によって校舎の増築を検討した場合、その建築場所にも該当します。そのため解体撤去の判断をいたしました。

なお、1階部分を利用していた学童保育につきましては、先ほど総務政策課長のご説明にあったとおり、この4月から滑川幼稚園のプレハブ園舎に移設をし、学童保育を継続して実施していく予定でございます。

続いて、校舎の増築についてです。今後の児童数の推移や少人数学級の導入等により、宮前小学校では学級数の増加が見込まれております。社会情勢や町の都市計画、住宅分譲等が大きく変化をしない限り、普通学級の数については現在の14学級から、令和3年度では15学級、令和4年度では

16学級、令和5年度では17学級、令和6年度が学年3クラス変更の18学級、その後、令和8年度までは18学級が続く見込みでございます。

宮前小学校の本校舎には現在空き教室等はなく、南校舎の1階に1つ、2階の3教室、ここの3教室のうち、2教室は間仕切りがなく一体として使ってはおりますが、この空き教室をそれぞれ今は少人数指導教室、または多目的教室として転用して使っています。この4教室を普通学級へ改修し、転用することで、現在の施設で教室数ぎりぎりではございますが、充足することとなり、校舎の増築には着手せずに済む見込みでございます。ただし、この場合については、少人数指導の教室がなくなってしまうということになります。

しかし、現在の見込み以上に児童数が増加し、学級数に不足を生じた場合は、校舎の増築に踏み切らなければなりません。校舎の増築には多額の経費がかかり、町にとっても大きな財政負担となります。社会増を含めた児童数の推移を正確に把握し、町の財政状況を勘案しながら、建築に合わせた国庫補助申請を行い、施設の現状、さらには学級編制基準等の動向にも注視しながら情報を収集し、正しい分析と正しい判断により対応していく必要があると考えています。当然のことながら教室不足の生じる年度と増築校舎の完成年度が合致しなければならないため、判断のタイミングについても極めて重要かと考えます。これらのことを総合的に考え、校舎の増築についても検討していきたいというふうに考えています。

最後に、体育館についてご説明させていただきます。体育館につきましては、平成21年度に耐震補強工事は施したものの、昭和48年建築ということもあり、各所に劣化が生じています。特に屋根や外壁等の損耗が激しく、現在でも一部雨漏り等も発生している状況でございます。今後の児童数の増への対応、また学校施設の集約化や避難所としての機能を考えた場合、大規模修繕等ではなく、建て替えによる新設を検討中でございます。建築場所については、先ほどお話ししたとおり、宮前小学校北側のプール等移設用地、こちらを想定しています。体育館の建設と同時に駐車場の本整備も同時に行い、長い間懸案事項であった宮前小学校の駐車場不足、こちらの解消についても図っていきたいというふうに考えています。

以上、答弁いたします。

○議長（上野 廣議員） 上野議員、再質問をお願いします。

○5番（上野葉月議員） ありがとうございます。プール等移設用地取得費、これ計画されたときとかなりいろいろ状況が変わってきているであろうと推測されるので、その辺の計画はどうなっているのかなと思います、お聞きしました。でも、現状に合わせ、いろいろと計画されているようで、これからも、少人数学級の話も急に出てきた話ですし、それからGIGAスクール構想等、比較的1年、2年で急に対応しなければいけないことも多いかと思うのですが、今後もそういう話が出てくるかと思えます。その中で臨機応変に最善を尽くして考えていただければなと思います。

それから、宮小の北側に建設を予定していくというところで、あそこかなりの斜度のきつい斜面

で、ちょっとイメージが湧かないところもあるのですが、だんだんに進めていっていただきたいと思うのですが、施設の建設の用地というのは、斜面を開発していくということで、滑川幼稚園や今ある既存の体育館の場所を使っていくというのはあまり考えていないのですか。そちらよりもやはり宮小北側のほうの開発というほうが優先度は高いのでしょうか。

○議長（上野 廣議員） 澄川教育委員会事務局長、答弁をお願いします。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、上野議員の再質問に答弁させていただきます。

現在のところ、宮前小学校北側の用地についての移設を最優先、第一優先で検討しています。やはり施設の集約化という面もあります。どうしても体育館が離れていますと、子どもたちが移動する時間、それに授業の時間等が使われてしまう部分もあります。また、新しく造るのであれば、既存の体育館を残したまま工事ができるというメリットもございますので、今のところ、宮小北側の用地を建設用地として検討しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野 廣議員） 上野議員、再質問をお願いします。

○5番（上野葉月議員） 承知しました。ありがとうございます。

次に、次の質問です。51ページ、やはり教育費なのですけれども、学校給食費のところでは給食用品費が839万円と大きい額が減額になっているのですが、この減額の理由を教えてください。

○議長（上野 廣議員） 澄川教育委員会事務局長、答弁をお願いします。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、上野議員のご質問に答弁させていただきます。

給食用品費につきましては、こちらについては給食の食材料費、こちらの経費でございます。今回839万2,000円の減額の補正をさせていただきましたが、こちらにつきましては、主に4月、5月の臨時休業により給食がなかったこと、こちらについて、ここの2か月分の食材料費が不用額として生じたため、今回補正をさせていただきました。

また、年度末まで食材に関しては支払いができなくなると困るということで、この時期まで減額のほうは待たせていただき、最後3月の補正の中で減額という形で対応させていただきました。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野 廣議員） 上野議員、再質問をお願いします。

○5番（上野葉月議員） 承知しました。ありがとうございます。

質問は以上です。

○議長（上野 廣議員） ほかに質疑ございますか。

吉野正浩議員。

〔13番 吉野正浩議員登壇〕

○13番（吉野正浩議員） 13番、吉野正浩です。よろしく申し上げます。

1点だけお聞きします。（仮称）両表グラウンドの整備状況についてお聞きします。まず、産業振興課のほうの中で、工事請負費が……

〔「ページ数」と言う人あり〕

○13番（吉野正浩議員） 両表地区農村公園借用整備工事、38ページです。すみません。38ページの下段のほうの工事請負費です。申し訳ない。ここに両表地区農村公園用地整備工事50万円が計上されているのですが、どのような工事か教えてください。

○議長（上野 廣議員） 服部産業振興課長、答弁をお願いします。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、吉野議員さんの質問に答弁させていただきます。

両表・大木地区圃場整備を契機としまして、こちらの農村公園を生み出したわけですが、そんな中、工事自体は完了してございます。そして、今回の補正に関しては、水道のメーターというのでしょうか、水道の本管が近くに通っているのですけれども、そこから公園用地に向けての水道の口をつけるという工事でございます。公園の中で水道が使えるようにという工事になっておりますので、よろしく申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野 廣議員） 吉野議員、再質問をお願いします。

○13番（吉野正浩議員） それと、今造成工事が終わりました、以前、砂というのですか、サッカー場の代替ということで町は考えているということで、土のままでは多分使えないと思うのですが、土壌のほうはどのようになったかちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（上野 廣議員） 服部産業振興課長、答弁をお願いします。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、吉野議員さんの再質問に答弁させていただきます。

現在の状況としましては、平らなグラウンドになりまして、ばいじんダストのほうが入ってございます。そして、周りのところに関しては、単管パイプの状況で囲ってあるような状況になっております。今の段階では平らというのが一番適正なお話かと思っておりますけれども、そういうことでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野 廣議員） 吉野議員、再質問をお願いします。

○13番（吉野正浩議員） それでは、確認なのですが、多分土のままですとサッカーグラウンドでは使えないかと思うのです。最終的には町としてどのように考えているかちょっとお聞きしたいのですけれども。

○議長（上野 廣議員） 澄川教育委員会事務局長、答弁をお願いします。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、吉野議員のご質問に答弁させていただきたいと思います。

両表農村公園の中の両表グラウンド（仮称）ですが、こちらにつきましては吉野議員がおっしゃるとおり、サッカー少年団の東武グラウンドの代替という形で整備をする予定でございます。こちらにつきましては、今回の補正で対応させていただいています水道の引込み工事について産業振興課で、サッカーに必要な備品等の購入を教育委員会のほうで予算計上させていただいています。こちらについてなのですが、サッカー少年団のほうに東武グラウンドと同じような形で使ってもらうに当たっては、ある程度の占有ができる代わりに、管理のほうもある程度東武グラウンドと同じようをお願いしたいということで、使用の意向のほうを確認させていただいています。少年団のほうなのですが、回答といたしましては、現状今は月の輪小学校と、それから都の公園のほうで活動している中で、すぐすぐグラウンドの需要があるわけではないので、すぐに使用を希望するものではないということでした。ただ、一緒に現地を見た結果、さらにまた協議させていただいて、大変いいグラウンドなので、ぜひ使ってみたいと、ただ使用するに当たっては、東武グラウンドと同じような維持管理ができるかどうかちょっと分からないので、取りあえず今の状態で構わないので、そのまま暫定的に使わせてくださいということで申入れがありましたので、この工事が終わって町に引渡しになった後、少年団のほうには取りあえず現状のまま、暫定的ではありますが、使っていただく形になっています。その後、しばらく使っていただいて、これだったら使いたい、管理もできるよということで申入れいただいたら、いただいた今回の3月補正、繰越明許を取っておりますので、こちらの予算の執行をして、サッカーの水道ですとか備品等の整備をする中で、また少年団のほうに使っていただくといった、そういった形で現在予定をしています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野 廣議員） 吉野議員、再質問をお願いします。

○13番（吉野正浩議員） ありがとうございました。

ページで51ページなのですけれども、今のに関連したことなのですけれども、備品購入費、節であるのですけれども、（仮称）両表グラウンドの備品ということで、先ほど仮設トイレ等というお話をいただきました。それ以外に何か備品でお考えがあるかどうかちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（上野 廣議員） 澄川教育委員会事務局長、答弁をお願いします。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、吉野議員のご質問に答弁させていただきます。

今回の補正予算で考えています備品購入費の内訳でございますが、まずは簡易トイレが2基、それからラインカー、コーナーフラッグ、ブラシ、レーキ、コートローラー、またこれらを収納するプレハブの物置、それからゴールなのですが、福田小学校に今使用していないゴールがあるということです。そちらを修繕をさせていただいて、ゴールネットを新しくしたものを移設して使う予定でございます。ですので、こちらの備品購入費と併せて、修繕料の中に一部ゴールの修繕をするための経費が含まれております。こちらのほうを見込んでいます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野 廣議員） 吉野議員。

○13番（吉野正浩議員） 今聞きましたら、サッカーをプレーする以上、大体最低限のものはそろっていると確認しました。

それとあと、もう一点だけですが、利用料金の関係ですが、町のこういった施設は照明関係以外は利用料無料ということになっていると思うのですけれども、その料金関係もちよっとお聞きしたいと思います。

○議長（上野 廣議員） 澄川教育委員会事務局長、答弁をお願いします。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、吉野議員のご質問に答弁させていただきます。

利用料金についてですが、先ほどお話ししたとおり、サッカー少年団の占有できるグラウンドというふうに考えていますので、特に利用料金等は考えておりません。

ただ、地元の方が例えば避難訓練ですとか、何か地元の行事で使いたいといったときには、そちらを優先して使用させていただくということがグラウンドの占有の条件となってございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野 廣議員） 吉野議員。

○13番（吉野正浩議員） 分かりました。

私の質問は以上です。ありがとうございました。

○議長（上野 廣議員） ほかに質疑ございますか。

〔何事か言う人あり〕

○議長（上野 廣議員） 質疑あるようですので、休憩後といたします。

暫時休憩とします。再開は午後2時35分とします。

休 憩 （午後 2時22分）

再開 (午後 2時35分)

○議長(上野 廣議員) 再開します。

議案第13号の質疑を続けます。質疑ございますか。

阿部議員、質問席をお願いします。

[14番 阿部弘明議員登壇]

○14番(阿部弘明議員) 14番、阿部弘明です、よろしくをお願いします。

まず、21ページ、減収補填債2,510万円ということなのですけれども、これは減収補填、先ほどのお話ですと、ちょっともう一度教えていただきたいと思いますが、お願いします。

○議長(上野 廣議員) 吉野総務政策課長、ご答弁をお願いします。

[総務政策課長 吉野徳生登壇]

○総務政策課長(吉野徳生) 総務政策課長、阿部議員の質問に答弁をさせていただきます。

減収補填債2,510万円でございます。対象税目が拡大ということで増額補正をさせていただきました。追加した税目につきましては、地方消費税交付金の減収分、町たばこ税の減収分、ゴルフ場利用税交付金の減収分、地方揮発油譲与税の減収分、従来からの減収補填債の税目としては、町民税法人税割、利子割交付金、法人事業税交付金でございます。

以上でございます。

○議長(上野 廣議員) 阿部議員、再質問をお願いします。

○14番(阿部弘明議員) 分かりました。これで要するに今年度の分の減収については、国の補填についてはもう終了したということだというふうに思いますけれども。

あと、同じく猶予特例債がマイナス補正になっているのですけれども、3,340万円ということなのですけれども、いわゆる税金に入ってこないところの猶予しているところを肩代わりするというようなことだと思うのですが、これ何でまたマイナスになったのかちょっと教えてください。

○議長(上野 廣議員) 吉野総務政策課長、お願いします。

[総務政策課長 吉野徳生登壇]

○総務政策課長(吉野徳生) 総務政策課長、阿部議員の質問に答弁をさせていただきます。

この猶予特例債の減額につきましては、猶予特例債については来年度全額一括で償還をしなければならないというのが一つ理由がございます。また、交付税措置もありません。そういうことで今回未払いや借入れに係る事業料を考慮すると、借入れをしなくても財政運営ができるということで、今回減額補正をさせていただきました。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(上野 廣議員) 阿部議員。

○14番(阿部弘明議員) でも、猶予されて来年度になったとしても、それが入ってくるかどうかと

いうのは分からないのではないかなというふうに思うのですけれども、要するにマイナス補正をして来年度に繰り越すみたいになるわけでしょう、このマイナスが。そういう感じではない。

○議長（上野 廣議員） 吉野総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 吉野徳生登壇〕

○総務政策課長（吉野徳生） 総務政策課長、阿部議員の質問に答弁をさせていただきます。

この減額は、もう借りませんということでございますので、お金が入ってこないということでございます。借入れをしませんということです。

以上です。

○議長（上野 廣議員） 阿部議員、再質問をお願いします。

○14番（阿部弘明議員） 分かりました、どうもありがとうございます。

続いて、52ページの財政調整基金1億4,031万5,000円のいわゆる基金への繰入れをやるということなのですが、最終的に今年度の当初予算で1,000万円を取り崩すということになります。そうすると、今年度と来年度で1億3,000万余りの積み増しをするということになるわけですが、基金の合計額は今幾らになりますか。

○議長（上野 廣議員） 吉野総務政策課長、答弁をお願いします。

〔総務政策課長 吉野徳生登壇〕

○総務政策課長（吉野徳生） 総務政策課長、阿部議員の質問に答弁をさせていただきます。

財政調整基金につきましては、今回1億4,031万5,000円の積立てを予算計上させていただいております。先ほど阿部議員がおっしゃられたとおり、新年度予算では1,000万円の取崩しをするということになります。積立後の財政調整基金の残高の見込みでございますけれども、4億2,292万8,708円でございます。もう一度申し上げます。4億2,292万8,708円でございます。

以上でございます。

○議長（上野 廣議員） 阿部議員、再質問をお願いします。

○14番（阿部弘明議員） ありがとうございます。この基金の積み立てている目的について、改めて教えていただきたいと思えます。

○議長（上野 廣議員） 吉野総務政策課長、答弁をお願いします。

〔総務政策課長 吉野徳生登壇〕

○総務政策課長（吉野徳生） 総務政策課長、阿部議員の質問に答弁をさせていただきます。

財政調整基金の積立ての目的でございます。近年、災害であったり地震であったり、そういうことについて災害復旧、台風19号につきましても東松山市、ほかの自治体においても財政調整基金を取り崩して対応してきたというようなお話もございます。滑川町についても財政調整基金、残高の確保が喫緊の課題であると町長も申しております。町長は、4億円はぜひ確保していきたいのだというような強い意思がございますので、そういうものに備えて調整基金を積んでいくと、またコロ

ナ禍においても、今後収入減少になってくると、税収入等が減少が続くと見込まれます。急な基金充当とかが必要になってくることも考えられますので、そのための基金積立てでございます。

以上でございます。

○議長（上野 廣議員） 吉田町長、答弁をお願いします。

〔町長 吉田 昇登壇〕

○町長（吉田 昇） 財調の考え方について一言申し上げます。

私は、財調は必要以上に積む必要はないというふうに思っています。必要以上に積まないで、住民福祉のために使うということで考えておりますが、今課長が申し上げたとおり、近年の災害、そうしたものを見ますと、本当にそのとき対応するお金は財調しかございません。それは、やっぱり私は2億円ぐらいでいいかなというふうに思っていたのですが、本当に今どんな災害が起きるか分からない、そのとき金がなかったということでは済まないということで、課長のほうに最低4億円の財調を積み上げておいてくれということでお願いをして、そうした大きな災害とか、また当然課長が申し上げたとおり、いわゆるなかなか財政も厳しいというような状況がありますから、またそうしたもので補填をして予算を組むというようなこともございますので、財調につきましては、必要以上は積上げはしないで住民福祉のために使うと、しかし、最低限の4億円ぐらいは災害等のために積んでおくべきだということで、大体4億円を目標に財調を積んでいる状況でございます。

以上です。

○議長（上野 廣議員） 阿部議員、再質問をお願いします。

○14番（阿部弘明議員） ありがとうございます。財調の考え方についてよく分かりました。

来年度の予算についてもお話をさせていただきましたけれども、まさに災害級の今の状況、コロナ禍というのは襲っているのではないかなというふうに思います。こういった問題についても、今後のこの基金をどのように使うのかというようなことをまた考えなければいけないのではないかなというふうに思うのです。今言われたように災害です。今このコロナ禍の中で、また今年もどういった災害があるか分からないし、本当に心配な状況だというふうに思います。そのためにもこの財調を積み上げておかなければ、いざというときに対応できないということ、それはよく分かります。ですから、その考え方の中に今の状況を踏まえて、住民福祉がもたないというような場合については、やはり財調についても取り崩していくようなことも必要なのではないかなというふうに思うのです。ぜひまたそういったようなときというのはどういったときなのかというふうにもちょっとなかなか想像つきませんが、そういったような場合については、また皆さん、町長をはじめ、考えていくというふうに思いますが、非常に難しい判断なのではないかなというふうに思うのです。国からの交付金が出るとかというようなときもあるわけですが、いざというときのための基金だということになっているわけですが、本当にいざというときはどういったときなのかというふうに考えるのです。なかなか難しいだろうというふうに思うのですけれども、しかし、そう

いったようなときというのは、いずれはあるのかもしれないなというふうに思いますので、そういったようなところの考え方というのは、どうもまだ私なんかにはよく分からないのですが、もう一度ちょっといざというときの考え方について。

○議長（上野 廣議員） 吉田町長、答弁をお願いします。

〔町長 吉田 昇登壇〕

○町長（吉田 昇） 町長、答弁申し上げます。

私は、コロナも一つの災害だと思っております。ですから、町民福祉のためにはいわゆるそうした災害と思って、しっかり対応をしてみたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（上野 廣議員） 阿部議員。

○14番（阿部弘明議員） ありがとうございます。本当に今年もこういった状況が続くということであれば、まさに基金の出番になるかもしれません。そういったときには、またぜひよろしくお願いしたいというふうに思います。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（上野 廣議員） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上野 廣議員） 質疑なしと認めます。

これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上野 廣議員） 討論なしと認めます。

これをもちまして討論を終結します。

これより議案第13号 令和2年度滑川町一般会計補正予算（第9号）の議定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（上野 廣議員） 賛成全員です。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号の説明、質疑、討論、採決

○議長（上野 廣議員） 日程第14、議案第14号を議題とします。

事務局長より朗読をお願いします。

〔事務局長朗読〕

○議長（上野 廣議員） 朗読が終わりました。

岩附町民保険課長に提出議案の説明を求めます。

〔町民保険課長 岩附利昭登壇〕

○町民保険課長（岩附利昭） 町民保険課長。議案第14号 令和2年度滑川町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の議定についてご説明を申し上げます。

1 ページ目をお開きいただきたいと存じます。議案第14号 令和2年度滑川町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）、令和2年度滑川町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ638万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ17億999万9,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年3月2日提出

滑川町長 吉田 昇

4 ページ、5 ページを使いまして、歳入歳出予算事項別明細書にて今回の補正の主なものをご説明申し上げます。

歳入につきましては、款の1 国民健康保険税は収納見込みによる減額と、款5 国庫支出金は新型コロナウイルスの影響による保険税減免に対する国庫補助金の増額、款6 県支出金は保険給付費の財源を確保するための県補助金の増額となります。

歳出につきましては、款の2 保険給付費は医療費の執行見込みによる増額、款6 保険事業は執行見込みによる減額を行います。

また、款7 基金積立金といたしまして、財政調整基金への積立てのための予算を計上いたしました。

詳細につきましては、6 ページ、歳入からご説明申し上げます。初めに、款1 国民健康保険税、項1 国民健康保険税、目1 一般被保険者国民健康保険税でございますが、医療給付費分、介護納付金分、後期高齢者支援金分を合わせまして、現年課税分2,383万円を減額補正し、3億1,859万8,000円とするものでございます。減額の主な理由につきましては、一般被保険者調定額の減少及び収納見込額の減少によるものでございます。

次に、款5 国庫支出金、項1 国庫補助金、目1 災害臨時特例補助金として237万1,000円を補正いたします。こちらは、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて国民健康保険税の納付が困難となった世帯に対し減免を行っております。減免を行った額の10分の6を国からの補助金といたしまして収入をいたします。

次に、款6 県支出金、項1 県補助金、目1 保険給付費等交付金でございますが、2,328万8,000円を追加いたしまして、計12億2,152万8,000円とするものでございます。こちらは、保険給付費に充てる県からの普通交付金の追加分及び特別調整交付金の交付額確定による増額でございます。特別調整交付金には、先ほど保険税減免で行った額の国庫補助金分10分の6の残りの10分の4が県補助金として含まれてございます。

次に、7ページをお願いいたします。款10繰入金、項1 他会計繰入金、目1 一般会計繰入金でございますが、27万2,000円を減額し、計7,616万6,000円とするものでございます。こちらは、保険基盤安定繰入金の交付額の確定によるものでございます。

続いて、款12諸収入、項1 延滞金、加算金及び過料、目1 延滞金でございますが、252万2,000円を追加いたします。こちらは、一般被保険者の延滞金収入の増額が見込めるための増額となっております。

続いて、項の5 雑入、目1 一般被保険者第三者納付金ですが、217万7,000円を増額補正いたします。こちらは、交通事故等の第三者の不法行為により生じた保険給付費について、市町村が立て替えた医療費分を加害者から納付いただくものでございます。

続いて、歳出の主な内容についてご説明をいたします。8ページをお願いいたします。

款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費でございますが、34万円の増額を行います。主なものといたしまして、節の12委託料のうち、行政事務電算委託料74万8,000円を税制改正に伴うシステム改修費用として増額いたしまして、レセプト点検委託料42万1,000円を契約額確定により減額をするものでございます。

次に、款2 保険給付費、項1 療養諸費でございますが、目1 一般療養給付費に補正額2,241万9,000円を追加いたします。こちらは、国保団体連合会へ支払う療養給付費の増額によるものでございます。

続いて、下段にあります款6 保健事業費、項1 保健事業費でございますが、目1 の保健衛生普及費及び目の2 保養事業費を合わせて、10ページの中段にございます計227万9,000円を減額いたします。主な減額の理由といたしましては、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う緊急事態宣言発令の影響で人間ドックの受診者及び保養所利用者が大幅に減少したものでございます。

続いて、項2 特定健康診査等事業費でございますが、623万8,000円を減額補正し、942万6,000円とするものです。減額の主な理由ですが、節13委託料、保健事業委託料として特定健康診査を実施しておりますが、こちらもコロナ禍の中で大幅に受診者が減少する見込みで算定となっております。

次に、11ページ、款7 基金積立金、項1 基金積立金、目4 財政調整基金積立金でございますが、新たに1,000万円を積み立てます。国保事業納付金、保険給付費の支払いなど、財源が不足した場合の準備基金として基金へ積立てを行います。

次に、その下、款7諸支出金、項1償還金及び還付加算金ですが、目5保険給付費等交付金、還付金1,633万6,000円を追加いたします。こちらは、令和元年度の医療費実績確定に伴い保険給付費の精算払いとして国保団体連合会へ返還するための補正でございます。

最後に、款11予備費でございますが、3,247万円を減額し計3,030万円とするものでございます。こちらは、今回の補正予算に関わる差引きを予備費において調整するものでございます。

以上で説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（上野 廣議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

吉野議員。

〔13番 吉野正浩議員登壇〕

○13番（吉野正浩議員） 13番、吉野正浩です、よろしく申し上げます。1点だけちょっとお聞きしたいと思います。

ページ数ですと7ページです。その中の諸収入のところの延滞金、加算金及び過料というところで、説明で一般被保険者延滞金、意外と額が252万2,000円ということで、要するに補正が確定したよということは、それだけ延滞者が多かったということだと思えるのですが、その内容をちょっと詳しくお聞かせ願いたいのですけれども。

○議長（上野 廣議員） 岩附町民保険課長、ご答弁をお願いします。

〔町民保険課長 岩附利昭登壇〕

○町民保険課長（岩附利昭） 町民保険課長、吉野議員さんのご質問に答弁したいと思います。

先ほど延滞金収入と申し上げたのですけれども、実は税に関するものは税務課でやっております、私も細かい内訳がちょっとこの場ではお答えできませんので、後ほどお答えをさせていただきますと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「いいですよ」と言う人あり〕

○町民保険課長（岩附利昭） 以上、答弁とさせていただきます。

〔「でも」と言う人あり〕

○議長（上野 廣議員） 篠崎税務課長、答弁をお願いします。

〔税務課長 篠崎仁志登壇〕

○税務課長（篠崎仁志） 税務課長、吉野議員のご質問に答弁いたします。

被保険者延滞金でございますけれども、催告書、それから納税の通知とかを出しまして、納税をいただけない方につきましては、財産調査などをしまして給与、それから預金等の差押えを積極的に行いまして、財産、預金等ある方から納入した本税についての延滞金、それぞれを納入してこの額になったものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野 廣議員） 吉野議員、再質問をお願いします。

○13番（吉野正浩議員） 調べてみまして、延滞の理由があまり不明確な、少しちょっと悪意と言っ
てはあれなのですけれども、そういう方についてはいいと思うのですが、コロナ禍にありまして、
非常に分割納付とか納付をちょっと待っていただくとか、そういう方がきちっと申出をして延滞を
している場合については、この延滞金というのはかけるのでしょうか。

○議長（上野 廣議員） 篠崎税務課長、答弁をお願いします。

〔税務課長 篠崎仁志登壇〕

○税務課長（篠崎仁志） 税務課長、吉野議員の質問に答弁いたします。

コロナ禍において非常に厳しいということで申出があった方については、おっしゃるとおり分納
の約束とか、そういうのを積極的にしてまいっております。その中で延滞金についても、そういっ
た申出があるようでありましたら、そこには延滞金が見つからないように説明をして、なるべく町民の
皆様にいい方向でいけるように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野 廣議員） 吉野議員。

○13番（吉野正浩議員） 今、課長がお答えしていただきまして安心しました。できる限り事情をよ
く考慮していただきまして、延滞金というのは相当率が高い率で延滞金取られてしまいますので、
非常にその点を考慮しまして、よく相談して延滞金なるべく発生しないような方向で、困ってい
る方にはお願いできればと思います。

私の質問は以上です。よろしくをお願いします。

○議長（上野 廣議員） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上野 廣議員） 質疑なしと認めます。

これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上野 廣議員） 討論なしと認めます。

これをもちまして討論を終結します。

これより議案第14号 令和2年度滑川町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の議定につい
てを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（上野 廣議員） 全員賛成です。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号の説明、質疑、討論、採決

○議長（上野 廣議員） 日程第15、議案第15号を議題とします。

事務局長より朗読をお願いします。

〔事務局長朗読〕

○議長（上野 廣議員） 朗読が終わりました。

岩附町民保険課長に提出議案の説明を求めます。

〔町民保険課長 岩附利昭登壇〕

○町民保険課長（岩附利昭） 町民保険課長、議案第15号 令和2年度滑川町介護保険特別会計補正予算（第3号）の議定についてご説明申し上げます。

初めに1ページをお願いいたします。議案第15号 令和2年度滑川町介護保険特別会計補正予算（第3号）、令和2年度滑川町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億563万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億1,817万3,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年3月2日提出

滑川町長 吉田 昇

続きまして、予算書4ページ、5ページの歳入歳出予算事項別明細書にて今回の補正の主なものをご説明申し上げます。

歳入につきましては、款の4国庫支出金、款5支払基金交付金、款の6県支出金の全てにおきまして、負担金等の交付決定によりまして減額を行うものでございます。

また、歳出につきましては、最終的な執行見込額による款の2保険給付費、款の5地域支援事業費についてそれぞれ増減を行うものでございます。

詳細につきましては、歳入からご説明を申し上げます。6ページをお願いいたします。款の4国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金でございますが、補正額3,199万5,000円を減額し、計1億5,268万2,000円とするものです。減額の理由でございますが、負担金交付額の決定によるものでございます。

次に、項2国庫補助金ですが、目1調整交付金につきましては1,986万5,000円の減額、目の10保険者努力支援交付金においては136万9,000円を追加いたします。これらの増減の理由でございますが、交付額の確定によるものでございます。

次に、款5支払基金交付金、項1支払基金交付金、目1介護給付費交付金につきましては、補正

額4,081万7,000円を減額いたします。こちらも交付額の決定により減額するものでございます。

次に、款6 県支出金、項1 県負担金、目1 介護給付費負担金になりますが、補正額1,432万3,000円を減額し、計1億2,905万8,000円とするものでございます。こちらも負担金の確定によるものでございます。

続きまして、歳出の主な項目についてご説明申し上げます。7ページをお願いいたします。

款の2 保険給付費、項1 介護サービス等諸費でございますが、目1 居宅介護サービス給付費から目の9 居宅介護サービス計画給付費まで5つの給付費の計で、8ページの上段、補正額1億400万円を減額し、計8億7,167万3,000円といたします。減額の理由ですが、今年度の執行見込額の精査によるものでございます。

なお、目の8 居宅介護介護保険住宅改修費のみ150万円を増額いたします。これは、新型コロナウイルス感染症の影響で各種サービス利用を控える方がいた半面、自宅に手すり等を設置し、少しでも快適な自宅が送れるよう申請件数が増えたための増額でございます。

続いて、中段の項の2 介護予防サービス等諸費、目2 介護予防サービス給付費でございますが、補正額300万円の減額をさせていただきました。減額の理由といたしましては、こちらも今年度の執行見込額の精査によるものでございます。

最後に、その下段、款5 地域支援事業費、項1 介護予防生活支援サービス事業費でございますが、136万9,000円の追加をさせていただきました。こちらも新型コロナウイルスの影響で外出を控える意味で通所型サービス利用の減少が見られましたが、昨年秋以降、訪問型サービスの利用者が増加したこともあり、今回増額の補正をさせていただきました。

以上で、介護保険特別会計補正予算の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（上野 廣議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上野 廣議員） 質疑なしと認めます。

これをもちまして質疑を終結します。

次に、討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上野 廣議員） 討論なしと認めます。

これをもちまして討論を終結します。

これより議案第15号 令和2年度滑川町介護保険特別会計補正予算（第3号）の議定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（上野 廣議員） 賛成全員です。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◎議案第16号の説明、質疑、討論、採決

○議長（上野 廣議員） 日程第16、議案第16号を議題とします。

事務局長より朗読を願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（上野 廣議員） 朗読が終わりました。

岩附町民保険課長に提出議案の説明を求めます。

〔町民保険課長 岩附利昭登壇〕

○町民保険課長（岩附利昭） 町民保険課長、議案第16号 令和2年度滑川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の議定についてご説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。議案第16号 令和2年度滑川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、令和2年度滑川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ398万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億7,947万9,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年3月2日提出

滑川町長 吉田 昇

予算書4ページ、5ページの歳入歳出予算事項別明細書にて、今回の補正の主な内容をご説明申し上げます。

歳入につきましては、款の1後期高齢者医療保険料の減額、項の4繰入金は一般会計からの繰入金を増額を行います。

款の6諸収入では、保険料還付金の増額が見込まれるため、補正を行います。

また、歳出につきましては、最終的な執行見込額により款の1総務費、款の3諸支出金についてそれぞれ増減を行うものでございます。

詳細につきましては、6ページ、歳入からご説明を申し上げます。初めに、款1後期高齢者医療保険料、項1後期高齢者医療保険料でございますが、目の1特別徴収保険料、補正額479万2,000円の増額、また目の2普通徴収保険料956万2,000円を減額いたしまして、計477万円の減額となります。

現年度課税分におきまして特別徴収分の増加、普通徴収分の減少が見込まれるためでございます。

次に、款の4繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金でございますが、補正額58万8,000円の増といたします。新たに節の1事務費繰入金に221万3,000円を計上いたしまして、節の2保険基盤安定繰入金162万5,000円を減額いたします。こちらは、繰入額の確定によるものでございます。

続いて、款の6諸収入、項の2償還金及び還付加算金、目1保険料還付金ですが、補正額20万円を増額します。保険料還付のための埼玉県後期高齢者医療広域連合からの収入となります。

続きまして、歳出についてご説明いたします。7ページをお願いいたします。

款の1総務費、項3保健事業費、目の2保養事業費ですが、補正額30万円を減額するものです。減額の理由といたしましては、国民健康保険と同様、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う緊急事態宣言発令の影響で保養所利用者が大幅に減少する見込みによるものでございます。

続いて、款の3諸支出金、項1償還金になりますが、補正額20万円を増額します。保険料還付のための増額となります。

最後に、款の4予備費でございますが、388万2,000円を減額し、計196万2,000円とします。こちらは、今回の補正額に関わる差引きを予備費において調整するものでございます。

以上、誠に簡単でございますが、予算説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（上野 廣議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上野 廣議員） 質疑なしと認めます。

これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上野 廣議員） 討論なしと認めます。

これをもちまして討論を終結します。

これより議案第16号 令和2年度滑川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の議定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（上野 廣議員） 全員賛成です。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

◎議案第17号の説明、質疑、討論、採決

○議長（上野 廣議員） 日程第17、議案第17号を議題とします。

事務局長より朗読をお願いします。

〔事務局長朗読〕

○議長（上野 廣議員） 朗読が終わりました。

関口環境課長に提出議案の説明を求めます。

〔環境課長 関口正幸登壇〕

○環境課長（関口正幸） 環境課長、議案第17号 令和2年度滑川町下水道事業特別会計補正予算（第3号）の議定についてご説明を申し上げます。

1ページをお開きください。令和2年度滑川町下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ237万2,000円を減額し、歳入歳出それぞれ3億7,369万5,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和3年3月2日提出

滑川町長 吉田 昇

次に、4ページをお開きください。第2表、地方債の補正でございますが、流域下水道事業債の限度額を420万円減額し1,500万円に、公共下水道事業債の限度額を50万円減額し940万円に、公営企業移行債の限度額を730万円減額し630万円にそれぞれ変更するものでございます。

次に、8ページをお開きください。主な歳入についてご説明いたします。

款1分担金及び負担金、目1下水道事業分担金ですが、132万8,000円を増額補正し、計212万円といたしました。開発により下水道区域外接続が想定より増額したことによるものでございます。

次に、項2負担金、目1下水道事業負担金ですが、80万円を増額補正し、計280万3,000円といたしました。山林、田畑等の宅地化に伴う猶予解除による増額でございます。

次に、款2使用料及び手数料、目1使用料ですが、750万円を増額補正し、計1億8,840万6,000円といたしました。増額の理由は、下水道接続件数の増加により当初の想定より使用料収入が増加する見込みのため増額するものでございます。

次の款8町債、目1下水道事業債ですが、1,200万円を減額補正し、計3,070万円といたしました。流域下水道事業債を充てる流域下水道建設負担金の額が確定したことと、公共下水道事業債を充てる下水道法事業計画変更業務委託の契約が確定したため雇用額の減額、公営企業会計移行債を充て

る公営企業会計移行業務が確定したためでございます。

次に、9ページをお開きください。主な歳出についてご説明いたします。

款1総務費、目1一般管理費745万2,000円を減額補正し、計2,997万9,000円といたしました。減額の主な理由は、節12委託料、公営企業会計移行業務の確定等によるものでございます。

次に、款1総務費、目1管渠維持管理費ですが、1,090万6,000円を増額補正し、計1億4,613万2,000円といたしました。増額の主な理由は、節18負担金、補助及び交付金、市野川流域下水道維持管理負担金が当初の想定より下水道接続件数の増加により排水処理量も多く、維持管理負担金が増加するため、必要額を増額するものでございます。

次に、10ページ、節26公課費、消費税納付金108万3,000円を増額理由は、令和元年度の消費税確定申告により、令和2年度の間納付額が確定したため、不足額を増額するものでございます。

次に、中段の款2事業費、目1建設事業費ですが、503万7,000円を減額補正し、計2,639万円といたしました。減額の主な理由は、節12委託料、事務事業の確定により、下水道事業計画業務委託を61万6,000円、節18負担金、補助及び交付金、市野川流域下水道負担金額確定のため427万1,000円を減額するものでございます。

次に、下段の款5予備費ですが、78万9,000円を減額補正し、計454万5,000円といたしました。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（上野 廣議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上野 廣議員） 質疑なしと認めます。

これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上野 廣議員） 討論なしと認めます。

これをもちまして討論を終結します。

これより議案第17号 令和2年度滑川町下水道事業特別会計補正予算（第3号）の議定について採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（上野 廣議員） 全員賛成です。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

◎議案第18号の説明、質疑、討論、採決

○議長（上野 廣議員） 日程第18、議案第18号を議題とします。

事務局長より朗読をお願いします。

〔事務局長朗読〕

○議長（上野 廣議員） 朗読が終わりました。

関口環境課長に提出議案の説明を求めます。

〔環境課長 関口正幸登壇〕

○環境課長（関口正幸） 環境課長、議案第18号 令和2年度滑川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）の議定についてご説明を申し上げます。

1 ページをお開きください。令和2年度滑川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ70万円を減額し、歳入歳出それぞれ9,432万4,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年3月2日提出

滑川町長 吉田 昇

次に、6 ページをお開きください。歳入についてご説明申し上げます。

款1 分担金及び負担金、目1 農業集落排水分担金ですが、70万円を減額補正し、計70万円といたしました。令和2年度中の新規加入者の見込みがないため、1名分を残し、減額いたしました。

次に、7 ページをお開きください。歳出についてご説明いたします。

款1 施設費、目1 維持管理費ですが、164万2,000円を減額補正し、計4,449万9,000円といたしました。減額につきましては、処理施設の光熱費及び事務事業の確定によるものでございます。

また、節11 役務費、農業集落排水処理施設汚泥引抜費については、汚泥の増加により20万円の増額をいたしました。

次に、款2 農業集落排水事業費、目1 総務費ですが、12万1,000円を減額補正し、計464万5,000円といたしました。委員報酬等の減額でございます。

次に、8 ページ、款5 予備費は106万3,000円を増額補正し、計225万8,000円といたしました。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（上野 廣議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上野 廣議員） 質疑なしと認めます。

これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上野 廣議員） 討論なしと認めます。

これをもちまして討論を終結します。

これより議案第18号 令和2年度滑川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）の議定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（上野 廣議員） 全員賛成です。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

◎議案第19号の説明、質疑、討論、採決

○議長（上野 廣議員） 日程第19、議案第19号を議題とします。

事務局長より朗読をお願いします。

〔事務局長朗読〕

○議長（上野 廣議員） 朗読が終わりました。

関口環境課長に提出議案の説明を求めます。

〔環境課長 関口正幸登壇〕

○環境課長（関口正幸） 環境課長、議案第19号 令和2年度滑川町浄化槽事業特別会計補正予算（第2号）の議定についてご説明申し上げます。

1ページをお開きください。令和2年度滑川町浄化槽事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,545万円を減額し、歳入歳出それぞれ4,049万円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和3年3月2日提出

滑川町長 吉田 昇

次に、4ページをお開きください。第2表、地方債補正でございますが、下水道事業債の限度額

を220万円減額し、180万円に変更するものでございます。

初めに、本議案の内容でございますが、歳入につきましては公設浄化槽設置基数を20基から7基と減らしたことにより、分担金及び使用料を減額し、国庫補助金、県補助金、町債におきましても需用減となるため、減額させていただくものでございます。

歳出につきましても、公設浄化槽の設置基数の減によりまして、施設管理費及び施設整備費を減額させていただくものでございます。

それでは、説明書において説明させていただきます。8ページをお開きください。歳入についてご説明いたします。補正額の減額は、いずれも設置基数の減によるものでございます。

款1 分担金及び負担金、目1 設置費分担金144万4,000円を減額補正し、計78万2,000円といたしました。合併浄化槽設置費分担金でございます。

款2 使用料及び手数料、目1 浄化槽使用料103万5,000円を増額し、1,118万円といたしました。現年及び過年度分の使用料となります。

節1 浄化槽使用料ですが、収入見込みより10万円減額いたしました。

節2 浄化槽清掃料ですが、コロナ禍により在宅時間が増えたため、汚泥の引き抜き量が当初の推定より増加したため、113万5,000円を増額いたしました。

款3 国庫支出金、目1 国庫補助金785万1,000円を減額補正し、417万7,000円といたしました。

款4 県支出金、目1 県補助金500万円を減額補正し、200万円といたしました。

続いて、9ページをお開きください。款8 町債、目1 下水道事業債220万円を減額補正し、180万円といたしました。

次に、10ページをお開きください。歳出についてご説明いたします。

款1 総務費、目1 総務管理費11万9,000円を減額補正し、93万8,000円といたしました。事務事業の確定等によるものでございます。

次に、款2 施設管理費、目1 浄化槽管理費6万6,000円を増額補正し、1,887万8,000円といたしました。設置基数の減による減額と節12委託料、汚泥引き抜き量の増加による浄化槽清掃委託料の増額でございます。

次に、11ページを御覧ください。款3 施設整備費、目1 浄化槽整備費ですが、1,659万4,000円を減額補正し、計876万6,000円といたしました。全て設置基数の減によるものでございます。内訳は、節14工事請負費993万3,000円の減額、浄化槽設置工事費でございます。節16公有財産購入費362万3,000円の減額、公設浄化槽購入費でございます。節18負担金、補助及び交付金303万8,000円の減額、転換促進奨励補助金でございます。

続いて、款6 予備費、目1 予備費につきましては119万7,000円を増額補正し、計986万3,000円といたしました。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（上野 廣議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上野 廣議員） 質疑なしと認めます。

これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上野 廣議員） 討論なしと認めます。

これをもちまして討論を終結します。

これより議案第19号 令和2年度滑川町浄化槽事業特別会計補正予算（第2号）の議定について採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（上野 廣議員） 賛成全員です。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

◎議案第20号の説明、質疑、討論、採決

○議長（上野 廣議員） 日程第20、議案第20号を議題とします。

事務局長より朗読をお願いします。

〔事務局長朗読〕

○議長（上野 廣議員） 朗読が終わりました。

會澤水道課長に提出議案の説明を求めます。よろしくをお願いします。

〔水道課長 會澤孝之登壇〕

○水道課長（會澤孝之） 水道課長、議案第20号 令和2年度滑川町水道事業会計補正予算（第6号）の議定についてご説明いたします。

補正予算書の1ページをお開き願います。令和2年度滑川町水道事業会計補正予算（第6号）。

第1条 令和2年度滑川町水道事業会計の補正予算（第6号）は、次に定めるとおりとする。

第2条 令和2年度滑川町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

以下、項目の順で読み上げさせていただきます。

収入、第1款事業収益3億6,719万7,000円、45万円、3億6,764万7,000円。

第1項営業収益3億2,820万9,000円、45万円、3億2,865万9,000円。

支出、第1款事業費3億7,294万7,000円、マイナス247万6,000円、3億7,047万1,000円。

第1項営業費用3億5,588万3,000円、マイナス84万7,000円、3億5,503万6,000円。

第2項営業外費用1,476万4,000円、マイナス162万9,000円、1,313万5,000円。

次、2ページをお願いします。

第3条 令和2年度滑川町水道事業会計予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

同じく、項目の順に読み上げさせていただきます。

収入、第1款資本的収入1,257万2,000円、184万2,000円、1,441万4,000円。

第1項負担金320万円、184万2,000円、504万2,000円。

支出、第1款資本的支出1億8,289万6,000円、マイナス734万4,000円、1億7,555万2,000円。

第1項建設改良費1億4,117万円、マイナス734万4,000円、1億3,382万6,000円。

第4条 予算第5条に定める(1)職員給与費を4,335万5,000円に定める。

令和3年3月2日提出

滑川町長 吉田 昇

今回の補正ですが、収入については当初の予算以上に収入があったもの、支出については委託工事などで執行済みにより残額が確定しているものなど、予算の精査による整理が主な目的となっております。

その他主なものについては、令和2年度滑川町水道事業会計補正予算(第6号)事項別明細書でもってご説明をさせていただきたいと思っております。11ページを御覧いただきたいと思っております。最初に、収益的収入については、款1事業収益を総額で45万円の増額計上いたしました。節2浄水器取付料など、今年度の新規加入者の増加に伴い、当初予算を上回ったために相当額を増額したものと、その他の項目については収入の見込みがなくなったものを減額したものととの差分の計上となります。

12ページをお願いします。収益的支出です。款1事業費、項1営業費用、目1原水及び浄水費は、612万5,000円の増額を計上させていただきました。主なものとして節6受水費になりますが、これは県から水を買っている費用となりますが、夏場過ぎから水道の使用水量が多くなり、年度末に向けて必要額を案分したところ、不足を生じるおそれが生じたために補正をお願いするものです。

次に、目2配水及び給水費についても、現予算の精査による不用額の処分が主なものですが、続く次ページ、13ページになりますが、節6修繕費については27万円の増額を計上させていただきました。埋設管の漏水等の修繕費用となります。今年度は、漏水事案が予想より多かったために支出が進みましたので、現在も漏水の起きやすい時期にあり、緊急の修繕に備えるために予算を確保する必要があると考え、今年度実績より案分し、不足が想定される分として補正をお願いするものです。

目4総掛費は、同じく予算精査による不用額として529万7,000円を計上させていただきました。減額の主なものといたしまして、次ページになりますが、節14委託料の認可変更届書作成業務委託

料400万円が全額不用となりました。当初、専門性の高い認可変更届書の作成については業者委託を想定しておりましたが、変更内容が軽微なものであり、職員の手によって書類等の作成が可能であるとの見込みとなり、自前での実施となったため不用となりました。

節19負担金の各種研修会参加負担金については、職員の専門知識習得のため各種の研修会の参加を予定しておりましたが、コロナ禍の影響により大部分が中止となり大幅な残額となりました。

次に、15ページを御覧いただきたいと思えます。上の欄、資本的収入です。款1資本的収入、項1負担金、目1負担金は、節1負担金の消火栓設置工事負担金で184万1,000円の増額を計上いたしました。本年度の想定を超えての収入額となったための増額です。

下の欄、資本的支出については、請負費の残額などの不用額となっております。

以上で、雑駁ながら主な補正内容の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（上野 廣議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上野 廣議員） 質疑なしと認めます。

これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上野 廣議員） 討論なしと認めます。

これをもちまして討論を終結します。

これより議案第20号 令和2年度滑川町水道事業会計補正予算（第6号）の議定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（上野 廣議員） 賛成全員です。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

◎議案第29号の説明、質疑、討論、採決

○議長（上野 廣議員） 日程第21、議案第29号を議題とします。

事務局長より朗読を願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（上野 廣議員） 朗読が終わりました。

稲村建設課長に提出議案の説明を求めます。お願いします。

〔建設課長 稲村茂之登壇〕

○建設課長（稲村茂之） 建設課長、議案第29号 町道路線の廃止についてをご説明いたします。

提案理由でございますが、町道路線整備のため、道路法第10条第3項の規定に基づき、この案を提出するものでございます。

次のページを御覧ください。今回の廃止路線の町道1346号線は、延長の変更が生じたので、今議案で廃止し、次の議案第30号で改めて認定をお願いするものです。町道9604号線は、開発により町道の付け替えをするため、既存の町道を廃止するものです。別紙の路線網図を添付させていただきましたので、ご参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（上野 廣議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上野 廣議員） 質疑なしと認めます。

これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上野 廣議員） 討論なしと認めます。

これをもちまして討論を終結します。

これより議案第29号 町道路線の廃止についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（上野 廣議員） 全員賛成です。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

◎議案第30号の説明、質疑、討論、採決

○議長（上野 廣議員） 日程第22、議案第30号を議題とします。

事務局長より朗読をお願いします。

〔事務局長朗読〕

○議長（上野 廣議員） 朗読が終わりました。

稲村建設課長に提出議案の説明を求めます。

〔建設課長 稲村茂之登壇〕

○建設課長（稲村茂之） 建設課長、議案第30号 町道路線の認定についてをご説明いたします。

提案理由でございますが、町道路線整備のため、道路法第8条第2項の規定に基づき、この案を

提出するものでございます。

内容につきましては、次のページを御覧ください。今回の町道1346号線は、先ほどの議案第29号で廃止の議決をいただいた道路の延長を延ばし、改めて認定をお願いするものです。町道9791号線は、寄附採納を受けた道路の認定をお願いするものでございます。別紙の路線網図を添付させていただきましたので、ご参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（上野 廣議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上野 廣議員） 質疑なしと認めます。

これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上野 廣議員） 討論なしと認めます。

これをもちまして討論を終結します。

これより議案第30号 町道路線の認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（上野 廣議員） 全員賛成です。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

◎会議時間の延長

○議長（上野 廣議員） お諮りします。本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長したいと思います。これにご異議ございますか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上野 廣議員） 異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間は延長することに決定しました。

◎議案第31号～議案第44号の採決

○議長（上野 廣議員） 日程第23、議案第31号から日程第36、議案第44号を一括議題といたします。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上野 廣議員） 異議なしと認め、日程第23、議案第31号から日程第36、議案第44号を一括

議題といたします。

事務局長に朗読をお願いします。

〔事務局長朗読〕

○議長（上野 廣議員） 朗読が終わりました。

お諮りします。本件は、人事案件でありますので、質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上野 廣議員） 異議なしと認め、質疑、討論を省略します。

これより、議案第31号から議案第44号 滑川町農業委員会の委員の任命についてを採決します。

なお、採決については議案ごとに行います。

初めに、議案第31号の採決をします。

本案はこれに同意することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（上野 廣議員） 賛成全員です。

よって、議案第31号はこれに同意することに決定しました。

次に、議案第32号の採決をします。

本案はこれに同意することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（上野 廣議員） 全員賛成です。

よって、議案第32号はこれに同意することに決定しました。

次に、議案第33号の採決をします。

本案はこれに同意することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（上野 廣議員） 全員賛成です。

よって、議案第33号はこれに同意することに決定しました。

次に、議案第34号の採決をします。

本案はこれに同意することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（上野 廣議員） 全員賛成です。

よって、議案第34号はこれに同意することに決定しました。

次に、議案第35号の採決をします。

本案はこれに同意することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（上野 廣議員） 賛成全員です。

よって、議案第35号はこれに同意することに決定しました。
次に、議案第36号の採決をします。

本案はこれに同意することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（上野 廣議員） 賛成全員です。

よって、議案第36号はこれに同意することに決定しました。
次に、議案第37号の採決をします。

本案はこれに同意することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（上野 廣議員） 賛成全員です。

よって、議案第37号はこれに同意することに決定しました。
次に、議案第38号の採決をします。

本案はこれに同意することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（上野 廣議員） 賛成全員です。

よって、議案第38号はこれに同意することに決定しました。
次に、議案第39号の採決をします。

本案はこれに同意することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（上野 廣議員） 賛成全員です。

よって、議案第39号はこれに同意することに決定しました。
次に、議案第40号の採決をします。

本案はこれに同意することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（上野 廣議員） 賛成全員です。

よって、議案第40号はこれに同意することに決定しました。
次に、議案第41号の採決をします。

本案はこれに同意することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（上野 廣議員） 賛成全員です。

よって、議案第41号はこれに同意することに決定しました。
次に、議案第42号の採決をします。

本案はこれに同意することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（上野 廣議員） 賛成全員です。

よって、議案第42号はこれに同意することに決定しました。

次に、議案第43号の採決をします。

本案はこれに同意することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（上野 廣議員） 賛成全員です。

よって、議案第43号はこれに同意することに決定しました。

次に、議案第44号の採決をします。

本案はこれに同意することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（上野 廣議員） 賛成全員です。

よって、議案第44号はこれに同意することに決定しました。

◎議案第45号の説明、質疑、討論、採決

○議長（上野 廣議員） 日程第37、議案第45号を議題とします。

事務局長より朗読をお願いします。

〔事務局長朗読〕

○議長（上野 廣議員） 朗読が終わりました。

服部産業振興課長に提出議案の説明を求めます。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、議案第45号 指定管理者の指定についてご説明いたします。

提案理由でございますが、地方自治法第244条の2第6項及び滑川町谷津の里設置及び管理条例第7条の規定に基づき、滑川町谷津の里指定管理者を指定することについて議会でご承認いただきたく、提案するものでございます。

それでは、内容につきましてご説明させていただきます。谷津の里ですが、平成18年度オープン時から、地域の方々により組織された谷津の里管理組合が指定管理者として谷津の里を管理してまいりました。以来2度の更新を経て、15年間大きなトラブルもなく管理運営を行っております。今回、3度目の指定期間が令和3年3月31日に終了するに伴いまして、新たに令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間の指定管理者として指定を希望されています。

管理者を希望されています谷津の里管理組合ですが、地域の方々により組織された組合になり、

現在の代表者は、滑川町大字福田の松本正さんでございます。現在、組合員総数30名で活動となっております。

管理組合の事業としまして、管理運営を行う中で大きな収入源となっております市民農園貸出し管理、自主事業として数々のイベントの実施のほかに、近隣の方々から依頼される草刈り作業等を行っております。そういった事業を行うことにより、地元組合員の方々が生き生きと管理業務に携われるということで、健康で明るい地域づくりに寄与しております。

令和2年度をもちまして3度目の指定期間が終了するわけですが、谷津の里管理組合として指定管理者継続の意欲も高く、再指定の書類が提出されました。それを受けまして、2月中旬に指定管理者の選定委員会におきまして内容等を審議していただいた結果、令和3年度から新たに5年間、再度谷津の里管理組合に指定管理をお願いしようということで決定したところでございます。

このため、谷津の里指定管理者に谷津の里管理組合を指定することにつきまして、承認の議決をお願いいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

以上、内容の説明をさせていただきました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（上野 廣議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上野 廣議員） 質疑なしと認めます。

これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上野 廣議員） 討論なしと認めます。

これをもちまして討論を終結します。

これより議案第45号 指定管理者の指定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（上野 廣議員） 賛成全員です。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

◎議案第21号～議案第28号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（上野 廣議員） 日程第38、議案第21号 令和3年度滑川町一般会計予算の議定についてから日程第45、議案第28号 令和3年度滑川町水道事業会計予算の議定についてまでの8議案を一括議題とします。

本8議案について、予算審査特別委員会委員長より審査報告を求めます。

予算審査特別委員会、瀬上邦久委員長、審査報告を演壇にてお願いします。

〔予算審査特別委員長 瀬上邦久議員登壇〕

○1番（瀬上邦久議員） 1番、瀬上邦久です。議長の命により、予算審査特別委員会の審査報告を申し上げます。

今定例会におきまして、予算審査特別委員会に付託になりました議案第21号 令和3年度滑川町一般会計予算の議定についてをはじめ、特別会計予算の議定について6件及び水道事業会計予算の議定についての合計8議案につきまして、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

予算審査特別委員会は、会期日程に従い、去る3月8日、9日の2日間にわたり開催し、審査が行われたところであります。

審査に当たっては、一般会計予算を各常任委員会ごとに、また特別会計予算6件と水道事業会計予算についても、それぞれの担当者から説明を受けて、各委員の一問一答方式によって細部にわたる審査を行いました。

その詳細につきましては、議長を除く全員で構成される委員会審査でありますので、ここで再び審査の状況、経過について述べることは省略をさせていただき、後刻会議録によりご承知おきをくださいますようお願い申し上げます、審査の結果のみご報告申し上げます。

まず、議案第21号 令和3年度滑川町一般会計予算の議定についてにつきましては、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、令和3年度の各特別会計予算でございますが、議案第22号 令和3年度滑川町国民健康保険特別会計予算の議定について、議案第23号 令和3年度滑川町介護保険特別会計予算の議定について、議案第24号 令和3年度滑川町後期高齢者医療特別会計予算の議定について、議案第25号 令和3年度滑川町下水道事業特別会計予算の議定について、議案第26号 令和3年度滑川町農業集落排水事業特別会計予算の議定について、議案第27号 令和3年度滑川町浄化槽事業特別会計予算の議定についてにつきましても、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

さらに、議案第28号 令和3年度滑川町水道事業会計予算の議定についてにつきましても、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が審査の結果であります。執行部におかれましては、審査の過程で委員各位より出された質疑、意見等については十分意を用いられ、事務の執行に当たれますようお願いを申し上げ、予算審査特別委員会の審査報告を終わります。

○議長（上野 廣議員） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上野 廣議員） 質疑なしと認めます。

これをもちまして質疑を終結します。

これより議案第21号から議案第28号までの8議案に対する討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上野 廣議員） 討論なしと認めます。

これをもちまして討論を終結します。

これより日程第38、議案第21号 令和3年度滑川町一般会計予算の議定についてから日程第45、議案第28号 令和3年度滑川町水道事業会計予算の議定についてまで8議案を一括して採決します。

本8議案に対する委員長の報告はいずれも原案可決であります。本8議案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上野 廣議員） 賛成全員です。

よって、議案第21号、議案第22号、議案第23号、議案第24号、議案第25号、議案第26号、議案第27号及び議案第28号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎閉会中の継続調査の申し出について

○議長（上野 廣議員） 日程第46、閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

議会運営委員会、宮島一夫委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しております申出のとおり、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上野 廣議員） 異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

暫時休憩します。

休 憩 （午後 4時14分）

再 開 （午後 4時15分）

○議長（上野 廣議員） 再開します。

◎日程追加

○議長（上野 廣議員） お諮りします。

ただいま町長から議案第46号から議案第48号及び諮問第1号が提出されました。これを日程に追

加し、追加日程第1から追加日程第4として議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上野 廣議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第46号から議案第48号及び諮問第1号を日程に追加し、追加日程第1から追加日程第4とし、議題とすることに決定いたしました。

◎議案第46号の上程、説明、採決

○議長（上野 廣議員） 追加日程第1、議案第46号を議題といたします。

事務局長に朗読をお願いします。

〔事務局長朗読〕

○議長（上野 廣議員） 朗読が終わりました。

吉田町長より提案理由の説明を求めます。

〔町長 吉田 昇登壇〕

○町長（吉田 昇） 町長、追加議案の提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第46号 滑川町副町長の選任については、現在の副町長である柳克実副町長の任期が令和3年3月31日をもって満了するに当たり、引き続き柳副町長を選任したいので、地方自治法第162条の規定に基づき議会の同意を求めるところでございます。

なお、経歴につきましては、添付してある経歴書を御覧いただきたいと思っております。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（上野 廣議員） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上野 廣議員） 異議なしと認め、質疑、討論を省略します。

議場に当人がおりますので、退席をお願いします。

〔副町長 柳 克実退席〕

○議長（上野 廣議員） これより議案第46号 滑川町副町長の選任についてを採決します。

本案はこれに同意することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（上野 廣議員） 賛成全員です。

よって、議案第46号はこれに同意することに決定しました。

柳副町長、議場にお戻りください。

〔副町長 柳 克実入場〕

○議長（上野 廣議員） ここで、滑川町副町長に選任同意されました柳克実氏にご挨拶をお願いしたいと思います。

〔副町長 柳 克実登壇〕

○副町長（柳 克実） 上野議長の命により御礼の挨拶を申し上げさせていただきます。

ただいまは吉田町長より上程をしていただきました議案第46号 滑川町副町長の選任について、議会議員皆様の全員のご同意を賜り、誠にありがたく、心より感謝を申し上げます。いただきました同意を重く心に刻み、町長の補佐役として町民皆さんの声を大切にする中で、職員と共に誠心誠意まちづくりに取り組む所存でございます。議会議員皆様の引き続いてのご指導とご鞭撻を切にお願い申し上げ、御礼の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（上野 廣議員） ありがとうございます。

◎議案第47号の上程、説明、採決

○議長（上野 廣議員） 追加日程第2、議案第47号を議題といたします。

事務局長に朗読をお願いします。

〔事務局長朗読〕

○議長（上野 廣議員） 朗読が終わりました。

吉田町長より提案理由の説明を求めます。

〔町長 吉田 昇登壇〕

○町長（吉田 昇） 町長、追加議案第47号 滑川町教育委員会教育長の任命についてご説明を申し上げます。

現在の教育長である馬場敏男教育長の任期が令和3年4月1日をもって満了するに当たり、引き続き馬場教育長を選任したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき議会の同意を求めます。

なお、経歴につきましては、添付してある経歴書を御覧いただきたいと思います。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（上野 廣議員） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上野 廣議員） 異議なしと認め、質疑、討論を省略します。

議場に当人がおりますので、退席をお願いします。

〔教育長 馬場敏男退席〕

○議長（上野 廣議員） これより議案第47号 滑川町教育委員会教育長の任命についてを採決しま

す。

本案はこれに同意することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（上野 廣議員） 賛成全員です。

よって、議案第47号はこれに同意することに決定しました。

馬場教育長、議場にお戻りください。

〔教育長 馬場敏男入場〕

○議長（上野 廣議員） ここで、滑川町教育委員会教育長に任命同意されました馬場敏男氏にご挨拶をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

〔教育長 馬場敏男登壇〕

○教育長（馬場敏男） 上野議長様のお許しをいただきましたので、一言ご挨拶を申し上げさせていただきます。

ただいま吉田町長よりご提案ございました教育委員会教育長の任命につきまして、議員の皆様にご同意をいただきまして深く感謝を申し上げます。

2年前、思い半ばでご逝去された小澤教育長の後任といたしまして、この席に立たせていただきました。それ以来、職員に恵まれ、多くの人の支えがありまして職務を遂行することができました。その間、町民の信託に応えられたかといいますと、甚だ疑問も残るところではございますが、本日、議員の皆様にご同意いただき、再任させていただくことを身に余る光栄と思っております。

小澤教育長が常日頃からチーム滑川で町の子どもは町で育てるとおっしゃっておりました。町の状況も大分変わってまいりました。地域によって実態状況も変わってまいりました。教育も大きく変わります。そのような中、吉田町長の掲げる「住んでよかった 生まれてよかったまちへ 住まいるタウン滑川」、その一翼を担えるよう、学んでよかった町になるよう教育行政に邁進していく覚悟でございます。

皆様には今後とも格段なるご指導、ご鞭撻を賜りますよう切にお願い申し上げまして、御礼の挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。（拍手）

◎議案第48号の上程、説明、採決

○議長（上野 廣議員） 追加日程第3、議案第48号を議題といたします。

事務局長に朗読をお願いします。

〔事務局長朗読〕

○議長（上野 廣議員） 朗読が終わりました。

吉田町長より提案理由の説明を求めます。

〔町長 吉田 昇登壇〕

○町長（吉田 昇） 町長、追加議案第48号 滑川町監査委員の選任については、稲葉一正委員の任期が令和3年3月31日をもって満了するに当たり、新井佳男氏を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定に基づき議会の同意を求めます。

なお、経歴につきましては、添付してある経歴書を御覧いただきたいと思います。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（上野 廣議員） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上野 廣議員） 異議なしと認め、質疑、討論を省略します。

これより議案第48号 滑川町監査委員の選任についてを採決します。

本案はこれに同意することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（上野 廣議員） 賛成全員です。

よって、議案第48号はこれに同意することに決定しました。

暫時休憩いたします。

休 憩 （午後 4時27分）

再 開 （午後 4時28分）

○議長（上野 廣議員） 再開いたします。

休憩前に選任同意いただきました新井佳男氏がお見えになっておりますので、ここでご挨拶をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

〔新井佳男氏登壇〕

○（新井佳男氏） ただいま監査委員に選任同意いただきました新井佳男と申します。

今の心境は、もとより浅学非才な私に稲葉代表監査委員の後任が務まるのかと不安な気持ちでいっぱいでございます。しかしながら、お引き受けするからには早く一人前になれるよう宮島監査委員さんからの熱いご指導を賜り、この重責を全うしてまいりたいと思っております。

終わりに、議員の皆様、町長をはじめ、職員の皆様からのさらなるご指導、ご鞭撻をお願い申し上げます。言葉足りませんが、挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（上野 廣議員） ありがとうございました。

続きまして、ここで3月31日任期満了をもちまして、2期8年間にわたり滑川町監査委員として

ご尽力いただきました稲葉一正監査委員よりご挨拶をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

〔代表監査委員 稲葉一正登壇〕

○代表監査委員（稲葉一正） 議長のお許しをいただきましたので、貴重な時間をいただき恐縮に存じますが、一言ご挨拶を述べさせていただきます。

私、来たる3月31日の任期満了により監査委員を退任することになりました。2期8年間の長きにわたり監査委員としてお世話になりました。この間、大過なく遂行できたことはひとえに吉田町長をはじめ、議員各位、執行部の課長、局長のおかげと厚く御礼を申し上げる次第です。

また、先ほど新しい監査委員に新井佳男さんが選任されました。新井さんには、町政発展にご尽力されますことをご期待申し上げるところでございます。

言葉足らず、誠に簡単ではありますが、滑川町のますますのご発展を祈念申し上げ、退任の挨拶とさせていただきます。長い間、大変お世話になりました。（拍手）

○議長（上野 廣議員） ありがとうございます。

ここで滑川町議会より稲葉一正監査委員へ花束の贈呈をしたいと思います。贈呈者は、現在、議会選出監査委員の宮島一夫議員をお願いしたいと思います。お二人は議員席の前までお進みください。（拍手）

〔花束贈呈〕

○議長（上野 廣議員） ありがとうございます。

ここで新井佳男さんがご退席いたします。

〔新井佳男氏退席〕

◎諮問第1号の上程、説明、採決

○議長（上野 廣議員） 追加日程第4、諮問第1号を議題とします。

事務局長に朗読をお願いします。

〔事務局長朗読〕

○議長（上野 廣議員） 朗読が終わりました。

吉田町長より提出諮問の説明を求めます。よろしく申し上げます。

〔町長 吉田 昇登壇〕

○町長（吉田 昇） 町長、追加提案いたします諮問の提案理由の説明を申し上げます。

諮問第1号 滑川町人権擁護委員候補者の推薦については、滑川町人権擁護委員である高橋亮誠委員が令和2年7月10日に逝去され、現在欠員となっております。つきましては、新たに吉野晴夫氏を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の同意を求めるものでございます。

なお、経歴につきましては、添付してある経歴書を御覧いただきたいと思います。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（上野 廣議員） 提出諮問の説明が終わりました。

お諮りします。本件は、人事案件でありますので、質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上野 廣議員） 異議なしと認め、質疑、討論を省略します。

これより諮問第1号 滑川町人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

本件はこれに同意することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（上野 廣議員） 賛成全員です。

よって、諮問第1号は原案のとおり可決されました。

◎退職者挨拶

○議長（上野 廣議員） ここで、今年度3月31日限りで定年退職される吉野総務政策課長にご挨拶をお願いします。

吉野総務政策課長、お願いします。

〔総務政策課長 吉野徳生登壇〕

○総務政策課長（吉野徳生） 総務政策課長の吉野でございます。上野議長をはじめ、議員の皆様にご配慮をいただき、定年退職を迎えるに当たり、神聖な議場にて挨拶をさせていただくことに感謝を申し上げます。

私は、昭和59年に滑川村役場に入庁させていただきました。その年の11月3日、これは町政施行の日でございますので、滑川村の職員としては最後の採用職員であります。その年の採用が私と当時保健師さんの2人でありましたので、保健師の方が数年で退職をされたため、私には同期がおりません。そのため、先輩方に仕事とプライベートにといろいろな面でご指導をいただきました。

職歴としてのスタートが福祉課の国民健康保険係、1か月でございますけれども、レセプトなんかの整理を主な担当をさせていただきました。その年の5月に税務課の第2係、現在の固定資産税担当になりますけれども、5年間、主に家屋担当で家屋の評価や評価替えの事務を担当させていただきました。平成元年から経済課、現在の産業振興課になります。土地改良係に異動し、ここで11年間、地元の方々と話し合いを行い、協力をいただく中で圃場整備事業、農道や排水路、ため池等の改修工事を担当させていただきました。当時は補助金等も潤沢で、多くの工事を担当させていただいたことを記憶しております。平成12年から都市計画課の都市計画係に異動して2年、駅広や公園等の維持管理を担当、平成14年から福祉課の福祉係、現在の健康福祉課になります。ここも7年間で

ございますけれども、障害の担当をしたわけですしけれども、この7年間は障害者の支援の制度の改正が非常に多かった年だと記憶をしております。平成21年から社会福祉協議会で3年、居宅介護支援、訪問介護支援事業所の運営を担当させていただいております。平成24年に水道課で施設担当に2年、水道タンクの耐震化や行田系の県水の受水に携わらせていただきました。その後、内部異動で管理担当に1年、料金の徴収等を担当、平成27年に建設課の管理担当に1年、道路の維持管理を担当させていただいたところでございます。平成28年から建設課長として4年間、令和2年に総務政策課長として1年、通算37年間勤めさせていただきました。最後の1年は、コロナ感染症の対策に追われる、ある意味記憶に残る1年でございます。振り返ってみると、こんなに多くの課、そして担当をさせていただいたのかと感慨深いものがございます。この間、議員の皆様や地域の方々に声をかけていただき、お世話になったこと、そして勉強させていただいたことに感謝を申し上げたいと思います。

私自身、これといって何の取り柄があるわけでもありませんし、何か功績があったわけでもありませんが、どの部署でも全力で業務に当たることを心がけて勤めた37年間でございます。

議会では、議員の皆様にも多くの質問や要望をいただきましたが、勉強不足もあり、期待に応えられる答弁ができなかったこと、この場をお借りしておわび申し上げます。

今後は、再任用職員としてお世話になる予定でございますので、少しでも町の発展に協力できればと思います。引き続き、ご指導をよろしくお願いいたします。

最後に、議員皆様のご活躍とご健勝、そして滑川町議会のますますの発展を祈念申し上げるとともに、コロナ感染症の一日も早い収束により、当たり前の生活に戻れることを願って、退職に当たっての挨拶とさせていただきます。大変お世話になり、ありがとうございました。(拍手)

○議長(上野 廣議員) ありがとうございました。

ここで滑川町議会より退職記念の花束を贈りたいと思います。贈呈につきましては、井上奈保子議員よりお願いいたします。議員席の前までお進みください。(拍手)

〔花束贈呈〕

○6番(井上奈保子議員) 吉野総務政策課長さんにおかれましては、今聞きましたら37年の勤務だったということでございますけれども、その間、滑川町の発展のために大変ご尽力ありがとうございました。これからもどうぞお元気でお過ごしくくださいますようお願いいたします。どうもありがとうございました。(拍手)

○議長(上野 廣議員) ありがとうございました。

お戻りください。

◎閉会について

○議長(上野 廣議員) お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上野 廣議員） 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

◎町長挨拶

○議長（上野 廣議員） ここで、吉田町長よりご挨拶をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

〔町長 吉田 昇登壇〕

○町長（吉田 昇） 議長のお許しをいただきましたので、本定例会の閉会に当たりまして一言お礼の挨拶を申し上げます。

本議会におきましては、令和3年度一般会計予算をはじめ、人事案件を含む全案件を慎重審議賜り、原案どおり可決いただきまして、深く感謝を申し上げます。

会期を1日残り終了いただきましたことに重ねて感謝を申し上げる次第でございます。会期中に議員各位より多くの提案、意見等をいただきましたことに対しましては、十分参考にさせていただき、今後の町政の執行に当たってまいる所存でございます。

今定例会におきましては、人事案件が多数ございました。農業委員さんの選任同意、副町長柳さんの選任同意、教育長の馬場さんの選任同意、それから監査委員さん、新井さんの選任同意、これら本当に全員の皆さんのご賛同をいただき大変ありがとうございました。もう一件、人権擁護委員の吉野さんにつきましても、諮問を申し上げたわけでございますけれども、ご同意をいただき大変ありがとうございました。

そして、今回限りで退任される稲葉監査委員さん、稲葉さんにおきましては、私はもう一期ぜひやってほしいというお願いをしまりましてけれども、どうしても体調不良ということだそうでございますので、それでは私も強く要請ができませんので、体調を完全に治していただくよう、今回はそういったことで新井さんに後任を託したわけでございます。本当に稲葉委員さんには長い間、町の財政、しっかり監査をいただきましたことに心から感謝を申し上げます。

そして、今回は吉野課長が定年退職ということになったわけでございまして、今日は議会から花束もいただき、また御礼の挨拶をする機会までいただき、私からも御礼を申し上げたいというふうに思います。吉野課長につきましては、私の苦手とする議会答弁ですとかいろいろな答弁、これらをしっかりフォローいただきましたので、心から感謝を申し上げる次第でございます。稲葉さん、吉野課長、お二人のこれからの本当に人生、人生100年時代でございますので、ご健勝にてご活躍をいただきたいというふうに思うところでございます。本当に長い間、ご苦勞いただきましたこと

に感謝申し上げます。

本年4月より、滑川町の将来を見据えた第5次滑川町総合振興計画基本構想・後期基本計画が始まります。誰もが「住んでよかった、生まれてよかった」と思える町の実現に向けて、より一層努力をしてまいりますので、温かいご指導、ご支援のほどよろしくお願い申し上げます。

終わりに、新型コロナウイルス感染症拡大による混乱が依然として続いておりますが、議員各位におかれましては健康には十分に留意をされ、ご活躍されますことを祈念申し上げまして、閉会に当たってのお礼の挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。(拍手)

○議長（上野 廣議員） ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（上野 廣議員） これで本日の会議を閉じます。

議員各位と執行部のご協力によりまして、本定例会が終了できました。深く感謝申し上げます。

これをもちまして第226回滑川町議会定例会を閉会といたします。

大変お疲れさまでした。

(午後 4時40分)

○議会事務局長（木村晴彦） ご起立願います。

相互に礼。

お疲れさまでした。

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和3年3月10日

議 長

副 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

署 名 議 員